臺灣時報

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登錄濟
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調查局
AUG 25 1920
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED.

複重

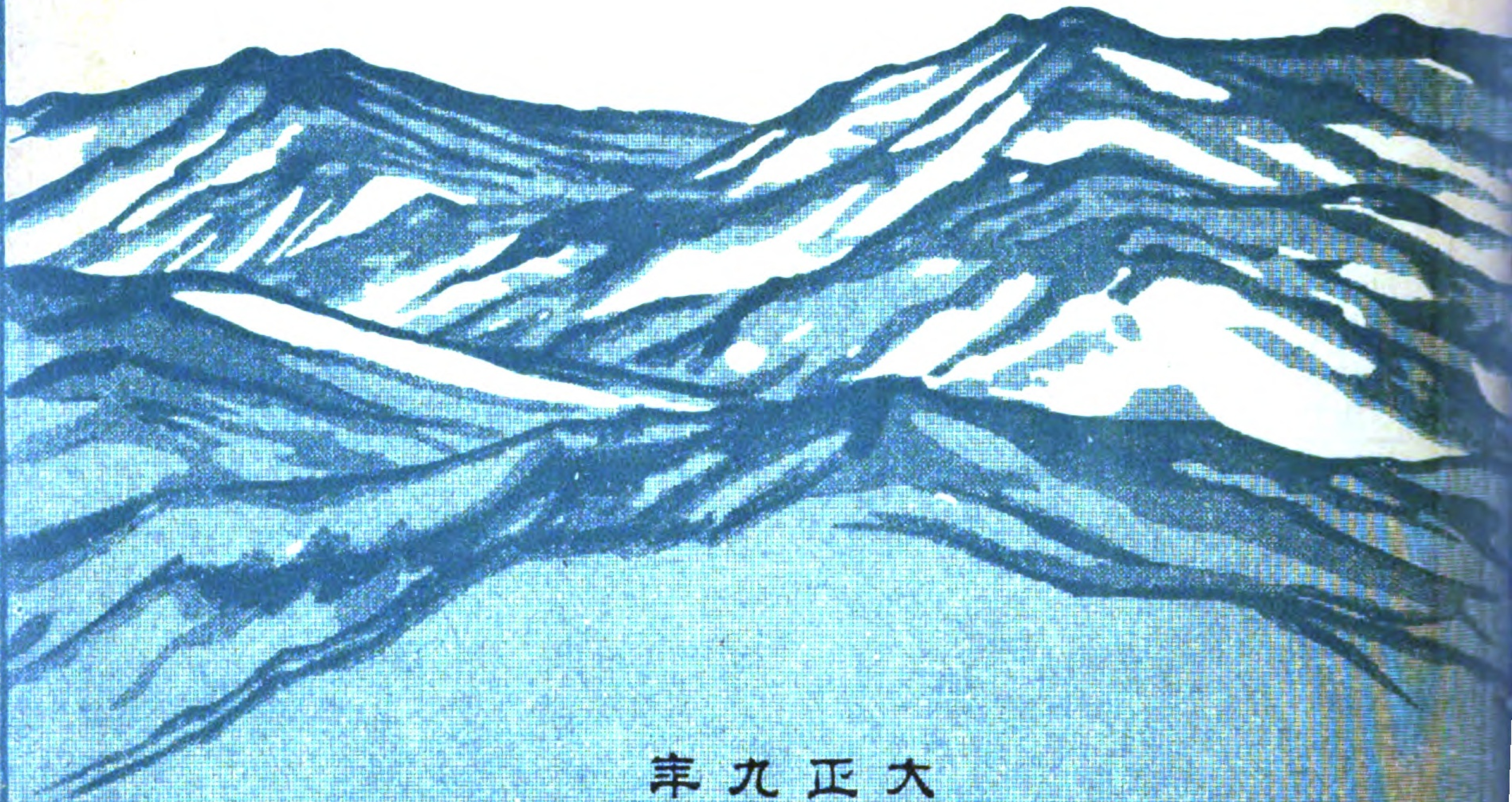

大正九年
八月號

要目

臺灣の近狀に就て
埠頭荷役の設備
比律賓視察談
佛蘭西林政の一端
蘭領東印度の價値
臺灣の商況
海外事情
赤崁樓の古史
本島各廳の狀況
古代民族の靈長觀念
瑯嶠（第四）
統計雜報
漢文法令

臺灣總督府內　臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

評議員長 法學博士 下村宏

△評議員（以下イロハ順）

醫學博士 稻垣長次郎　大竹勝一郎
池田常吉　岡田重久
石坂荘作　渡邊英大郎
市來半次郎　渡邊啓太
服部仁藏　賀來佐賀太郎
羽鳥精一　川崎卓吉
原鶴次郎　片山秀太郎
新元鹿之助　簡阿牛
西川利藤太　顏雲年
醫學博士 堀内次雄　加福豐次
富島元治　曾野普三郎
富地近思　川中子安治郎
陳鴻鳴　數田輝太郎
陳中和　吉川卯三郎
李景盛　醫學博士 高木友枝
林熊徵　工學博士 高橋辰次郎
林獻堂　田村武七
林烈堂　田村藤四郎
林鶴壽　農學博士 大島金太郎
大越大藏　高田元治郎
高山仰　法學博士 谷野格
曾田孝一郎　赤石定藏
津田毅一　赤司初太郎
永田綱明　後宮信太郎
永田隼之助　相賀照鄉
中村啓次郎　麻生誠之
中島榮吉　荒卷鐵之助
長尾景德　櫻井鐵太郎
内藤正太郎　坂本素魯哉
武藤針五郎　佐々木紀綱
宇野英種　齋藤愛二
梅谷光貞　橫瀨軍之佐
草鹿砥祐吉　佐田武彥
楠正秋　蔡蓮舫
工學博士 山形要助　木村匡
山移定政　木村久太郎
松岡富雄　許廷光
增田高賴　北村吉之助
丸田治太郎　御厨規三
牧山清砂　三村三平
松江春次　三好德三郎
小松吉久　南新吾
吳昌才　庄田藤治
辜顯榮　平山寅次郎
古賀三千人　平高寅太郎
枝德二　末松偕一郎
鄭拱辰　角源泉
相川茂鄉　鈴木重臣

△編纂委員

石井光次郎　瀧原三郎
池田幸甚　田坂千助
服部武彥　角田旋次
豐田勝藏　長島八郎
農學博士 東鄉實　長尾景德
鎌田正威　草野義一
黑田周一　阿部嘉七
前田稔靖　安西千賀夫
福與平三郎　菊池武芳
古山榮三郎　水越幸一
藤井恭敬　農學博士 鈴木眞吉
小西恭介

△常務員

編輯係 鷹取田一郎　同 峰谷彬
同 拓大雄　同 小野眞盛
同 中野順三郎　同 藤代三九三
同 小森德治　同 杉山秀
同 秋澤次郎　庶務及會計係 伊藤俊之助
囑託 池田壯太郎

大正九年七月二十九日印刷
大正九年八月一日發行（每月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢 廣告料一頁金二十圓）

臺灣總督府内
發行所 臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九九番

臺北大加納堡龍匣口庄百四十番戸
編輯兼發行人 中野順三郎

臺北撫臺街二丁目百四十六番戸
印刷人 遠藤祐太

臺北撫臺街二丁目百四十六番戸
印刷所 臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

淺野セメント株式會社臺灣支店

臺南打狗田町

電話 一一一 營業部
　　 一三三 工場

出張所 臺北府後街

電話 三二四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年　八月號目次

口繪寫眞　◉一千三百尺の合歡の瀑◉臺北新起街市場◉同上內部の景

■論　説■

臺灣の近狀に就て……總務長官法學博士　下村宏……一

埠頭荷役の設備に就て……臺灣總督府技師工學博士　山形要助……三

■調査報告■

比律賓視察談……臺灣總督府專賣局技師　三松經次……二六

佛蘭西に於ける林政の一端……林務課調査……三七

蘭領東印度の價値……商工課調査……四七

臺灣商況……商工課調査……四九

海外事情……外調週報……五四

◉赤崁樓の古史（竹月生）……五八

■地方事情■

本島各廳の情況……各廳報告……六三

◉媽祖の御人減し（夢法師）……八一

■漫　錄■

古代民族に見らるゝ靈長觀念の顯れ……蕉　鹿　夢……八二

瑯嶠（第四）……仙　俗　居　士……八四

■統　計■……八六

●臺北手形交換所手形交換月表（五月分）●臺南同上（五月分）●各銀行放資高（四月分）●預金貸出金殘高及金銀在高表（四月末）●臺北物價指數別表（五月分）●平均指數五箇年對照表●各銀行內外爲替取組高表（三月中）●信用竝信用兼營組合事業一覽表（四月末）《以上諸表は財務局調査》●米穀檢査成績（六月分）●檢査米産地及仕向地表（六月分）●檢査米種別及期別表（六月分）●米價（六月分）●移出米再檢査旬報表（六月分）●移出米仕向地別表（六月分）●再檢査米種別及期別表（六月分）●臺灣帽子檢査成績表（六月分）●臺灣帽子（林投）檢査産地別表（六月分）●臺灣帽子（大甲）檢査産地別表（六月分）●臺灣帽子（紙帽）檢査産地別表（六月分）●臺灣帽子（林投）檢査仕向地別表（六月分）●臺灣帽子（大甲）檢査仕向地別表（六月分）●臺灣帽子（紙帽）檢査仕向地別表（六月分）《以上諸表は殖産局調》

■雜　錄■……一〇三

●今期議會へ提出の臺灣總督府追加豫算（菊池主計課長）●臺灣に於ける不良少年と精神病者（內務局調）●臺灣地方官々制の改正●臺灣日誌●人事消息●任命●寄贈書目

■漢文時報■……一二

●臺灣監獄制度（長尾法務部長）●臺灣信用組合（前田事務官）

■法　令■……一三

郵便振替貯金規則中改正外二十二件

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

株式會社 臺灣銀行（臺北）

支店出張所

臺灣

基隆　臺中　嘉義　臺南　打狗

宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投

阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

支店出張所

支那 其他

上海　九江　漢口　福州

厦門　汕頭　香港　廣東

新嘉坡　盤谷　スラバヤ　スマラン

バタビヤ　孟買　倫敦　紐育

内地

神戸　大阪　横濱　東京　門司

合歡の瀑（臺灣南投廳下合歡山の南脚トロツコ蕃ブラヤウより約一里半、海抜約八千尺の位置に在り瀧の幅三十尺、高さ凡そ一千三百尺、海内無双と稱す）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

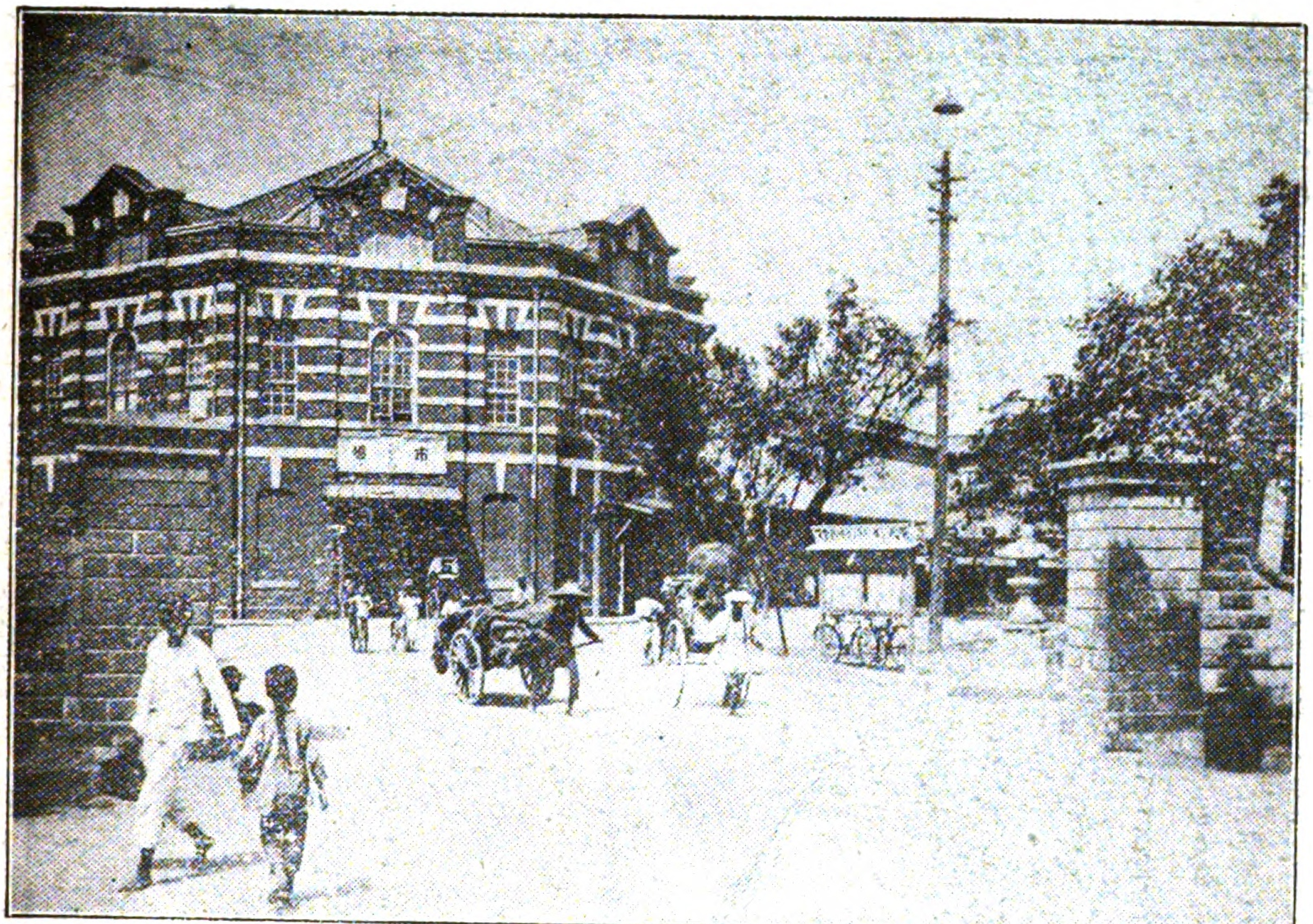

臺北新起街市場（明治四十一年新築、工費十三萬六百餘圓、表面八角堂は煉瓦二階造百二十九坪）

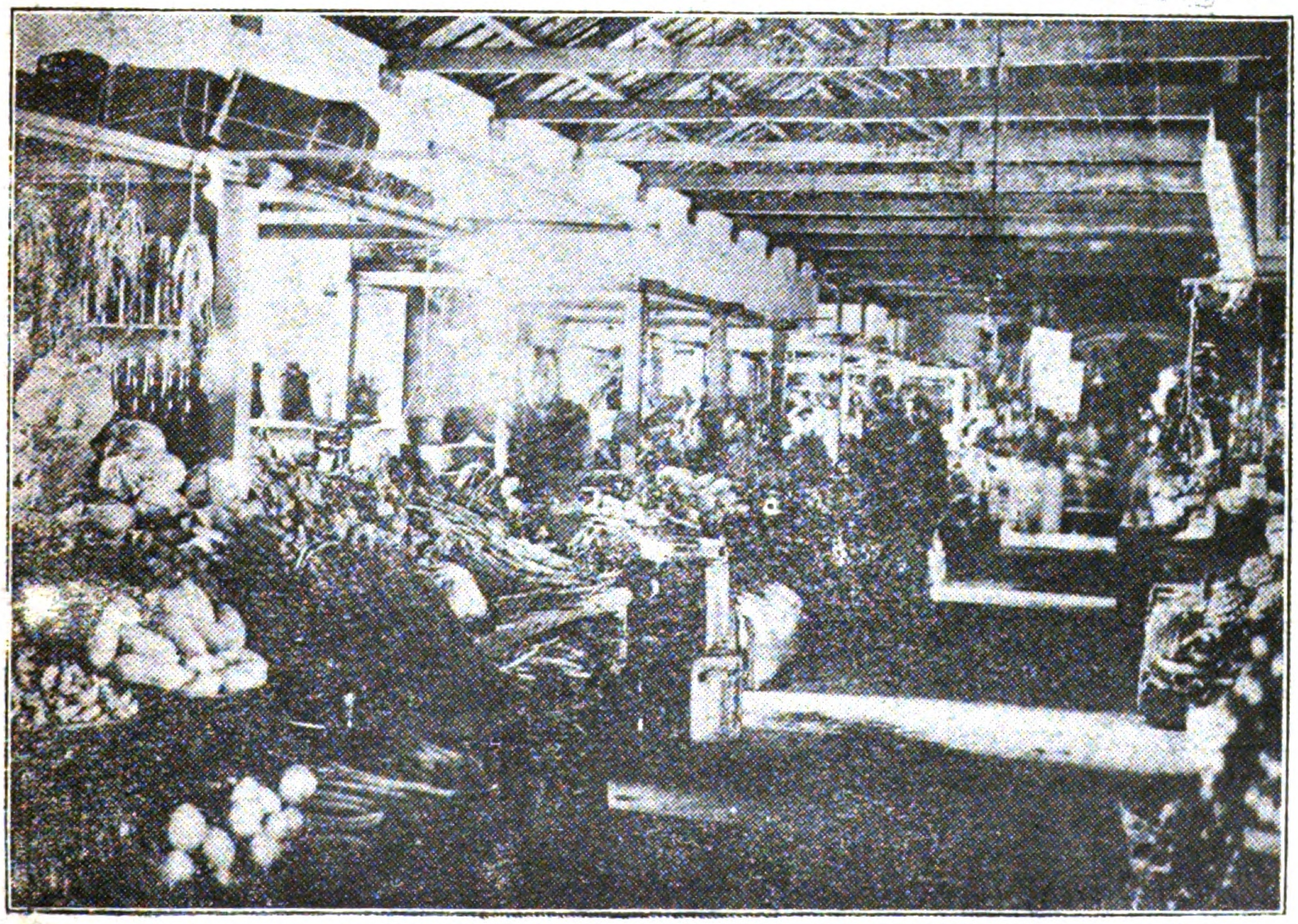

同上八角堂に接續する丁字形市場の內部（煉瓦造平家四百六十一坪、屋上に空氣拔鎧窓付）

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年八月號

論說

臺灣の近狀に就て

總務長官　法學博士　下村宏

本篇は曩に帝國鐵道協會に於て下村長官の試みられたる講話の大要なり

「臺灣の近狀に就て」と云ふ題でお話を致しまするが、實は餘りに範圍が廣過ぎましてドー云ふ事を話をして宜いかまだ取留めた考もありませぬ。鐵道の話を致すことにすると餘り專門の方々に對しては所謂釋迦に說法の氣味もありますし、されぱと言つて今は單り臺灣のみならず、或は朝鮮に於て、尚一歩進んで日本の內地に於て、所謂社會問題一般の思想問題と云ふやうな點に觸れてお話をしたいとも考へないではありませぬが、是等は既に二三箇所で話をしたこともありまするし、近く復た他の場所で機會を得て述べたいと思つて居るので、それは單り臺灣のみの問題でなく、吾々日本の將來日本人の將來として進んで卑見を述べて置きたいと思ふのでありまするが、今夕は兎に角鐵道協會の講演でありまするから、臺灣の鐵道と云ふものを主題にして、之に關聯した寧ろセコンダリーと言ひますかサブシディアリーと言ひますか、之に關聯したやうな問題を私のやうな立場に居つてどう考へて居るかと云ふ事を申述べましたならば、或は內地の鐵道に關係ある諸君にも多少の御參考にもならうかと思ふ。詰り全然

局外者ではなくて曾ては鐵道部長もして居つた、今日も絕えず鐵道に緣を有つて居つて然も直接其の局に當つて居らぬ者が鐵道に對してドー云ふ考を有つて居るか、さう云ふ立場からの感じを、二三お話をして見たいと思ひます。

矢張り臺灣の鐵道の極く大體だけは申上げやうと思ひますが、此處には臺灣に屢々お出でになつた方もありませうし、まだお出にならぬ方もありませうが、臺灣島は大體九州又は日本領樺太と同じ面積である。約二千方里の島である。それでは九州と臺灣とドー云ふ點に於て違ふかと言へば、九州は非常に海岸線の屈曲が多くして然も山は比較的低い。臺灣は海岸線の延長が四百里に滿ちませぬ。圖で御承知のやうにお芋のやうな島である。然も南北に通じて非常に高い山脈が多少東に寄つて橫たはつて居る。一萬尺以上の山はピークにして四十八座に及んで居る。隨て河は何れも此の山脈を分水嶺にして東西に流れるより外はない。最も幅の廣い所が約四十里でありますから多少迂回した長い河でも橫に流るゝものは先づ三四十里と御承知を願ひます。然かも臺灣の雨量は一年平均約二千五百ミリ、基隆の如き一年七千ミリを越え、阿里山の如き一日の雨量一千三十ミリに達した事がある。颱も內地へ襲來する二百十日二百二十日の低氣壓がまだ發生後間もなく濃厚なナッセントの狀態で一秒六七十メートルの速度でやつて來る、斯う云ふ地勢の所に架かつて居る鐵道でありまするから內地の鐵道に比して工事は無論困難であります。殊に河身が絕えず動いて往くのです。一度水が出れば河身が或は右に偏り或は左に偏る。臺灣で有名な大濁水溪の如きは二八水から出て居りまして四ッの大きな河に分れて居る。是は四ッの河川に分かれて海に注ぐことが必要であるのではない。一本あれは澤山だ。唯其の時の洪水の工合で河身が變るのであります。中に淸朝時代から水を取入れる水路……臺灣で埤圳と言ひます、其の埤圳を造つたのが洪水の時に河を造る種になつて後に自から水路に變じて河となつたのもあります。で何れの河も河幅が一里を超ゆる所は珍らしくない。而して是等の大河を總て橫斷致しまして臺灣の縱貫鐵道が南北に走つて居るのであります。

此の島內に住んで居る人には內地人が約十五萬、臺灣人が約三百四十萬、生蕃が約九萬、乃ち樺太に於ける人口全體だけが臺灣で生蕃として山岳地帶に居る勘定である。三百四十萬の臺灣人は福建族が大分で、あとは廣東民族である。其の臺灣人の中で淸朝時代の王化洽はず政令一途に出でず、李鴻章が馬關條約のときに臺灣は化外の地なり、到底治めることの出來ぬ場所であると言つた原因は生蕃にあらずして主として此の蕃地に乘込んだ臺灣人である。殊に所謂土匪と云ふものが居つて、是等が所在に橫行し島人は旅行の安全も身體財產の保障も十分に得られなかつた。是が兒玉總督の終の時代迄に殆ど一掃されて今日では土匪と云ふものは全く無くなつたのである。それから生蕃は山岳地帶に居りまするが、是も佐久間總督の時代に御承知の生蕃の討伐があつた。今日も尙少數の未歸順蕃が不穩の擧動に出る者がありまするが、密集して襲來するではなくて、既に山岳地帶の奧の方に壓迫せられてある鐵條網附近に出懸けて狙擊すると云ふ位の程度であ

ります。斯う云ふ場所に鐵道が約三百四十三哩先づ三百五十哩と御記憶を願ひます。それから私設の鐵道が約千哩を超えて居ります。其の中の先づ七分が専用線であつて三分が營業線になつて居ります。尙別に所謂トロ卽ち臺車と云ふ手押の私設の軌道が約六百哩、合せて約二千哩の鐵路が殆ど半ば御承知の嶮峻なる山脈地帶を以て占められて居る殘りの場所に分布されて居る。隨て內地と臺灣と較べても今の九州と較べても軌道の延哩に於ては、私は調べて來る暇もありませんでしたが、必ずや臺灣の方が多いこと、思ふ。

臺灣の特色の一は道路よりも軌道の方が發達したと云ふ事である。之は謂ふ迄もない、製糖會社の甘蔗の運搬の爲に造つた線路が重であつて臺灣の地圖を御覽になれば殆ど西海岸の平地は是等の線路を以て蜘蛛の巢のやうに縱横到るところに敷設されて居る。それから少し不便な土地、少し邊鄙な土地或は又勾配の急な土地は到るところ手押の軌道が縱横に敷設されて居る。自分の考としては內地でも所謂本鐵道なり輕便鐵道に依り能はぬ經濟的にも不利な所、又地形上から敷設を難しとする所は此の手押軌道を發達さすが好くはないか。假に例を取れば上州草津の如き所は澁川からも輕井澤からも這入つて往ける。何れは輕便鐵道或は進んで本鐵道も出來得るでありませうが、兎に角駕籠とか人力車とかを運搬の便に供するよりも、私は手押軌道を設ける方が乘客に於ても貨物に於ても便利ぢやないかと思ふ。多くの人はそれでは事故が多い。或は內地の苦力では此の手押軌道を押すだけの勞務に堪へ難いではないかと云ふ說もあります。是は私は何れも斷言し兼ねまするが、事故と云ふことは何時でも大數觀測所謂グライヒ・アルチッヒの問題であつて、どれだけの便利の度合と分量とをやつて居るに對してどれだけの損害の度合分量が起るかと云ふ問題であつて、市中の電車でも本鐵道でも事故は何時でも起る。唯それに依て受くる利益と其の事故の分量との比例の問題である。私の鄕里は紀州でありますが、熊野の方面でも斯う云ふものを設ければ非常な利便を得る事と考へる。是は私は少くとも攻究すべき問題であらうと思ひます。

臺灣の鐵道は今の本鐵道約三百五十哩、是等の鐵道の一日一哩の客車收入は大正七年度に於て三十六圓、貨車收入が四十四圓それに雜收入を入れて八十一圓と云ふことでありますから內地の東部管理局邊りの平均と似て居りはせぬか。勿論貨率は違つて居ります。又朝鮮に比しては遙に收入は多いのであります。然も其の現狀はどうかと言へば近來は常に滯貨問題で攻められて居ります。一面に乘客も非常に殖えて居る。それから貨物の集散は一層激增して來ました。其處へ多少なりとも鐵道從事員の如きは矢張り內地勞働界の餘波を承けて從來よりも鈍つて居ります。是等各種の點が相俟つて鐵道當局は絕えず滯貨問題で苦んで居ります。御承知の如く今機關車一臺註文しても中々右から左とは參らぬのである。現在大正八年の調では約一億五千萬噸哩、年々約二千萬噸哩位殖えて居ります。乃で先づ貨車一車の積載量を四噸半、貨車一車の走行哩を五十五哩とし二千輛の貨車を動かして尙貨物の運搬を全うすることが出來ないと云ふ狀態でありまして、此の機關車・貨車・客車の製造補給と云ふことが從事員の補充と相

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

俟つて非常に急を告げて居ります。

臺灣鐵道の特殊の點は、是は甚だ不便な事でありまするが時期と方向とが偏して居る事であります。御承知の通り臺灣の主なる貨物は砂糖であります。隨て此の砂糖の運搬は一年中の季節が限られて居る。方向も限られて居る。又砂糖の搬出期を除いても平常如何なる物資でも大體に於て貨物は南に向けて往く、中部南部から逆に北部に向つて往くのは少ない。基隆に荷揚する貨物は南にはしる。石炭は殆ど臺北廳內で採掘せらるゝが之も南下する計りである。中南部の農產物は擧げて南下打狗に向ふ。之は北部中部の間に急勾配の難關のある事が又一理由となつて居る。それから季節としては前に申す如く砂糖搬出の時期に支配される。是は單り鐵道に止らず延いて荷役の關係に於ても或は保險の關係に於ても倉庫の關係に於ても荷爲替の關係に於ても各種の方面を通じて一年中の平均を取り得ぬと云ふことは甚だ不便とする點であります。それから尙現在の鐵道の障碍は北部から中部に掛けて新竹廳と臺中廳の間は四十分一勾配の急傾斜でありまして此の間約五十分の間は長列車を停めることは出來ない。中に十六分と云ふ信號所がありまするが此處は勾配の急な場所でありますから長い列車は停ることが出來ませぬ。先づ輸送力は三分の一減になつて居ります。隨て今中部の方面に於て百分一の勾配の線路を別に六十哩程海岸に沿うて今建設に從事して居ります。

以上が鐵道の極く大體のお話でありますが、此の貨物の增加と云ふ事に付て序に申して置きたい。貨物は臺灣では主に砂糖に米に茶、是等が先づ臺灣の主なる物產になつて居ります。米は大體五百萬石、價格にしますれば先づ時價に依て始終動きますが、其の中の百萬石から百五十萬石位は先づ內地へ出すことが出來るのであります。是も領臺の當時は二百萬石位しか出來なかつたのでありますが今日では約十五割の增收になつて居ります。併し作附反別は極く僅しか殖えて居りませぬ。一方で甘蔗なり或は各種の耕作が進んで來て、品質の改良と土地及肥料の改良等により此の增收を見て居るのでありますが、是も尙將來多少の增收は期し得ると思ひます。それから甘蔗が約十三億斤、それから茶が約三千萬斤、外國へ輸出する分だけで約九百萬圓位のものを出して居る。此の茶は將來餘程生命があらうと思ふ。御承知の烏龍(ウーロン)茶と包種茶とありまして此處に中澤君も見えて居るが銀座で臺灣喫茶店を設けて居りまするが、烏龍茶の主として出るのは英吉利なり亞米利加方面で、段々嗜好に投じて來て南米其の他各方面に擴がつて往くやうである。今日の問題はどうすれば大口で精選した良い品質のものを出すことが出來るかと云ふ問題であつて、需要の方が幾らでもあるのであります。包種茶は南洋一帶に於ける華僑即ち支那の南洋方面に於ける無慮五百萬に近い連中の特に好むところでありまして、梔又は茉莉花の花片により特種の香味を保ちます。是等相俟て茶の輸出額は九百萬圓程を輸出して居る。それから芭蕉、是も今日では約六千萬斤位內地に出て居ります。これは四十二年頃から內地へ移出し始めて今日では內地で如何なる田舍へ往つても芭蕉の實の食卓に出ないことはない。價格にしましても約二百萬圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

になつて居ります。それから砂糖は先づ今日五億萬斤、是も相場で非常に動きまするが是は三十五年の當時に比すると非常な改良なり增加であります。

それから鹽、鹽は今尙ほ二億萬斤が切れて居る。けれども年々非常に增して往く筈である。然も島內の需要は約六七千萬斤マア一億萬斤は出來ます。故に內地へ供給する高は一億一千萬或は二千萬斤出て居りますが、是は年々數千萬斤づゝ必ず殖えて往く。謂ふ迄もなく內地に於ける國民の鹽の消費量は外國に比して非常に劣つて居る。殊に工業用に於て劣つて居る。で、是等一般の國民の生計の程度向上といふことゝそれから一般に鹽を工業用に使ふ需要の增加と相俟てば、日本に於ける鹽は將來餘程の需要の增加を見ねばならぬ。所で朝鮮は先づ吾々の見て居るところでは、將來自給自足と云ふ程度に往くのが先づ相當かも知れない。關東州なり或は青島は矢張多量に出して居りまするが、是以て面積にも限りあるし、それから兎も角も一箇年を通じ鹽を生產し得る時期が甚だ短い。又內地は多量の鹽を出して居りまするが。是は經濟上の意味からは割高の費用を要するも、沿革と分量が足らぬ點から產出されて居る。臺灣のやうに年百年中天日で鹽の出來るところで鹽田でも殖やして往き得るならば結局內地の製鹽は廢絕せらるべき筈である。內地の製鹽事業に投ずる資本なり場所を他に利用し得ると云ふ利益は暫く措き、少くとも內地で鹽を作ることは一般の鹽の値段を高めて居る。此の生產費の高いものを止めて生產費の安い方にドシ／＼代用して往くと云ふことは是は當然必要なことであります。唯問題は過渡の對應策と云ふことでありますが、是は攻究を要することで、臺灣鹽は品質劣れりとの說もあります。之は精製すれば上等のものも出來ます。總督府では年々數百町步の鹽田を增すことになつて居ります。

それから樟腦が約五百萬斤、價格にして七八百萬圓のものが出來ます。是は御承知の世界市場を殆ご獨占して居ります。人造樟腦の計畫も聞かぬではないが、兎に角臺灣の樟腦が現時世界の市場を支配して居るのであります。時局以來樟腦の價格は倍々昂くなつて居る。今迄海外に多數出て居つた樟腦を段々引締めて內地に向ける。其の一例は例令はセルロイドの中の玩具用のセルロイドの如きは從來外國品のみ這入つて居りましたが、今日では全く其の跡を絕ち却て輸出一千萬圓位に上つて居る樣な狀況であります。時局中又時局が收まつて後も殆ご英吉利亞米利加各國よりの公私を通せる要求、又內地よりの限なき要求がありまするが、一面臺灣に於ける天然樟腦の產額は一定せるに拘らずソレ儲かるからと後から／＼限なく出て來る。內地の各工場の際限なき要求は殆ご臺灣當局の役人が門司から東京へ這入つて來れば每日々々忙殺されて居るやうな狀態でありました。臺灣の狀況としては天然樟樹の增殖を待つ外はない。今日では六萬町步に近い增林計畫をし又樫樟と云ふ四五年位で樟腦が採れる樟樹を植付けて居りますから將來に於ても此の生產が減少することはないのであります。併しさう限りない需要に應じ得るだけのものを天然の植物に依て供給すると云ふことは明に難事であります。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

それから木材では針葉樹中檜材等は阿里山なり、八仙山なり、宜蘭七星山なり、各方面で伐木されるのは、一箇年に約三十萬尺〆である。今日賣拂ふのも年々十萬尺〆を越えて居る。價格にしても約二百萬圓位の價格に上つて居ります。唯是等の材木の品質は木曾材より少々劣ります。當初は赤味が勝つとか匂ひが强過ぎるとか、狂ひが多いとか或は鉋が掛り難いとか云ふやうな各種の點で內地では大正四年頃迄は阿里山材を持つて來て競爭入札に附しても入札者がなかつた。當時東京では野澤組、關西では鈴木商店に無理に殆ど押付けて販賣を命じたのでありますが、時局以後非常に木材の需要が增して來て今日では御承知の如き非常な價格の騰貴を來し續いて木材の需要は島內に於ても非常な增進であります。但し廉い材木ならば反對に內地から這入る、現に天龍材或は熊野材の杉材等が這入つて來ます。同時に是等の檜材は逆に餘程內地へ向けて出ることゝなりました。序ながら鐵道の枕木などは御承知の通り從來北海道などから這入つて來たのですが船腹の關係其の他內地の需要增進供給減少に伴ひ枕木を得ることが中々困難となる、況んや臺灣より北海道方面に需めるのは一層困難になつて已むを得ず島內で枕木を採り防腐して使用して居ります。能く比律賓・ボルネオ方面で所謂ハード・ウードの種類が到るところから臺灣方面に供給しようと云ふ話が絕えずあるのであります。是等は防腐を施さないでも相當長期に耐へるやうに聞いて居りますが、搬出すること、船腹運賃の關係でまだ此の南洋の木材を臺灣に入れると云ふ程の時期になつて居りませぬ。

それから石油は隨分永い間寶田石油と日本石油が總督府の補助を受けてロータリーで四十餘箇所試掘して居りまするが僅に新竹廳內に掘り當てたところが先づ一箇所と云うても宜い。併し全島を通じて油田の兆を示して居る場所は殆ど三百餘箇所に亙り、排車軸が二十四箇所もあります。今迄南部で海軍省に保留して居つた場所を此の前の議會で協贊を經て約六十萬圓であつたと記憶しますが、之で日本石油なり寶田石油に援助を與へて今試掘して居るが、今日迄はまだ吉報に接しませぬ。是が若し當れば單り一臺灣の問題に止らず。又啻に國防とか軍事上の問題のみに止らぬと大に望を嘱して居りまするが、まだ其の油脈に達することの出來ないのが甚だ遺憾に思ふのであります。

それから石炭です。私の參つた時分の石炭はどうかと言うと、品質は惡く硫黃分を含んで居る、臺灣炭を積むと火災を起すと迄ケチを附けられまして、品質劣等にして分量少ないと云ふのが定說でありました。時局以來石炭の價格の騰貴に連れて從來の姑息な狸掘式を止めて有力な工業家が新式で手を入れ出してから、昨年の如きは旣に百萬噸に近く、採掘するやうになりました。內地に於ても昨年は鐵道院或は若松製鐵所等へ三十萬噸位と記憶しますが、逆移出をする狀態になつて居ります。又輸出向では主として香港市場に出て往きます。香港の石炭市場は御承知の如く從來は撫順炭と筑豐炭と開平炭とそれに極く少量の臺灣炭があつた。時局以來御承知の如く撫順炭と筑豐炭は停つて了つて、今日は開平炭と臺灣炭が香港市場で相角逐して居ります然も地位の關係は臺灣

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

炭の採掘方法の改善と相俟て今香港市場では臺灣炭の勢力は非常に増進しつゝある。臺灣炭は遠からずして年額二百萬噸は出し得ると云ふ談である。今期議會に提案の基隆港の擴張計畫を促進せしも此の石炭は與つて力あるのであります此の鑛業の發達は鐵道關係の從事員も多少共吸收せられ、同時に之が運送の爲には隨分多くの輸送力を削がれるのであります。而已ならず基隆の港は今日一萬噸の船を岸壁に四五艘横付にすることが出來ますが石炭を積出すに好い場所も設備もない。今年の議會に出ました基隆築港の擴張は一般の船舶の中繼所、岩壁の延長の外に少くとも百萬噸位の石炭は樂に出すだけの運搬の場所を造ることも豫算に計上されてありましたが、不幸にして解散になりましたので復た臨時議會に提出する積であります。

鐵道の滯貨問題は如上の理由の外、米の價が騰つた一般の景氣が好くなつた爲に汽車を利用する客の殖えることは無論であります。それから一般事業界の增進に伴つて凡ての乘客貨物の著しく動くことも勿論であります。併し尚十三萬馬力少くとも一馬力四十五圓以下で供給しようと云ふ日月潭の電力が竣工したときは工業界に非常な刺擊を與へるのでありまして、自分の考を言へばパルプの事業、苧麻黃麻等の纖維工業、或は曹達工業、窒素肥料、是は御承知の臺灣島内所在に石炭層は無盡藏であります。同時に島内に於ける製糖事業又は一般の農産物に對する肥料の需要は非常なものである。進んで南支南洋にも此の需要は無限に在る。此等各般の工業が勃興して一箇年を通じて四六時中晝夜間斷なく働く、電力も廉く且多量に供給する、此の如くにして五六年を經た後は臺灣の事業界は蓋し又其の面目を一新するであらう。從て水陸を通じ各般の交通問題は誠に重要なる意義を有つて居りまして今より常に深甚なる考慮を要する次第であります。

先づ以上が鐵道を中心としたところの大體の所感でありまするが、此の機會に於て私は多少雜感を述べて置きたいと思ふ。要するに僅に九州の面積に過ぎぬところであるが、前に話したゞけでも臺灣の富、臺灣の生産或は今の鐵道を例に取つても朝鮮に比して面積は遙に少く、人口も少ないけれども所謂熱と云ふ天然の賜を有つて居る。臺灣は朝鮮に比し絕對數にも又一哩當りにしましても其の輸送力の盛なることを想見し得ると信じます。隨て豫算でも今日は内地の補助を受けずして略々朝鮮に匹敵するので、地方費を合すれば約一億二千萬圓の豫算を有して居ります。是れ熱・日光の賜であつて若し之を樺太と比較したならば殆ど問題にならない。玆に於て吾々の希望は所謂海國男兒とか或は日東の男兒とか口に言ひながら兎角寒い暑いと言つては外に出たがらないと云ふのは苟くも膨脹すべき民族、大國民の態度として私は非常に遺憾とする所であります。臺灣は國際的の觀光地又た避寒及避暑の場所として見たいと云ふやうな考も有つて居る。香港・上海・新嘉坡の各方面を通じて夏期になれば其の附近から遠く我國までもサンマープレースを求めて來る。ヒマラヤ一帶の高原も其の一ッでありますが、楊子江沿岸では廬山も其の一ッであります。

内地の輕井澤・御殿場・六甲・溫泉嶽皆然りであります。臺灣

は暑い場所でありますが前に申した一萬尺に近い山脈が橫つて居るのでありますから最も熱帶地方から手近い避暑地であります。阿里山の如きは約八千尺の高いところである。然も約四十六哩と記憶しますが其の四十六哩の阿里山鐵道は嘉義驛から峯傳ひに八千尺に近い高處に登るのであります。或場所ではスパイラルが三ツ廻つて一躍して約千尺位の高さに登つて往くのである。吾々が瑞西でサンゴタールを珍らしがるなら臺灣の阿里山を御覽になる方が餘程氣が利いて居ります。此の席に臺灣鐵道部技師として永く居られた菅野忠五郎君が見えて居りますが、阿里山鐵道に付て菅野君の講演をお催しにならむことを此の機會に希望して置きます。私共は素人で能く分りませぬが、同君は此の鐵道の工事に從事された最も緣故深く功勞ある方であります。

吾々の甚だ遺憾とするのはさう云ふところに登りて相當の興味を有ち親しく觀光するものは主として外國人であつて、內地からは辭令でも頂戴して往くとか或は損得勘定で往くの外は旅行慾、知識慾で往く人は殆どないと云ふ事であります時局が始まつてから暫く經つて露西亞から婦人の一團が臺北へ來た。當時の大藏大臣の妹とか姪とか云ふ貴族の婦人が其の中心になつて居つた。此の婦人は永い間病氣をして病後保養の爲め氣候の暖いところに往きたいと云ふのでそれなら臺灣が宜いといふので臺北まで參りました、偶々ロマノフ朝が潰ぶれて了つたので一行も歸つたのでありますが、露西亞から病氣の揚句保養に臺北に來る。內地では健康な人でも臺灣に往けば病氣に罹ると毛嫌ひする。臺灣へ往けばペストかマラリヤ熱が突如港口に待つて居るかのやうに誤解されて居る。鐵道ホテルに泊る外國人の多くは取引上其他の商賣用で來る人は無論あります。又特に亞米利加邊りから年々高山植物の研究とか熱帶醫學の研究の爲に來る者も少くない。併し中には香港まで來た、船都合で同じ事なら否二三日位の相違なら此の機會に臺灣を見物してさうして門司へ往くと云ふやうな工合で、旅行慾知識慾から觀光に來る西洋人も少くはないのであります。恐らく世界中、日本人程旅行嫌ひな、旅行にインテレストのない國民はない。之を例すれば今日の日本人の多くは殆ど全部と言ふても宜い。スクール・ライフの間はボートも漕ぎ擊劍柔道もやりテニスも野球もやる、日課としては體操も義務としてやつて居る。然るに學校生活を離れると知識慾も健康慾も――私は健康慾と言ふ。自分の身體を維持發達して往くと云ふことは卽ち健康慾である。健康と知識を維持發達して往くと云ふ慾は皆忘れて了ふ。斯の如くして學校を出てから後は身體を遠慮なしに虐使するのであります。諸君等は鐵道は一度建設して了へば補充なしに放つて置くかと言へば決してさうではないと仰せられるに違ひない。補充なしでは結局運轉が出來なくなる。壞はれる迄は補充しないと云ふのが日本人の凡てに通ぜる狀態である。其の結果は如何なる日本人の人相を見ても顏色蒼白である。隨て生產年齡も短い。外國人は六十歲、七十歲、八十歲を超えても活動する人が中々澤山ある。時局以來獨逸ではヒンデンブルクやルーデンドルフなど多くの人達は高齡者である。然もアノ難局に當つて攻城野戰に奮鬪して居る。日本の元帥とか大將とか

云ふ人々で果して三軍を叱咤して陣頭に馳驅し得る人果して幾人かある、多くは腎臓病とか糖尿病とか眼がわるいとか耳が遠いとかそれ〴〵故障が多いのである。外國では此の時局以來の大事を控へて居つてもロイドジョージ氏の如きは日曜日にはゴルフのグラウンドに出て壯者と運動を共にして居つた。ウキルソン大統領の如きも日曜日には馬を驅つて郊外に遠乘をして居つた。之に反して日本の大官は面會と宴會ばかりである。面會と宴會でどれだけ身神を疲弊せしめて居るか知れない。偶に郊外にでも遊びに出れば國事多難の際怪しからぬと新聞で叩かれる事でしやう。

要するに此の臺灣のみに限らず朝鮮でも何處でも吾々が相當の設備を施して外人觀光の爲にすると言ふに至つては實に甚だ悲觀せざるを得ぬ斯う云ふ場所へ相當設備を施して內地の人にドシ〳〵來て貰つて熱帶地でも日本の領分內に斯う云ふ變つた場所があると云ふことを妻君にも子供にも見せて知識を植付ける。又ドシ〳〵外へ出る氣分を植付ける。斯の如き意義を以て知識慾・旅行慾を海外に吹聽する。大國民の膨脹と云ふ氣分でやらなければ可かぬ。否我より進んで實はヒマラヤ山頭に避暑に出かける位の氣分にならなければならないのである。今日或人を臺灣に引張つて往かうとすると、先づ船に乘らなければならぬと言ふ。ヤレ學校がどうの病氣がどうのと、妻君や子供は「お父さんお止しなさい」と言つて抗議をする。爺さん婆さんも留めると云ふやうに四方八方から手を取り足を取つて引留める。而して非常に多數の人が此の狹い內地に押し合ひ、へし合ひして居る。人口の密度は英吉利・白耳義・和蘭・伊太利等と相比肩して、扨どれだけ日本で生産が出來るか。貧弱なる面積內に有り餘る人が居る。是に於て生産にも消費にも徒らに餘計な段階を造つて此のアリ餘る人を分布すべく餘儀なくされる。一市場で物を買ふにしても吾々が外國の一家の生活狀態を見れば妻君連は銘々日本橋の魚河岸のやうなところへ出かけて行く、日本の夫人さんは奥に納つて居つて女中共に言ひつけて一々出入の商人から買ふ、其の商人は魚店から擔いで廻る、その又魚店は魚河岸から買出す、此の如くにして古くなり高くなつた魚を手に入れる事となる。如此にして一ツ物を買ふにも澤山の關門を潜らなければならぬと云ふ狀態である。此の狹いところに多數の人を押込んで置く理由がないのである。今日の役所でも會社でも關門を澤山造つて互に審議し互に牽制して行くように出來てる。之で仕事の進捗する道理がない。

臺灣で便利だと思つたのは內地の一の省內では各局相對峙するのである。況んや各省に分れた日には其の間に協調を保つことは隨分困難である。內地で風水害が起つたときに應急の方法を講ずる。さうすると此の問題は何處に響くかと言へば當路の府・縣・市・郡は固より次で內務省も鐵道省も、遞信省も農商務省も陸軍省も、場合に依ては海軍省も到るところ影響するのである。此の間に迅速敏活に協調を保つ事は頗る困難である。曾て臺灣東海岸の臺東で颶風が起つて、電信電話が皆切れて了つた。何等狀況も分らない恐らくは廳長以下多くは死傷したに相違ない、何分通信杜絶で只大颶風とのみである、夜の十一時頃から民政長官の官邸で僅に三十分間位の

間に警務局長・鐵道部長・遞信局長・內務局長・殖產局長・臺北廳長・土木局長・陸軍の參謀長何れも參會する、斯の如くして二三時間の後南部阿緱廳及臺南間防備の陸路應援隊の部署が出來る。船の方は遞信局長から商船會社の船が二日後に出るのを繰上げて前夜手配りをする。さうして準備すべき物品は衛生材料より木材・食料・器具類と云ふやうな種類迄其の調度及運送計畫が立つ。殆ど二時間のうちに凡ての手配りが極つて實行される。世の中には遠心力と求心力がある。平等と言ひ差別と云ひ分案と云ひ合力と云ふ凡て一の現象に對して二の見方がある。內地で斯う云ふ場合には自分等が今迄接觸したところでは地方廳で如何に知事が騷いでも船一つ動かせず、鐵道の事は鐵道院に交涉しなければならない。到底手の廻るものではない。吾々の中央政治は一面には分科すべしと云ふことで、一面には能く協調すべしと云ふ事である。今日各省の數は少ない。私はモツト多くしなければならないと思ふ。兎に角二千萬の朝鮮人今の三百五十萬の臺灣人を有つて居る。此の人衆此の土地を代表する人が閣議の一人に居らぬと云ふも考へものである。今日のやうに日本の產業が發達して居るのに農業工業皆一手にやつて往くのは當局としては繁に堪へない。一ツ電氣鐵道を架けて見やうとしても水利道路其の他の關係で、隨分澤山の地方廳を廻つて往く爲に民間の企業者は草臥れて了ふ。吾々は遞信省に居つた時分には電氣の監督を受持つて居りました。――此處に居られる玉木君もさうでございますが――隨分吾々も否な企業家は一層手を燒いたものである。鐵道院や內務省の土木局各方面を廻つて往くうちには月日は流る丶如く經つて行く。若し道路行政とか鐵道行政と云ふものは出來るならば一ツの方が宜いとも思はれる、殊に治水關係等に考慮すると實際考へものである。此の他勞働問題、航空問題、如此は寧ろ一躍して省位になすべきである。臺灣では幸に內地の各省に分れて居るべきものが一省の如き形で各局に分れて居る。少くも道路と云ふこと丶鐵道と云ふこと丶、それから林務行政、此の三者は相當聯系を保つて進んで居る。一例は前に申しました北部から中部に亙る復線の海岸線を敷設するのに大安溪、大甲溪と云ふ大きな河を橫切つて往かなければならない。此の時に鐵道橋と同時同處に道路橋少くとも其の基礎工事を造ると云ふことである。で這回の豫算の如きは、鐵橋を造るときに同時に鐵橋に沿うて道路橋を造ると云ふ事にして併せて起工することになつて居ります。問題は一時にそれだけの金を出し得るかと云ふ財政關係と、年々出水のときに流される木橋の損失との經濟的見地と、それから實際上の便不便と云ふことの算出の結果に俟たねばなりませぬが、少くとも若し一省の下に道路と鐵道とを扱つて居ると假定したならば、或は處に依れば其の鐵橋を造ると同時に其の鐵橋に袖を出しても宜し、ガーダーにするとかせぬとか、同時に道路も併せて解決して往くと云ふことが出來る、否な道路及鐵道そのもの丶つけ方が協調を保たれる事と思ふ。で臺灣が漸く二十四年の間に是だけの發達を來したのは要するに一面には當局の努力もあつたでせうが、又多少今のやうな組織の利便があります。所謂總督政治と云ふ利便とモウ一ツ附加へて言へば各種の合議機關の無かつた

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と云ふことも一の理由である。曩に永い間東京の府會議長をして居られた齋藤孝治君――今は故人になられたが、同君が市參事會員五六人と大正五年の共進會のときに視察されて、歸途吾々に言ふには、臺灣が是だけ進んだのは合議の機關がなかつたと云ふことが此の進歩を來した所以であると言はれた。私は是も一面の理由ありと思ふ。斯く申せばとて私は合議機關を不可なりと云ふのぢやない合議政治と云ふものは非常に惡いことも出來なければ非常に善いことも出來ない。ツマリ平均政治であること、、一般民衆の安全瓣なりと云ふ事である。鐵道で例せば東北地方で言ふと小牛田新庄間、九州で言へば宮崎大分線と云ふやうに、中國に近畿に北陸に關東に、到るところ各方面に鐵道の工事がチビ／＼と行はれて居る。それが竣工せぬうち兎から／＼新に色々な線路が出來る。謂ふ迄もなく小牛田新庄の線は兩方から工事をはじめる。此の小牛田新庄を結付けて始めて效果が擧がるのである。效果を擧げむとするならば最も適當なところに力を集中して仕上げる方が宜い事もある。しかし全國に於ても又一府縣内にても、どの郡に中學校を置く代りに、どの郡に道路をつくるとか云ふので、一面から云へば一方に偏する弊を除去すると共に或一點に集中する事は困難であります。何れも、ソレ／＼利害があります。大分話が脱線して來ましたが、如上雜駁なる話には下村はさう言ふがさうぢやないと云ふ議論は無論ありませう。唯私が今日お話をしたところは大體諸君にどうか臺灣は思つた程不愉快な處、又不健康なところぢやない。臺北の市街の如きは或は東洋第一に位するかも知れない。道路は全部アスフアルトで敷詰め、家屋は大部分西洋建、下水道も上水道も無論出來て居る。今日鐵道沿線には殆どマラリヤなどは全くない。ペストも近來は却て内地に發生する。諸君は用務の外色々なものを見物することは一の知識慾の滿足である。少くとも此の機會に妻君や子供を連れて往けば、此の妻君や子供は將來自分等が活動するとき或は次の時代の人の活動するときに邪魔せぬと云ふ消極的の效果でも大したものと思ふ。それは啻に本人の利益のみならず又實に日本の仕合であらうと思ひます。

今回臺灣教育會の催しで臺灣の各種の今日の狀況を知らしめる爲に活動寫眞を作つて前々月邊りから九州一帶を廻つて非常に評判を取りましたが、此度東京へ持つて來て少し宣傳をしたらどうかと云ふ話で、昨晩は東洋協會の階上で後藤男首め同協會の役員吾々その他新聞記者の諸君を先づ手始めに隣て貰ひましたが、まだ缺點も多いのではありますが、臺灣は成程さう酷いところぢやないと云ふ位の感じは此の活動寫眞に依て言ひ得ると思ふ。近く高等師範學校或は一ツ橋の如水會館、十一日には交詢社、それから青年會館・日本倶樂部・同氣倶樂部・拓殖大學その他で連日開演することになつて居ります。その趣旨はどうか臺灣の眞相を見て貰ひたい、然もその意味は啻に臺灣の爲のみならず吾々内地人の爲である。日本民族の爲である斯の如くして我國の人材が外へ頒布して呉れぬと倍々内地は押合ひ、へし合つて生計難・各種の競爭――然も其の競爭は互に力を盡し合ふ競爭にあらずして、互に足を引張り合つて倒さうと云ふ競爭であつて、折角膨脹す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べき民族は神經衰弱に罹る。恐らくは都市の膨脹は御承知の如く吾々の後繼者たるべき者の體格を段々惡くして行く。要するに人口問題と云ふ點からドーか私は單り臺灣とは申しませぬ、朝鮮でも支那でも或は天涯地角、到る處へドシ／＼踏出すやうにしたい。就ては其の交通機關の骨髓を握つて居る本協會の諸君に一ッ宣傳方の中心になつて下さらむことを熱望する次第でございます。（終）

埠頭荷役の設備に附て

臺灣總督府技師　工學博士　山形要助

一　緒言

著者は明治四十二年打狗港埠頭荷役設備の設計を定むるに當り當時歐米の諸港に行はるゝ各種の荷役設備を親しく視察し、其荷役場の混雜甚だしく、從て荷役費用の增加及時日の遲延貨物の損傷等損害の輕からざるものあるを感じ、打狗には新たなる施設を爲すべく考究中なりしが、時恰も明治四十四年紐育の H. McL. Harding 氏が Economic freight transpherence at railway terminal and shipping dock と云題下に此荷役設備に付學術的に其理想を記述し、運搬を在來の如く同一平面内に限定せず立體的とし Transpherage と命名し、何人か之を實際に製作して世間に實現せんことを企望したり。著者は之れを讀みて此の理想を打狗埠頭に實現せんと欲し、同氏所說の原則に從ひ、概括的仕樣書を作りて之れを英米及獨の著名の製造會社に送りたりしも、多くは此種の經驗なしとの理由によりて設計を謝絕し、且つ埠頭設備としては適當するや否やを疑ひたり。仍て一方には幾多の交涉を製造會社と重ね、他方に於ては模型を作りて東京博覽會に出品し、諸方の批判を仰ぎ、數々設計を改め、最後に獨國ルータア會社の進んで此注文に應じたる爲め、一船席に對する分を製作せしめ、大正三年之れを打狗埠頭に据付けたり、其の總工費十八萬圓なり。施設後實地使用の結果、此方式は能く一時間一艙口に付百噸の荷役を爲し、荷役時間と荷役費とを大いに低下せしむるのみならず、荷役場は混雜を避くること、危險少なきこと、其他諸種の點に於て有利なることを認めたり。更に此方式に改良を加ふるに於ては、或は輓近船舶の數と形との增大に伴ひて困難を極めつゝある岸壁築造工事を築港工事より省略し得べく、以て築港技術上に一大革新を生ずるの企望なしとせず。仍て玆に其要領を記して參考に供せんとす。

二　海運界の趨勢と港灣設備

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二十世紀の初葉より海運界の趨勢は世界の各港灣に對し、其規模と設備に革命的革新を行ふべきことを要求し來れり。其主要なる原因は蓋し左記三項に歸するもの、如し。

A、航運界に於ける大船主義
B、貨物の増殖と船舶の増加
C、中繼港變轉の趨勢

以上三項に付其沿革竝に發展の經過を詳細に稽ふるは極めて興味あることなれども、餘岐に渉るの恐れあるを以て只簡單に要旨を記述するに止むべし。

A、航運界に於ける大船主義

蒸汽船は一七八八年好奇的の標本として建造せられ、一八三三年汽船 Rogal William が三十七日間を以て始めて大西洋を横斷することに成功し一八三八年汽船 Sirius と稱する排水噸數七百噸の汽船が十五日間を以て倫敦紐育間を航走し、當時の人目を聳動せしめし以來、漸次其船型と速力とを増大し來り、二十世紀の初葉に入りて造船技術の進歩、造船材料の改良、特にスチイム、タービンの利用により容易に大船を建造し得るに至りたると、小型船の運輸經濟上の比較打算とにより、俄然として大船主義は世界航運界を風靡するに至れり。卽ち一九〇二年排水噸數二萬噸級の船舶建造に成功し、遂に一九一四年英國にては五萬五千噸(ブリタニック型)獨逸にては六萬噸(ドイツランド型)其速力一時間二十七浬を快走する汽船を建造したり。此の如く航運界が大船主義を採りたる結果として、其大船の寄港すべき港灣の設備に對し三箇の條件を要求し來れり。

一、大船舶は港內に何時にても容易、敏速且つ自由に出入し得べきこと
二、港內に於て敏速安全且廉價に貨物及旅客の積卸を爲し得べきこと
三、燃料、用水其他船舶用物資の補給が豐富、敏速且廉價なるべきこと

是れ蓋し大船は其建造費に莫大の資本を固定し、又其運轉の爲め多數の船員及龐大なる設備機關を有するを以て、假令瞬間片時たりとも無爲に時間を空費することは重大なる損失なればなり。從て位置地形不便なる爲め船舶を出入するに長時間を要するが如き港灣、或は港內外の水深充分ならざる爲め船舶を出入するに停船の儘滿潮時を待たざるべからざるが如き港灣、或は貨物旅客の水陸連絡設備不完全なるが爲め其積卸に長時間を要するが如き港灣、又は燃料用水其他船舶用物資の補給に長時間を要するが如き港灣は不適當なり。

B、貨物の増殖と船舶の増加

十九世紀後半より二十世紀の初葉に至る長き平和の時代に於て各方面の文化進展し、産業亦た著しく勃興し、特に鐵道の普及と工業の發達及鐵道と港灣との巧妙なる連絡活動の結果として、貨物と船舶の數量劇增し、貿易は愈々隆盛を極め、海運界は前古未曾有の盛況に達せり。次て一九一四年より世界的大戰亂起りし爲め歐米特殊の港灣は戰時大輸送の焦點となり、物資人馬の水陸連絡の規模の大なること數量の多きこと及航洋船舶の輻輳すること、蓋し空前恐くは絶後なるべし。此事實は戰時中一時の變態として姑く之れを措き、一般に港灣に出入する船舶及貨物の增加したる爲め港灣の設備に對し次の三箇の條件を要求し來れり。

一、港內に廣き水面を有し、且つ多數の埠頭船席を設備すること
二、港內に何時にても容易敏速且つ自由に船舶を出入せしめ得ること(前出)

三、埠頭に充分にして完全なる上屋倉庫及貨物取扱機械を設備し、貨物の荷捌保管等を廉價安全且敏活ならしむること

四、燃料用水其他船舶用物資の補給が豐富、敏速、且廉價なるべきこと（前出）

註　A に於ける條件と同意味のものあるも此條件要求の動機を異にす

是れ蓋し貨物劇增の自然の結果として世界的に貿易貨物の價格と其配給に要する時間の競爭を惹起す。而して此貿易貨物の價格の競爭に於ては、生產費及途中運賃に屬するものを除けば（之れ等は一般に甚敷差等あるものにあらず）港灣の內に於ける其貨物の保管の良否荷役能力及貨物取扱の巧拙、荷捌手數の繁簡は主要なる爭點なり。又貨物配給時間の競爭に於ては船の航海速力に關するものを除けば他は船舶が港灣內に於ける貨物積卸の遲速と船の港內に出入及船舶用物資補給に要する時間が主要の爭點なるを以て、敍上の三條件に對し不完全なる港は其港を經由出入する貨物の市場に於ける競爭力を減退することゝなるや論を俟たず。

C、中繼港變轉の趨勢

歐米各國を始めとし世界各先進國に於て、二十世紀以前に疾くに港灣修築を了したる諸港の大部分は規模・水深及設備等何れも其當時の船型及貨物旅客の數量を標準とし、各其地勢位置其他四圍の情況關係に於て、或は中繼港となり或は地方港となりて海運界に於ける勢力均等を保持せしも、前に記述せる如く十九世紀の初葉に至り俄然として大船主義となり。又貨物劇增と共に其生產地の分布に大異動を生したる爲め此勢力均等は破壞せられたり。即ち從來四圍の事情に於て適當なりし中繼港も或は其規模設備に於て大船を碇繫せしむる能はざる爲め中繼港の資格を失し、或は貨物生產分布の變動の結果其集散地點を移動したることによりて中繼港の資格を失したる等類例頗る多し。特に此勢力均等を破壞せし最重大なる原因は巴那馬運河の開鑿なりとす。即ち巴那馬運河の開鑿によりて世界航路圖に大々的改訂を加へられたる爲め新舊世界航路の衝に當れる港灣相互の連絡關係に大變動を生ずるは當然にして敢て玆に多言せず。此の如くして從來の世界諸港の勢力均等は破壞せられ、貿易貨物集散の中心點は將さに變轉移動せんとす此時に當りて新時代に適應すべき中繼港は左の五ヶの條件を具備せざるべからず。

一、新たに改訂せられたる世界航路の直接要衝に當ること

二、港灣の規模大なること

三、大船舶の寄港に適當なること（前出）

四、其港の背面生產地及附近地方港との連絡の便利なること

五、港內に於ける貨物の荷扱・荷捌・保管・積替等の作業の安全敏速廉價なるべきこと（前出）

註　A 及 B に於ける條件と同意味のものあるも此條件要求の動機を異にす

以上ＡＢ及Ｃに於て、近世世界の各港灣に對し其規模と設備に革命的革新を行ふべきことを要求し來れる所以の梗概を述べたり。以下港灣の規模に關する事は玆に措き專ら港內の設備の內、特に埠頭荷役設備に付き記述すべし。

三　埠頭荷役設備

第一節　從來貨物の荷役荷捌等の手數と料金に對する世人一般の智識の程度

元來埠頭設備の問題は極めて重大なるものなるにも拘はらず、尙又近世科學の偉大なる進步によりて各方面の物質的機械的施設は驚異すべき改良發達を爲したるにも拘はらず文明

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の中樞たる歐米に於て今日に至る迄港灣の埠頭は混亂雜鬧を極め、貨物の取扱法は拙劣なる原始的狀態を存續し、待船滯貨等の爲め時間を空費し、荷損荷減り等の爲め不安と損害の頻々たるをも省みざるもの多かりしは實に不思議なる現象なりし。然れども緒論に記述せるが如く近世殖產工業の發達によりて貨物の數量種類劇增し、世界各國の貿易額は最近三十年間に二三倍乃至十倍にも達するの盛況を呈するに至りたること、叉造船技術の發達の爲め總噸數四五萬噸の大船舶を建造し、之れを使用して一時に大量の貨物旅客を埠頭に運び來り運び去るに至りたること、及び巴那馬運河の開通の爲め世界の海運系統に大變化を來さんとするの形勢となりしことの爲めに、港灣に於ける貨物取扱に對し敏速安全及手數料金の低下は最も重要なる問題となり、斯道學者技術者竝に運輸業者の熱心なる研究調査を促進し、今や各港亦た其施設改良に忙殺せらるゝの現況なり。然れども是等の問題を眞面目に研究するに至りたるは漸く今を距る僅かに十年以内にに屬す。一九一〇年卽ち明治四十四年米國 H. Mcl. Harding 氏は焦慮の態度を以て、エンヂニヤーリングニース紙上に之れを指摘喝破し世人をして傾聽せしめたり、之によりて其時代に於ける一般情況を推測し得べきを以て左に要領を摘錄す。

現在世間に使用せらるゝ各種の運輸竝に荷扱機關を以て最善——最敏最廉——の貨物運搬を爲さんが爲めには、各終端驛（ターミナル）に於ける荷役方法に對し最深の注意を拂ふことを第一義と爲すものなることを、今日に至るまで何人も唱導するもの無かりし。終端驛荷役に於て時間を浪費すること或は無益なる中間扱を爲すこと等の事實を現存する事は諸人の知悉し居る所なれども、是等の事柄の爲めに其運賃を非常に高價ならしむる事には何人も氣の付かざりしが如し。(中略)

今日に至る迄終端驛に於て包裝貨物を取扱ふ手數料を詳細に數字的に計算したるものなかりし。只當事者間に漠然と一般的に感知せられたる事項は貨物運賃の高價なることは殖產興業竝に貿易に對し重大問題なること、其運賃は日增に高價となりつゝあること、混雜は運賃を高價ならしむること、同一貨物を度々移動する取扱は避けさるべからざること、舊式の貨物倉庫及中間荷扱設備は漸々不適當となり叉混雜を生じ易く爲りたること、及運賃昂上の比率は年々增大すること等にして、而かも彼等が適々舉げ來る數字は其內容に往々他の種類に屬する複雜なる費用を混入加算するを以て、其內より眞實の荷役手數料金のみを取り別け計算することは困難なる程杜選なり。(中略)

或る行政官か終端驛に於ける貨物取扱の手數料金は其運賃の內重大なる部分を占むるものなることに氣付き、之れが研究調査を開始せんとするに當り、運送業者は嘲笑して曰く彼等學究者流が如何に苦心研究したりとて、現在我等の實行せる取扱法に何程の改善を加へ得るか、到底一噸の荷扱手數料に於て一仙の輕減も困難なるべしと。(中略)

此の如く專門運送業者等さへも終端驛の荷扱方法竝に手數料金は何等改善變更叉は免るゝ餘地なきこと恰も國稅叉は寧ろ人生の死と同様にて到底彼等の企て及ぶべからざるものと思考せり。斯道の技術者も荷役の事に熟達せるもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

少なく、偶々之れに沒頭研究せんとする篤志家あるとも運送業者は之れを相手にせず、其業務の内容を調査することをば業務の妨を爲すものとして拒絶するの傾向を有す。

去れども試に思へ「ニユーヨーク」市に於て鐵道に依りて運送せられたる貨物は一九一〇年（明治四十四年）に約一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇、噸なり。此貨物は少なくとも「ニユーヨーク」市に入り來る時と出て去る時と二回の荷扱を受く。特に雜貨類の如きものは同一貨物に對し三回も四回も荷扱を受くることあり。假りに凡て二回の取扱を受くるものとし、一噸一回の荷扱に於て手數料金五仙を減し得るとせば、此鐵道貨物の總量に對しては實に一箇年一八〇、〇〇〇、〇〇〇弗（一億千八萬弗）の輕減となる。豈に驚くべき大金に非ずや。（中略）

從來瓦斯會社又は鐵工場に使用せる架空電氣運搬機の實驗によれば、之を舊式の人力荷扱に比すれば一噸に付十三仙乃至二十仙を減することを證明す。（中略）

米國「グレートレーキ」の各港は大量の鑛石を取扱ふ所にして、最近雄大なる荷扱機械を設備したる結果として一噸三十五仙の手數料金を僅かに二仙に輕減せり。（中略）

我日本國に於て今日果して是等荷扱の點に關し充分の調査を進行し居るや、運送業者より要求し來る高價なる運賃（歐米各國に比して更に一層高價なる運賃）を以て國家より課せられたる稅金或は人生の免ること能はざる死の如く之れを輕減することも改善することも困難なるものと思考せるものなきか。

第二節　港灣に於ける埠頭の任務及埠頭設備に對する理想的要求

凡そ埠頭の任務は各港灣によりて相異なること勿論なりと雖ども、一般に商港にありては左記の各項の如きは必要なることなり。

（イ）容易に且安全に船舶を繫留し得べきこと。（繫船設備）

（ロ）容易安全敏速且廉價に貨物を船舶に積卸することを得べきこと。（荷役設備）

（ハ）容易安全且輕便に旅客船員其他埠頭に關係ある人々が船舶に昇降し、又埠頭圈內を通行し得べきこと、及一般荷役に關係無く船舶用食料品及び調度物資を積み込み得べきこと。（道路及鐵道設備）

（ニ）容易安全敏速且廉價に貨物を保管し得べきこと。（上屋倉庫其他置場設備）

（ホ）容易安全敏速廉價に人馬貨物を埠頭の內外に出入出納せしめ得べきこと　（道路及鐵道設備）

以上の要求を滿足せしめんとせば其間幾多の混雜と矛盾障害を生すべし。試に（イ）繫船の要求を滿足せしめんと欲せば可成繫船柱を埠頭面を橫りて岸壁面より遠く離したる後方に置き、繫船索の水平分力を多く利用するに力めざるべからず。然れども繫船索を以て埠頭を橫切ることは（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）の要求に對しては非常なる障害となるべく（ロ）荷役の要求を滿足せしめんとすれば船舶の各艙口と上屋倉庫或は置場との間に於て埠頭を橫ぎり間斷なく貨物を運搬せざるべからざるが故に、若し其中間に道路鐵道等の設備ある場合には是等は貨物の運搬通路と平面交叉をなす爲め其交通は遮斷せら

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れ(ハ)及(ホ)の要求は殆んど蹂躪し去らるべし。若し上屋倉庫置場等を岸壁面に沿うて建造するときは荷役の距離を短縮し、從て(ロ)及(ニ)の要求を滿足せしめ得べきも之れが爲め岸壁面に直接通すべき道路及鐵道等を設くること能はざることゝなり、(ハ)及(ホ)の要求は大いに制限せらるべし、然れども又た之に反して岸壁面に沿うて人道車馬道を設け旅客用車馬を自由に船側に接近せしむることとせば、鐵道荷役及上屋倉庫等は不便を蒙るべく、或は鐵道の一線を岸壁面に延し、旅客用列車を船側に横付けにする程度まで鐵道を滿足せしむれば、遠來の旅客に便利なるも他のものは迷惑すべし。或は又上屋倉庫は平屋建となすことが最も便利なれども、斯くするときは徒らに大面積を占有し、他の埠頭設備を施すことを困難ならしむ、此の如き類例枚擧に遑あらず、然れども上揭の各項の任務は何れも必要事項にして、一の爲めに他を全く犧牲と爲すこと能はず。唯々各港特殊の狀態によりて前記各項の輕重を斟酌し、適宜に其按排配置を爲すより外に途なく、從て何れも滿足を得ること能はざるを常態とす。

以上記述せる埠頭任務遂行の爲めに生ずる混雜及矛盾に付、巨細に其原因を觀察すれば。

一、埠頭に沿ひ縱に運行を要する任務と、埠頭を横ぎり横に運行する任務とを同一平面によりて同時遂行せんとすること。

二、各任務の大部分は之を遂行するに當り埠頭前面（即ち船舶の繫留する所）との距離近ければ便利にして、距離遠ければ遠き程益々不便不利なるが故に何れも其距離近き所を爭ふに至ること。

右二項が主要原因なることを知るべし故に其救濟策としては道路鐵道等を利用する任務の如く、專ら埠頭に沿ひ縱に運行することを要するものは直接埠頭地面を運行せしめ、而して上屋或は倉庫と船舶間の荷役の如く專ら埠頭を横ぎりて横に運行することを要するものは、埠頭圈内の上空又は地下を運行せしめ、以て兩者運行の平面を異にせば平面交叉に起因する混雜衝突等を生ずる患なく、又同一埠頭圈内に於て上屋倉庫或は荷置場と船舶との距離の遠近が其荷役能力竝に荷役の便利及手數等に對し殆んど何等の相違を生ずること無からしむべき荷役設備を工夫すれば距離の近きを爭ふの混雜を惹起する患無し。故に前記二項の理想を實現することを得ば埠頭上に於ける混雜と矛盾の大部分は殆んど除去せられ得べし。「トランスフエレージ」は稍々此理想の實現に近きものなり。（第四節に詳記す）

第三節　埠頭荷役設備としてトランスフエレージの意義

トランスフエレージ（Transpherage）は埠頭機械荷役設備の一にして、一九一〇年米國ハアデング氏（Mr. H. McI Harding）が學術的に其理想を記述し、何人か之れを實際に製作し世間に實現せんことを企望し、同氏によりて命名せられたるものなり。其組立の要領は架空式に埠頭圈内の上空に架設したる單軌周環軌道（Endless circuit of elevated monorailway）に沿ひ貨物運搬電車を運行せしむるものにして、此貨物運搬電車は任意の所に停止し、其車内に備付けたる電氣揚卷機を以て

地上に貨物の積卸を爲す。其外觀は普通瓦斯工場又鐵工場等に使用せらる丶テルフアー（Telfar）と相似たり。然れども其目的とする所は大に異なる、即ち「テルフアー」の語意は「遠方に運ぶ」（Far Carrying）にして貨物を架空單軌々道によりて遠隔の所に運搬するを目的とすれども「トランスフエレージ」の語意は（地面を上空より覆蓋する）（Space covering）にして、即ち「トランスフエレージ」を設備せる範圍内の地面區域に於ては高架軌道に沿うて走る運搬電車によりて何れの地點にある貨物も直接卷揚げ得べく何れの地點にも其運び來れる貨物を直接卷き卸すことを目的とするものなり。換言すれば「テルフアー」は架空軌道と地平面間に介在せる垂直平面内に限り自由の行動を爲し得る平面的行動なるも「トランスフエレージ」は高架周環單軌々道に圍まれたる水平面と地平面との間に包容せらる丶空間内に自由の行動を爲し得る立體行動なり。此相違は唯架空軌道の組立方法に因りて生ずるなり。「テルフアー」の架空單軌々道は單純なる固定軌道にして、其軌道を構成する路線の方向屈曲又は分岐轉轍等には其種類によりて多少の巧拙便否あるも普通の單軌々道に必要なる注意の外に特別なる必須條件無けれども「トランスフエレージ」の架空單軌々道は左の必須條件を具備せざるべからず。

一、軌道は無端周環軌道（Endless Circuit）ならざるべからず。但し二箇以上の隣接無端周環軌道を轉轍器（スヰッチ）の開閉により任意に分合して一箇周環軌道を形成せしむるを妨げず。

二、無端周環軌道を構成する軌道の一部は必ず横行可動橋に添架したるものならざるべからず。從て横行可動橋が動くに從ひて周環軌道の環の總長さは伸縮することあり。

（註）横行可動橋とは鐵工場等に使用する「ルーフクレーン」（Loof crane）又は埠頭に使用する「トランスポーターブリッヂ」（Transporter bridge）と同一の構造并に動作を爲すものにして即ち橋體全體を別に布敷したる軌條に沿ひて横に行走せしむるものなり

三、周環軌道の内固定軌道と横行可動橋に添架せる軌道とを滑走轉轍器（Sliding Switch）によりて連結せざるべからず。

（註）滑走轉轍器とは固定軌道と横行可動橋の軌道とを連結したる儘にて可動橋の動くと時に固定軌道に沿うて滑り以て其連結狀態を變化せしめざるものを云ふ

四、周環軌道上を運行する運搬電車の前進停止後退等の動作は横行可動橋の動作と全然獨立任意にして相互に制肘すること無からしむ。換言すれば横行可動橋の運動中なると停止中なるとに拘らず運搬電車は自由に之れに乘り移り又は乘り捨つることを得べく、又運搬電車が周環軌道上の何れの位置に運動し又は停止するに拘らず横行可動橋は任意に運動又は停止することを得べからしむ。

五、周環軌道を運行する運搬電車の數は制限なしと雖も相互の衝突又は行詰を避くる爲め相互に適當なる間隔を保ち、而して進行の方向は總て同一方向ならざるべからず。

六、運搬車の前進停止後退等の動作と其有する貨物揚卷機の卷上停止、卷下の動作は相互に獨立任意にして相制肘すること無からしむ。

右によりて之れを觀れば「トランスフエレージ」は在來の「テルフアーとトランスポーター、ブリッヂ」とが親和同化して平面的動作より立體的動作に進化したるものと見るべく、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

或は從來有り振れたる卷揚機と電車と「ルウフクレーン」との三機械が各々其有する獨立固有の機能に何等の制限制肘を受ること無くして共同動作を爲す結果として玆に其各々を超越せる全く新しき形式に於て一層有效なる能力を發揮するものとも考ふべし。

第四節　「トランスフェレージ」荷役方法の説明

「トランスフェレージ」荷役方法を説明するに先ち、一般に荷役に付き少しく記述すべし。玆に著者か荷役と稱するは港灣の埠頭圏内にある貨物を或る場所より他の場所に移轉するに要する一切の行爲を意味す。此行爲の方式内容と移轉すべき場所の間の距離に從ひ、時間の長短、貨物取扱手數の繁簡、所要勞力の多寡、貨物損害の程度、料金の多少等に種々の相異を生ず、凡そ荷役に於て理想とする所は其敏速なること、低廉なること及貨物の損傷なきことにあること言を俟たす。世界は今日まで此理想に接近すべく非常なる努力と工夫とを費やしたり。彼の人肩擔送、手車馬車の運送等の原始的方法より進んで、各種起重機又は貨物取扱機の發明となり、汽車・電車・自働車等の應用又は利用となる等、其進歩の跡實に驚嘆に値す。去れども未だ以て最終の理想と相距る甚だ遠きの憾みあるを免れす。今日行はるゝ諸種の荷役方法に付き比較研究すれば各々一得一失あり。假に其優劣を批判し能はざること勿論なりと雖、一般を通じて荷役行爲の中に於て最も嫌忌すべきことは、同一の貨物を數々取扱ふことなり。例へば船にある貨物を倉庫に移轉するに當り、先づ船に備へある起重機にて艀艇に移し、次に艀艇より沿岸陸地に人肩によりて陸上げを爲し、次きに馬車に積みて倉庫の軒前に卸し、最後に人肩によりて之れを倉庫内に取入れるが如く、同一貨物に對し數々積卸を繰返すに於ては徒らに時間と勞力とを浪費し貨物の損傷の機會を增し、而して料金は著しく高價となるべし、此中時間と勞力の浪費に付ては別に説明を要せざるべきを以て之れを略し。料金の件に關し少く説明を加ふべし。

一般に貨物の運賃(此場合は荷役料金)算出の内容を貨物を其置場に於て取扱ふ費用(例へは貨物を汽車に積み込み或は馬車より卸すが如き行爲を爲す費用)と一方の置場より他方の置場に至る中間運送の費用とに區別するときは、前者は後者に比し比較的大なる割合を占むるものにして、此事實は普通鐵道輸送の場合に於て停車場に於ける積卸手數料と一噸一哩輸送料金との割合に徵し明白なるべし。而して埠頭圏内に於ける荷役の如く輸送距離比較的短き場合は特に其割合の大なること亦多言を要せす。換言すれば貨物を取扱ふ費用は荷役料金内譯の大部分を占むるものなるを以て、同一貨物に對し數々種々の取扱を繰り返すことは徒に其料金を高價ならしむるものなること論を俟たす。

次に荷役行爲中に於て嫌忌すべきことは、貨物取扱及運搬を爲すに當り多數の勞働者及び雜多の貨物取扱機械を使用することなり。是れ逐年勞働者の缺乏及勞銀の昇騰すること等の問題は姑く措き、埠頭圏(特に船舶内又は倉庫内)の如き狹隘の場所に多數の勞働者及雜多の機械を使用することは徒らに混雜を來し、荷役能力を減殺するのみならず、埠頭圏内の作業は概して入港船多きときは假に多忙を極め、出港船多きときは急に閑散

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

となる。所謂間歇的のものなるが故に勞動者招集及び解放及機械器具の出入操縦等、繁雜にして結局不經濟なるを以てなり。其他荷役に關する各部細目に就ては議すべく論すべきもの甚だ多しと雖ども煩はしきを以て玆に省略す。

是れより以下「トランスフエレージ」即ち荷役方法を説明せん。今便宜の爲め船舶内の貨物を倉庫に陸揚する場合の荷役に就て説明す。此場合に於ける周環軌道の構成は次の如し。

(イ)周環軌道の通過する範圍は埠頭地面上六十尺(打狗の實例)上空に於て船の艙口(ハッチ)の直上を起點とし同一の高度を保ちつゝ岸壁道路鐵道其他荷も船舶と倉庫間に介在せる諸設備の上空を横ぎり倉庫の軒壁の上部屋根に接する所を貫きて倉庫内を通過し遂に再び船の艙口直上に廻り來りて周環を爲す。

(ロ)倉庫内に於ては特に其倉庫内に設備せる横行可動橋上に添架せる軌道を滑走轉轍器によりて固定架空軌道に連結して以て周環軌道の一部を構成す。從て横行可動橋上に乘り移り來れる運搬車の運行方向は可動橋自身の運行方向と互に直角を爲すが故に、兩者の合成運動により運搬車の卷揚機より垂下する掛鈎(貨物を掛けつるす鈎)は倉庫内何れの點にも到達し得べし。

(ハ)埠頭岸壁の前面海に接する所の附近に於ては、其所に特に設備せる横行可動橋に添架せる軌道を滑走轉轍器によりて固定軌道に連結して以て周環軌道の一部を構成す、此可動橋は岸壁に沿うたる方向(即ち岸壁に繋留せる船の長に平行せる方向)に運行するものにして、而して其海に面する一側に大約船の幅に等しき長さを有する腕木を附屬す。

此腕木は周環軌道と同一の高さの所に於て「ヒンジヂョイント」にて可動橋の本體に取付られ、而して荷役を爲さゞるときは常に之れを引き上げて垂直の位置に上方に立たしめて海方に凸出することを避け、以て船の繋岸離岸の行動に障害なからしむ。荷役を始むるときは此腕木を船の艙口の直上に於て水平の位置に引き下ろして横に海方に凸出せしめ、而して此腕木に添架せる軌道をして周環軌道の一部を構成せしむ。此場合此の可動橋の任務は其進退運動によりて岸壁に繋留したる船舶の艙口の直上に周環軌道を通過せしむべく整飾を爲すにあり。去れども必要ある場合には(ロ)の倉庫内の可動橋と同一の働を爲さしめ得べきこと勿論なり。又運轉士及作業人夫の配置は次の如し。

(ニ)岸壁前面の可動橋は、(ハ)に記する如く荷役開始の際と荷役終了の際とにのみ運轉を要するものなるが故、特に運轉士を常置する必要なし。故に他の任務を有する運轉士をして兼務せしむ。

(ホ)倉庫内可動橋に運轉士一名を常置す。

(ヘ)運搬車には各車毎に運轉士一人を常置するを要するものと全く運轉士を要せざるものとあり。各運搬車毎に運轉士を常置するものにありては、運轉士は把手の操縦によりて運搬車の走行及び停止竝に卷揚機の鈎の上下を適當に行ふが故に何等特に記述すべきことなきも、運轉士を要せざる運搬車の操縦は複雜なる裝置を要す。之に因りて運轉士なき多數の運搬車が相互に適當の間隔を保ちて高架軌道に竝列し、或は前進し或は後退し或は停止し、而して又卷揚機

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

により て貨物を上下すること恰も運搬車其自身に精神意志を有して行動するが如き巧妙なる魔術的外觀を呈す。此裝置の主要點は周環軌道を電氣的「ブロック、システム」と爲し、運搬車相互間の間隔を適當に保ちて相衝突すること無からしめ、又運搬車竝に揚卷機を動かすべき各種機械の電働機は何れも各特殊の電壓を有する電力によりてのみ運轉すべく設計しあるを以て(例へは二、〇〇〇「ボルト」の電力によりて運轉する電動機に三、〇〇〇或は一、〇〇〇「ボルト」等異なりたる電壓の力を電通するも運轉せざるが如し)是等運搬車の一切の運轉は唯各種電力を總括せる配電盤の把手を握れる運轉士の意志によりてのみ自由に操縦することを得るなり。此方法によれば運搬車の數の多少に拘らず一人は運轉士を配電盤前に配置す。

(ト)船舶艙内に於て貨物を容器に盛り之れを運搬車より垂下し來る釣に掛ける準備を爲すため若干の人夫を配置す。

(チ)倉庫内に於て運搬車の運ひ來りて卸したる貨物を整理し積み付を爲すため若干の人夫を配置す。

次きに各主要機械の能力速力及所要動力量等は其港の狀況と必要とにより任意に設計すべきものなれども、參考の爲め打狗港の「トランスフエレージ」の實例を揭く。

(リ)

機械名	徑間、長又は容量	速力	動力	摘要
岸壁上の横行可動橋	徑間六十五尺 外に腕木長五十五尺	一分間百尺	三十五馬力	荷役の開始と終了の際短時間使用す
倉庫内の横行可動橋	徑間六十尺	一分間六十尺	十六馬力	荷役中常時使用す
運搬車(運行機)		一分間五百尺	四馬力	同上
運搬車(卷揚機)	二噸を揚ぐ	一分間百尺	十六馬力	同上

更に荷役の順序及狀態を左に略記す。

(ヌ)岸壁に船を繫留し、船内の荷役準備整ふを待ちて岸壁可動橋を前後に動かし、其腕木を船の艙口の直上の下空に水平の位置に横へ、同時に陸上倉庫内可動橋の一切の準備を終りて玆に周環軌道を完成すれば、直ちに運搬車は船の艙口直上に來りて停止し、其有する卷揚機の掛釣を艙内に垂下す。艙内にては豫め此掛釣に掛くべく準備せる貨物を直ちに掛釣に掛け終れば、運搬車は卷揚器によりて此貨物を卷揚げつゝ、同時に陸上倉庫の方に向ひて前進運行を始め艙口を離れ去る。續て次の運搬車が艙口上に來り前と同一の行動を爲し、順次に陸上倉庫の方に向ひ行列して進行す。運搬車が倉庫内に入り其可動橋上に乘り移れば其運ひ來りし貨物を徐々に卷き下ろしつゝ、可動橋の運動と合成して倉庫内指定の位置に貨物を卸す。右終れは直ちに更に前進して周環軌道に沿うて再び原の船の艙口上に來り艙内の貨物を卷揚げ次で復倉庫内に走入す。後續の運搬車も亦同樣の行動を爲す。

以上は船舶に積める貨物を陸上倉庫に陸揚する場合なれども、之れによりて船と鐵道汽車又は道路上の荷車等の間の荷役、又は汽車と倉庫の間の荷役、或は露天貨物置場の船・汽車・道路等の間の荷役等、苟も「トランスフエレージ」の力の及ぼすべき範圍卽ち其立體圈内に於ける荷役の狀態を類推す

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

べし。

第五節　「トランスフエレージ」荷役の特長

第四節に記述せる「トランスフエレージ」荷役方法を他の種類の荷役方法に比較して更に詳細に研究すれば、局部的に一得一失の點多々あるべしと雖ども、左に掲くる事項は「トランスフエレージ」荷役の卓越せる特長として指摘し得べし。

(A)「トランスフエレージ」荷役に於ては同一の貨物に對しては唯一回の取扱を爲すのみなること。

是は一たび貨物を運搬車の掛釣に吊す取扱を爲せば、運搬車は距離の遠近に拘はらず直に目的地に走行して此貨物を卸すまでは其途中に停滯することも他の行爲を加ふることも必要なきが故に同一貨物に對する取扱は只一回のみなること明かなり。此事は荷役料金に重大なる關係あることは第四節に述べしが如し。

(B)「トランスフエレージ」荷役は埠頭地面上に於ける一切の施設又は行動或は行爲に對し妨害を與ふることなし。是は「トランスフエレージ」荷役に於ては貨物運搬車は凡て高き高空に架したる高架周環軌道に沿うて運行せしむるが故、其運行することによりて埠頭面に於ける道路・鐵道・起重機其他各種の設備又は機械等の施設に支障を生することなく、又是の設備機械を使用する一切の行動又は工作荷作其他の行爲に妨害を與ふることなきこと明かなり。此事は埠頭面に於ける運行々動の平面交叉より生する混雜危險の大部分を根絶するのみならず、各設備及機械等をして各自其有する任務と能力とを充分に遂行するを得せしむべき重要事項なり。

(C)「トランスフエレージ」荷役は其周環軌道の平面と埠頭地面との間の立體的空間内に在る任意の二點間に荷役する場合に於て、其二點の高低又は遠近の相異に拘はらず、荷役能率の關係に於ても荷役料金の關係に於ても、其便利或は安全の關係に於ても全く差別なし今之れを解説するに先たち「トランスフエレージ」最大荷役能率とは如何なるものなるやを説明するの必要あり。今便利の爲め玆に船舶の貨物を倉庫に荷役する場合に於ける最大荷役能率を檢すべし。此荷役行爲中、運搬車が周環軌道を一周する間に貨物引き上げの爲め船艙の上に一回停止し、又倉庫内にて貨物卷き下ろしの爲め一回停止することは第四節に記述せる所の如し。此二回の停止時間を比較し、其長き方(Tと名つく)を以て運搬車の積載し得る貨物の最大重量(Wと名つく)を除したる商を最大荷役能率と云ふ卽ち次の如し。

$$W \div T = C = \text{最大荷役能率}$$

次きに此最大荷役能率荷役料金及其便利或は安全等は船と倉庫との距離の遠近に關係なきことを打狗港に設備せし「トランスフエレージ」の實例に就き解説すべし。打狗の「トランスフエレージ」にては運搬車が船艙上に於て停止する時間と倉庫内に於て停止する時間と略ぼ同一にして何れも平均一分十二秒(卽ち一、二秒)を要す。而して運搬車積載量は二噸なるが故に最大荷役能率は。

$$\frac{2\text{噸}}{1.2\text{分}} \times 60\text{分} = 100\text{噸}$$

卽ち最大荷役能率は一時間に付百噸なり、運搬車の走行速力は一分間六百尺なるが故に一分十二秒間に走行する距離は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

600尺×1,2分＝720尺

故に一の運搬車が船艙上或は倉庫内に停止する間に他の運搬車は七百二十尺の距離を走行すべし。今假りに船艙と倉庫の距離（周環軌道に沿ひて測りたる距離内）（以下同じ）を七百二十尺とし、ABC及Dの四箇の運搬車を以て荷役を爲す場合の

各運搬車の位置を考ふること

最初の位置

A　船艙上に於て貨物引き上げを始めんとす

B　船艙上に於て貨物引き上げを終り倉庫に向て走行を始めんとす

C　倉庫に到著し貨物卷き卸しを始めんとす

D　倉庫に於て貨物卷卸を終り船に向て走行を始めんとす

一分十二秒の位置

A　船艙上に於て貨物引き上げを終り倉庫に向て走行せんとす

B　倉庫に到著し貨物卷き卸しを始めんとす

C　倉庫に於て貨物卷卸を終り船に向て走行を始めんとす

D　船に到著し貨物引き上げを始めんとす

二分二十四秒位置

前記の順序により順次回轉を繰返す

右に由りて之れを觀れば七百二十尺を距つる船と倉庫との間に一時間百噸の荷役を爲すには四箇の運搬車を必要とす。而して四箇の運搬車あれば荷役は間斷なく實行せられ、少しも凝滯又は侍合等の爲め時間を空費することなし。然らば若しも船と倉庫との距離七百二十尺より近きときは最大荷役能率を增し得べきか、又は運搬車の數を減し得べきやを研究するに、此場合最大荷役能率を增すことなし。何んとなれば運搬車が船艙上又は倉庫内に停止する時間は兩者間の距離に關係なければなり。若し運搬車の數を減じ、例へば二箇を使用するものとすれば、其の荷役力は減少す。何となれば此場合運搬車相互の位置は一箇の運搬車が船艙上に停止して貨物の引き上を爲し終り、續て倉庫まで走行する間に他の運搬車は倉庫に停止して貨物卷き卸を爲し終り、續て船まで走行する

狀態を繰返すものなるが故に其荷役力は

$$\frac{W}{T+t}=C（荷役力）$$

此は運搬車が船艙と倉庫の間を走行するに要する時間なり。右によりTが零とならざる限りC＜Cにして最大能率に達すること能はす。故に船艙と倉庫の距離が七百廿尺より短き場合に於ても最大能率を發揮せんとせば必ず一樣に四箇の運搬車を使用せざるべからず。從て荷役料金も全く同一なり。又貨物取扱回數に變りなきが故に安全及便利にも相異なし。換言すれば船よりの距離七百二十尺より近き所にある凡ての倉庫は、其荷役能力・荷役料金及荷役上の便利又は安全に對して全く同一なり。更に換言すれば岸壁面より七百二十尺の距離に建てたる倉庫も岸壁面に隣接して建てたる倉庫も同一の資格と價格とを有す。更に進んで船艙より倉庫までの距離千四百四十尺　運搬車二分二十四秒間の走行距離に等し）の時を考ふるに、此場合前記の事を類推し一時間百噸の最大荷役能率を變更せざるものとせば、六箇の運搬車を使用することが必要にして且つ充分なることを知るべく、即ち七百二十尺以上千四百四十尺の距離に建てたる倉庫に對する荷役に於ては、七百二十尺以下の距離に建てたる倉庫に對するよりも單に運搬車二箇を増加せば同一の荷役能率を得るなり。此運搬車二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

箇の運轉費が荷役料金に影響する割合の微少なることは容易に想像すべく、玆に他言を費やす必要なかるべし。其他の便利及安全に對しては毫も差異なきことも明かなり。以上は主として埠頭圈内の距離に關する事なれども、其高低の相異の問題は只運搬車の卷揚機の掛釣垂下の長短に關係するのみにて、荷役力或は料金其他に殆ど何等關係なきこと明かなり。以上記述せる所を綜合すれば「トランスフエレージ」荷役は殆んど全く埠頭圈内（幅千四百四十尺以下の埠頭圈内を意味す、事實に於て此の如き幅廣き埠頭は稀なり）に於ける距離と高低との觀念を超脱したるものと云ふことを得べし。此事は極めて重要なることなり。從來の荷役法によるときは凡そ埠頭圈内に於ては岸壁前面附近卽ち繫留船舶に近き場所は最も貴重なる場所にして、倉庫は勿論道路も鐵道も其他の設備も皆此場所を占有するを便とす。然れども同一平面内にては同一の場所に二種以上の設備を施すこと能はざるを以て、大概道路も鐵道も皆な倉庫の爲めに犧牲となり、道路は其幅を極端に縮め、甚だしきは全く之れを缺き、鐵道は極端に其軌條數を減じ、以て倉庫をして事情の許す限り船舶に接近することに勉め、倉庫も亦其平家建の便利を犧牲として二階三階、甚だしきは五階六階建となす等の爲め、倉庫も道路も鐵道も何れも充分に其機能を發揮すること能はず。其他の設備又は機械も亦同樣なり。加之貨物は埠頭面上に於て是等道路鐵道等の交通と平面交叉を以て隨所に又隨時に横行し、又各所に堆積する爲め其混雜危險名狀すべからず。然るに「トランスフエレージ」荷役に對しては岸壁に近き場所も岸壁より一千尺以上離れたる場所も全く同一の價値と資格とを有するが故に、換言すれば岸壁と倉庫とを接近せしむる必要なきが故に、Bに記載せし事項と相俟ちて他の事情に於て支障なき限り道路は充分の幅を有せしめ得べく、鐵道も必要なる軌條を完全に布敷せしめ得べく、又埠頭面上の各所に露天貨物取扱場・貯藏場又は各種工作場等を配置することを得せしむる等、埠頭上各施設の配置を自由に且つ容易ならしむ。

D、「トランスフエレージ」荷役は勞働者の數を減少す开は第四節の本文竝に（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）（チ）に記述する所によりて明かなるを以て玆に再錄せす。

E、「トランスフエレージ」荷役を爲すには上屋と倉庫を區別する必要なし。

一般に船舶は種類の異なる貨物及送り行きの異なる貨物を混載するものなるが故に、荷役行爲第一步として埠頭圈内に於て事情の許す限り船舶に接近したる位置に上屋を設けて此等雜然たる貨物を受け入れ、其種類と送り先とを分類整理するを普通とすれども、「トランスフエレージ」荷役に於ては運搬車が高架周環軌道を運行する間に各運搬車によりて以上の分類整理を行ふことを得べし。例へば道路上の車によりて運び去るべき貨物を積みたる運搬車は道路上に停止して其所に待ち受け居る車に荷卸を爲さしめ、鐵道によりて運ぶべき貨物を積みたる運搬車は鐵道上に停止して貨車に荷卸を爲さしめ、又倉庫或は露天置場に貯藏すべきものを積みたる運搬車は、各其指定の所に荷卸を爲さしむ。貨物の種類によりて分類整理する場合も亦同樣なり。去れども若し此の如くするこ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

とが却て繁雜となり、或は荷役能力を減ずる患あるとき埠頭圈內に建設せる倉庫の中岸壁よりの距離の遠近は問ふ所に非ず任意便宜の一棟或は一部をして上屋の作用を爲さしめ、普通の通り分類整理を爲すも差支なし。是れ「トランスフエレージ」荷役に於ては埠頭上距離の觀念を超脫する故に、前記普通の場合の如く上屋と稱する建物卽ち倉庫と構造を異にする建物を特に船に近接して建築することを必須的必要條件となさゞるが故なり。換言すれば其場合の都合により船に接近したる倉庫內に比較的長期貯藏貨物を收容し、船を距つる千尺以下の所に在る倉庫を以て貨物分類整理の場所(卽ち上屋)とするも何等の差支なきが故なり。

F、「トランスフエレージ」荷役は倉庫の收容力を増し、且つ倉庫に貨物を倉入れ倉出しすることを容易ならしむ。「トランスフエレージ」荷役に於ては運搬車は倉庫軒壁の上部卽ち屋根に近き所より倉庫內に入り其掛釣の卷き上げ卷き下しによりて貨物を倉庫に積み卸を爲すものにして、卽ち倉庫の屋根裏の位置に於て貨物を取扱ふが故に、倉庫軒壁の下部卽ち地面に近き所には出入口を設くる必要なし(掃除或は通風の爲め特に出入口を設くるは此限に非ず)從て倉庫の構造は恰も蓋の無き箱と同一狀態にして、此內には其高さ略ほ運搬車の下端に接する高さまで貨物を積み重ねて之れを充實するも差支なし。(但し貨物の性質により高く積み重ね能はざるものは止むを得ず)今高架單軌々道の高さを六十尺とし、之れに掛れる運搬車の高さを十五尺(餘裕を見込む)とすれば 60—15 =45 は貨物を積み重ね得べき高さなり。故に倉庫內に貨物を充實するとせば其收容力は此高さ四十五尺と倉庫の平面積を乘じたるものなり。蓋し普通の倉庫卽ち地面に貨物の出入口を有し貨物を倉入れするとき順次下より上に向て積み上げ倉出しするときは順次上の方より下に取り卸して運び出す方式の倉庫にありては、此等の倉入倉出作業の爲め倉庫內に幾多の通行路を存置せざるべからざるが故に、少なくとも此通行路に相當する面積には貨物を容るゝ能はず、加之此幾條の通路の存する爲め、積み重ねたる貨物は通行路の方に崩落する危險あるが故に餘り高く積み重ぬる能はず。「トランスフエレージ」荷役用倉庫は四面軒壁に支持せらるゝが故に軒壁の破壞せざる限りは內容貨物の崩落することなし)從て倉庫の收容力大いに減殺せらるゝこと多言を要せず。

次に倉入れ倉出しの作業方法は一は上方より貨物を垂下して順次積み上げて倉入を爲し、又上より順次に釣り上げて倉出しを爲すに對し、他は貨物を下より順次上の方に積み上げて倉入を爲し、又上の方より順次に地面まで取り卸して倉出しを爲すものなるを以て、前者は其作業の單純にして且つ容易なること亦た詳說を要せざるべし。

G、「トランスフエレージ」荷役を爲すには必ずしも繫船岸壁を必要とせず延ひて築港工事に一大革新を誘起す。現時各港灣に於て採用せらるゝ各種の荷役方法に於ては、其荷役の敏活を期せんが爲め是非共直立壁の岸壁を築造して船舶を之れに橫付と爲すことを以て第一著の必要條件とす。然るに此岸壁を築造することは非常に高價なるものにして、特に近世大船主義となり、船舶の吃水益々大となるに從ひて一層高價

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

となりたり。若し築港工事中より全然此岸壁築造工事を省き、而して其荷役能力を毫も減せざるの方法を發見せば、是れ實に築港技術に大革命を來すものと云ふべし。

歐米の古き大港灣の岸壁は二三千噸級の船舶を目標として築きたるもの多く、爲めに今日の大船主義に適合せざるを以て、今や將さに之れを改築せざるべからざる運命に際會せり。此場合に於て築港設備中より岸壁を削除し得るや否やは最も重大なる意義を有する問題なるべし。此岸壁築造費の高價なるは船舶を之れに横付せんが爲め其壁の前面を船舶の吃水以上の深さを有する直立壁と爲し、同時に土留壁として背面より來る土壓に安全に抵抗すべき力を有せしめざるべからざるが爲めなり。若し船舶を直接陸岸に横付けする必要なく、單に護岸土留を目的とするものなれば、其海岸を自然勾配の儘とし波打際に簡單なる護岸石張を爲す工事を施せば充分にして、其價極めて廉なること多言を要せず。今埠頭に「トランスフエレージ」を施設せば船舶は必ずしも岸壁に横付するを要せざるを以て、埠頭海岸には土留の爲めに簡單なる護岸工事を施すのみにして、彼の高價なる岸壁を省くことを得べし。即ち此海岸に接近（横付するに非ず）して相當の水深ある海面に堅固なる繋船柱を立て、之に船舶を繋留し、而して「トランスフエレージ」の固定單軌々道を此繋船柱の位置に延長することによりて以て船舶と連絡するを得べし。換言すれば岸壁築造工事に代ふるに繋船柱護岸石張及び「トランスフエレージ」單軌々道の延長の工事を以てするものにして後者の簡單低廉なること言を俟たざるべし。特に既に岸壁を築造せる

古き港灣にありては、如何に大船主義となるも只だ其舊岸壁は之れを土留壁と見做し、其轉覆せざる程度に於て大船舶に適合するやう其前面の海底を浚渫せば即ち足る。決して舊岸壁を撤去改築するの必要なかるべし。故に余謂らく「トランスフエレージ」に一層の改良工夫を加ふれば世界築港技術に大革命を生ずべしと。

第六節　「トランスフエレージ」荷役法の缺點

第五節に於て「トランスフエレージ」荷役法の特長を列擧せり、去れども亦た之れにも其方式の性質上避くべからざる缺點もあり又た將來の改良に俟つべきことも尠からず。其二三を擧ぐれば次の如し。

一　周環軌道を周行する運搬者が其掛釣によりて貨物を卷き上げ又は卷き下ろす爲めに、或る時間指定の所に停止せざるべからざることは作業が間歇的となり、又多少複雜にして之れを彼の「ベルトコンベーヤー」の如く全く間斷なく同一の速力にて運行しつゝ毎秒一樣（ユニホーム）の荷役を爲すものに比すれば、此點は大いに遜色あるものゝ如し。又た運搬車の積載能力は荷役能率の關係上少なくとも二噸以上を利とするが故に、船艙より貨物を持ち出さんとせば艙内に於て豫め箱又は畚の如き容器に相當の貨物を盛り入れ之れを運搬車の掛釣に掛くる用意を爲さゞるべからず。又た此貨物を受入るゝ倉庫内に於ては此容器内の貨物を取り出して整理せざるべからず。此の如く容器に貨物を盛り入れ又之れを取り出すことは容易ならざる手數と混雜とを生ずるものにして、例へは三十袋を以て二噸の重量となる所の米又は砂糖の如き包裝貨物の荷役に於て、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之れを前記の容器に盛り入れ或は取出す作業を一分十二秒間(打狗の「トランスフエレージ」最大能率計算に使用したる時間)に終了する爲め、一人の人夫にて二袋を取扱ふものとせば、同時に十五人の人夫を働かしめざるべからず、船艙內の如き狹隘なる所に於て、同時に十五人を活動せしむることは少なからざる困難を生ずるものなること多言を要せず。次に荷役すべき貨物が米・砂糖の如き皆形狀重量の一定せる包裝貨物又は包裝せざる穀物・鑛石・石炭の如きは其取扱が比較的容易なるが故に甚しき不便なきも、若し夫れ形狀大小輕重の一定せざる雜貨物又は木材の如き長大なるもの等に對しては、荷役能率の減退を來し、又は往々荷役の不可能を見る場合ありとす。

孟買ポート、トラスト會社來年度豫算

孟買ポート、トラスト會社來年度豫算は百四十萬留比の缺損にして之が補塡は積立金を以てするに決せり昨年四月現在積立金は八百九十萬留比なりしが來年度に於ても更に四十萬留比を扣除するとすれば五百五十萬留比に減すべし而して來年度經費は資本勘定として千二百四十萬留比通常事業費七百十萬留比を支出す可しと云ふ。(シンガポール、フリープレツス、五月八日)

新新教再度の査禁

民國八年四月新疆省楊督軍より北京內務部への報告に新々敎查禁に關する一案あり。越えて八月又河南東寺の回敎長尙靑選等より內務部に向ひ電稱する所に據るに馬廣慶河南に在りて新々敎を唱へ人の信仰を强ふるは曾て甘肅省に起れる敎爭の慘禍を再現するの恐あれば之を取締られたしとあり。是によりて內務部は趙河南督軍等に電達し之を查禁せしめたりしが近項復該回敎長等の電呈を見るに謂く、新々敎徒馬廣慶は信敎の自由を楯にして干涉に服せず醒迷錄といへる敎書を幾部となく多く世に散布しつゝあり。該書は確に前に新疆楊督軍に驅逐せられたる新々敎首領讀得眞の著はしゝ所にして之を放置せば誠に恐らくは日久しくして敎爭の慘況を釀さんことをと是に於て內務部は更に各省區長官に咨行し凡そ該新々敎事件發生するに遇はゞ自ら應に舊案に依照し嚴重に查禁し敎禍を杜ぎ亂萌を遏めしむることゝなり各省區長官一律に查禁嚴行の辨理手續中なりと言ふ。(申報、五月十三日)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査報告

比律賓視察談

臺灣總督府專賣局技師　三松經次

本篇は最近總督府官房調査課に於て三松氏の報告せられたるものゝ速記録なり

私は昨年の十一月に臺灣を立ち、本年の三月迄約五箇月間比律賓群島に參り、同地の煙草の栽培狀況及葉煙草取引の有樣に就て一通り視察して參りましたので、實は同地の煙草のことに就て詳しく御話するのが本當であるが、併し煙草栽培のことなどは之は農業關係の者か或は特に煙草に就て興味を持つて居られる人の外は、極めて面白味の少ない事でありますし、又この事に關しては他日お話申上ぐる機會もあることゝ存じますので、本日は煙草に就ては極めて其の概要丈を申上ぐることに止め、私が彼地に滯在中偶然に出會しました問題で、且つは在留邦人の爲めに大問題であり大騷ぎされました比律賓群島公有地法及此の改正された土地法が日本人の事業に及ぼした影響、竝にダバオに於ける日本人の麻栽培事業の批評と同群島に於ける日本人の將來に付て、私の見聞及調査しました事柄に就て御話しやうと思ひます。先づ第一に同群島に於ける煙草の栽培及主產地の模樣その他に付て其の概要を申上げます。

一體煙草には煙を吸つて吾人の嗜好を滿足せしむるものに葉卷紙卷及刻み煙草の三種類があり、口に嚙んで嗜好を滿足せしむる嚙煙草と香を嗅く嗅煙草と、この五種類がある譯でありますが、比律賓で生產されます煙草は第一の吸煙煙草で、その中でも葉卷煙草が主要なものであつて、外にこれに似通つた香喫味を有する紙卷煙草を產するのであります。而して一概に馬尼剌煙草として私共が知つて居りますのは、比律賓群島で生產された葉を原料とし、馬尼剌の煙草工場で製造したものを稱するのでありまして、此の內でも葉卷煙草が主なるもので、紙卷煙草は從であります。然らば此の馬尼剌煙草と申します葉卷煙草は、世界の葉卷煙草界に如何なる位置を占めて居るものかと申しますと、先づ大體「ハヾアナ」葉卷を第一とし、「マニラ」葉卷を第二とし、「ハヾアナシードリーフ」を第三位と見做すを適當と思ひます。御承知の通り葉卷煙草

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と申しますと、葉卷本來の性質から三つの異なつた性質の葉が組合つて出來て居るのでありまして、即ち塡充用と中包用と外被用に分れます。この三つの葉はそれぐ＼各々目的を異にし特徴を異にしなければなりません。而して第一位にあると申上ました「ハッアナ」葉卷は、西印度の玖馬島ハヾアナ産の葉を塡充に用ひ、包被葉として東印度「スマトラ」島産のものを用ひ、これを以て現今の葉卷の最上位にあるものとして居ます。然るに第二位にある「マニラ」葉卷と申すは、前申上げた三種の葉が倶に比律賓群島産の葉から出來て居るので、これが此の煙草の第一の有利な點で、性質から申しても喫味も香氣も一種獨特の强點を有して居ます。而し之を第一のものに比べるときは大體に於て數等劣つて居ることは爭はれないことで、價格の點に於ても大分の相違が御座います。

一體煙草と云ふ植物は世界の何處がその根源かと申しますと、これに就ては色々の説がありまして一定して居ない樣でありますが、御承知の如く伊太利人コロンブスが、新世界發見の時に、土人の喫煙せるものを持ち歸つたのが今日一般に申します煙草の初めであると云ふことは確かであつて、問題は此の外にも猶ほ煙草が世界の何處かにあつたかどうかと云ふことであります。而も比律賓の煙草は西印度から渡來したものであると云ふことは歷史に明かなことで、今から三百五十年前即ち十六世紀の半項、西班牙が比律賓を占領し、爾後度々戰爭は有りましたが、十六世紀の末葉には完全に同群島を領し、此處に西班牙政府の植民政治を開きて馬尼剌に首府を置き、同時にメキシコと直接の航路を開いたので、其の頃前に申上げました玖馬島から墨西哥を通じて宣教師が煙草及その種子を比律賓に輸入したとあります。故に同島の煙草は割合に古くから在つたもので、從つて古き歷史を有する譯であります。猶ほ餘談ではありますが我國と比島との其の當時の交通を考へれば、日本內地の煙草の根源に就ての見當も付く筈で、又本島蕃地に古くからある蕃産煙草の如きも爰に根源を發して居るのではないかと思はれます。即ち現在蕃人の作つて居る煙草の內で「ハバアナ」系統に屬する煙草は比島傳來の後幾何ならずして本島に入つたものと信じます。

煙草が比律賓群島に渡來した後は、何處も同じことで直に土人の嗜好に投合し、老弱男女を問はず之が吸煙の風を生じ、其の栽培も廣くなり、盛んに耕作せらるゝに至つたが、未だ今日の樣に世界的にその名を得るに至らなかつた。之が世界に紹介せられたのは千七百八十一年より千八百八十二年に亘る百年餘の間、西班牙が同島の財源を得る目的で栽培製造及販賣に對する專賣制度を布いたことによるので、例へ同專賣制度の後半に於ては、下級官吏の腐敗により色々の失政相續いで、遂に專賣制度を徹廢するの止むなきに至りましたとは云へ、同制度の實施後大いに耕作を奬勵し、指導誘掖に勉めました結果、量に於ても質に於ても世界有數の産地となり、これが製造には政府にて馬尼剌に澤山の工場を作り、爲めに比島産煙草は馬尼剌煙草として世界に知らるゝに至つたのであります。專賣制度徹廢後は遂に又昔日の如き隆盛を見ず、爾後一進一退して居たのであります。然るに最近歐州戰亂の影響を更けて煙草の供給は需用に伴はず、煙草は世界的に不足

を告げ、從つて價格も日に月に騰貴しますので、近來は又耕作者及面積が急に增加し、遂に一昨年度の產額實に一億萬斤に達するに至つたのであります。前に申上げました通り煙草は群島中到る處に生產されますが、馬尼剌煙草の主產地は群島中何處であるかと申すとそれは呂宋島中最北方に位し、中央山脈と東海岸山脈との間に狹まれた帶狀の平原で、そこに西より東に「カヾヤン」河と云ふ比島第一の大河が流れて居ます。その兩岸一帶の地が最も品質の優れた葉煙草の產地であつて。產額も亦た一番多い譯で、一昨年の調査によると群島全體で七萬五千步中實に三萬町步餘は此の河の沿岸カヾヤンイサベラの兩州にあつて、その產額は壹億萬斤中四千三百餘萬斤で、此の價格は產地相場としましても七百萬圓近くの金高となつて居ます。昨年は面積は全體で八萬町步を增しましたが、稀有の旱魃の爲めに收量は却て減少して九千二百斤となりました。併し價格は却て上昇して千七百五十萬圓と云ふ巨額に上つて居ます。本年は恐らく十萬町步以上の作付を得、收益も非常に多きことゝ思ひます。最近彼地から參つた手紙によつても本年は天候極めて順調な爲め非常な豐作で、或は多少價格の上に影響があるかも知れんと迄云ふて居ます。「カヾヤン」河沿岸の地は農作物と云へば僅か計りの荳科作物を除いては煙草と玉蜀黍とに限られて居まして、云はば玉蜀黍を喰ひ(玉蜀黍は同地方の主食物ですから)煙草によりて得たる金で衣と住とを求むる譯となります。而して同地方にある外國人は西班牙人が第一で、數に於ても仕事の量に於ても他に擢でて居ます。次は支那人で之は主に商業と葉煙草買付の事業を營んで居て、土着の土人と殆ど撰ぶ所がないと云つてもよい位です。次は阿米利加人・土耳古人で、獨逸人も戰前には相當に仕事をして居たそうですが現在では澤山の人數は居りません。而し二三、可なり大きな仕事をして居る者もあります。馬尼剌に煙草の製造工場を持つて居る煙草會社は必ず同地方に相當な農場を有して原料配給の圓滑を計つて居るのみならず、又各地に買付の出張所や倉庫を有して居ります。

現時比律賓政府では煙草の栽培に對しては僅かにバレーのイサベラ前のダバアォに農務局直屬の煙草試驗場を有する外、農科大學でも多少の試驗はして居る樣ですが、我々の眼には甚だ物足りなゝ感ぜられます。此の外に奬勵・指導に就ては何等保護の方法を講して居ないので、それで無くとも無智の上に怠慢な農民の農業は何等進歩することなく、徒に仲買人の腹を肥すに過ぎません。馬尼剌で葉煙草の價格が異常に騰貴して居るにも拘はらず、產地で農民が賣渡す價格は極めて低廉であります。百封度(一キンタル)三十乃至三十五比位の葉煙草が馬尼剌では九〇――百比、時として百二十比と云ふ突飛な値段を示して居ます。最も之は現今の相場の變動の激しい爲めもありますが、平常でも二倍位にはなる樣です。葉煙草の商人が獨り暴利を貪つて居るかりでなく、一般商人も亦た此の例に漏れぬのであります。これは土人が怠惰で仕事を嫌ひ、貯蓄心なく金錢を浪費する風習の爲めであります。以上の如き有樣でカヾヤン谿に於ける煙草の事業は極めて有利なものであります。それにも拘らず同地方で仕事をして居る日本人は先づ一人も無いと云つて差支ない程であ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ります。その理由は全く邦人企業家の誤解から起つた事で、日本人は日本内地の煙草耕作を見て直に煙草はむつかしいもの、煙草の仕事には專門の智識が必要である、と云ふ先入性があつて同地の粗放な煙草事業を見なかつたこと、會々農業視察に御出かけになつた日本人もパンガシナンやユニオンの煙草を見てカガヤン縣の所謂本場の煙草の如何に取扱はれて居るかを研究しなかつた爲め、在留邦人に一層の誤解を抱かせたことも原因の一つと思ひます。而し私は必ず今後數年の内には邦人の事業家も同地方に發展する樣になるだらうと思ひます。又その日の來ることを邦人發展の爲めに希望する次第であります。同地方にも日本人が全然居ないのではない、只事業でもやらうと云ふ人が無いと申上ぐるのであります。

次に同地方の商業の有望な事を序に一言申上げます。南洋一帶商賣は全部支那人の手にあると申して差支ないと思ひますが、此の地方も同樣殆ど支那人の手に收められて居ます。詳しいことは申上げませんが例令ば土人の手で出來て土人に限り使用されるものでも、一應は支那人の手をくゞらねば使用が出來ぬと云ふことを考へても、如何に支那商人が發展して居るかゞわかります。若し日本人が同地方で商業に相當資本を投下するならば、屹度面白い仕事が出來、利益も多いことゝ思ひます。支那商人との競爭を心配さるゝ方もあつた樣ですが、私は必す相當の成績を擧げ得ること、信じます。殊に現時神戸より基隆を經て馬尼剌及南洋方面に向ふ南洋航路の定期船を「カガヤン」河口のアパリ港に寄航せしめ、大阪より商品を直接こゝに運んで川筋を賣るのです。幸ひ此の港は貿易港となつて居ますから都合がよいのです。總督府の命令航路でもありますから臺灣と此處と結びつけると一層色々面白いことがあると思ひます。牧畜や製材業の樣なものも一層有利になります。煙草や其の他のことに關しまして申上げ度いことはまだ〱非常に澤山ありますが、時間の都合もありますので本日は此の位で切り上げ、次に同地の公有地法令について申上ます。

元來今度起つた公有地の問題は一昨年の春の同島議會を通過して米本國に廻附され、米大統領によりて否定されたものでありまして、此の法案によりますと外國人に對する一切の土地の所有權を禁止することになつて居まして、これは在留邦人に對して大問題であるばかりでなく、西班牙人などに取りましては一層の大問題であります。而し幸に之は實行されなくなつたのでありますが此土地法を修正したものが昨年の議會に再び提出され可決されまして米本國に廻附されましたものが、昨年の十二月に自然有效となつて實施されるやうになつたのであります。此の改正された土地法は廣い意味の土地と云ふもの總てに對して規定してありますけれども、私は爰には農耕地に對して從來の土地法の改正された點及其の改正の結果日本人に影響する點を先づ申上げます。

第一に農耕地の拂下げに就てゞありますが、從來公有農耕地の拂下げを受くるには比律賓人及米國人に限り法定年齡(十八歲)以上の者には十七「ヘクタールス」以下の拂下げを受くることが出來ましたのですが、改めて百「ヘクタールス」以下と云ふことに致してあります。これは直接邦人には關係な

き様ですが今後の仕事には間接に大切な點であります。又會社の場合は其の中に一人の比島人又は米國人の重役があれば比律賓人又は米國人の會社同樣に一〇二四「ヘクタールス」以下の拂下げを得る譯であつたのが此度の改正法では資本金の方面から制限して資本金の六〇%以上を比律賓人又は米國人の資本としなければならんと云ふ事に改められてありますから、結局日本人が同島で土地を基礎とせる會社を起す場合には、資本金の三九%以下の出資に止まることゝなります。但し右の箇條には相互主義により外國で比律賓人に公有地の拂下げを許可する國の人民には夫れと同一の權利を與ふることとしてあります。故に我國にても斯る土地法が規定されました曉には同島在留邦人の爲めには誠に都合のよいことゝなります。而し比律賓人又は亞米利加人に許可する以上には如何なる場合と雖許可されたことは勿論であります。又組合組織のやうな場合には組合員一名に對れ一〇〇「ヘクタールス」以下としてあります。それでは現在會社を經營して居る者はどうなるかと申しますと、これは勿論既得の權利は認めらるゝので、營業滿期(二十五年)になる迄は現在の狀態を繼續して經營することが出來ますが、滿期後猶ほ事業を繼續せんとする場合には、新法令により資本金の六一%は比島人又米國人の資本を混じなければ繼續が出來ないことゝなります。

次に農耕公有地の貸下げはどーなつたかと申しますと、やはり拂下の場合と同樣に個人に對して一七「ヘクタールス」以下とありしを一〇〇「ヘクタールス」以下とし、會社の場合には從來會社員の中三人の比島人又は米國人を混ずる時は、比島人の會社と同樣に一〇二四「ヘクタールス」の土地を二五箇年貸付を得る樣な譯でありましたが、此度はやはり資本金の六一%は比律賓人又は米國人の資本でなければ土地の貸付は出來ぬことになつて居ます。而して貸付の期間は二十五箇年以內となつて居ますが、而し滿期後更に新繼續を希望する場合には農務局長又は自然財源局長に於て適當と認めたる場合は更に二十五箇年間延期をなし得るのであります。在米の邦人の貸付を受けて居る會社の土地に對しては現在の事業の滿期後初めて此の新法令を適用される譯でありますから、それから更に二十五年を二回卽ち前後合計七十五年は比島で仕事が出來る譯となります。但し現在の土地に對して期限が來て更に繼續する場合は資本金の六一%を彼に待つべきことは勿論の事であります。又此の問題に關しましても其の國人の本國で比島人に公有地の貸付を許可する場合は、其の國に於て比島人が享有すると同樣の權利を其の國人は比島に於て受けることになります。而し前に申しました範圍を超ゆることは出來ません、又貸付地に於て石油とか石炭・食鹽・金等の礦山地としての方が農耕地としてよりも有利に利用される場合は何時でも貸付を取消されますので、礦山に對する採堀權は貸付地と雖も別途に願出なければなりません。又有價森林樹木の伐採又は移動に對しては特に森林局にて査定して許可を與へたるものの外はその權利はありません。

次に「フリーパテント」として許されて居る事は、一九〇七年七月四日以來、比律賓群島に居住せる者にして同一場所に住居せるか、又は或る土地に對して自ら引續き使用又は耕作

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

をなしつゝある土地にして、その土地が農用公有地なる場合は此の條文により二四「ヘクタールス」以下の土地に對しては所有の特權を與ふることであります。而し之は外人の保護と云ふ譯でなく、比島人が公有地の無斷開墾をなして居る者の整理上の便宜の爲めと思ひます。土地に對する觀念の薄い土人は、無償下附すると云つても中々その手續をしません。自分が現に使用しつゝある公有地を自分の名義に書き換へることすら無性してやらない人々ですから、爰にこう云ふ除外例を設けたのであると思ひます。

以上は公有地の中で農耕地に關する今回改正の要點でありまして、私有地に對しては勿論何等の制限もありませんので、邦人の間に一時疑義とせられた私有地の賣買は毫も差支ないのであります。一時はこのことも彼方で八ケ間しく論議せられて居ましたが、一體比島農耕地に對して資本を投下して事業でも始めようと云ふのは、日本人を措いては外に無いので、私有地に手を付けることは獨り日本人が困るのみならず。恐らく比島に於ける地主は一層困ることになりませう。即ち一般農耕地の賣買は出來ない。土地の價格は全然無くなります。

比律賓在住の日本人は、領事館の昨年の調査では總數九千六百四十人、内男が八千七百三十八人、女が九百十二人と云ふことになつて居ます。これを地方別にしますると、馬尼剌市に貳千人餘と地方在住者が約一二千人、其の他五千六百餘人はミンダナオ島のダバオ及其の附近で「アバカ」の栽培をやつて、所謂馬尼剌麻の生產に從事して居るものでありま す。馬尼剌に在る貳千人の内、男が一六八七人と女が三七八人で、職業は千差萬別あらゆる職業に從事して居ますが。その内割合に多いのは漁業に從事せる者は二五三人、これはトンドと云ふ所に日本の漁村その儘の生活をやつて居るのであります。大工が三九一人で、料理屋の男女一二五人、會社銀行商店員の一七七人が主なるものでありまして、此の外朝鮮人一二人と臺灣籍民四七人で會社員や商店員は正金銀行及船會社の支店員を除けば、雜貨屋と麻の商人で、日本人として相當商業を營み、事業として見るべきものは麻の取引以外大したものはありません。地方在住の二千人は男一六二八人と女三二六人でありまして、職業から申せば大工の約四百人を筆頭に木挽職の一六〇人、ぱん屋・煎餅屋の八四人、雜貨屋の六七人と云ふ順で、農業者は自作八三人と被傭農夫一〇一人となつて居ます。此の中最評判の好いのは大工と農業者でありまして、田舍では日本人の大工で無いと大きな建築物は出來ぬとさへ云はれて居る所もある位で。而かもこの大工が日本よりの生へ拔きの大工でなく、大部分は馬尼剌で一時的に大工の見習をやつたと云ふ連中が多く、而かも之が大歡迎を受けると云ふのですから、比律賓大工の能力如何を推察することが出來ます。先つ日本人大工一人の能率が土人大工の三四人と匹敵すると云つて居ます。而かも賃金は極めて低廉で、他の勞働者同樣に一つの技術者として認められて居ないのは、一つは彼等の品性の劣れると云ふこともありませうが、他には强固なる團結が無い、即ち組合組織にでもなつて邦人大工が固まれば賃銀は二倍三倍になることは容易なことで又それが當然のことゝ思ひます。現在は日給五圓乃至三圓五十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

錢位であります。農業者の土人に比して優秀なることは、これも亦誰も異議の無いことで、邦人獨歩と申しても差支へはありません。殘り五千六百人は只今から少し申上げようと思ひます。同群島東南端にあるミンダナオ島のダバオで「アバカ」を作り。馬尼剌麻を生産して居る者であります。ダバオの麻の栽培は邦人では太田恭三郎氏が「ベンゲット.ロード」の土工を救つて同地に事業を始めたのに因れるもので其の後成績優良で漸次邦人が集り、世の中に紹介せらるゝ樣になつたのでありますが、ダバオの名が今日の樣に世の注目を引くに至つたのは、戰爭中麻の價格が非常に騰貴しまして、戰前一キンタール(百封度)二十圓臺のものが五六十圓からもつと上つたときは七十圓から八十圓にも昇つたさうで、急に日本から企業家と勞働者とが詰めかけてダバオは大繁昌を來したから、一時は邦人壹萬人以上にも及んださうです。處が一昨年休戰となりまして頓に麻の需用が減じました。それは戰時中價格の突飛な上昇を防ぐ爲めに米本國以外の輸出を禁止しました。最もダバオの麻は主に「ロップ」用で輸出先きは米國を主としますが、戰爭中盛んに買ひ込んだ麻が休戰と同時に海運の將來が明かならぬ爲め需用の途が絕えて取引が中止され、一時八十圓と云ふ高價のものが急に四十圓に落ち、三十圓となり、遂には十圓臺となり、それでも猶買手が無いことになり昨年一杯は殆んど麻の取引が中止され、ダバオの邦人の打擊は實に大なるもので、色々の事情の爲めに困難な境遇に陷つたものが少なくありません。それのみならず前に申上げた土地問題が新に實施されることゝなり、在留邦人の現在及將來に對して危惧の念を抱く人が出來、勞働者も亦日本内地の好景況を聞いて便船毎に引き上げ、現今では六千人以下に減少した譯であります。ダバオにある三十幾つかの會社の多くは前述の樣な好景氣に際して簇立した爲めに、此度の土地法實施期即ち昨年の十二月迄に拂下・貸付の許可證が下つて居ない。つまり無斷開墾と云ふことになつて居る會社が澤山あります。又古い會社でもさう云ふ土地を澤山持つて居ます。是等の土地が全部此度の法令によりて取締を受けねばならぬ境遇に陷りました。何故許可なしに土地を開墾したかと申すと、從來總督府でも本人に極めて好感を有して出願の土地は全部許可になり、又實際に出願後許可證が下る迄には二年も三年もかゝるので、其の間ぼんやり待つて居る譯にも行かず、仕事は出願と同時に初めるのですが、從來はこれで全部無事に通つた所が、今度は法令の實施と共に取締られたので大問題になつたのです。即ち森林樹木の無斷伐採とか農耕地の無斷開墾で處分されることゝなりました。夫れ故此度の土地問題に對しても、將來の發展とか會社の經營とか云ふことゝよりも差當り今日其のものに困つたのです。一方麻の相場は底知らずに下落し（最も昨年の十二月頃より少し社取引も出來、價格も上り私の歸ります三月には四十圓臺を稱へて居ました、此の位の相場なら困ることもないそうです）取引は中止されると云ふ譯で、會社としては死活問題として大騷ぎしたのも無理の無いことです。之れが解決に對してはダバオより會社の主腦は全部馬尼剌に集まり、領事を介して日夜努力し、領事來栖氏も非常に心配されて全力を傾注して邦人の爲

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

めに盡されたので、其の間種々の階程はありましたが、結局比律賓政府では昨年の二月八日は土地法案が比島議會に提出された日でありますから、同日を以て比島政府の土地令に對する意思表示の日とし、それ以前の出願者は例へ無斷開墾をしても夫れは舊慣によりてなした事とし、默認して許可することゝするが、然し二月八日以後の出願地に對しては該法令を豫期して爲したことゝ認め、絕對に新令以外の土地の許可を與へぬ（無斷開墾地に對し）ことゝなつたのです。然し夫れでも猶は各會社共に大分の損害がありますので此の分界點になる日の變更に對し努力を續けて居る樣でしたが、これは或は困難なことでは無いかと思ひます。只土地を取り上げられる丈でも苦しいのに其の上罰金迄課せられるので全く困たものです。

次で困つた問題が今一つあります。それは森林局長フイッシャー氏の提案なる森林法の改正であります。これはどんな事を云ふのかと申しますと、從來農耕地となるべき森林地の伐採に際しては、林木は無論無償で多くは燒き拂つて開墾したのでした。處が此の森林法によれば、直經一呎以上のものは有價林木として一立方呎に對し幾何と云ふ代價を拂はねばなりません。又林地内にある果樹は絕對に伐採を許さぬと云ふのです。果樹と申しても解釋の仕やうで、南國の事ですから食用果樹全體となると殆ど林地内や原野には手は入れられぬことになります。從つて此の森林法の將來は農耕事業を企てんとする邦人に對しては最も大なる打擊であります。而し之は未だ確定では無いやうで、これが徹回には領事始め相當努力して居る樣ですから、少しでも有利に解決されんことを在留邦人の爲めに切に祈る次第であります。

ダバオにあります在留邦人は實に內憂外患と云ふ次第でありますが、此の外諸會社は種々の點で大いに苦しんで居ます。

第一に創業當時の調査が完全で無かつた事、目論見書の如きも極めて粗漏で、只資本を集める爲めに作つたものゝ樣に思はれます。些細な利益を集める農業の計劃が粗漏で、仕事は何日かは必ず困難な時が參ります。一體南洋に於ける農業の設計書を見ますと、我々農業技術者にすら判斷し兼ねる程大樣のものでありまして、これは今後事業を爲す人の注意を要することと思ひます。それで計劃通りの經營が困難で收支が豫想の樣に參らなくなります。

第二は從來の小作制度の欠陷であります。比島の慣習では小作料は五分五分か、水牛を持つて居れば六分の割合が一般であります。然るに同地では小作料が一分で殘り九分は小作人の所得となる譯であります。又麻曳き料は相互等分と云ふことになつて居ます。太田會社の創業當時の如く小作人と會社とが親分子分の如き關係のあつた時は夫れでも好かつたことゝ思ひますが、現在では誤つた方策と云はねばなりません。小作料が如何に安くても小作人の作つた麻を安く買へばよろしい譯でありますが現在ではそれが出來ません。勞働者の自覺とか支那商人の活動とか麻の相場の激變とかの爲めに會社は益々困難に陷ります。

第三は會社の買付値假に對して小作人が今迄の樣に盲從しなくなり、市價に注意し出して小作人としての權利を主張す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る樣になりました。之には支那商人が小作人の間を廻りて割高に籾を買ふ事が會社には一層の頭痛の種であります。

第四は會社が今迄取次ぎ販賣を仕て居た日用品の販賣に對し、物價騰貴やら支那商人の賣り込み等の爲め、小作人の購買組合を作つたり、會社の販賣價格に滿足せず、何んとかして少しでも安き物を買はんとするより馬尼剌の相場を知り、運賃を調査し、取引狀態が分れば小作人は會社に對して今迄の樣な利益を與へなくなります。又その間に支那商人が巧みに入り込んで安い品物を薄利で賣ることになります。

第五には今後の勞働問題であります。現在の各會社の土地を充分に利用するには猶今後二萬五千人の農業勞働者を要するさうです。これを何處から持つて行くかは簡單に考へましても大問題であります。これは私にも愚見がありますが餘り長くなりますから申上げません。

第六は一日も早く完全な籾曳き器械を發明して勞働の不足を緩和することです。これは各會社倶に大分頭を腦まし居る樣で、近い内に立派なものが出來ることと信じます。私も馬尼剌で一つ器械を見ました。

第七各會社が表面親睦の樣でも私の見る處では内々陋策を運らして他を陷れんとする樣なものがある樣に思ひます。殊に古い會社と新會社とは種々の點に於て妥當を欠ぐことが多い樣に聞いて居ます。日本人が日本人を排斥して事業を獨占するなど邦人は到る處で動もすればこんな事をやる樣です。

數へ來れば限りもありませんが、兎に角ダバオの邦人會社は相當に困難に遭遇して居ます。殊に邦人の健康狀態など皆さん大分心配して病院を建てるとか醫師を招くとかの議もありますが、それも經費の點で思ふ樣に參りませず、誠に氣の毒な狀態にあります。前にも申上げました通り同島に於ける邦人の將來は今度の土地法によりて支配されるのでありますが、我國の土地が改正されれば何等の障害は無いことになり、又私人の所有地を買つて仕事をする分は差支ありません、現在の所比島の土地に投資して開拓しやうとでもする者は外に無いのでありまして、比島土人ハ全く產業的能力が劣り、米人は有利な位置にありますが、氣候風土の惡い比島に來なくても、本國により以上の天然が待つて居るので、其の他の國民にも先づありません。故に私は今後は同島の政治家が主張して居る樣に相當の資本家がどし〳〵入り込んで土地を開拓し、日本移民と比島農民とを使つて仕事をすることを希望します。或は比島農民を利用することは利益本位から云へば多少不都合もありましやうが、而し他人の土地に乘り込んで仕事をするのだから其位なことは致方がありません、私は現在如何なる支障があらうとも必ず將來に於ては日本と比島とは固く結びつけられ、比島の土地は日本人によりて開拓せられ、同島は產業的に今少しく希望のある國とすることは邦人の自然に對する職務であり、必ずその時代の來ることを信じます。

誠に漠然として取り留めの無い樣な話になりましたが、一つ〳〵に就て詳細にお話申上げる時間もありませんので、不徹底ながら之で終りとします。若し煙草や其他の農業方面に關する詳細な點に亘りて知るを要する御方は、又外の機會でお話することもありましやうが、御閑の節一々御目にかゝりて私の調査視察しましたことを御話してもよいと思ひます。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

佛蘭西に於ける林政の一端

（林務課調査）

本篇は近着"American Forestry"に掲載されたものにして主として砂丘地及溪流侵蝕の經理に就て述べたるものなるを以て林政研究家の參考の爲め譯出して茲に掲げたり

佛蘭西に於ける自然歷史中、吾が國に取りて極めて有益なる教訓を提示するところのものが二つある。一は高地と低地との合同抱合、即ち言葉を換へて言へば、高地方面に於ける土と植物との正則なる均衡が崩れて直接低地に及ぼすところの影響であつて、次は土と水との移動より來る荒廢作用を阻止せむとする森林の價値を語るものである。從來世界何れの國と雖、被害の程度こそ異なれ、之れが破壞的作用を受けざるもの、殆んど之れ無しと云つても差支ないのである。で此二つの教訓は夫のアルプス及びピレネー方面の浸水地域に住居して居る佛人に對し非常に力强い印象を與へ、野溪より來るところの浸蝕作用と、海岸方面より襲ひ來る砂丘とに對し、久しい間の奮闘的經驗は、彼等をして森林政策の樹立てう問題を眞劍に考慮せしむるに至つたのである。

最初先づ砂丘地に就て言はふならば、夫のビスケー灣の退潮は、西南佛蘭西の海岸方面に通常「荒地」"Dunes"と呼ばるゝところの廣漠なる砂丘地及沼澤を形成するのである。其廣さを云へば、普通海岸方面に幅員六哩乃至十哩に至る一帶の不毛地を出現せしむるのであつて、從來幾世紀の間、常に動搖變化し陸地の形狀を變せしめつゝあつたことは蓋し疑ふべからざるものであつたが、中世紀に於て稍固定したものらしい。だが十七世紀及十八世紀中新たに恐しい潮水の侵入を受け非常なる被害の跡を殘したが、佛蘭西の地質學者は之を以て、たとへ全部と迄は言はないが、少くとも其一部の原因を人類行爲の不備に在りと言つたのである。と云ふのは砂丘地にして既に植物叢生の狀態を具するに至つた部分にてもガスコン地方の牧人間の亂暴なる放牧の爲に破壞されたること著しく、同時にピレネー山脈方面に於ける主として牧畜を生業とする住民の增加は、漸次同地方の傾斜地を裸體化せしめ、各河川には碎岩を滿たしめ、風潮に依りて形體を具現せる砂丘地を膨大ならしむるに至つた。

要するにガスコニイ地方沿岸の砂丘地なるものは、かくの如くして漸次活動的性質を帶び來り、其多くは一年間に陸地に侵入すること三十呎乃至九十呎に及び、其通過するや、諸村落、田畑を埋沒せずんば止まざるの勢を呈し來つたのである。

此破壞行爲を阻止せむが爲には、十八世紀中に於ても幾多の施設が繰返されたのであるが、結局一土木技術家ブレモレチア氏 Bremontier, an Engineer of Ponts et Chaussées の設計立案に係る防止手段を以て最も成效顯著なるものとして認識せらるゝに至つたのである。氏の計畫と云ふのは散々皆

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

折つた揚句千七百八十四年初めて解決せられたるところのもので、次の三手段を包含するのである。

(一)海岸一帶に、一の壘壁を築造し、侵入し來る砂流に對する一種の防海壁と爲すのである、通常此壘壁なるものは、海岸の砂土に灌木又は柴、枝條類を積重ね、かくして次ぎ〳〵と護岸壁を築き上げ、遂に全く襲來し來る砂流が、其頂上を超へて來ることの出來ないやうに至らしむるのである。

(二)壘壁內部に在る砂丘地の地表を固定せしむる爲に丈夫な草類を植付けること。

(三)其所には更に、此土地に適合し且つ成育の迅速なる脂松、卽ち海岸松の苗木又は種子を培殖すること。

右計畫を實施したる結果、其齎したる驚くべき成功は、遂に千八百十年に於てガスコン地方砂丘地固定の目的を以て、國家的事業として公然採用せしむるに至つた。勿論有效なる行政的施設、運用の實際成績を見るに至るまでは、其途上に於て種々なる困難に遭遇したことは言ふ迄も無い。例へば巴里政界の擾亂の影響を蒙りて、一時中止の運命を見るとか、或は延滯を惹起する如き、若くは私有財產權上の避け難き紛爭等の如きはそれである。だが千八百六十四年までには、事實上約二十五萬「エーカー」に涉る砂丘地造林を仕揚げ、其後の事業は主として既成造林地の手入れ、保護、又は新たに危險な砂丘を出現せしめむとする場所に、新規の壘壁を設け、又は斯くして安全を保障せらるゝ地域に植林を爲し及び既に生育したところの海岸松の保護を爲すこと等で有つた。

砂丘地の所有權に關しては、政府、地方自治團體、一私人等の間に頗る復雜面倒なる問題も起つた。從つて造林事業の實施に伴ひ、民有地造林などの場合には、吾が亞米利加就中マサチユセツト州其他數州に於て採用せられたものと大に類似せる點が有つた。公共の利福の爲に私有地の造林を必要とする場合、國家又は地方的林業計畫に應用する方式を暗示するところのものであるが、其方針と云ふのは、造林せむが爲に、一私人の私有財產たる民有地を買收又は收用するが如き手段に依ることなく、造林事業が完成するまで、一時占有を移し、造林事業に要したるところの經費が、後日辨償せられたる曉に於て、原所有者に還付することを、法律に依つて保障する主義なのである。

で此の計畫案なるものは何人に依つて立案さるゝかと言へば、地方技師の手に成るのである。それは此仕事が多くの場合土木係の管掌する所であつたからだ。其案には各所有權者の土地を圖示したもの、施業案の仕樣方法を詳細說明したるもの、及び各所有者に對する費用割當額等を網羅する次第である。して案が愈よ公式的に裁決せられたならば、其適用を受くる各所有主は、造林事業を、政府指導の下に自ら營むべきや、又は國家の保管、管理に委任するや、孰れとも自由選擇權を有し、若し後者の場合に於ては、政府は直ちに自己の費用立替支辨を以て、造林に著手することになるのである。

造林が一度完成さるゝや、各所有者は其實費及び之れに對する四分乃至五分の法定利子を付けたものを政府に辨償し、以て其所有權を回收する次第である。でなければ政府は其造

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

林地より產出する林產物の收得價格に依りて、造林費及び管理費が差引き相殺せらるゝまで、之れが占有を保持し、然る後之れを所有者に還付すべきが法律の規定するところなのである。勿論此方法に依るも、海岸松なるもの、此邊荒地の氣候及濕地に適合せるのと隨つて成育の速かなること、植林費用の嵩まらぬこと、及び「テレピン」油搾出及び木材採取の迅速なる實現等に依りて、意想外に捗取るものなのである。或はまた國家は、民有植林地を分割して、清算の場合不足額に相當する部分丈の土地に對し完全なる所有權を獲得し、餘は本來の所有者に還付することの出來るやうな規定もあつた。こんな工合で最初の「ガスコン」砂丘地の二十五萬「エーカー」の造林地の內、今以て政府の管理に係るもの約十五萬「エーカー」有るけれど、此等の大部分は既に永久的價値を確定せられたる、國有森林地と爲り、海岸一帶の部分は以前の危險なる砂水の浸入を防止するため、特殊なる保護豫防を講じ以て之れを保護地帶(保安林)と爲した。だが森林取締法 (The "regime forestier) なるものは、砂丘造林豫定地內、言ひ換ゆれば砂丘固定地の範圍內に在る森林に對してば、其種類階級の何たるを問はず、悉く之れが適用を受けしめ、以て濫伐の結果、公衆の利福を阻害するが如きことなからしめむと企てたのである。

西南佛蘭西海岸砂丘地の整理固定事業なるものは、夫れ自身に於て國產增加上大なる成功を遂げたばかりでなく、更に之を發端として國家の福利に對する大なる恩惠を構成する原因を爲したのである。夫の自然生の松林を點綴するところの沼地、及び殆んど不毛の荒地より成つたる砂丘陸地は二百萬「エーカー」に達するものであつて、十八世紀當時に在りては、住民の數も極く稀薄で、殆んど放牧以外何等の產業といふものなく、且つ沼地ではあり、不健康地の名高かつたのである。然るに砂丘地造林事業の成功を見るに至るや、之れに刺戟せられて全荒蕪地に海岸松の植林を促進する勢を呈し、或る部分は野生又は養成せられたる松苗木を移植し、或處では畦を作りて松の種子を蒔きて以て造林を行ふた。而して砂丘地及び之と連接せる土地に於て爲したる公の事業實施の成蹟は、一般に或る刺戟と指導を與へ、此結果十九世紀中に於て、尠くとも百五十萬「エーカー」の民有地は、松樹鬱々たる林相を呈して面目を一新したのである。

で松樹造林の有利にして實際的なることが愈よ明に確認せらるゝ樣になつてからは、千八百五十七年遂に法律を以て地方自治團體の所有に係る此地方の不毛地に對し、松樹を植林すべきことを命ずるに至つた。此法律は砂丘地固定の目的を以て爲したる方法と同一の主義方針に則り、豫定經費は政府の官吏之れを算出し、團體は右の造林實施を政府に一任するとも、或は自己の手に於て直接施業する共、自由任意となすべき權利を保留せられた、だが注目に値すと云ふのは、多くの團體は、大概自身施業に當つたことである。こうして約十八萬五千「エーカー」の地方公有林なるものが此法律に依つて創造されたる次第である。

で今日此荒地 "The landes" の狀況如何と云ふならば、小さな牧養地や、肥沃なる田畑を點綴する所の廣大なる松林地と

爲り、其處には縱橫に交錯する公道は網の如く、森林及び溝渠の擴張と共に、沼地と「マラリア」は何時の間にか姿を消して了つた。して老松の繁茂せる間に育成したる濃密なる草生地を利用する時は、恐らく以前にも增したる牧養を爲すことも出來るであらう。人々はまた、畑地となれる部分の土地に對し、其肥沃性を助長せむか爲に、其森林より產出する蕨、又は敷藁類を以て作物に覆蓋を施し、次第に豐饒性を養ひ來つた。其蕨は、木材又は樹脂、蔘兒類と均しく、殆んど定期的に森林副產物として收得し得るものである。また松脂油採取の時期は、樹齡二十五年乃至三十年に至る頃より始まり嚴密なる順序を以て尠くとも三十年間は繼續することを得べく、最も豐富なる搾出を爲すは伐期前約四五年の間である。亦人口の密度を調べて見ると、これまた十八世紀の頃に比すれば、殆んど數倍に達し、其四分三迄は、林業を以て生業と爲すのである。斯樣な有樣で、以前砂丘地であつた處も、今は佛蘭西に於ける最も生產に饒なる地方の一つとして數へらるゝに至り、殆んど事實上唯一の同國樹脂類產出地を形成しているのである。また建築材料產出高に於ても、主要なる部位を占め、輸出に於ては、大英國の炭鑛坑木の需用を引受けて、莫大なる數量を送り出しつゝある。また今回の大戰開始後に於ては、吾が聯合國軍側に對する木材原料供給上首要なる源泉と目され、現に亞米利加よりも多數の森林技術者を同地へ派遣して、無數の運材用線路を敷設せしめたのである。之れ實に今より百年以前には、砂流の脅威と荒廢に委せしめられた砂丘地であつた處、千九百十七年には早くも戰爭遂行上必要なる木材、

枕木等を供給することの出來た處となつた。思ふに是れ以上の見事なる成功を、國力保存事業の上に示したる例か他に有らうか、恐らくは有るまいと思ふ。

アルプス及びピレネー山脈地方に於て、下方低地の膄耕地を、無殘に破壞し去るところの野溪浸蝕を抑制せむが爲に、佛蘭西政府が更により以上の困難なる問題に遭遇した。その困難なる點は主として社會の經濟關係に根抵を有するものであつて、久しい以前より傳へらるゝ通り、山地に住する牧人等と、低地方面の農耕者等の間に存在する互に相容れ難き利害問題の紛爭を意味するものである。と云ふのは、氣候風土の不良なる土地に住居し、牧畜を以て唯一の生業と爲し、祖先より遺されたる資產と習慣を墨守して頑迷に生活しつゝある遠隔の山地住民と、利害上の一致點、共通點なき平地住民とは何等の交涉なきを以て、平地人の恩惠となるが如き政府の施設にして彼等の自由を束縛するが如き結果を來すものに對しては、極力反抗の態度を執り來つたのである。一體佛蘭西山地に於ける、激流の浸蝕なるものは、其原因、系統を調べて見ると、山林の濫伐と、草生地に於ける無節制なる放牧に直接責任を歸せねばならぬのである。以前は山地に於ける人口も稀薄であつたし、また政府の嚴重なる取締制限が國法に依つて、勵行せられたので、左迄荒廢の程度も非道いものではなかつたが夫の佛蘭西大革命の影響を受けて、此取締も執行の局に當る人物の缺乏の爲め、自然放慢に流れ、遂には全く無效なものとなつて了つた。兎角するうちに山地の人口も漸次增加し來り、隨つて其飼養に係る家畜類の頭數も增

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

加し來つたが、約二十年の間といふもの何等外からの干渉を受くることなく自由に放牧を營むことが出來た。之れがため、十九世紀の前半に到ると、溢水浸蝕の害が段々險惡になつて來て、更に適當なる對策を考究せねばならぬ必要が迫つて來た。けれども、之れも革命の影響を受けて、一般政治思想界の傾向が個人的觀念を含蓄するに至つて、立法部も勢ひ山地人民の自由に對し制限を加ふるが如き立法を躊躇するに至つた。然るに千八百五十九年に起つた恐ろしい溢水の被害は、佛國民の覺醒を促し、何等かの施設を爲さゞるを得ざるに至らしめた。即ち千八百六十年山地再造林法が通過して、山地に於ける植林を刺戟し、種苗又は幼木を供給し、再造林を完成せしめたる實際の地域に對しては助成金を付與する方法などを執り、以て大に殖林を助長奬勵したのであつた。のみならず政府代表會は命令を以て一定の境域を定め、公共の利益上植林を必要とする地域を指定するの權能を與へられ、此指定地に屬する一切の地方自治團體及び土地私有者は凡て其土地に再植林するか、又は其れを目的として國家の管理に移すかせねばならぬのであつた。若し所有者にして植林を拒否するか、又は造林計畫中に當然包含せらるべき筈の方法、例へば防水堰堤を設くることを厭ふならば、公共事業に關する一般的法律の規定に依り、賠償金を交付して、其占有を剝奪することになつて居る。尤も造林が完成してから後、五年以內ならば、原所有者は其最初受けた賠償金と、事業經營費に利子を付したる金額を政府に納れて、其土地の返還を請求することも出來る。或は賠償金の全額を戻して土地の一半を回復し、他の殘餘の土地に對しては、完全なる所有權の名義を國家に移して、以て經營費と相殺せしむる方法もあつたのだ。

地方公共團體所有の土地取扱に關しては、砂丘地に適用したると同一の方針に據ること〻なし、單に土地の使用のみが賠償なしに處置せらる〻のである。尤もこれは其公共團體が土地に再造林を爲すことを拒むだ場合のことである、造林が完成を告げ、而して其立木の拂下金に依り、國家の費用が帳消しにされゝば、其一切の財產は元の公共團體に戻され、亦植林完成の曉、所有團體に於て其費用を支拂ひ若くは土地の半分を政府に讓渡し、後の一半を自分の方へ回收し得る方法もある、凡そ森林法 Régime forestier の要求する條件及び保護せむと欲するところは、國家が復舊事業を施さむと見込んだところの範圍內に在る凡ての森林に對して適用出來るのである。こゝに放牧せむと欲する者は、凡て森林管轄を司る官吏の、其旨記載したる明瞭なる許可證を要するのである、こう云ふ風にして、山地住民の權利――公共團體たると個人たるとを問はず――に對し峻嚴なる干涉行爲は如何なる反響を彼等に與へたであらうか。今若し吾が合衆國西南部地方山地住民に對して、之れと同樣なる手段が加へられたならば、如何なる反響を惹起するであらうかは、讀者は容易に想察するであらう。丁度そんな反響が此時起つたのである。即ち頑固な高山住民等に取つては、其生計上無くては適はぬものと考へられて居た山の放牧地使用に對して、政府の爲す所は之れを奪ひ取り若くは妨害するものだと考へた。亦地方自治團體は、可成り理由ありと認めらる〻主張の下に、此法律の實施

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なるものは畢竟するに團體の所有する土地を無賠償を以て沒收するに均しいことである。何故かならば、莫大なる造林の費用と、氣候の不良なる爲め、政府が其造林費用を恢復し得て、其土地を元の團體のものたらしむる迄には隨分永き未來の問題であるからだと。此等の點は夫の砂丘地の場合とは大に趣を異にするものがある。そこで政府は是等の不滿不服を緩和せむが爲に、千八百六十四年に一の補助法を制定した。それは荒蕪地や裸體地の或る部分に草や芝生を回復せしめて、山地に於ける放牧資源を增加せしめやうと企てたものであるが、さて幾干の効をも奏しなかつた。こんな風で隨分色々な困難な問題に出會つたが、其間に山地の回復事業は、緩慢ではあつたが一歩一歩に其功程を進め、また屢々佛國議會に於ける論戰の標的ともなり、約二十年の間と云ふもの、種々法文の削除修正が加へられたとの事である。亦政府の政策が山地住民を減少せしめむと努むる態度傾向ありとて、或る地方の公共團體が一齊に立ちて運動を開始したりなぞの椿事も出來した。これなぞも實に該事業の社會的複雜なる事相を包含せることを簡單明瞭に説明するものではあるまいか。

だが千八百八十二年迄には遂に總計三十五萬「エーカー」に達する山地の復舊豫定地編入を了はり、此中には既に再造林を果したる共有地約五萬二千五百「エーカー」の面積を包有するに至つた。然るに其年該政策の殆んど全部に涉り、大修正が加へられることになり、植林又は他の土地生產增加を見込んだ積極手段を應用すべき地域は大に其範圍を狹少にせられ、蝕野溪侵の危險を直接感受する所の傾斜地又は流域に制限されて了つた。して此制限内に包含せらるゝ一切の土地は、私有も團體共有地も共に均しく充分の賠償を以て其所有を政府に移されて了つたのである。其代り、此範圍外に在る凡ての土地は前所有者に其完全なる所有權が回復せられたのであるが、共有土地として確定されたる森林地は、森林法の一般的規定の下に、公の管理に屬せしめた。復舊地域はかくして絕體的に國家のものとなるのである。

で此千八百八十二年の新法の規定中に包含する所の、重要な方針と云ふのは、要するに山地に於ける大規模の保護地帶の設定を意味するものであつて、そは現に流水に依つて侵蝕の害を蒙りつゝある一定の流域を抱擁する山地にして積極的方法を必要とする土地に對し、本法を適用するのである。して此の保護地帶（新たに激流侵蝕の害を未發に防止せむとする）に於ては、管轄の任に當る當局者は、樹木の植付に必要なる地表を破壞するが如き危險ある、土地又は森林の使用を禁じ得るの權能を與へられた。曾て舊法に於ては失敗に歸したところの一般的防止手段を更に擴大せしめむが爲に、公共團體所有の土地に於ける放牧をも政府の取締に附せしめたのである。

併しこうした保護地帶の國有政策の急進的實行の困難は、出來る丈地方的利益との衝突を調和し、且つ管理上の細目に涉る事項と相俟ちて法律の實行を見る迄には丁寧反覆、再吟味、再調査といふものが、それ／＼の機關を通じて行はれるのである。地方林務官吏は先づ各豫定地の綿密なる案を作成し之れに地圖と、土地所有者の人名表、見積費用書等を添付し、先づ第一に施行せむと企圖せられたる村の公議に附され

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ばならぬ。(二)關係町村の會議（此場合無論原案に對する反對的修正を豫期す)。(三)郡會の評定。(四)當該部局の總評定會の問題に附す。(五)林務官、關係町村の代議委員、土木技師、關係部局の執行官、地方林務官、其他地方的關係の代表者より成る會議の査定。(六)農商務大臣の評決及び是認。

かくの如き機關の研究討論を經て、最後に立法部の決裁を以て發布さるゝことを要するのである。かくて當該林務官吏は目標とする土地の取得處分を爲さねばならぬ。それには農商務大臣の取り極め置いたる範圍内に於て、出來る丈最高額を以て之を買收するか、若くは公の評定價額に依るのである。評定價額買收處分なるものは不動產上の權利を消滅せしむるの效果あるばかりでなく、種々雜多の從屬的權利例へば木材の利用、牧養、牛馬家畜類の飼養場所、地中物堀採等の如きものを消滅せしむるものであつて、是等は佛蘭西に於ける森林行政を非常に複雜困難ならしめ、且つ從來浸蝕の最大原因であつたものである。

土地の取得と、溪流の直接危險區域の復舊事業とは、種々面倒なる問題に遭遇しつゝも、著々と進捗を見て居た間に、同法律上の他の規定に依る復舊事業は殆んど見るに足るべき成績を示さなかつた。苗木保護 "Mise en défens" とも云ふやうな保護地域の設定及指定に關する手續は前の場合と殆んど同樣であるが、啻だ最後の決裁權限は寧ろ立法部にあらずして行政部に在るの相違である。

保護地域に於ては形式種類の如何を問はず、流水の浸蝕若くは土壤の崩潰を容易ならしむるが如き狀態を招くやうな土地の使用方、例へば過度の放牧、開墾、地中物堀採等は十年間の期限を付けて、森林官は之れを禁止又は支配することが出來るのである。勿論それには其所有者又は借地權者に對して、年々幾干かの賠償金を交付することに仕て、十年の期間が切れた曉には法律上の保障の下に、所有者は國家に對し其制限の徹囘を求め又は買收せむことを要求し得るの權利か與へられてある。併しながら佛國の森林官吏大多數の意見は、斯る一時的土地の使用制限禁止の爲に、莫大なる經費を費消するとも、そは流水浸蝕防止上大した效能のあるものでないと云ふことに一致して居る。從つて此點に關する法律の明文も畢竟死文同樣、餘り活用を示さないのであつた。

次に地方公共團體共有に屬する牧養地の放牧取締に關する企圖も、また之れ至難なる問題として傳はるものである。而かも之れ難事中の難問題であると同時に野溪浸蝕防止問題の核心を爲すものであつた。抑も共有放牧地は所有權の歸屬明確なるものなかりしと、取締上の規則を缺いて居た爲に被害の程度は一層甚しいものがあつた。山の共同地に屬する各共同放牧者は、夫れ々々自己の放牧すべき場所に對して、折々注意と保護とを加へては居たものゝ、村の共有地に對しては最後の一少部分を奪取せむとて、隨分仲間同志に競爭も行はれたものであつた。其結果は往時吾が合衆國共有山地に起つたことゝ同樣なことが到來したのであつた。即ち草生地は大部分荒されて了つて、害を及ぼす水流、溝渠、又は土壤崩潰の場所は行き涉らざるなきに到つた。佛領アルプス一帶の共同放牧地、即ち立木地帶を超へた土地の大部分又は元の湖水底

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

邊、水の流れ出づる上の方の傾斜地は、何れも國土破壞の因を爲す重要な要素を爲すものであつた。

千九百一年の計算に依ると、以上の地方に於ける共有牧養地にして、公の管理に附しあるもの丶數は、記錄に於て三百二十五箇所に達することになつて居た。けれども實際は山の住民に對する手加減を加ふる結果、管理とは殆ど名ばかりで、其實效は擧らなかつたのである。千八百八十二年法律を以て、地方公共團體に對して彼等自身自治的に放牧地取締法設定の機會を與へ、毎年別に放牧し得べき土地の指定、使用し得べき家畜類の通路、放牧の期間、放牧し得べき家畜の頭數等を制限することの出來るやうになし、而して此等の制限が林務官廳の滿足し得べきものなるに於ては、直ちに知事の命令となりて發布され有效のものとさる丶のであつた。所が實際に於て各共有團體は、其牧養地に對する何等の取締的規則を設くることを敢てしなかつた爲め、結局此仕事も林務官廳の司る所となつた。で林務官廳の起案に係る放牧取締法案が、共有團體の代表委員會、郡の參事會、中央行政委員會等を通過すれば、地方長官の權限に依り命令を以て實施さる丶運びとなるのである。

註　此場合に於ても、亦他の政策實行の場合と均しく地方委員等の態度は、政府の努力に對して、常に反抗、抗爭的であつた

佛蘭西の森林政策綱領中、他の特點と異る本規則の特徴は、共有團體の牧養地に對し、其放牧使用上加ふる所の制限又は縮少に對して、賠償を與へざる點に在る。而して此事實はまた彼等自身の財產使用に對して、外部より來る干涉に對する山地部落民の執拗なる反抗氣勢を昂める一因となつた。また一方罰金の額も至つて低廉であつた故、地方官の放牧取締命令も事實殆んど何等の效をも奏さなかつた。

註　罰金は一の違反事實に對して一フランク乃至五フランクで有つて、放牧したる家畜の頭數の多寡に拘はらないのと、また罰を受くる者も所有者に對してゞなく牧夫それ自身に對してゞあつた

千八百九十九年或る調査家の報告に依ると、約三百許の大小雜多の公共團體中放牧取締令の案文の出來て居るに拘はらず、規則を發布したるものは僅々三四に過ぎず、それさへ有效の成績を示したものは殆んどなかつたと云ふ。

斯くの如く山地方面に對する、佛蘭西の執り來つた廣汎なる森林保護及び國土恢復及維持策の實行に際しては、種々人爲の故障、妨害てふものが有つたに拘はらず、荒廢の最も近寄り易き場所に對しての復舊事業及び土地の公有處分等は、迅速ではないながらも著々と取り進んだ、舊法に依て早く既に再造林された共有の土地の外、國家は更に約二十萬「エーカー」の山地傾斜面及び峽地等を取得することが出來た。此等の地方に於て野溪浸融の害を遮斷し得た政府の功業の見事であつたことは、夫の砂丘地に於て成し遂げ得たる成功と相竝稱すべきものである。防禦線若くは喰止線とも云ふやうなものを設定することは要するに傾斜地に於ける水の滴落する作用を減少せしめ、又は新たに水流の通ずる割れ目の發生を防止し、或は緊りのない、ユル々々の土や岩をキチンと固定さすところの目的を以て居るので、植樹といふことが無論最も首要な方法には相違ないが、併し有效に植樹を果さうとするならば先づ土壤を確保し、或は流水の剝落作用を阻止

することが先決問題として必要なのである。で一番害を爲すのが溝（と云つても此場合には普通の意味と異り、水の流れに依つて新たに磨損の場所を生じ其所にまた一水流を生ずるのである）であるが、これを堰き止める方法として屢々用いられた方法は、芝土や砂利の混じた土塊、（又は灌木類の根株（土の附著した儘）を投げ込んで堰を築き、又は樹梢を流れに横へ、或は樹幹の太き方を杙に縛り付けなどして塞き止むることが出來た。また溝の分派支流する所は灌木類を編み合はし或は交叉せしめ、突き出た技條を堤に突き刺して埋めて了ふ仕方も折々は用いられた。更に精妙なる堰堤は石壘構造を用いて山中の激流の主として奔流し來る部分に築造さるゝので、これは主として流るゝ水の溢出を喰止め且つ流土流砂を一箇所へ吸集めて後、其處に植樹を爲すことの出來るやうに數間の間隔を置いて築造するのである。碎石、煉瓦の斷片又は石壘法に依る堰堤は、亦各所に於ける土砂崩落を未然に防止し又は堤防に生せむとする空穴を防止せむが爲にも有效なることを示した。佛蘭西南部高山地方の粘土質地層の場所に於て、常に發生する所の土砂崩潰の一種、即ち浸水の濕潤が原因となりて土層の崩落相次いて起るのを阻止せむが爲に、石又は其他の材料で表皮を做せる導水溝を築きて對抗する。また流床を一定の範圍内に限局する爲、危險な場所と思しき所を選んで同樣な築造を用ゆる。傾斜地のうちでも、屢々雪崩を來たし、それが附近村落に對して危險を及ぼすやうな場所には、石造りの壘壁を築きて防禦する、通常長さ約四十呎上部の純幅員六呎で有つて、行軍中の梯子形軍隊の形を以て彼是れ相互に重り合はざるやうに仕組んである。かうした壘壁の代りに、俗に謂ふ「犬走り」と云ふものを築いて間に合はせることもある。これは傾斜面に沿ひて簡單に幅員約六呎ばかりの足掛りを開鑿することである。こうした懸崖の背後の場所には出來る丈速かに植林を行ふのである。雪塊と共に落下し來つた土塊、又は傾斜地に於ける壁勾配などは、土が締りなくして崩れ易いか、又は餘りに不毛性であるが爲に樹木を支持するに足りない。故に丈夫な草類を植付けるのである。併し佛國政府は其後間もなく更に一層精妙なる石壘造りを築造した。それは主として特殊の村落、水力事業、若くは汽車の線路等の爲に特に必要とする場合であつた。

註　こう云ふ經費を要すること多大なる構造物は、地方の資源保護上又は特に重要なる經濟的利益を保護する上に於て、普通再造林事業の完成する日を待つ餘裕なき場合にて計劃さるゝことを常則とする

要するに山地に於ける野溪の齎らす災害、即ち浸蝕其他苟くも國土崩潰の因を爲すものを防止せむとする國家經營の進展を、全體として測定するには裸體化されたる山地に對し「森林てふ武裝」の押し廣まつて行く狀態に依ることは、佛蘭西政府自身の經驗が良く論證する所である。

千八百六十年の努力に依つて成つたる同國の國土恢復事業は今や更に一切の土地私有者、地方自治團體、地主協會等をして、公の援助と共同作業の下に其所有地の土地保安を全からしめむことを修補せらるゝに至つた。即ち國家は牧養地改善の爲め、又は植林事業の爲には種苗又は樹木を供給することも出來る。また諸種の堰や雪崩止めの築造に就て共同參加して之を助くることも出來る。また森林官吏の推奬に依る造林の完成其他の手段に對しては一定の金額を給付することも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出來る。奬勵、援助の金額又は其の方法に關しては、豫め一定したる規則に囚はるゝことをせぬ。施業案又は其他の計畫は凡て地方森林官吏に依つて編成され、農商務大臣の是認を受くることになつて居るのであるが、今日迄の總計金額は必ずしも莫大な額ではなかつた。

尙種々雜多の法律案は、これ迄佛蘭西議會に提出されたが、何れも是等の大部分は、もつと大なる保護地帶を現出せしめむことを要求するものであつて、現在の法律中に含まれて居るところの防止方針を實行するに在るのだか、應用に當りては失敗を免れないものであつた。

現在提案に係る法律の草案には次の三大綱領が基底となつてある。

（一）現在の復舊豫定地の範圍を擴大して、更に大なる流域を包有せしめ、更により多くの山地を大部分國有たらしむること。單に直接的浸蝕の危害又は脅威の部分のみに限局することを徹回すること。

（二）佛蘭西山地方面に存在する一切の森林は凡て公の管理に屬せしめ、特に保護林としての資格を附與し、保護林法を適用せしむるか、若くは公の許可を得ずしては稚樹を伐採することを得ざらしむる特殊の規定を設くるのである。してこの提案中には、私有地たる保護林に對しては課税を免除せしめむとする規定も含んである。

（三）現在の保護森林に對應すべき放牧地保護法の設定を爲すこと。但し山地に於ける牧養地は私有地たると公共團體所有地だるとを問はず、一切此内に包含せしむるものである。放牧地がかくして取締と保護を受くること、恰も今日公有の森林地か、森林及治水の當局者に依つて支配を受くるが如きものである。で若し命令に從はざる公共團體が有れば、千八百二十七年公有森林に對して爲されたる場合と同じやうに、其放牧地を國家の管理に屬せしむることに爲すのである。放牧地取締法の主義とする綱領は、我が合衆國に於ける國有森林に適用したるものと全然同じ性質の者で、即ち其放牧地が放牧地として有する現在の狀態を破壞することなしに放牧を許すので、一々其場所の大小其他の事情を參酌して放牧頭數を制限するのである。公共團體所有の放牧地に於ては、其加入者各自に對して銘々に放牧權を分與し、以て其放飼せむとする羊、馬、等の頭數を分ちて放飼場所の支持し得る限度を以て頭數を制限する。隨つて各人は自分の持つてる放牧權を自ら使用し、又は他に貸與することも出來るのである。

思ふに我が亞米利加合衆國は、佛蘭西の取り來りし方法に比すれば、其建國未だ久しからざると、國家經濟の發達に於て、山地保護上遙に容易なる地位に在ることを慶賀せねばならぬ。佛蘭西議會の問題に上つたところの幾多の進取的森林政策は、吾が合衆國が現に管理する西部諸地方の山地流域に對して宜しく將に適用すべきのみならず。「ウヰクス法」に依つて出現した政策の下に、亦東部諸地方の流域にも當然及ぼすべきものである。啻だ幾重にも注意すべきは、佛蘭西の遭遇したる苦き經驗と、故障とに鑑み、吾が山地の重要なる流域地保護上又は公有林に對する國家の流水地域防護事業に對

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し地方的利益及び勢力をして、之が擴張を妨げ又は破棄せしむるが如きことなからしむるやう注意すべきことである。(林務課富田生譯)

蘭領東印度の價値

（商工課調）

本篇は一九二〇年二月十四日發行せ、タイムス、トレード、サプレメント誌登載東印度地方に需要する商品の輸入に關して英國當業者を鼓舞したるものにして本邦當業者は一讀の價値あるべし

東印度にては製氷機械及食物並に飲料に對する冷藏庫の需要は普遍的にして殆んど總ての都市に製氷工場を有し、輕便なる携帶用製氷機の如きは賣行極めて迅速にして容易に其販路を見出し得べし。炭酸水・沸騰飲料水の如きは其消費高甚だ尠からずして各地に之を製造せり。器具機械・壜類・香油香水類の需要亦大なり。自働車及自轉車の賣込は戰時中米國に依りて其全權を把握され、スラバヤ市のみに登錄されたる自働自轉車は九百臺、自働車は三千臺の多數に達し、其自働車には甚しく高價のものあり、又極めて廉價なるものありて、其車體の構造は總て旅行用に適せり。

鐵器類の輸入貿易は戰前獨逸國の手中に收め、土人の使用する鐵具類は、歐人所有の耕園に使用さるゝ鍬・小刀類其他と共に販路極めて大なり。又刃物類・飯鉢等の陳列販賣の頗る大なるものあるを見る。此陳列販賣は極めて重要にして、諸種の綿製品・小間物・錠類・小錫箔・鞄類・琺瑯器類・廉價なる香油類・釣針等は此販賣法に依りて其大なる需要を充すことを得べし。

此地に多量に輸入さるゝものは衛生器具、竿鐵及竿鋼・板眞鍮及板銅・針金類・賣藥・葉鐵・雜貨・食料品等とし、近年製糖及製油機械の需要を増加し、一九一四年には、蘭領東印度に百九十箇所の製糖工場と四十箇所の製油工場とあるを見たり。

和蘭關係　蘭領東印度に於ける通商貿易の大部分はバタビア、スラバヤ、サマラン其他諸港にある歐人の會社にて處理し、其會社の大部は蘭人の設立に係り、其本社を和蘭に置き、商品の買入は一切其本社に於て管理するが故に取引は總て此本社並に其支店に交渉を持するを得策とすべし。商品に對する代金の仕拂は倫敦若くはアムスターダムに於てするを普通とし。其仕拂は證書類に依らす總て現金とするも或商會にては信用證書を以てし、又一二爲替手形を以てする者あり。

大輸入商と消費者との間に介在して相互の取引を斡旋する一階級ありて其大部分を支那人とす。此等の商人は主として前記各港に居を定め、各其代理人を内地に駐在せしむ。

蘭領東印度の商業用及官文書用の國語は凡て和蘭語なる

も、實際總ての輸入業者及主なる商人等は流暢なる英語を話し、又英文を以て通信することを得べし、左れど一和蘭會社に通信するに際し、始めて英文を以てする場合には、蘭文を以て通信せさることを必ず陳謝するを可とすべし、是れ蘭人は此種の禮儀を尊重するの慣習あればなり。支那人の間及商品陳列市場に於ては必ず馬來語を使用するを以て、商業用に關し何等の通譯を介せずして直接の諒解を求めむとする旅行者に取りては馬來語は極めて尊重すべき又重要なるべきものとす。又製造業者にして其製品を此地の嗜好に適せしめむとするには、必ず彼等自身の代表者を此地に派遣するの要あり。若し之を爲し得ざる場合には、彼等の代理人を必ず蘭領東印度內に設立されたる一會社內に常置し、決して之を蘭印以外の地に派せざるを要す。

從來の錯誤　從來多數の英國製造業者は單に新嘉坡に於ける或會社に其代理人を派遣するを以て滿足し、其代理人等は自ら稱して海峽植民地、馬來聯邦州、蘭領東印度及暹羅に對する代理人と云へりしも、蘭印及暹羅へは曾て一回の旅行だも試みず、而かも製造業者等は何等此等の土地に於ける商況を知悉せざるを常とするが故に、彼等は常に好代理人を得たるの感を懷けり。

蘭領印度に於ける地方輸入業者等は、其輸入商品の買入値段を定むるに、本船積込渡の根據に於て其實費を算出するの煩を厭ふ者多きが故に、其相場は必ず運賃保險料込値段たらざるべからず。獨逸の會社は常に此込値段に依りて相場を定め米國の會社も亦近時其顰に倣へり。

外國競爭に關しては戰前獨逸は蘭印諸島に於ける好箇の代表者たりしが、大戰勃發するや多數の獨逸人は拘禁抑留の危難を避けんがために近接の諸國より一齊皆爪哇に走入せり。而して此等の獨逸人は戰時中常に將來の伸展を念とし、曾て思慮を懈らず、蘭領東印度は近き將來彼等が極東に於て企畫すべき商業上進擊的行動の出發點たるべく今日に思惟するは穩當なるべし。

米國と日本とも亦戰時中此競爭場裏に大なる濶步を印し、たりしが、現今としては獨逸の競爭よりも寧ろ此二箇國こそ怖るべき大敵なるべし。彼等の旅行者は既に最近の市場を隈なく視察して、歐洲供給の一時的斷絕に依りて得たる多數の好機會を掴めり。若し英國人にして此市場に一立脚地を得さるべからざるものとすれば。此等の外國競爭が一層の盛を增さざるに先ち、一日も早く其實行を策せざるべからず。其恒久的立脚地を得べき交涉に入るは今日を措て他に求むへからす、今後數年を經過すれば最早其時期を失するものとす。

英國產業聯合會は既に此事實を感知し、東印度に於ける英國通商の利害を調査するため一委員を任命せり。此委員に任命されたるジー、オー、ブラッカー氏は、特に東印度地方の事情に精通せるの故を以て其選に當り、氏の業務擔當區域の通商的及情報的中心として新嘉坡に一事務局を新設せり。而して其の擔當區域は蘭領東印度以外馬來聯邦州、暹羅、佛領印度支那及比律賓群島なりとす。氏は時々此等の諸國に旅行して製品實地の使用者に接觸し深く彼等の嗜好を究め、以て製品選擇の資に供せんことを望みつゝあり。（囑託藤村誠太郎譯）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣商況

（六月中）

商工課調

●米　月初内地期米は四圓の非勢に頽勢支へ難く賣方の追擊急にして場面は益々險惡に傾き二十圓臺に陷落したるが十七日値頃思ひの新規買物徐々加はり漸く戻足歩調に轉じたる折柄四圓の情勢好變したるため賣方の踏物現はれ遂に三十圓臺の關門を突破し正米も亦一二圓の高値を示せり農家には無數の賣惜み米停滯しつゝあり。

本島移入白米は漸落の一途を辿りつゝあり本月末の相場を前月末に比すれば實に四圓五六十錢の下落を見たり各旬の相場左の如し。

	前月末	本月上旬	同中旬	同月末
肥前白米	円 五七・〇〇	五六・〇〇	五四・〇〇	五二・二〇
豐前同	六〇・五〇	五九・七〇	五七・五〇	五六・〇〇

本島米は移出商は一期の高値物を掴み産地と解合を殆み買進まず内地商より商談あるも信用程度不明にして取引絶無の姿なり相場は内地非勢を受け漸落歩調なれど底堅き所あるもの、如く財界相場故何等が好材料あれば直ちに擡頭せんの氣構なり丸長糯の在庫尠なく神戸市場にて投げ以來一段落の姿にあり相場左の如し。

	北部玄米（一石）	白米（一升）
月初	円 二八・七五	錢 三三・五
十日	二七・六〇	三二・〇
二十日	二三・七〇	二九・〇
月末	二三・四〇	二八・五

●砂糖　前月最終際の軟弱を示せる機先本月も概して商勢不味を辿り一般買氣進ます海外糖況亦依然保合の狀態、上旬内地市場六、七月限保税庫後四十二圓五十錢中旬四十一圓五十錢下旬四十一圓と漸落。

島内市況も金融關係に刺戟され内地糖價との直鞘甚しく期近物三十六圓先物三十七圓五十錢逐日不勢に傾ける旁買人皆無の商狀。

精糖は會社側硬、在荷稀薄、需用季節の關係上賣人依然高張り内地市場五十二圓五十錢の唱ひなれば基隆着五十三圓八十錢見當なり。

●麥粉　前月軟化せる市場も期米暴騰、原料小麥の昂進に俄然買氣旺盛活氣を呈し上旬七、八月限東京四圓神戶三圓八十錢下の關三圓八十錢處を持合氣味なりしも中旬神戶某大手筋の滿州小麥連買に氣勢高まり七、八月限東京四圓二十錢神戶四圓十錢下の關四圓五錢と商談行はれ最終二十錢高を唱ひ市場强含みの商勢なり島内市況は在荷薄の爲め同一步調を辿り一般買氣萠芽し居れるも財界硬塞の爲め殆んど大口取引を見ず最終氣配二等粉標準物基隆沖値四圓五十錢見當なり。

●綿布　其後手形の回收秩序の維持に極力努めつゝあり一方始政紀念日をトして其より向ふ一箇月間に二十萬圓賣拔きの計畫にて大稻埕に大賣出を開始したるも時偶々降雨勝と買控

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の爲め豫定の賣上を見るに至らず漸く其半ばに達したるに過ぎざりき、手形の回收は本月半迄に其半ばに達し至極順調なりしもの十五日以後米の非勢に壓せられ地方の景氣面白からず形勢幾分惡化し來れるやの觀あり先行不明なるが此分にて推移せば來月の手形回收は懸念せらるゝものあり形勢如何によりては或は再度銀行に之が延期を陳情するの止むなきに至らんか。

亦內地問屋と本島問屋間には解約、値引、支拂延期等の交涉行はれつゝあるものもあり受取不能の爲め倉庫に依託したるものあり入金の遊り勝ちなるものあるより市場の形勢觀望旁々取立員の入込めるものゝ如し。

●茶　烏龍茶　夏茶は例年品質良好にて本月も中旬頃より大稻埕に出廻りつゝあり此機を逸せば買付不能につき米國市場上茶需要の氣配を見越し外人側は本月末迄に二萬七千四百函買入れたるも需要地にては產地より上茶の輸入多かるべきを豫想し下落を待ち構ふることとて注文入らず前記買入數量の殆んど一割位の輸出に止まり他は倉庫に入庫しつゝあるの狀態なり當分米國市場の恢復を期待し得ざるべしと觀測さる濠洲より下等茶の引合頻々たるも、爲替關係尙不利なる爲め尙一段の好況を待ちつゝあり。

包種茶　本月輸出全盛にて需要は昨年と大なる相違なく相場は買入値段二割高位なれば幾分騰貴しつゝあり只銀安を懸念さるゝのみ。

●金物類　關西筋の「マバラ」物投賣にて場面は慘憺たる悲況に陷らんとせしも之が一巡濟みたると買人弗々現はれ內地在荷は漸次消化の模樣に加ふるに大手筋は自重して安値賣に應せず且救濟案の成立氣構にて立ち直り二十日頃を底として幾分反撥擡頭し來りたるやの觀あり此處當分は金融上より懸念されざるに非るも海外市場の强調なると目先需要期に入りたることゝて差したることもなく推移すべきか島內にても在荷漸次捌け行き目下金融に困難せる向もあれど製糖會社よりの引合もあれば漸次恢復すべきか月末の標準物相場左の如し。

丸鐵四　分(一貫)	〇.七六円	平板二十八番(一枚)	二.八〇円
同　五　分(同　)	〇.七六	同　三十番(同　)	二.三〇
同　六　分(同　)	〇.七六	並板三十八番(六尺)	二.二〇
釘類六　分(百斤)	二四.五〇	同　(七尺)	二.六五
同　一吋半(同　)	二二.〇〇	同　(八尺)	三.二五
同　二　吋(同　)	二一.五〇	鐵管內徑一吋(一尺)	〇.四五
針金八番線	一五.〇〇	同　二吋	〇.七五
同十六番線	二三.五〇		

卽ち前々月に比すれば三割二三分方の下落に方れり。

「レール」は十二封度一哩四千三百圓を唱ひ居れり。

●肥料　頹勢支へ難かりし大豆粕は本月に入るも尙非勢にて基隆沖値二圓二三十錢臺北卸二圓七八十錢所にて打狗は三圓內外を持續せしもの殆んど底を入れたりと觀測されたり而かも金融關係其他にて新規の賣買手合せ殆んど失せ從つて現物の入荷も桃園廳其他契約濟のものに限られ市場滅切沈衰したるも月末銀相場の持ち直しと共に幾分反撥し來り基隆沖値二圓五十錢驛渡し三圓二三十錢を唱ひつゝあり製糖會社も九月積にて弗々購入を開始すべく來月始めともならば幾分の活氣を呈すべきか。

硫安は思惑輸入物續々入津し聊か荷凭れの氣味にて月末內地相場は「インボイス」噸二百三十圓內地物・叺九圓五十錢と最高値當時に比し前者百八十圓後者六七圓の激落なるが買手更に無く之が處分として本島にも逆輸を試みんとするの形勢にあり。

硝石も本國は噸二百圓臺を唱ひ居るに不拘目下百十圓と三月中の高値たる二百七十圓に比し其半ばにも達せざれど之亦當分恢復は困難ならむか。

◉石炭　島內は一巡手當すみとなりたれど本月中の銀相場最低百二十八弗最高百四十弗にして平均百三十五六弗を上下したるため手取極めて貧弱となり沿道炭の如きは唱相場十圓なるも實際は六七圓にて原價以下にて取引さるゝの有樣なり。

鐵道輸送は十五日より大改善を爲すと共に一般貨物の輸送滅切閑散なるため石炭の積送非常に良好となり地廻、南送及鐵道用炭を合せ一日三千噸の輸送を爲し得るに出り時には空車を動かすの狀態となれり從つて輸出炭の基隆に積載さるゝもの三萬噸より五萬噸の多量に達したり。

北九州方面にては上等炭は今尙氣丈なれど掘物の投物續出し本島南部にも入り込む氣配あれど其多くは數年前の採掘に係り泥砂混入し變質せるものあるが如き風聞あり最も上物の移入商談もあるものゝ如し。

島內の炭礦會社中には金融逼迫の影響と輸出炭の不引合とにて經營困難を訴ふるものあるが如く或は淘汰を計り整理を爲すもの出來するやも料られず。

◉紙　和紙は財界の秋風に吹き捲られ滅切惡化し氣配軟調を辿り下落の一途にて高値當時に比し三四割方の値下げにて一時投物續出せし當時は大阪市場にて現金買を試みば安物手に入りしが如きも注文買は斯の如くならざりきされど投物一巡行き渡りたると共に久しく買控へ居たる需要者側も弗々買崩しの模樣なるも大口の買物は未だ見當らざるが如く尙活氣薄にて目先混沌たり。

洋紙も關西方面の當業者中手持品の維推に堪へず處分的投賣をなしたるため市況軟弱氣配を示しザラ紙の如き新聞紙は八圓五十錢より七圓五十錢に下落し安物一連（四六版五〇〇枚連貨込）九圓位に下押せるも實需筋又は思惑筋に買漁はれ市況幾分引戾したり模造紙は封度五十錢以上なりしもの四十錢と下げ製造元は幾分生產控への氣味にて注文品は直ちに仕送りするの風情なり愈々底入なるが如く相場は漸騰ならむか。

◉木材　相不變內地よりの相場入報なく市況依然闇黑にて相場は店により各々異なり中には金融逼迫の折柄島內建築界不振其他一般手控の爲め聊か持て余しの氣味なるものもあり。されど大體より觀察せば在庫品は漸減の傾向あり內地は材採手控にて市價の激落を防がむものと苦心しつゝあるが目今銀相場の下落せるため本品の對岸よりの輸入を容易ならしめ多くは內地材を福州材に轉換せんとするの現象を示せり。

◉酒類　白鹿は率先値下げを發表し楓印一樽卸七十一圓所となりたるが這は先高見越にて舊臘より釀造元にて盛に製造したると他所よりの買付も相應にありたるも變質の虞れあるため急遽廉賣の策に出てたるものにて白鶴八十二三圓は値下げ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の時期聊か後れたるやの觀あり幾分前者のために蠶食を蒙りたるが如きも來月には早々六七圓の値下げを發表し前者に對抗せんとするもの、如し目先增稅案の議會に提出せられつ、あるも假令可決の運命にあるも之以上の騰貴を見ることなかるべく若し否決せらるれば尙下落すべし但本島に於ける酒造中胡蝶蘭の如きは持荷夥多にて捌け口に苦心の體なり。

麥酒は日本酒と異なり强氣を以て始終し二月中に一函二十五圓五十錢に値上げせる以來釘付にて日本酒の値下げを餘外に眺めつ、あるが這は生產費中箱材を除く外總て割高なると各社協定の爲めにて本品の需要期に入れる關係上當分値下げを見ることなからむか。

●醬油及飲料水　龜甲萬大樽三十六圓最上京大三十三圓龜甲又印三十二三圓所にて前月に比し三四圓高値當時に比すれば六七圓方の下落を見るに至り氣配軟弱を呈し底入には今少し距離あるもの、如し需要は少口ならむとするの傾きあり。

需要期に入りたる飲料水は弱持合の狀況にしてナポリン及三ッ矢サクダー一函十三圓三ッ矢平野水十二圓八十錢リネル平野水十一圓見當なるが需要は例年に比し少しく減退の傾向にあり或は幾分の下落を見んか。

●工業藥品　本月內地は輸入品の解約竝に轉賣にて脅威を免れ比較的平穩裡に越月したるが這は手持筋の弱腰連は已に處分し盡し加ふるに救濟案の宣明せられたる爲めならむされど諸工業の復活は容易に望み得べくも非ず仲々買進まざるの商狀にしてヂリ安を辿るべきか。

本島に於ても入津後內地商況の漸落に會したるものあり損見越にて賣り抜きつ、あるが需要は當用實需のみにて著るしく小口となれり內地相場及本島相場左の如し。

品名	數量	本月相場	同內地相場
		円	円
硫酸	二〇〇封度入一箱	二七・〇〇	二二・五〇
鹽酸	一二〇同	一八・五〇	一七・五〇
白硝酸	一四〇同	三五・〇〇	二四・〇〇
苛性曹達	一〇〇同	一三・〇〇	一二・〇〇
硫化曹達	一〇〇同	一一・〇〇	一〇・五〇
晒粉	一〇〇同	一九・〇〇	一七・五〇
曹達灰	二二四同百磅	八・三〇	七・八〇
月印曹達	一一二封度一袋	一四・〇〇	一一・〇〇
米國重曹	同　一樽	一三・〇〇	一〇・五〇
洗曹達	九〇　同　同	五・二〇	五・二〇

●燐寸　本品の市況は不勢一方なるが金融逼迫依然たるより手出するものなく買人一齊に見送りの一方にて海外輸出商談も不振なるため產地に幾分の投物現はれ人氣萎靡一方にて漸落なるが本島に於ては現金取引ならでは商談に應せず整理の時期なるも地方筋は品薄なるが如ければ何れは買ひ進み來るべきか相場は弱保合なるも殆んど唱ひに過ぎず。

●セメント　本品は內地本島共他の商品と異なり今尙氣丈の商狀を呈しつ、あるが之が原因は一に生產の不足にあるもの、如く卽ち各社は製造能力に幾部分の餘力を殘して市場に蒞むと長期の契約物其大部分を占むるが爲なるべし本島にては此處一二箇月間に民間の建築界非常に閑散なるも其額餘り多からず從つて打擊殆んど無く臺北驛渡し十四圓中部各驛渡し十五圓見當にて取引あり。

內地に於ける事業界の如何に成行くべきかは本品將來の豫

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

況を判ずる上に頗る重大なる關係を有するものなるが一方に中止するものあると同時に他方新規の契約物も加はるべく果して其幾部分が本島に仕向けらるゝや豫斷するを得ざれど競爭迄には少しく間あるめし。

◉麻嚢　相場は四十二錢所を步めるも取引殆んど皆無に陷り手合したるものなく北部七八十萬枚の在荷に對し値合金を入れて解約を申し込むもの頻々たり多くは三井の持荷にて此際焦り賣り急がざるの態度を示し內地に逆送したるものも相應あれど移出解禁當て込み思惑的移入比較的多かりしを認めざるを得ざりき臺灣製麻會社製は暫らく賣止めを實行しつゝあり目先如何に變轉すべきや不明なり。

◉海產物　本品も金融の影響を受け激落せるも殆んど大口取引を見ざるの狀態なり乾物は目先農繁期を控へ尙大稻埕年中の大行事として城隍祭、舊五月節句に際會し卸小賣共仕入準備に忙がしく相當の荷動きあり價格は下向一方にて月末鯣六十二圓蝦七十圓貝柱九十圓開鱈(無頭)二十八圓に落ち込めりされど舊盆も間近に控ふることゝて幾分の盛返しを演ずるならんか鹽物としては鰔仔魚、煎子、馬加共に月初弱氣配なりしが月末農家の歡迎する所となりて一割位の値上げを見たり。

◉石油　優勢なりし外油も財界の關係上貸賣よりも回收に重きを置くに至り需要期も過ぎたることゝて荷動き非常に尠なく閑散を呈せり內地石油は幾分値下げ靑全勝基隆著値九圓四十錢白一羽九圓八十錢にて入荷あり今後外油は益々閑散なるべく或は近々値下げを發表するならむか。

◉木炭　想思炭は先月來漸騰の姿にて本月に入りてより强保合を續け來りしも月末金融關係上三十錢方の値下げを見卸四圓五十錢小賣五圓見當にて商內あり雜炭は製茶期を眼前に控へ四月頃より買進み居たりしもの烏龍茶未曾有の不況の爲め著荷も聊か持餘しの氣味にて平年より約三萬擔方の減少なりと云へば來月にも入らば亦下落すべく目下卸三圓七十錢小賣四圓見當なり。

◉野菜(臺北)　期節物とて菴瓜、莿瓜、葱、菜豆、長茄子、牛蒡等の市場に出づるもの多く士林、新庄、直轄の順位を以て搬入さる他廳管內よりは大根、茄子、南瓜、冬瓜、內地よりは玉葱、馬谷薯、夏密柑等移入あり、月末の百斤建卸相場左の如し。

丸茄子	八・〇〇円	長茄子	四・二〇—五・〇〇円
新薑	八・〇〇—一〇・〇〇	丸竹ノ子	一・二〇—一・三〇
葱	二・〇〇—二・五〇	玉菜	二・二〇—二・五〇
冬瓜	二・〇〇—二・七〇	木瓜	二・五〇—二・六〇
大角豆	四・五〇—五・〇〇	黒芋	一・四〇
瓜	二・八〇—三・〇〇	赤芋	三・五〇—四・〇〇
大根	八・〇〇—九・〇〇	長京	六・五〇
牛蒡	三・八〇—五・〇〇	三葉	五・〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海外情報

濠洲に於ける勞働問題と移民

（香港日日、六月二日）

今日世界中、濠洲ほど勞働者の權力旺盛にして其主張も亦一般に認識され、名實共に社會の一有力なる要素を爲しつゝある國は他に無いのである。

濠洲は其面積より謂へば廣漠たる一大陸なれども、其人口を見るならば僅々倫敦市の人口にも及ばない程である。斯の如く土地廣くして天然の資源に富み、加ふるに人口稀薄なるに拘らず。今日一方には不熟練なる勞力の過剩に苦しみ、他方には熟練せる勞力の缺乏を訴へつゝある狀態である。即ち世界共通なる失業者問題に惱まされながら、一方には之と全く相反せる問題の爲めに苦しめられつゝあるのである。是れ即ち濠洲の勞働問題が常に多少他と其趣を異にせる所以である。然らば勞働組合は其過剩せる不熟練勞働者を訓練して現時缺乏せる熟練勞働者の不足を補はんとしつゝありやと謂ふに少しも訓練せんと試みないのである。否な不熟練勞働者を訓練せんと試みざるのみならず、政府が除隊兵の爲めに設けたる職業學校の邪魔をすら爲しつゝある有樣である。そして一方に不熟練勞働者の過剩以上に熟練勞働者の缺乏を大聲疾呼しつゝあるが如きは眞に言語同斷なる話である。これは畢竟するに勞働組合の首領連の方寸に出でたるもので、特種技能を有する所謂熟練勞働者に取りては、他に技能ある勞働者の增加する事は結局彼等の價値を低下せしめ延いて彼等の生活に危殆を及ぼすに至るべければ、其特種技能なる武器を保護せんが爲めに出でたる手段に外ならぬのである。

而して濠洲が外國移民の流入し來るに反對する所以も亦茲にあるのである。即ち自分等の技能を奪はるゝを恐るゝ恐怖心より出たものである。活潑なる產業、忠實なる勞働及人口の增加は、濠洲を導いて充實せる國家たらしむるに至るべしと謂ふ道理は、彼等勞働組合連中を全然動かすに足りないのである、斯の如き國家的理想乃至野心の如きものは彼等の全然夢にも想ひ設けざる所である。濠洲は豐富なる天與の資源を有するも、勞働組合にして何等か方針を改めざれば其等の資源を開發することは餘程困難なことであらう。故に濠洲は移民に依らずんば到底完全な發達は覺束なきものである。政府當局は何とかして歐洲より移民を招かんと希望しつゝあるに引替へ、あらゆる勞働團は全力を盡して之を妨害して居るのである。

濠洲政府及勞働組合が亞細亞移民の輸入に反對するは有名なものであり、又吾人とても之に對しては相當の同情と敬意を拂ふものなれど、歐洲よりの移民に對しても亞細亞移民と同樣に之を拒むは吾人の斷じて首肯し能はざる所にして大英國の勞働組合の領袖すら其意のある所を解

外調週報

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るに苦しむのである。最近濠洲の勞働黨員の一人が英國勞働組合國際同盟の總裁に書翰を送つて具に西部濠洲の混沌たる社會狀態を慨して置きながら、移民問題に就ては「若しも此上移民が流れ込むに至らば勞働運動は今日以上困難なるものとならん」と謂つて居る。そして「目下濠洲は斯くの如き狀態なれば英國人に對し濠洲に來らざる樣警告」を希望して居る。其論理は不徹底極まり矛盾と自家撞著に充ちて居るアツプルトン氏は返信を送つて「君が御親切に御知らせ下さつた濠洲の事情を考ふるに何處かに非常な缺陷がある樣に思はれる。太陽の光線が同じ樣に照り輝く廣き土地を有し、其土地よりは吾人の希望するもの何なりとも生産する事が出來る。濠洲は少なくとも五千萬の人口に相當する丈の鑛物を持つて居る。そして君等は四六時中「白人濠洲」を絶叫して居ながら白人の濠洲に來るを拒まんとして居る。我輩にしても君の御説に從ひ吾過剩人口を亞米利加合衆國か若くはアルゼンチンに移住せしむる樣努力するならば、白人濠洲も何だか怪しきもので、亞細亞濠洲の樣に思はる丶と冷評せる如く、彼等の主張は理路甚だ不整然極まるものであつた。

アツプルトン氏は更に手紙の末に付け加へて「御説によれば現下濠洲は誠に寒心に堪へざる狀態だそうだが、歐洲戰の際英國を訪問した幾萬の濠洲兵の中には、御地勞働團體の公報の如く母國を心痛して意氣銷沈せるが如き者は一人も無かつた。皆な快濶に語り且つ御國自慢をして居た。察するに彼等は母國の狀態を丸で知らないのかも知れない。が兎に角國難に際し身を挺して異境に戰ふ是等の勇士は濠洲に取つては此上も無き善良なる市民であらねばならぬ、是等勇士は常に御國自慢はするが、彼等とても佛國や英國に長い間滯在して居る間には、定めし母國に於ても欲しいと思ふ樣な種々の文物制度に觸れたことであらう。適當なる人口さへあれば濠洲は偉大なる發達を爲すならんと謂ふ所の濠洲の一大可能性に就て戰爭前以上に痛切に感じた事であらう。大戰に於て勇敢にして且つ熟練せる勞働者を多く失ひしは各國共通の事實である。御互に遺憾に堪へないことであるが之は勞働の不足を意味するものにして斷じて勞働の過剩を意味するものでない。此充分なる勞力あるにあらずんば濠洲開發の曙光は到底望まれないのである」云々。」

然しながら濠洲の勞働組合領袖に此道理を肯かしむることは非常な困難なる事であつて、聯邦政府絶えず移民問題に就て彼等をして妥協せしめんと試みて居るけれ共常に失敗に終つて居る。のみならず彼等は現今濠洲に於ける一般勞働時間を一週四十四時間以下に減せしめんが爲めに一大勞働運動を開始して居る。勞働者の鼻息愈々猛烈にして産業界の形勢は日々に非である。彼等の不謹愼なる態度は殆んど言語に絶して居る。彼等は其口實として時間の短縮により失業問題を緩和せんと言ふであらうが之は不都合千萬な主張で、之が實行さるれば物價は彌が上にも騰貴して遂には政府の豫定事業遂行の上にも一大支障を惹起するに至るのである。濠洲政府の今日焦眉の急を要するものは其生産増加を計ることであるから、一般的職業に於て其勞働時間短縮運動に對しては假令如何なる代償を支拂ふとも反對せざるを得ないのである。斯く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の如き無謀なる勞働組合の要求により濠洲産業界の受くる打擊及び斯くの如き社會的跋行狀態に對しては何等かの制限が見出されなければならない。

濠洲の勞働界は斯の如き有樣である故に移民問題の將來如何と問ふものあらば、遺憾ながら近き將來に於て見込みなしと答へざるを得ないのである。

アップルトン氏にして一度親しく濠洲に渡り同地の勞働運動に就て研究するならば、氏の所謂非常なる缺陷が果して那邊に存在するかを發見するに何等の困難を感じないであらう。

支那政府と其濠洲移民

（香港日日新聞六月二日）

支那總領事は去月シドニー滯在中訓令を發して、支那在住民は全部メルボン駐在總領事館の登錄を受くべきを命ぜり。此命令は期せずして在住支那人社會の反感を買ひたり。彼等は「プロテスタント」公會堂に一大集會を催し、各方面の支那人を代表せる四百人の委員會合しイー、ウイン氏（Yee Wing）議長席に就きたり。卽ち支那國家主義同盟會副會長サミユエルウチン氏（Sa-muel Wing）は劈頭立ちて。

一、現在の支那政府は違法に組織されたる支那共和政府の權力を簒奪したる軍　なり。

二、吾人はニューサウス、ウエールスに生活の本居を定め濠洲聯邦の法律保護の下に平和に且つ愉快に生活しつゝあれば宜しく聯邦政府の法律を遵奉し之に誠忠なるべきは吾人當然の義務なり。卽ち支那總領事館の吾人の頭上に於て何等の權利を有するを認むる能はす。

三、濠洲に於て始めて支那總領事館設置されて以來二十年、吾人は未だ嘗て總領事に登錄の爲め出頭を命ぜられたることなし。況や吾人の承認せざる憲法違反の政府が實權を掌握せる今日の場合に於て特に其理由なきものたるを見る。

以上の三理由を擧げて次の決議案を提出せり。

ニューサウス、ウエールス在住支那人代表者を網羅する四百の委員會はメルボルン駐在總領事の命令を全然理由なきものとして之に抗議す。

此決議案は滿場一致を以て可決されたり。

香港の金屬及金屬製品輸入額

印度支那經濟雜誌、第百四十號

▲鐵器類　香港一九一八年の鐵器類輸入額は千五百八十萬千八百法に達し其大部分は殆ど米國より輸入せるが是は其他の諸外國より供給を仰ぐこと困難なるを以てなり。

▲機械類　電氣機械を除外せる爾餘の機械類輸入額は千二百二十九萬九千七百法に達し其中英國よりの輸入額は八百九十九萬七百五十法、米國二百二十七萬九千二十五法、日本五十八萬二千七百七十五法なり。而して此等電氣機械の大部分は香港に於ける造船所及び其他各種工場に於て使用するものなり

▲電氣機械　電氣機械及附屬品の輸入は總額八百七十六萬二百五十法を算せるが其仕出地別輸入額を列擧すれば米國五百二十二萬六千三百五十法、日本百九十萬一千法、英國五十七萬五千五百法なり。

▲自動車　貨物運搬用自動車及乘用自動車の輸入は殆ど全部米國仕出にして百七十九萬七千六百法を算し、年々需要增加の傾向あり

▲金屬　一九一八年に於ける香港輸入の金屬は二億五百八十四萬法に達せるが其品別額を示せば左記の如し

（單位法）

眞鍮	四、一三〇、一〇〇
銅	二、一〇二、七〇〇
鐵及鋼	一一七、九六五、九〇〇
鉛	四、八七九、一五〇
錫	六九、九七七、九七九
亞鉛	六九五、八五〇
其他	六、〇八八、五〇〇

此等金屬の仕出國輸入額を示せば左記の如し。

▲眞鍮　日本二百六萬二千六百七十五法、米國百十八萬二千百七十五法、英國二十九萬五千四百法。

▲鐵及鋼　米國九千四百九十六萬八千五百二十五法、日本六百八十萬千六百七十五法、英國六百十一萬二千九百二十五法、菲律賓百七十九萬四千二十五法。

▲銅　日本百十八萬三百法、米國五十八萬五百七十五法。

▲鉛　鉛は殆ど全部濠洲より輸入し其額は二百九十四萬三百七十五法なり。

▲錫　錫は佛領印度支那、殊に雲南鑛山産のもの多く其額六千三百七十七萬九千三百五十法に達し次で蘭領印度の四百十九萬三千二十五法なり。

鐵鋼供給國としての米國の優秀なる地位は主として戰爭の齎らせる結果に基くものにして日本の立場も亦然り。鐵器類も亦休戰條約締結後價格低落し爲めに市場の大混亂を釀成するに至り氣配の回復を見るまでは活潑なる取引を望むべからず。

▲金屬鑛　金屬鑛の輸入額は二千二百三十五萬七千九百五十法を算し輸出額六十三萬四千八百七十五法を數へたり、輸出金屬鑛中首位を占めしは「タングステン」鑛にして其額三千百六十九萬四千七百二十五法に上れり。而して鑛産物に對する市場氣配は頗る軟弱にして支那人投機商等は爲めに大損失を蒙れり。

北京農商部新事業

（申報、五月十五日）

北京農商部は（一）世界の趨勢國際經濟的競爭の日に劇烈となりたるに鑒みるあり、近年來頗る振作の氣風を生ぜり。蓋し此に非れば自ら存するに足らざるを以てならん。（二）該部々員は學生出身のもの極めて多く實業的智識を具有するもの亦多數なれば。此の如き振作に對し十分の計劃を行ふに足れり。故に該部が最近に籌辨せんと欲するの事業に四種あるを認む。卽ち（甲）國有林廠　森林を國有となすは歐米各國に先例あり然るに支那は疆域遼濶なれば縱令國有林廠を創立するも國家の經費に限あり、一時に手を著け難きも該部としては已に林業試驗場二箇所を創設せり。其一箇所は天津にありて京西に其分場を置き、又一箇所は山東に設立せらる。蓋し一方に在りては社會を指導して造林の智識を普及せしめ、又一方に在りては國有林廠籌辨の預備に供せんとなり。此外吉林黑龍江兩省の森林局の如きも均しく該部より局長を簡出して其事を經理せしめつゝあれば、其性質殆ど國有と同じきも只だ國有森林の保存に傾き未だ將來の擴充に及ばず、且つ其權力仍ほ全く該兩省公署の手に握られ部中の積極的計劃は當分仍ほ自由施行に難し。近頃聞く所に據るに該部は各省に國有林廠を設け、一省毎に五千方支那里を區劃して造林地と爲さしめ、年限を分ちて實行し、暫く經常費を十二萬元、臨時費を九萬元と定めたりと言ふ。（乙）棉花檢定所　近年來支那國内の棉業は大いに發展の勢あり。棉産地日に增多し紡績廠相繼ぎて設立せらると雖も、出産の數已に多ければ限あるの紡績廠の能く用ひ盡すべきにあらず。故に其多數は仍ほ須らく海外に輸出すべきなり。然るに支那商人は廣告竝に包裝等の術を知らざるに名譽を重ぜざるものは劣れる品質のものを攙入するもの少からず。故に政府の特權を以て嚴密に之を檢定し。必ず檢定濟の證を貼付するに非れば信を外商に取り難し此れ比較的消極政策に屬すと雖も大多數棉花商の利益を保護するの功效に至りては仍ほ積極政策に屬すと謂ふべきなり。該部は今次決算創立九年度臨時費五萬餘元、經常費六萬餘元と豫定し、一は上海に一は漢口に又一は廣東に設立する筈なり。（丙）蠶絲檢査所　茶と生絲とは支那輸出の大宗にして中にも生絲を尤も支那の特産とす。只輸出の際包裝法の善からざると選擇の精ならざるとにより屢々外人に排斥せらる。此れ檢査の責を政府に負はしめざるべからざる所以なり。近數年來該部は已に專任委員鄧某を上海に常駐せしめ絲商との接洽を圖らしめたり。此れ蠶絲檢定所設立の準備なり。現在該部の決定に據るに下半年内に上海に一箇所廣州に一箇所を開設すべしと言ふ。豫定の經常費は五萬元、臨時費は四萬元なり。（丁）肥料廠　肥料と農業との密切なる關係あるは已に明白なり方今盛に科學的農業を行ひつゝあれば肥料の製出は尤も一日も緩にすべからず。しかも肥料中窒素、加里、燐酸の三要素を以て論ずるに燐酸の一種尤も重要なり。蓋し植物果實の成長は尤も燐酸の培養力に賴るを以てなり。輓近過燐酸石灰を製造するは多く硫酸製造の副産品より取る。然るに我國には未だ硫酸廠の設立あらず。且つ燐礦産量尤も少し。假之を用ひんと欲せば勢ひ東隣より購入するの外なし。該部之が爲めに既に肥料製造廠一箇所を設立せんと計劃し、先づ小規模より入手し稍々目鼻の附きし時を俟ちて再び擴張せんとすと言ふ。現在九年度の臨時費は僅に二萬五千元の豫定にして經常費は三萬五千元に過ぎず。以上四種は均しく該部の農林司より提出する所にして現に規則の制定、委員の派遣を行ひて準備に著手せり。其の經費は均しく已に九年度豫算中に編入せられ本年八月より正式に開辦の筈なりと傳へらる。

米の死藏防止策

（マニラ、タイムス、四月二十六日）

米穀商人に依る米の貯藏を防止せんが爲め比律賓政府は最近マニラ市内にある米を差押へたり而して政府は公定の價額を定め一封度八仙とし六月一日より實施の筈なり因に從來の相場は一封六仙なりき

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

赤嵌樓の古史

竹月生

一

島の舊都であつた臺南、三百年の歷史を有つてゐる臺南、その數多い名所舊蹟の中でも殊に我々の心を引付けるのは、今師範學校の構內になつてゐる赤嵌樓である。諸方から臺南に遊ぶ人、苟もこの土地の觀光をしようとする人は、誰も皆、先づ北白川宮御遺跡を拜して宮樣の御功績を、偲び奉るが、それと共に又、赤嵌樓を訪うて思を三百年の昔に馳せぬ者はあるまい。赤嵌樓の古史は卽ち臺南の古史である。赤嵌夕照は舊時臺陽八景の一と謠はれて、士人觀賞の勝概として十分價値のあるものであるが、それよりもこの古史あるが爲に赤嵌樓は永遠に吾人の心を引付ける。

二

臺灣が初めて支那人に認められたのは隋代で、今から約千三百年前、隋は文帝の開皇年中に澎湖島を略し、尋いで煬帝の大業年中には本島の探檢遠征を行つたが、未だ之を版圖に收むるには至らなかつた。爾來本島は永くその顧みる所とならず、僅に澎湖島たけは元の末から稍統治の端緒を開かれたのであつた。

一四九八年、葡萄牙人ヴアスコ、ダ、ガマが亞弗利加の南端を迂回して印度に達してから、葡人の東方に來るものが漸く多くなつて、十六世紀の初には支那の南岸の澳門に據つて一時東洋の貿易を獨占した。臺灣がフオルモサの名によつて呼ばれたのも此頃である。葡人に次いで西班人もまた東方に來て、フイリツピン諸島を占領してマニラに據つたが、これが競爭者たる和蘭人は大に之に刺激せられて、一六一九年には爪哇を占めてバタヴイアを根據地とし、更に進んで西領の呂宋を奪はうとしたが志を得ず、又轉じて葡領の澳門を攻擊したが葡軍は明軍と同盟して之を擊退した、其の時支那人に李錦といつて交趾支那で貿易に從事して和蘭語に通じてゐたものがあつて、蘭人に澎湖島を占領することを勸めたので、蘭人は大に悅んで一六〇三年に始めて澎湖島に上陸し、更に一六二二年には完全に之を占領して城塞砲臺を各所に設けた。そこで明の政府と交涉が始まり、交戰八箇月の久しきに亙つて終に明軍は左の條件で媾和を申込んだ。

一、和蘭人が澎湖島を放棄するならば、明の政府は其の臺灣島を占領するに異議を唱へない事

二、自今和蘭人が支那に通商貿易を行ふことを許すこと

かくて兩軍の戰爭は局を結んで、和蘭人は澎湖島を撤退して臺灣海峽を東に進み、臺灣の西南の鹿耳門から臺江に入つて、今の臺南附近に上陸し、一六二四年には完全に臺灣を領有したのであつた。

清の康熙の末年(今から約二百年前)に成つた(臺灣)府 臺南の地圖を見ると、市街の下はすぐ入海になつてゐる。これが卽ち臺江である。その入海の外口には安平及鹿耳門の二島が横たはつて、安平島を一鯤身として七鯤身まで七つの島が連つて入海を抱いてゐる。その入海は隨分立派な港であつたと見えて、臺灣縣志には「安平鎭大港は臺江の西南鎭城の西に在り、紅毛の時巨舟悉此より入りて臺江に泊す」とある。

三

蘭人が臺灣を占領した時、その統治はバタヴイアの東印度會社の手で行はれ、會社は領事を置いて島內の政務を掌理せしめ、ゼトランデイア城を安平に築いて海外の防備とし、プロビデンテイア城を今の臺南に築いて政務の廳とした。この城內の一樓が卽ち赤嵌樓である。この城は記錄によると、週方四十五丈三尺、數の高さ凡そ三丈六尺、四方に五段の煉瓦の廓を設け、且つ煉瓦の墻を廻らした。この牆壁は糖汁糯汁を加へて蜃灰を搗き固めて一種のコンクリトとして用ひたので現在の赤嵌樓の礎はなほその面影を存してゐる。而してこれを赤嵌樓と稱するのは、此の地は平埔蕃族のシライア部族に屬するチアカム社の蕃人が住してゐたからそのチアカムに漢字を當嵌めたものらしい。この城の內には幾多の建物及邸宅があり、城の外には區畫正しい市街を設け蘭人又支那人の商家があつた、市街の外、海に面する處には更に二箇處の稜廓があつて防備の外塞に當て、その前面は船舶の碇泊地であつた而して當時在臺の蘭人は官民六百、守兵二千二百餘であつたといふ。

四

和蘭人が臺南の地に據つてから後二年、西班牙人は基隆と淡水に城砦を築いて之に據てゐたが、蘭

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人の勢力は遂に之をも驅逐して臺灣の要地は全くその掌中のものとなつた。其事業の重なるものは日本及支那との貿易であつたが、又一方には臺灣內地の殖產興業に腐心し、又土蕃の敎化に力めその功大に見るべきものがあづた。

是より先、明の萬曆四十四年(一六一六)愛親覺羅氏は滿洲に起つて元を天命と建て、崇禎九年(一六三六)には國號を清と稱し、次いで李自成は明に反して十七年京師を陷れたので、南方支那の住民の難を避けて臺灣に渡つたものが頗る多く、この臺南の方面にもはや人口十萬を算するに至つた。これ等の支那人は市街で商業を營むばかりでなく、土地を開拓して米や砂糖を作り土蕃と貿易をなして土地の開發に頗る貢する所があつたので蘭人も之を利用して土地の富源を發達させ、一方に租稅を取り立てゝ歲入の增加を圖つてゐたが、支那人の人口が殖えるに從つて其勢力は漸く加はつて、終には彼等をして和蘭の羈束を脫せんとする傾向を帶ばしむるに至つた。

支那人反抗第一行動は和蘭の據臺後二十八年に始まつた。初め郭懷一といふもの、和蘭の苛政を口實にして附近の支那人を煽動して、九月七日に急にプロビデンテイア城を襲つて一時狂暴を逞しうしたが、急報忽ちゼランデイア城に至つて援兵の派遣となり、歸附土蕃の來援となり、反徒は大敗して死するもの四千に至つた。臺灣縣志は之を記して漢人の臺に在るもの屠に遭ひ殆んど盡くと云つてゐるが、それほどでないにしても中々大騷ぎであつた事が分る。此事が一度起つてから支那人の離反は益々その度を强くし、鄭氏が來臺の時には衆を擧つて內應、投降遂に和蘭をして臺灣を失はしめた一大原因をなさしめたのである。

五

西曆一千六百年代の牛に當つて明朝の末路は悲慘を極めたものであつた。李自成が京師を陷れてから次いで清軍の南下となり、明朝は南支那の一角に壓迫せられて僅に殘喘を保つに至つた。この時明の遺臣鄭成功は奮然蹶起してその恢復を圖り、終に廈門の孤島に據つて清軍に抗したが、かくの如き彈丸黑子の地にあつて大軍に抗するのは到底勢爲す能はざる所なるを知つて漸く意を東方に向け、臺灣を占領して根據地とせんことを圖つた。而して當時臺灣にある支那人の中にもこれを聞いて、陰に欵を鄭氏に通ずるものがあつて形勢穩でなかつたから、時の和蘭領事コエットは急をバタヴイアに報じて防備援兵を要求したが、政廳は反つてコエットを風聲鶴唳に驚くものとして、その要求を容れなかつたばかりでなく、コエットの職を停め、クレンクを領事に任命して之に代らしめた。

クレンクが命を受けてバタヴイアを發するに先だつこと二月、プロビデンテイア城に在つて和蘭の通事をしてゐた支那人何斌といふもの、鄭氏の臺灣に意あることを知つて、和蘭の庫金十八萬兩を私して廈門に奔り、鄭成功に謁して臺灣の要地なることを力說した。この時鄭氏の部下に二三の反對者もあつたけれども。成功は斷然意を決して遠征の途に上り、大小の船艦百餘隻、兵二萬五千を率ゐて廈門を發して先づ澎湖島の媽宮に入つた、これ實に明の永曆十五年(一六六一)の出來事である。

六

鄭成功は媽宮を占領して後直に軍容を整へて鹿耳門口に向つた。前に述べた通り臺江の入口は二つあつてその中、一鯤身卽安平口には砲臺があつて防備が嚴重であるが、鹿耳門口の方は臺灣縣志に所謂水底沙線鐵板のごとく縱橫に布列し舟誤つて之を犯せば立どころに碎け港路穿狹僅に兩艘を容るゝに過ぎないので、和蘭人はその天險を恃んで何等の防備を施さなかつた。處が鄭氏はこの無備に乘じて水路に熟達せる何斌を嚮導にして滿潮時に利用して直に鹿耳門口より進入した。この時砲砦の和蘭守將は敵艦が初め海を壓して來たのを見ても防備の嚴を恃んで毫も驚く色なかつたが、意外にも敵は鹿耳門から直に內江に入つたので、周章何等手を下すに由なく、恰も天兵の降下せる如き感があつたといふ。鄭軍はかくして殆んど抵抗なく臺江に入つて臺南、安平の兩城の連絡を斷つた。この時港內には蘭船四隻があつたが、一隻は支那軍に燒かれ、三隻は港外に出でその中の一隻はバタヴイアに逃れて五十三日を經て同地に到著した。

成功は兩城の連絡を絕つてから、檄を兩城に送つてその開城を迫つたプロビデンテイアは之に應じて降つたが、ゼーランデイア城は頑として之に應

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

じない。領事コエットは身を以て之を固守する決心を以て飽まで敵に抵抗したのであつた。初めバタイヴアではコエットを怯なりとして其職を停め、更任の領事クレンクを出發せしめた事は前に述べたが、其出發後二日にして、蘭艦マリア號は逃れ歸つて臺灣の敗戰を告げたので、政廳は周章狼狽、急にコエットの停職を止め兵七百を十艘の艦に載せて臺灣に送つた。是より先、クレンクは命を奉じて臺灣に行つて見ると、豈圖んや支那船數百港外に繋がれて砲聲殷々頗る不穩の狀態であるのに吃驚し、上陸を果さないで日本に向つて仕舞つた。次いでバタヴイアの援軍が到つたが戰は利がない。のみならず成功は砲臺の三面を攻擊して終にその一面を陷れたので、城兵も終に觀念して開城して公有物を提供し、領事以下は一隻の船を鄭軍より許されてバタヴイアに還つた。蘭人が鄭軍の重圍に陷つてよりここに至るまで七箇月、兵を失ふこと千六百であつたといふ。是より先鷄籠(基隆)淡水の守兵は皆南部に招集してあつたから、此に至つて臺灣の全島には全く和蘭人の跡を絕つた。時正に一千六百六十一年、蘭人が初めて臺灣に據つてから三十八年にして之を失つたのであつた。

七

鄭成功は蘭人を逐うて臺灣に據ると間もなく、プロビデンチイア城を承天府と改め、セーランデイ

赤崁樓年表

臺南師範學校調査

帝國年號 支那年號	皇紀	西紀	距大正八年	略誌
天正元和 明、萬曆年間	二二三三—二二七九	一五七三—一六一九	三四六—三〇〇	海賊顔思齊鄭芝龍等臺灣ニ據ル
慶長九 明、萬曆三二	二二六四	一六〇四	三一五	七月蘭船二隻始メテ澎湖島ニ入リ貿易セントス官憲可カズ十月蘭人退去ス
元和八 明、天啓二	二二八二	一六二二	二九七	和蘭ノ船艦十七隻澎湖島ニ來リ城砦砲臺ヲ設ク明トノ葛藤是ニ於テ起ル
寛永元 明、天啓四	二二八四	一六二四	二九五	明朝蘭人ト媾和シ蘭人澎湖島ヲ撤退シテ始メテ臺灣ニ入リ之ヲ根據トス
寛永五 明、崇禎元	二二八八	一六二八	二九一	六月濱田彌兵衛安平ニテ蘭人ヲ擒ニス鄭芝龍明ノ總督熊文燦ニ降ル
寛永七 明、崇禎三	二二九〇	一六三〇	二八九	蘭人今ノ安平ノ地ニゼイランヂア地ヲ築ク
慶安三 明、永曆四	二三一〇	一六五〇	二六九	蘭人プロヴイデンチヤ城ヲ今ノ臺南市ニ築キテ政務ノ廳トナス赤崁樓是レナリ城ハ高地ニ在リテ市街ヲ俯瞰シ五段ノ磚廓四箇所ニ在リ倚海ニ面セル所ニ二箇所ノ磚廓アリ其他邸宅倉庫各種ノ建物アリ樓ノ高サ三丈六尺餘煉瓦砌ノ上ニ立チ門額ニ精鐵ニテ鑄成セル蘭字四ツアリ赤崁ノ名ニツキテハ二説アリ福建人水涯ノ高處ヲ墈トイヒ嵌又ハ崁ニ作ル臺灣ニテ用フル磚瓦ハ皆赤クシテ朝照夕照虹ノ吐クガ如ク霞ノ蒸スガ如シ故ニ赤崁ト稱ストイヒ又此附近ニ占居セシ蕃族チアカム社ノ名ヨリ出テ赤崁(チアカム)ノ文字ヲアテシナリトモイヘリ
萬治元 明、永曆一二	二三一八	一六五八	二六一	郭懷一蘭人ノ橫暴ヲ憤ミ名ヲ其ノ苛政ニ藉リテプロヴイデンチヤ城ヲ襲擊シ蘭人ヲ屠殺スゼイランヂア城ノ將フエルベル討テ之ヲ殲ス漢人ノ在臺者殆ンド盡ク
寛文元 明、永曆一五	二三二一	一六六一	二五八	十二鄭成功蘭人ヲ驅逐ス是ニ於テプロヴイデンチヤ城ヲ承天府ト改メ施政ヲ創メ此樓ニ火藥軍器ヲ納ム蘭人ノ臺灣ニ占據セルコト三十七年ニ亘ル
天和三 清、康熙二二	二三四三	一六八三	二三六	鄭成功ノ孫克塽清ニ降リ臺灣清國ノ版圖ニ入ル鄭氏三代二十二年ニ及ブ
貞享元 清、康熙二三	二三四四	一六八四	二三五	清朝始メテ臺灣府ヲ置キ其下ニ三縣ヲ隷セシム府治ハ卽チ承天府ノ舊址ナリ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ア城を安平鎭と改め、自らは安平鎭に居て島を統治し、なほ進んで呂宋の征略をも圖つたが軍を出すに至らず、清の康熙元年熱疾に罹つて長逝した。其の子の經は父の遺志を繼ぎ臺灣を守つて嚴に明の正朔を奉じ内治に努めたが、康熙二十年に病死した。その子の克塽繼いで立つたが、幼弱不肖で部臣の間に私曲が行はれ民心は漸く離れんとしたので、清政府はその隙に乘じて征臺の計を立て遂に康熙二十二年(一六八三)六月、施琅をして征臺軍二萬を統べしめて澎湖島を占領したので、鄭軍は大に驚愕して策の出づる所を知らず、克塽は終に全軍を擧げて投降することに決し、この年七月臺灣を清軍の手に委ね鄭氏二代の事業は二十三年にして終を告げた。

而して赤崁樓は鄭氏の時代には火藥軍器の收納庫となり、清領の後は臺灣道の管守の下にあつたが、震災等の爲に頽廢して四壁徒に立ち唯周圍の垣のみ舊の如くであつた、越えて清の同治元年(一八六二)大震の爲に赤崁樓上蘭人の築いた建物は全部倒壞して地基を存するのみとなつたのを、光緒九年(一八八三)その舊址に文昌閣と海神廟を建てその右に蓬壺書院を建て同十四年に全部落成した。そこで舊の赤崁樓は全く面目を改めたが、たゞその地基の煉瓦は依然として舊のままで蘭人經營の跡を語りがほである。

享保七 清、康熙六一	二三八二 一七二二 一九七	朱一貴トイフモノ亂ヲナシ臺灣府治ニ據ル總督滿保等七日ヲ以テ之ヲ勦滅ス此亂ニ賊赤崁樓門額ノ鐵字ヲ取リテ器ヲ製ス爾後頻年地震ノ爲樓ノ屋宇傾キ四壁徒ニ立チ唯周垣ノ堅固ナルコト舊ノ如シ
寛延三 清、乾隆一五	二四一〇 一七五〇 一六九	臺灣知縣魯鼎梅嚴ニ樓門ヲ關鎖シ歲時ニ灑掃ヲ加ヘ唯勝概ヲ觀覽スルコトヲ許セリ
文久二 清、同治元	二五二二 一八六二 五七	五月十五日ヨリ臺灣大震アリ赤崁臺上ニ蘭人ノ築キシ煉瓦建物ハ全部倒潰シテ僅ニ地基ヲ存スルノミトナレリ
明治七 清、同治一三	二五三四 一八七四 四五	縣官伯鸞卿倡議シテ赤崁樓ノ臺ヲ毀チ礎石ヲ取リ除カント欲ス工ヲ果サザリシモ此時樓ノ地基ハ上半ヲ取リ除カレタレバ現存ノ地基ハ昔時ノ一半タルニ至レリ
明治一二 清、光緒五	二五三九 一八七九 四〇	臺灣知縣潘慶辰ノ時樓ノ舊址ニ就キテ文昌閣及ビ海神廟ヲ建テ蓬壺書院ヲ築カントノ議アリ
明治一六 清、光緒九	二五四三 一八八三 三六	此年文昌閣建築成ル工ヲ始メシヨリ竣工マデ一年ニ滿タズ
明治一八 清、光緒一一	二五四五 一八八五 三四	海神廟五子祠佛祖廟蓬壺書院等ノ建築ニ著手ス
明治二〇 清、光緒一三	二五四七 一八八七 三二	臺灣縣ヲ改メテ安平縣トナス縣衙ハ舊ノ如ク今ノ本校構内ナリ
明治二一 清、光緒一四	二五四八 一八八八 三一	海神廟五子祠佛祖廟蓬壺書院等ノ建築全部落成ス建築材料ハ一切新シキモノヲ用フ
明治二八	二五五五 一八九五 二四	臺灣我カ版圖ニ歸ス
明治二九	二五五六 一八九六 二三	構内ニ陸軍衛戍病院ヲ開始ス
明治四四	二五七一 一九一一 八	八月暴風雨ノ爲五子祠倒壞ス
大正七	二五七八 一九一八 一	五月陸軍衛戍病院移轉ス 八月臺灣總督府國語學校分校ヲ構内ニ設置セラル
大正八	二五七九 一九一九	四月臺灣總督府國語學校分校獨立シテ臺灣總督府臺南師範學校トナル

地方事情

本島各廳の狀況

宜蘭廳

■宜蘭廳巡查巡查補精勤證書授與式　六月十七日第二十五回臺灣始政紀念日に當り午前十時同廳警務課訓授室に於て巡查部長一名、巡查六十九名、巡查補六名に精勤證書を授與し廳長より一場の訓示ありたり。

■小公學校教員夏期講習會出席員　本年度總督府主催小公學校教員夏期講習會に本廳下よりの出席員數左の如し。

▲第一回十一人小公學校長▲第二回二人小學校教諭にして、最近（大正九年二月まで）渡臺者▲第四回一人大正五年三月公學校師範部甲科卒業者▲第五回二人小學校教諭心得（女）▲第六回十三人公學校教諭地理科擔任者▲第七回三人小學校教諭理科擔任者。

計　三十二人

■地方學事講習會　本廳主催地方學事講習會は本誌六月號豫報の通り七月五日午前八時宜蘭公學校に於て開會式を擧行せり、會員は全部公學校訓導心得にして正員五十名、聽講員四名、計五十四名、廳長代理重藤庶務課長、小崎學務主任、野間視學臨席、廳長代理訓示、講師總代中田宜蘭公學校長誨告、講習員總代廖煤堂の答辭あり、式後直に講習を開始し爾後毎日炎暑を冒して各講習員熱心聽講しつゝあり講師の氏名及分擔學科左の如し。

▲國語科宜蘭公學校長中田哲夫、▲算術科利澤簡公學校長谷垣藤三郎、▲教授法宜蘭女子公學校長小林正一、▲唱歌科右同教諭李火寶。

■小公學校聯合研究會　六月二十六日（土曜）午後一時宜蘭街に於ける小公學校職員全部宜蘭小學校に集合、同校八幡教諭執鞭、尋常五年生唱歌の實地授業を參觀し引續き批評會を開きたり、同教諭は特に唱歌教授に堪能なれば一同稗益する處多かりき、同日は猶蘇澳、冬瓜山、馬賽の各小公學校聯合研究會を蘇澳小學校に開催し、同校篠原校長執鞭、複式の實地授業（一、二年讀方。三四年書方）を參觀し引續き批評會を開きたり、該聯合各校は複式學級を有する點に於て相類似せる爲め一段の興味を惹き、各種の實際的研究事項續出して非常の盛況を呈せり、最後に野間視學より批評及研究事項の整理を爲し午後六時閉會せり。

■區長會議　六月十六日定期區長會議を廳樓上會議室に開催せり、當日の諮問及注意左の如し。

▲諮問事項、（一）各區に於て急施を要する事項如何（二）內地經濟界の動搖か

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廳下に及ぼしたる影響竝區内に於ける金融の現況如何(三)國語普及竝風俗改良に關する實施方法及宜蘭敦風會解散に關する意見如何。

▲注意事項

(一)區長職印に關する件(二)國勢調査に關する件(三)窮民救助衣食費に關する件(四)寄附募集に關する各種簿册の整理に關する件(五)產業組合普及奬勵に關する件(六)補助貸の死藏に關する件(七)補助貸代用切手使用に關する件(八)公文例に關する件。

■宜蘭視察團　中南部地方に於ける國語普及狀況竝に風俗改良會其他一般狀況視察の爲め宜蘭廳參事、區長其他有志二十名の視察團は廳街庄主任屬出淵勝郎之を引率し、六月二十六日蘇澳乘船臺北・桃園・新竹・臺中・嘉義・臺南の各地を巡視して至る所歡迎せられ、詳細視察を遂け七月五日歸北、臺灣神社に參拜の上六日歸宜せり。

■公共埤圳事務關係者協議會開催　大正八年十月嘉義廳に於て開催せる第四回各廳及各廳公共埤圳事務關係者協議會の決議に基き、第五回協議會を宜蘭廳主催の下に大正九年八月下旬開催の筈にて、各廳に向け八月十日までに協議事項提出及び出席者氏名通報方照會を發し目下夫々準備中なり。

■產業組合講習　既報の如く六月十日より宜蘭公會堂内に於て產業組合講習開催中の處、同月二十四日終了を告け同日午後五時より閉會式を擧行、重藤副會長より修業生四十四名に對し證書を授與し次て式辭あり、引續き古川檢察官、磐田判官始め多數來賓の產業組合に關する有益なる講演あり、最後に講習生總代張西坤の答辭にて盛況裡に式を終り、引續き廳下產業組合の主催に係る懇親會に移りて非常なる盛況を極め、午後八時三十分散會せり、講習中產業組合法規記帳の栞、產業組合教科書等參考書を配給せし爲め講習生の研究を容易ならしめ短期講習とは言へ成績良好にして將來に及ぼす效果の大なるべきを想はしめたり。

■內地產業視察團　廳下有志より成る內地產業視察團は男二十五名女三名計二十八名にして宜蘭廳よりは中村屬桯本技手の兩名附添ひ四月二十三日信濃丸にて基隆出帆、同二十六日門司著、福岡・大阪・京都・奈良・愛知・靜岡・東京・兵庫の各府縣下の產業を視察し、頃日一行無事旅行の目的を達して歸臺せり、視察先及參拜箇所等は左の如くにして各府縣市よりは特に吏員をして案內の任に當らしめ能ふ限りの便宜を與へられたる爲め一行は愉快なる旅行を續け又た貢獻するところ少なからず衷心滿足感謝の意を表したり。

福岡工業博覽會。福岡市商工業。八幡製鐵所。門司淺野セメント工場。大阪造幣局。大阪城。天王寺及中島公園。全國新聞博覽會。大日本人造肥料株式會社大阪工場。大阪市商工業。京都全國博覽會。西陣織工場。本願寺疏水。桃山御陵。吉野山杉造林地。奈良市内各所。伊勢山田内外宮。名古屋市内各所。日本紡績株式會社名古屋工場。愛知縣安城農事試驗場、同縣立安城農林學校。靜岡市内各所。興津園藝試驗場。東京市内各所。宮城。各公園。水產講習所。向島麥酒工場。砲兵工廠。高砂寮。九段靖國神社。西ヶ原農事試驗場。宮内省澁谷御料牧場。神戶湊川神社。同外人居留地。神戶港灣。

■宜蘭廳農會立毛競作會　本競作會は多年續行し來れる米種改良事業の效果を一層顯著にし、尙進んで種子精選、施肥を奬勵する爲めに催したるものにして、出品點數宜蘭羅東兩農區各五十箇所叭哩沙頭圍兩農區各二十五箇所、計一百五十箇所にして本年第一期作に於て之を實施し、六月二十三日より豫備調査に著手し、七月三日迄に坪刈調査を了せり、目下審査委員長派遣方督府に申請中にして八月末全島埤圳會議と相前

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

後して褒賞授與式を擧行すべき豫定なり。

桃園廳

■金融の繁閑竝其の原因結果（イ）一般の商況　米價は久しく保合相場を持續したりしが五月十五日五十萬石移出解禁と爲りし結果俄然强氣配を顯はし、粳米石三十二圓八十錢、糯米石三十三圓八十錢を稱へたるが、下旬內地定期米の大暴落に依り再び不振と爲りて取引行はれず、金融上島內消費として少數の搬出を見たるに過ぎず。

烏龍茶取引は昨年來不況の爲め幾分形勢傍觀の態なりしが、中旬より大稻埕市場の取引開始と共に茶販人の出入頻繁と爲り、相場は昨年に比し五割方の高値を示したるも米國市場に於ては中等以上の優良品は需要盛なるも下等茶は殆ど需要無く、從て茶館に於て優良品は高價に買入るゝも粗惡茶は全然買入れさる模樣なれば、當業者は粗惡品を製造せざる樣注意しつゝあり。

一般物價は砂糖を除くの外漸落の傾向を示し前月に比し平均一割安を示し居れるが引續き同一步調を辿るべく觀測されつゝあり。

各銀行及信用組合の月末殘高左の如し。

貸出金

區別	本月末殘高	前月末殘高	前年本月末殘高
臺灣銀行桃園出張所	七、三一五、八七一円	七、〇五五、四一二円	二、五〇四、三一五円
彰化銀行桃園支店	一、二七一、三三四	一、三九四、三七四	七七三、一一七
新高銀行桃園支店	三〇九、六六二	三七八、二八八	二四一、一二七
桃園信用組合	二五七、二六四	二五五、八七二	一七六、三二六
計	九、一五四、一三一	九、〇八三、九四六	三、六九四、八八五

預金（貯金）

區別	本月末殘高	前月末殘高	前年本月末殘高
臺灣銀行桃園出張所	五六六、一一〇円	五九八、四五二円	一八一、五二三円
彰化銀行桃園支店	三六〇、二九四	三七九、五一四	三二三、二三四
新高銀行桃園支店	四二、五一九	二一五、六三五	八〇、二〇四
桃園信用組合	四九、一六五	五一、一〇〇	四〇、九〇九
計	一、〇一八、〇八八	一、二四四、七〇一	六二五、八七〇

（ロ）産業の概況　茶樹は本月中降雨多くして晴天少く、殊に春茶遲延の影響を受けて夏茶の摘取は昨年より遲し、發芽發育狀態は例年と大差なきが如きも一時恢復せる天候は下旬より又降雨と基りて品質に影響する所尠からず、茶農は生產費昂騰經濟力の膨脹に伴ひ賣惜み强く、山方產地の茶價は大稻埕市場より高價なるが如き活況を呈せり。

過般來の內地經濟界の動搖の本島經濟界各方面に及ぼしたる影響少からざりしも、漸次眞相の判明し來ると同時に不安狀態薄らきたるに拘はらず、各銀行は確實なる擔保に對しても尙貸出を出來得る限り減少せんとする傾向ありて依然金融逼迫を告け居れり、從て農村唯一の金融機關たる信用組合の如きも預金引出、證書書替を續行する狀況に在り。

桃園廳農會肥料共同購買は施肥觀念の普及と共に益々購買高を增加しつゝあるが、五月六日本年二期作用肥料の入札を行ひたるに左の通落札せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲大豆粕　三四五、六九四塊　價額　一、一九六・一〇一・二四〇円
落札者　三井物產株式會社臺北支店
▲過燐酸石灰　五八、七三四叺　價額　一五〇、三〇〇・三〇〇
落札者　賀田金三郎
▲獸骨粉　一、一九八叺　價額　六、七三二・七六〇
落札者　臺灣驛傳社
其の他金融の繁閑を誘致したる諸事情特記すべき事項無し

■重要產物の價格竝其の變動の因果關係

品名	單位	本月の平均價格	前月の平均價格	前年本月の平均價格	記事
粳米	一石	円 三一・五三六	円 三一・二〇六	円 二七・四九七	
糯米	同	三三・二九六	三八・〇九六	二九・三三三	
粗製烏龍茶	百斤	二八・〇〇〇	二五・〇〇〇	一八・〇〇〇	
甘藷	同	二・五〇〇	二・三〇〇	二・一〇〇	
肉豚	一頭	五七・二〇〇	五七・二〇〇	三九・〇〇〇	一三〇斤
仔豚	同	一六・二五〇	一六・二五〇	一二・〇〇〇	二五斤
石炭	一萬斤	五〇・〇〇〇	五九・〇〇〇	四五・〇〇〇	切込炭

■貨幣流通の狀況

（イ）金貨及兌換劵の流通＝無し、（ロ）補助貨幣の過不足＝不足、（ハ）其の他貨幣流通上重要と認むる事項＝特記すべき事項無し

■桃園街兩替相場及地金銀相場

種別		最高	最低	平均
銀行劵一千圓に付	舊一圓銀貨	円 —	円 —	円 —
	白鳥銀	—	—	—
	粗銀	—	—	—
	臺灣錢	—	—	—
地金一匁に付	純金	五・八〇〇	五・八〇〇	五・八〇〇
	純銀	〇・三五〇	〇・三五〇	〇・三五〇

■桃園街金錢貸借金利

種別		年利 百圓以下	年利 百圓以上	月利 百圓以下	月利 百圓以上	日步 百圓以下	日步 百圓以上
抵當附	内地人間	割 —	割 —	割 —	割 —	錢厘 —	錢厘 —
	本島人間	—	一・二〇	—	—	—	—
無抵當	内地人間	一・八〇	一・六五	〇・一五	〇・一三	五〇	四五
	本島人間	一・六五	一・四六	〇・一三	〇・一二	四五	四〇
質入	内地人間	—	—	—	—	—	—
	本島人間	—	—	—	—	—	—

南投廳

■地方税調査委員會　大正九年度に於ける地方税調査委員會は六月十一日午前十時より南投廳會議室に於て開會せしが、會議に先ち廳長より一場の訓辭を爲し、終りて番外より本年度家税收入豫算増減理由及賦課方法に付詳細説明する處あり、審議の結果廳提出案の通り査定を終へ午後二時散會せり。

■地方税調定　本年度前期分地方税は地租附加税を除き六月十五日調定を終へたり、其調定總額は十萬一千六百五十六圓にして、之れを種類別に内譯せば家税五萬百九十四圓、營業税四萬四千百九十五圓、雜種税七千二百六十七圓なり、之を前年度に比するときは家税に於て千九百四十九圓、營業税に於て一萬五千五百八十七圓、雜種税に於て二千五百七圓、計二萬四千三十三圓の増加となれり、其理由は税率の改正と諸物價騰貴に伴ひ一般經濟界の活氣に依り生產力の増大したるとに外ならず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■始政紀念祝賀會開催　六月十七日本島始政紀念當日には廳下一般に國旗掲出祝意を表し、特に南投街に在りては午前十時南投公學校廣庭に於て官民合同祝賀會を開催せり、定刻委員長の式辭演述に依て開宴し、宴半に於て陛下の萬歲を三唱し、一同怡樂の裡に散會せり、此出席者約三百十人にして盛會なりき尙ほ南投公園內に於て正午十二時より擊劍柔道の試合、午後二時より野球並に有志の角力取組等行はれしが、數十發の煙火は朝來祝賀會其他の開催合圖に打揚げ一層歡興を添へたり。

■公共埤圳聯合會並に組合收支決算　公共埤圳聯合會並に各組合に屬する大正八年度歲入歲出決算會議は去る五月二十八日より開會し六月八日を以て終了せり、其收支決算額左の如し。

歲入

區分	水租及費用	財產收入	雜入	負債又は一時借入金	基本財產繰出	前年度繰越金	計
險圳	一八、六六四円	一九円	七一三円	四、七五〇円	六六七円	二、一七八円	二七、二三一円
茄苳蜊助圳	三、五九五	三一七	二〇七	—	—	一、五八八	五、七〇七
同源圳	二六、八四七	九八	一、一〇三	八、二一〇	五三	五、九〇四	四二、一一五
大圳	二、八七五	一八三	六四	—	—	一、四二〇	四、五四二
埔里社圳	七、五五八	一、一五九	三四二	—	—	三、八九一	一三、九八〇
隆恩圳	四、一七七	—	五七	—	—	一〇七	四、三四一
東埔蚋圳	二、三九〇	—	五六	—	—	一、一三六	三、五八二
成源圳	三、〇八一	—	八七	九二〇	—	一、〇七一	五、一五九
計	六九、二一七	一、九一六	二、六二九	一三、七八〇	八二〇	一七、二九五	一〇五、六五七

歲出

區分	事務費	聯合會負擔金	修繕費	雜出	基本財產繰入	負債又は一時借入金償還	翌年度繰入金	埤圳權買收費	臨時費	計
險圳	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	三〇円	[illegible]円	[illegible]円	—円	四、五六八円	二七、二三一円
茄苳蜊助圳	一、三八八	一、三三三	一、九八三	一〇八	—	—	一、二八〇	—	—	五、七〇七
同源圳	[illegible]	二、二〇六	一、〇八〇	九九	四四	[illegible]	[illegible]	—	一、九九〇	四二、一一五
大圳	一、三〇五	六二二	一、七三〇	三二	—	—	八五	—	—	四、五四二
埔里社圳	一、〇三〇	[illegible]	一、八〇六	六〇	—	—	[illegible]	—	—	一三、九八〇
隆恩圳	一、二四七	七三二	一、九九一	二四	—	一八	四九七	七三	—	四、三四一
東埔蚋圳	五五六	四六七	四八六	六	—	一、四三〇	[illegible]	—	—	三、五八二
成源圳	四四四	五一七	[illegible]	—	—	[illegible]	一四	—	五、八七三	五、一五九
計	[illegible]	一三、〇三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七三	[illegible]	一〇五、六五七

公共埤圳聯合會歲入歲出

歲入				歲出			
負擔金	雜入	前年度繰越金	計	事務費	雜出	翌年度繰入金	計
一三、〇三二円	三九円	二六八円	一三、三三九円	一二、五六九円	二六円	七四四円	一三、三三九円

臺南廳

■區書記表彰　當廳下の區書記中勤續十五年以上に及へる勤勞の廉に依り第二十五回始政記念日に當り總督より表彰せられたる者四名あり、即ち臺南廳大林蒲區書記蔡敎、臺南廳後勁區書記柳朝合、臺南廳翁公園區書記王東來及臺南廳蝴港區書記高再添にして、此擧は一般區書記を奮勵せしめたること尠少ならずと信ず。

■區長更迭　廳下安業區長は久しく缺員に屬し同區書記郭睿暫らく區長事務取扱となり區務を處理しつゝありしが、過般

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同人の實兄たる茅港尾區長郭鴻死亡の爲め逐に六月七日附を以て其後任區長に榮轉し、同時に安業區長としては蘇萱の名門たる林欽なる者就職するに至れり、此兩人は共に誠實溫厚にして公共心に富める人物なれば將來の成績定めて見るべきものあらん。

■區長役場新築敷地　打狗區長役場は豫て新築計畫中の處、今回其の敷地として打狗地所建物株式會社に屬せし打狗土名哨船頭に於ける約百九十四坪（此價額三千九百六十九圓九十九錢）を選定取得せしを以て將來區長役場新築實現の曉は官民の利便蓋し多大なるべし。

■少年團第二班入團式　臺南少年團は創設以來概ね每月二回の敎練講話を行ひ其の成績大いに見るべきものあり、從來團員は總て內地人子弟のみなりしに本年六月より本島人子弟をも入團せしむること丶し、內地人子弟を第一班とし本島人子弟を第二班として同一團の下に敎練を施すこと丶せり、右第二班の入團式は六月十七日第二十五回始政紀念日の當日臺南公館に於て擧行したるが、其の班員は公學校五學年以上の學力を有する本島人子弟四十名なり。

■第一回聯合學藝演習會　六月十七日午前十時より臺南公館に於て市內小公學校盲啞學校聯合第一回學藝演習會を開けり、各校より代表的に公館に集合したる兒童九百名、來賓父兄の參觀者二百餘名ありて頗る盛會を呈せり、今回は初回の試みなりしが爾來每年此の日を以て本會を開催すること丶し、小公學校秋季聯合運動會と共に臺南市に於るけ初等敎育會年中行事の一たらしむる計畫なり。

■第八回敎育講話會　臺南市內小公學校敎員を以て組織せる臺南敎育講話會は其の第八回を六月十五日午後二時より臺南公館に於て開催し、席上敎育狀況視察のため來臺中の朝鮮京城高等普通學校敎諭山口喜一郎氏の講話を聽けり、是日の來聽者は會員の外中等學校敎員及其の他を合せ約百五十名なり。

■二部敎授の實施　本年度より左記公學校に於て二部敎授を實施せり。

臺南第一公學校	二學年	四組
同　第二公學校	一學年	四組
同　第三公學校	二學年	四組
同　女子公學校	一學年	三組

其の他安順寮蕭壠永寧灣裡及佳里興の各公學校は一組宛大樹脚及安平の二校は二組つ丶を施行し居れり。

■小公學校敎員內地出張　內地小學校の敎育狀況視察の爲め植竹臺南第二小學校長、市村蘇萱小學校長、長嶺蕭壠公學校長、片岡關帝廟公學校長、三原鹽埕公學校長の五名は東京京都大阪愛知兵庫福岡の三府三縣下へ出張を命せられ七月一日出發の豫定なり、此行視察の要項左の如し。

（一）內地小學校に於ける敎授訓練上の新傾向（二）最近內地小學校敎員研究狀況（三）學校を中心としたる社會敎化事業（四）內地小學校に於ける設備の狀況（五）二部敎授其の他補習敎育の狀況。

■圖書館新築計畫　臺南圖書館は大正九年度の施設として辜顯榮氏の寄附金三萬圓を基礎として其の新築を爲し、尚六千餘圓を投じて圖書及器具等を購入すべく計畫中なり。

■敎務打合會　六月中に實施せる小公學校職員敎務打合會は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

小學校職員一回公學校職員五回にして小學校は學校長のみ會合して敎育全般に關する調査及批評等を爲し、公學校は學校長分校主任及訓導心得等會合し實地授業上に關し研究する所ありたり。

■大正九年期產糖成績　廳下に於ける製糖工場にして大正九年期中作業せるものは新式工場十箇所、改良糖廍一箇所、舊式糖廍五箇所にして、大正八年十二月より大正九年五月に至る間に原料七億九千九百二十六萬四千四百三十二斤（外に鹽水港製糖株式會社に搬出消費せる原料六千二百二十一萬一千八百九十斤ある）を消費し、製糖高分蜜糖八千二百八十二萬七千八百十斤、赤糖七十萬六千六百五十斤、合計八千三百五十三萬四千四百六十斤（八十三萬五千三百四十四擔餘）價格三千六百九十八萬七千三百十一圓四十五錢四厘を製出せり（糖價は會社の實際賣價にあらざるも大正九年一月より四月迄三井物產及安部商店の發表せる平均價格にて算出せるもの別表備考欄に記載の通）外に糖蜜二千六百十九萬七千八百六十五斤、價格二十萬九百五十八圓二十九錢二厘を產出せり。

之を前年期の成績に比するに其の減差原料に於て一億一千百六十七萬八千〇七十七斤、製糖高に於て三百六十二萬二千九百三十斤、糖蜜製出高に於て九十五萬六千七百二十斤を示せり、之れ甘蔗作付面積の前年期に比し三千四百三十五甲步を減したると、八月、九月の發育時期に於て暴風雨に遭遇し爾來收穫期に至る迄氣溫概して低冷なりし爲め生育を阻害し、一層收穫率を減じたるとに因るものなるも、糖價は甚しく昂騰せる結果產糖價額に於ては却て前年に比し一千六百四十二萬五千九百九十四圓の增額を見るに至れり、今各製糖工場別に成績を表記すれば左の如し。

大正九年期製糖作業終了表　臺南廳

製糖場名	製糖開始年月日	製糖終了年月日	作業日數	休業日數	原料總壓搾斤量	製糖斤量	步留	廢蜜斤量
臺灣製糖後壁林	大正八年十二月十九日	大正九年五月廿六日	一五七日	三〇	一六三、八七四、六八〇斤	一六、八五〇、五〇〇斤	一〇二八	五、三一四、五七一斤
同橋仔頭第一工場	同十二月十五日	同四月十三日	一〇五	一六	五九、一五四、六二〇	一五、九七八、三〇〇	一、一二四	二、一二〇、二三〇
同同第二工場	同十二月十五日	同四月廿九日	一三三	五	八二、三四七、九二〇			二、五九四、九二〇
同車路墘	同十二月二十日	同四月十六日	一〇〇	一九	一〇二、五〇五、六〇八	一一、四八七、七〇〇	一、一三二	三、二五六、六〇六
同三崁店	大正九年一月五日	同四月十五日	九八	四	八九、三七四、二四〇	八、三五九、三〇〇	九三五	三、〇〇四、八五九
同灣裡	同一月八日	同三月廿九日	七三	九	三七、六六二、二八〇	三、七三〇、七〇〇	九九一	一、一三六、九八〇
臺灣製糖合計			—	—	五三四、九一九、五四八	五六、四〇六、五〇〇	一〇、五四	一七、四二八、一六六
明治製糖總爺	大正九年一月十八日	大正九年四月廿七日	九〇	二	九一、七一三、七六〇	一〇、〇九四、六三一	一、一〇〇	三、一三五、三六八
同蕭壠	同一月十三日	同四月六日	七四	二	五八、一六七、九二〇	六、二一四、〇〇〇	一〇五三	一、六六六、六二五

明治合計			—	—	一四九,八八一,六九〇	一六,二〇八,六三一	一,〇八一	四,七七九,九九五
新興製糖會社	大正八年十二月廿五日	大正九年五月十三日	九一	三七	八〇,三四〇,九七〇	七,七三三,五〇〇	九六〇	二,四三二,六八二
臺南製糖蚵吧哖	大正九年一月十二日	同　四月十七日	五五	四〇	二七,一九四,一六五	二,四八〇,一七九	九七	一,五五七,〇二五
新式計			—	—	七九二,三六六,一七三	八二,八二七,八一〇斤 三六,七二五,八五〇.九五四円	一,〇四六	二六,一九七,八六五斤 二〇〇,九五八.二九二円
臺南製糖改良糖廍無水寮	大正九年二月十五日	大正九年四月三日	三五	一三	一,一一四,三一〇	一〇八,八八二	九八六	—
舊式平野糖廍	大正八年十二月二十日	同　六月十三日	一六二	一三	二,三三六,七八二	二二八,九六五	九八	—
同　王成糖廍	大正九年二月一日	同　五月廿三日	八四	二六	二,一五五,六六八	二四三,一八二	一,一二八	—
同　間宮豐造中坑庄糖廍	同　二月十三日	同　四月一日	三四	一四	五九九,二四六	五九,五八四	九九四	—
同　間宮豐造壽埔發糖廍	同　二月廿六日	同　四月十二日	三五	一〇	五四五,八一三	五二,七五五	九六六	—
毛敬堂赤山糖廍	同　三月七日	同　三月廿九日	一五	六	一八六,四四一	一三,二八二	七二	—
改良舊式計			—	—	六,九二八,二五九	七〇六,六五〇斤 二六一,四六〇.五〇〇円	—	—
總計			—	—	七九九,二六四,四三三	八三,五三四,四六〇斤 三六,九八七,三三一.四九四円	一,〇四五	二六,一九七,八六五斤 二〇〇,九五八.二九二円

前表の外鹽水港製糖株式會社新營岸内工場へ搬出消費原料五四、八三九、四七〇斤旗尾工場へ七、三七二、四二〇斤合計六二、二一一、八九〇斤あり

■大正十年期甘蔗植付　大正八年末より本年四、五月頃迄に植付を終了せる蔗作狀況を各製糖工場別に示せば左の如し。

本期蔗作甲數調

製糖工場別	株別＼地目	二期作田	一期作田	畑	計	合計
臺灣製糖橋仔頭	新植	甲 二五.四五	甲 六七七.七五	甲 二,八三五.九五	甲 三,五三九.一五	甲 四,四五二.七六
	株出	二三.九〇	二五一.七六	六三七.九五	九一三.六一	
同　後壁林	新植	九七三.六三	—	五九七.六三	一,五七一.二六	二,六八八.二八
	株出	六八一.七九	—	四三五.二三	一,一一七.〇二	
同　車路墘	新植	二〇.〇〇	三五〇.〇〇	二,九七九.三五	三,三四九.三五	四,一一四.八七
	株出	二〇.〇〇	二〇〇.〇〇	五四五.五二	七六五.五二	
同　三崁店	新植	二.〇〇	三九六.〇〇	二,一五五.五〇	二,五五三.五〇	三,〇一九.〇〇
	株出	—	八五.〇〇	三八〇.五〇	四六五.五〇	
同　灣裡	新植	—	一八五.二七	九九五.三五	一,一八〇.六二	一,三八四.八五
	株出	—	一一.一四	一九三.〇九	二〇四.二三	
小計	新植	一,〇二一.〇八	一,六〇九.〇二	九,五六三.七八	一二,一九三.八八	一五,六五八.七五
	株出	七二五.六九	五四七.九〇	二,一九二.二八	三,四六四.八七	
明治製糖蕭壠	新植	—	—	二,二三六.〇〇	二,二三六.〇〇	二,六一六.三九
	株出	—	—	三八〇.三九	三八〇.三九	
同　總爺	新植	—	—	二,一五五.二七	二,一五五.二七	二,六九〇.二〇
	株出	—	—	五三四.九三	五三四.九三	
小計	新植	—	—	四,三九一.二七	四,三九一.二七	五,三〇六.五九
	株出	—	—	九一五.三二	九一五.三二	
新興製糖會社	新植	一八.一八	一三二.三五	一,三五四.二五	一,五〇四.七八	二,〇六九.三〇
	株出	一二五.五六	三〇.九六	四〇八.〇〇	五六四.五二	

		一	二	三	四	計
臺南製糖噍吧哖	新植	—	六〇・〇〇	七二三・五八	七八二・五八	一、二〇六・八一
	株出	—	四〇・〇〇	三八四・二三	四二四・二三	
鹽水港製糖新營庄（鹽水港廳下）	新植	—	二五八・一七	一、二五二・二四	一、五一〇・四一	一、七二六・二〇
	株出	—	三六・八九	一七八・九〇	二一五・七九	
同岸内工場（鹽水港廳下）	新植	—	—	一三三・九三	一三三・九三	一五四・四一
	株出	—	—	二〇・四八	二〇・四八	
同旗尾工場（臺南廳下）	新植	一七三・二二	—	一四・六九	一八七・九〇	二二二・八七
	株出	一四・六九	—	二〇・二八	三四・九七	
小計	新植	一七三・二二	二五八・一七	一、三九〇・八六	一、八三二・二四	二、一〇三・四八
	株出	一四・六九	三六・八九	二一九・六六	二七一・二四	
臺南製糖改良糖廍（新化郊）	新植	八・〇〇	—	六一・五〇	六九・五〇	一一一・〇〇
	株出	—	—	四一・五〇	四一・五〇	
舊式糖廍（二箇所）	新植	—	—	七七・〇〇	七七・〇〇	一〇三・二四
	株出	—	—	二六・二四	二六・二四	
合計	新植	一、三三〇・四七	一、九九五・五四	一七、五六一・二四	二〇、八四一・二五	二六、五四五・一七
	株出	八六四・九四	六五九・七二	四、一八七・二六	五、七〇七・九二	

■煙草小賣人組合創立　曩に打狗・鳳山・楠梓坑の三支廳下を除きたる廳直轄及各支廳下の煙草小賣人を以て組織せる組合は臺南公館に於て創立總會を開きたるが、今又打狗・鳳山・楠梓坑各支廳下の煙草小賣人三百二十七名は六月十六日打狗公館に集會して煙草小賣人組合を組織し、組合規約を設け役員選擧を行ひ、組合長一名、副組長三名、理事二十名何れも決定就任せり。

■畜産講話　臺南廳農會大正九年度養豚改良事業計畫に基き主として豚舍改良に關し畜産巡回講話を開始し、山田技師、今後技手等講師として出張し、六月八日大目降支廳下岡仔林庄、六月十八日鳳山支廳下田草埔庄に於て講話を爲せり、引續き楠梓坑・阿公店・關帝廟各支廳下の樞要地にても亦順次之を開催する豫定なり。

■地震被害　大正九年六月五日午前十二時二十分發生せる地震は其震力の强烈なりしに拘はらず其被害程度比較的輕微にして廳下を通じ人畜の死傷なく只住家の全壞一戸、半壞一戸、大破二戸に止まり、其他僅かに屋根壁等の小破損を見たるに過ぎず。

■豪雨被害　大正九年六月十三日より十五日に亘れる廳下豪雨被害大要左の如し。

（一）田園浸水二尺以下六三〇甲。田園浸水二尺以上一七八甲。（二）道路浸水二尺以下六箇所八五〇間。道路浸水二尺以上一箇所一一四間。（三）道路缺壞二箇所一五間。（四）住家浸水二尺以下一一三戸。（五）非住家浸水二尺以下二〇棟。（六）住家全壞一戸大破一戸。（七）非住家全壞二棟半壞一棟。（八）輕便鐵道浸水二尺以下一箇所九〇間。（九）交通杜絶六箇所。（一〇）電柱顚倒一本（一一）埤圳缺壞四箇所二五間。（一二）橋梁流失一箇所。（一三）本島人男溺死一名。

■盜難件數　廳直轄内に於ける大正九年五月中の盜難件數二十九件、價額一、一〇四圓六六〇にして檢擧件數は三十九件、價額三、〇二九圓一二〇なり。

■消防組練習　臺南消防組に於ては五月十七日より三週間每夜八時より十時まで第二回消防組員練習を施行し、六月七日終了を告げ、當日金子警務課長は練習員に對し一場の訓示を與へたり。

■コレラ病概況　（一）發生概況　四月十日頃以來楠梓坑支廳五里林庄及阿公店支廳白米庄に胃腸カタルの如き疑似虎疫患者の發生あり、其糞便菌培養の結果同月二十九日に至り初め

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て眞性虎疫と決定したるものにして、其の當時五里林庄に五名、白米庄及阿公店街に四名の患者あり、爾來右兩々廳下各庄に散蔓し五月二十三日迄に臺南市にも發生するに至り、二十六日迄に八名の患者を出し、尋て直轄鹽埕庄安平街及附近部落に侵入し、三十一日に至り十一名の患者を生せり、是時一面蕭壠支廳下宮庄に突發し、六月二日迄に患者十三名を算せり、尚同五日大目降支廳西勢庄及同七日灣裡支廳灣裡街に罹疫者都合三名を出せり、今之を約言すれは初發以來六月十七日の患者發生終熄期迄患者合計百十五名を出し、外に保菌者六十九名を見たり、思ふに本病疫は昨年の病毒潜伏に其因を發せるものにして、其後の續發患者は之れと同一原因又は病毒の感染に由るものと認む。

(二)豫防制遏の概況　當初疑似患者發生の報告を爲すや四月二十八日督府より重松醫官並に檢鏡技手を派遣せられたるを以て豫防上に關し打合の上、疫菌檢鏡所を阿公店支廳內に置き、同支廳下及楠梓坑支廳下の患者に對する檢鏡並に同居の家族及附近住民の保菌檢査を行ひ、患家部落は包圍遮斷を決行し以て病毒の瀰蔓を防き、且つ五月四日に至り檢疫委員を設置せり、同時に廳令を以て虎疫の疑ある疾病に對し傳染病豫防令を適用し、祭典興行集會等人の群集及病毒傳播の媒介となるへき物件並に飮食物等に關し取締方を規定し、次て豫防心得書を全廳下に配付して各個人の注意を喚起し、且つ豫防注射をも綿密に行ふの外檢病的戸口調査を嚴重に施行し、尚假避病舍の建設、流行地住民の糞便處置等を講し、又部民に蠅の義務驅除をも實行せしめ且つ料理屋飮食店宿屋及貸座敷等の營業者等を召喚して豫防上必要なる注意を與へたるのみならす、停車場には逸早く消毒設備をなす等萬全の策を講せり、而して五月二十二日臺南市に發生を見るに至るや特に市內に於ける防遏規程を制定し、市內を三區に分ち各部署を定めて防遏に當らしめ、飮食物・果物・生魚の行商並に氷の店賣等をも差止め、又市外へ搬出する果物等は消毒せしめ、或は場合に依り絕對搬出禁止を行ふ等管內の防遏は勿論、他廳下へ病毒を散蔓せしめざるへく周到なる注意を拂へり、此等實施に際しては督府より荒井醫官又は衞生課長等を派遣せられて其の指揮に任する等防遏上殆んど遺憾なきを得たり、殊に當廳に於て開催せる衞生講話會の外習俗改良會に於ても亦之を企圖し、廳參事區長並に各開業醫師等か誠意を以て之れに當りたるは多とする所なり、如此官民共に緊張せる氣分を以て相協力して防遏事業に當りたる爲め六月十七日以降は患者の發生を見さるに至れり、されど這は假に小康を得たるに過ぎすして前途尚ほ危惧すべき發生季節を控へ居ることなれば此際毫も樂觀を許さず依然十分なる警戒を必要とするは勿論なりとす。

■酒造講習會　當廳下に於ける製酒は多くは糖蜜酒にして之が製造方法の改善を期せんか爲め從來屢々糖蜜酒造講習會を開催せるに其結果は原料米の節約並に生成步合の向上を來し其の效果の大なるを認むるに至れり。然るに近時酒精の價格暴騰且其需用亦激增せる爲め酒精原料に糖蜜を消費すること多量にして從て糖蜜酒の原料に不足を來たし、遂に其の製造を休止するの已むなき狀況を呈するに至れり、是に於てか是

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れが救濟策として米酒製造の必要を認むるも、元來糖蜜酒と米酒とは根本に於て其製造方法を異にするを以て先づ當面の應急手段として米酒製造法研究の必要を生じ、六月九日より二週間廳下酒造業者の子弟を集め廳内に於て講習會を開き、間稅係塚本技手を講師と爲して諸般實地の作業に關し研究する所ありたり、此擧向後に於ける廳下の製酒界に效果を齎らすこと大なるべきを信ず。

阿緱廳

■共同苗代組合會の設立　農會の施設經營に係る地方共同苗代組合は全支廳下に亙り其數三百にして、庄又は保を區域とし米種改良事業の實行機關となり、大正六年設立以來著々豫期の成績を擧げつゝあるが、現在の組合は區域極めて狹小にして事業範圍亦極限せられ居るを以て之を統一し、且つ其事業範圍を擴充せんが爲め農會本年度の事業として一支廳下の共同苗代組合を聯合して共同苗代組合聯合會を設立することとし、既に六月中に於て潮州、枋寮、阿里港の三支廳下に其設立を見、其他各支會共夫々準備中にして近く其運ひに至るべし、而して聯合會は事務所を農會支會所在地に置き、役員は會長一名副會長二名評議員及幹事若干名とし、農會支會役職員及共同苗代組合代表者中より推薦し、經費は各苗代組合に於て負擔す、既設聯合會に於ける本年度の經費豫算及重なる事業種目左の如し。

潮州支廳共同苗代組合聯合會（六月十五日設立）
豫算　三千三百五十八圓
事業　技術員の常置、米種改良、水稻競作會

枋寮支廳共同苗代組合聯合會（六月八日設立）
豫算　六百三圓七十五錢
事業　米種改良、肥料試作田

阿里港支廳共同苗代組合聯合會（六月二十一日設立）
豫算　一千五百一圓二十錢
事業　技術員の常置、米種改良、肥料試作田

■大正八年中の畜牛保健組合經費及事業の概況。

收入經常部

科目	豫算額	十二月末迄の收入額
組合費	一〇、三一五・〇〇〇円	一〇、二八一・一〇〇円
財産收入	五三八・二〇〇	三七三・七〇〇
牛券交付手數料	一、四七〇・〇〇〇	一、二八九・四〇〇
預金利子	七二一・七五〇	二七四・七五〇
雜收入	五、一〇〇・〇〇〇	三、五四四・七〇〇
繰越金	三、〇〇〇・〇〇〇	一、一七六・〇一四
計	二一、一七九・九五〇	一六、九五九・六八四

支出經常部

科目	豫算額	十二月末迄の收入額
事務費　俸給	一、二三七・五六〇円	九〇七・〇〇〇円
同　諸給	二、四八〇・〇〇〇	二、六四五・〇〇〇
同　備品費	二四九・〇〇〇	一三三・五二〇
同　消耗品費	五一七・〇〇〇	四六〇・九七〇
同　圖書費	五〇・〇〇〇	三三・五六〇
同　印刷費	一〇〇・〇〇〇	八五・〇〇〇
同　通信費	二五〇・〇〇〇	二〇八・〇五〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　運搬費	三〇・〇〇〇円	一五・六六〇円
同　旅費	四八〇・〇〇〇	二四九・五五〇
同　雜給	三五〇・〇〇〇	二六七・六〇〇
同　雜費	三五〇・〇〇〇	五七九・二五〇
總會費	一六八・〇〇〇	一〇六・四〇〇
事業費　技術員給	五、二二二・〇四〇	四、〇一五・九二〇
同　慰勞金	四五〇・〇〇〇	六一四・〇〇〇
同　技術員旅費	二、四九六・〇〇〇	一、四九六・三五〇
同　畜牛隔離補助費	一〇〇・〇〇〇	
賞與金	五〇・〇〇〇	
救濟金	三、〇〇〇・〇〇〇	
施療費	四〇〇・〇〇〇	四一三・九〇〇
病理研究費	一〇〇・〇〇〇	
畜牛調査費	五〇〇・〇〇〇	二二六・〇〇〇
修繕費	三〇〇・〇〇〇	四八七・〇八〇
豫備費	八八七・九九〇	
過誤納金、拂戾金	一〇・〇〇〇	〇・二〇〇
計	二〇、一七九・九五〇	一二、九一三・〇一〇

支出臨時部

科目	金額	
基本金	一、〇〇〇・〇〇〇円	
合計	二一、一七九・九四〇	一二、九一三・〇一〇円

收入總計一萬六千九百三十九圓六十六錢四厘
支出計一萬二千九百十三圓一錢
差引四千二十六圓六十五錢四厘　　現在金

組合事業の概況左の如し。

（一）牛籍整理に關する事項　牛籍整理に關しては各派出所備付の牛籍臺帳に對し異動屆出の都度之が整理を確實にし一面每月一回實査を遂げ必要と認むる隨時實地頭數の照合調査を督勵し以て其完成を期しつゝあり

近時一般五穀の暴騰に伴ひ開墾事業の勃興並に牛疫の終熄に依り一般牛畜健康狀態の良好なると牛價の暴騰との結果は自然飼畜頭數の著しき增加を見るに到り今各年末牛畜現在頭數を示せば

種別	大正六年末現在	大正七年末現在	大正八年末現在
水牛	五五、三三〇	五五、八六五	五九、五四四
黃牛	八、五九〇	八、三七三	八、四八一
雜種牛	二〇四	二三九	三〇八
計	六四、一二四	六四、四七七	六八、三三三

以上の如く大正八年に於て七年末に比し三千六百六十頭を增加せり

（二）牛畜施療に關する事項　本部並に各支部每に夫々救急藥品を備付し屆出のある都度之が施療を行ひつゝあり其總頭數二四三頭にして病類別に區分するときは消化器病其主位を占め八四頭外傷五四頭之れに次く

疥癬治療に付ては特に注意を拂ひ汎く衞生講話を行ひ次で病牛に治療を施しつゝありて其成績は極めて見るべきものあり今後二三年の歲月を經過し一般畜主の自衞心更に向上發展せば蓋し絕無に至るの時期あらんことを見るに至らん

（三）牛畜去勢に關する事項　本組合に於て改良式去勢を施行したる總頭數は計四五七頭にして內水牛二八〇頭黃牛一七七頭にして平均の治癒日數水牛七日乃至九日黃牛七日乃至十日とす

一般組合員に於ては之れが成績の良好なるを知得し在來の去勢術者に依賴する者減少の一方に付將來組合に於て專ら之れが普及を計り以て良好の效果を收めんことを期す

（四）衞生講話に關する件　開催したる講話回數は六一回聽講者數四四七〇人に達す其概況は左の如し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

講話要項（其の一）

（一）阿緱廳下は一般に農業著しく發達せる地方なるを以て勞力の必要上牛畜の生產も從來本島に冠たるものあり、卽ち廳下に於ける牛畜現在數は六萬四千頭にして本島牛畜の總頭數四十萬頭に對し六分の一强に當れり從て此等の多數の牛畜は只に廳下の耕作運輸上の必要なる勞力を供給するのみならず更に一面に於て年々三千頭内外の屠殺と四千頭內外の管外輸出とを持續して一般農家の經濟上實に重要なる位置を占めつゝありたり

（二）然るに最近に於ては畜牛實數は年々減少の一方にて大正二年組合設置以來昨年度迄僅々五箇年間に於て實に一萬二千頭以上の減少を來たせり斯の如く農工業上の勞力食肉上の需用日に增加する今日之れに反して牛畜數の減少し去るは甚だ憂へき事項とす

（三）尤も牛數の減少は獨り阿緱廳のみならず本島一般の傾向にして其の間種々止むを得ざる事情の存するものなるも特に當阿緱廳下に於ては他廳に比し牛畜衞生狀態の良好ならざるを以て殊に減少の度大ならしむる傾向あるは決して等閑に附すへからざるものあり

（四）牛畜の衞生狀態を見る方法としては之れが生產死亡の狀態を調査するを便とす本廳下に於ける生產率は他廳に比し大差なきも其の斃死率は著しく不良なり例へば牛畜千頭に對する一年間の死亡數は臺北廳下は二十三頭臺中廳下は七頭本島平均二十二頭なるに我阿緱廳下は三十五頭の多數に上れり

（五）阿緱廳下の牛畜の斃死數の著しく多數なることに就ては種々關係あるべしと雖も其內主なる原因として從來一般に認められつゝあるものは冬期に於ける氣候激變の感作と疥癬蟲病の被害との二なり之等の事項に付きては組合に於ても特に留意する處ありて二三年前より牛舍の建設疥癬蟲病の特別施療等を實施して專ら之れが救助方法を講しつゝあり從て此等の事項の充分實行せられて效果を得るに至らば少くとも阿緱廳下の斃死率は現在の半數に減ずるを得る見込なり

（六）尙其他一般病牛施療牛畜の去勢等組合に於ては牛畜の保健上必要なる事項は出來得る限り凡て無料實施することなれば一般組合員に於て大に之の機關を利用して牛畜衞生上の改善を企圖し產牛の發達を期せられんことを望む

講話要項（其の二）

（一）阿緱廳下に於ける牛畜衞生上の大障害は牛疫ト疥癬病なりとす

（二）牛疫は明治四十四年阿緱街に突發以來年々多きは二三千頭少くとも二三百頭の發生あり之れが爲めに受くる直接間接の損害は極めて多大なるものあり組合に於ても從來之れが豫防制遏に全力を盡し居りしが幸に昨年十一月以來全く終熄の有樣となり未だ全く安心と云ふにはあらざれとも先づ一段落を告ぐるに至れるは頗る喜ばしきことなり然るに一方疥癬病は其の損害牛疫以上なるも從來之れが豫防制遏上適當なる方法なく漸く大正五年度以來組合に於て特別治療として之れが治療普及を謀り年々千頭內外の患畜を治療しつゝあるも何分他の急性傳染病と異なり病氣の性質上未だ充分なる效果を收むるに至らず牛疫も大に安心の域に達せる今日なれば此際大に之れが治療の普及を謀り將來撲滅を期することと頗る必要なる事項なり

（三）疥癬病は單に阿緱のみならず全島一般に蔓延し各方面に於て絕へず慘害を來たしつゝあるものなるを以て今回總督府よりも各廳保健組合の事業として之れが撲滅を謀るべく特に達示あり幸に本廳にだては早くより之れが必要を認め治療の普及を謀りつゝありたる次第なれば更に此際一層徹底的に實施して充分なる效果を收むる計畫なり

（四）疥癬病は疥癬蟲と稱する極めて微細なる蟲の無數に寄生するより發する皮膚病にして患畜の輓具管理器具等の媒介により若しくは同舍同群等の相互觸接により速かに傳播するものなり

（五）疥癬病の患害は寄生部位の狹き場合は差したることなしと雖も患部擴大するに從ひ慘害を來たすものなり其の患害の重なるものは

（イ）寄生蟲の吸吮による牛體より營養を奪去すること

（ロ）蟲體自身より絕えず發炎作用ある刺戟性液を分泌し皮膚炎を發すること

（ハ）皮膚を荒敗せしめ皮膚機能を障碍すること

（ニ）硬毛刺棘等により神經末端を刺戟し斷へず痒覺を來たし甚だしき不安の爲め食慾を減損し休眠を防害し母牛は乳量減少し遂に營養不良貧血惡液質等に陷り甚だしきは斃死するに至れるものなり

（六）疥癬蟲は長さ約一厘位の楕圓形の小蟲にして皮膚面に於て盛んに交接し一雌蟲より約十五個の卵を產し卵は一週間以內に孵化し二週間にして成蟲となり其の蕃殖の速なることと實に驚くはかりなり例へば一對の蟲體よりは三箇月間

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六代の生代を重れ雌蟲五十萬乃至百萬となる（Günther）と云ふ本蟲の抵抗力を見るに牛體より離れたるものは乾燥せる氣中にて一―二週間にて死滅し蟲卵は數週後に至るも尙孵化力あり濕潤不潔なる牛舍内にありたる痂皮は八週間に於ても接種に陽性なりしと（Günther）云ふ

（七）疥癬患病の治療には患畜箇體に對し適當の驅蟲方法を講ずると共に發病牛舍牧場等の殺蟲を行ふは勿論之れが根本的撲滅を期するには少なくとも一村若しくは一地方一致して共同的豫防をなさゞるべからず從來實行せられつゝある有效なる驅蟲法は藥液槽を設け全身浴を行ふこと若しくは燻烟室を設けて全身燻煙をなすこと等なり

近時外國にては之れが根本策として國内を有病地急病地の二に區別し移動檢査を成し病牛の急病地に牽出るを禁止し有病地には相當の治療設備をなし無病地に編入し次第に有病地域の縮少を謀り漸次所期の目的を達しつゝあり以上は極めて有效なる方法なるも少なからざる設備と手數等を要し本島の現況に於ては直に實行し難きものなれば目下の處當廳に於ては左記方法により出來る限り之れが撲滅を期せんとす

（イ）組合員は各自常に飼養牛に注意し皮膚の衛生を重ずると共に若し少しにても疥癬蟲の寄生せるを發見したる時は直に派出所に屆出すべきこと
（ロ）組合に於ては成るべく時々健康調査を實施して罹病牛の發見に努むること
（ハ）治療に要する藥液は組合に於て調製し組合員には凡て無料にて配付すべきこと
（ニ）組合員は技術員の指導のもとに罹病牛は必ず全治する迄治療を施すべきこと
（ホ）治療中の牛畜全治若しくは斃死又は他に賣却したるときは必ず派出所に屆出すべきこと尙疥癬病は初期の内に治療を加ふるときは極めて容易なるも之れが放任して全身病となり著しく皮膚を荒敗せしむるときは治療頗る困難なるものなるを以て成るべく注意して初期局所症の内に治療すること肝要なり

■獸疫豫防の狀況

（イ）牛疫　大正七年十月終熄以來殆ど其發生を認めず極めて平穩に經過したり
（ロ）炭疽　大正八年十一月十六日蕃薯寮支廳管内圓潭仔庄に三頭發生同十一月二十日終熄す之が處置として同舍牛畜に附近の牛畜二十餘頭に對し豫防接種を試みたるに良好の成績を以て速に撲滅することを得たり
（ハ）豚疫　大正八年四月十日枋寮支廳管内水底寮庄に發生し漸次廳直轄及枋山支廳管内楓港より恆春支廳下に傳播し大正八年中に罹疫患畜三七、九五頭に達し内斃死二、八六五頭快復四五四頭を出し大正九年後遺せる患畜四七六頭にして之が制遏方法に付ては鋭意繼續研究中にあり一般畜主を督勵、豚舍施設の改善を期せんとし實行に着手しあり將來兎に角之か完成の上は制過上に受くる利便又尠からざるべし

■大正七、八、九年に亙り流行せる流行性感冒の概況

大正七年十月二十日前後に亙り花蓮港守備隊交代兵が陸路臺東を經由、浸水營を越へ阿緱廳下を通過して十月二十四日臺南に歸隊するに當り、途中阿緱廳下の蕃地リキリキ歸化門等の駐在所に於て發病患者を出したるを始めとし、十一月三日阿緱街屏東公園に於て開催の廳下の小公學校聯合運動會に出席せる兒童約三千五百餘名（內地人　五百餘名 本島人　三、〇〇〇名）中より四十餘名の發病者を出したるを以て、十一月五日に至り左記豫防心得を印刷して一般に注意を拂はしめ、一面防疫組合をして實費含嗽劑の配付等を爲さしめて豫防に努力せしめたり。

其後一般罹病者の狀況を綜合するに平素營養不良にして比較的强壯ならざる者に感染多く、又不良の轉歸を見る者も是等に多くして重に急性肺炎を併發す。

村落に於ける迷神深き本島人等にありては流行性感冒の疫病神が村の周圍を包圍しつゝあるを以て是れに對して燒金を爲し（禮拜に對する竹紙を燒くこと）禮拜するときは疫病神は其庄內に立入らずして他に行くべし、若し不幸にして入るも又不良の罰を與へず云々の蜚語を爲す者多く、爲めに一時は禮拜紙の賣行盛ん

なるものありて都鄙何れも流行を見ざるの地なき狀態なるを以て、一般保甲を督勵し豫防の旨趣普及徹底に努め可成早期に治療を受け靜養看護等に意を盡すべきことを諭示しつゝあり。

　十一月二十七日迄の各地罹病及死亡數の概要は

所轄別	罹病者概數 內地人	罹病者概數 本島人	死亡者概數 內地人	死亡者概數 本島人
廳直轄	二三六人	一、三二四人	七人	三一人
蕃薯寮	二〇〇	一、三〇〇	六	—
甲仙埔	二六	一四八	一	七
枋山	—	四四二	—	八
六龜里	一九三	二七六	三	二五
阿里港	八〇	六、九二〇	—	—
潮州	四三	一、四九九	—	一九
東港	四六	三、三六一	—	三
枋寮	六	一、七四八	—	六
恒春	一三七	七、一七八	一	二八
計	九五七	二四、〇九六	一八	一三六

以上の如く恒春支廳下に死亡者の多きは同地方は時恰も季節風の強き時期に入り氣溫低下し一般交通不便と民度低級なるの結果は衛生思想も又極めて幼稚の結果機宜の豫防治療法を講ずること能はざりしと病勢も又猛烈なりし爲めならんか。

　各地とも漸次冬季に入り益々病勢烈しく殊に東港支廳下に在りては其主位を占め、恒春・潮州之に亞きたり、今十二月十五日迄の流行狀況を示すに。

內地人初發以來の罹病患者は男一二四六人女一六七人計一、四一三人内死亡男九人女一六人計二五人、人口百人に付患者は男三一人女三一人の割合とす。

　本島人初發以來の罹病患者は男三一、〇一三人女二九、三八五人計六〇、三九八人にして人口百人に付男二三人四分女二三人の割合とす。

　支那人の罹病患者は男八九人女三八人計一二七人にして人口百人に付男二四人女は三〇人九分の割合とす。

　初發以來の死亡內地人二五人本島人二、二〇九人支那人三人合計二、二三七人にして患者百人に對する死亡の割合を見るに內地人男七分二厘女一人三分七厘本島人男三人三分女三人六分支那人男二人二分女二人六分にして本島人の死亡率最高率なるは大に注意を要すべきものあり衛生思想の低級なるに基くもの、如し。

　以上の如く傳播じたる感冒も大正八年に入り漸次終熄を告け一月末に於ては殆んど平穩に歸したり。大正八年八月上旬阿緱街に於て輕度の流行性感冒續發し、其八月五日現在患者總數七十八名を算す、其病狀は三十七八度に熱發四五日乃至七日位繼續腰關節部に疼痛を訴へ、豫後は何れも良好にして不良の轉歸を見たるものなし。

　一般應急策としては防疫組合をして廉價の氷購買劵を發行せしめて可成早期に醫療看護を怠らざることに注意を警告したるも程なく終熄したり。大正八年十二月初旬內地よりの入營兵によりて本島に再び流行性感冒の傳播を受けたることを始めとし、漸次各地に流行の傾向あるを以て直に之れが豫防に關し左の通達(略)を發して豫防心得を配付し、自衛的注意を喚起し、一面再び含嗽劑の實費配付、豫防注射の普及等專ら

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之が防遏に全力を傾注せり。
 八年十二月より一月に於て商業取引及親屬知己訪問等の爲めに嘉義・臺南・打狗・臺北地方へ旅行したる者、其他臺北等に在學中の學生の歸省等によりて感染の機會を得、漸次流行の狀勢を呈し一月十日現在に於て、廳直轄發生四九六名、死亡十八名。支廳計發生六七六名、死亡三十一名を算するに至り漸次病勢の劇烈に赴くに及んで一般に豫防液の注射を希望する者增加し、二月二十八日迄に二萬四千二百四十八人分の豫防注射液を配付するに至れり。
 流行期間中特にマラリア患者にしてキニーネ内服が之れに罹病せざるや否やの調査を試みたるにキニーネ服用者八九五人中感冒に罹りしものは重症二十二名、輕症三六名死亡二二人にして全然罹患せざる者は八一五人にして概して之を自衞的に使用するの效果あるを認むるものなり。
 以上の經過により三月末日に入り漸次氣溫の上昇期に向け殆んど終熄を見るに至りたるも、此間流行したる慘害は實に名狀すべからざるものあり、概して密集部落に劇甚の流行を見たり、患者發生總數內地人一、〇〇八人、八年末の人口約七分の一に當り、死亡數は十八人を算し(大正七年より八年春の流行內地人患者二、四一三人死亡二五人)、人口千人に付二人五分七厘にして本島人患者總數九千五百八十七人にして八年末の人口に比し約二十七人分の一強に相當す、死亡總數一、四一八人にして人口千人に付六人七分五厘の割合とす(大正七年より八年春の流行本島人患者六〇、三九八人二〇九人)前年に比すれば患者數は六分の一に達せざるも、死亡の割合多きを見れば蓋し病勢の劇烈なるを示すに足らむ大に考究を要す、更に阿緱街及廳直轄及各支廳別に流行狀況を輯約すれば左の如くにして一般に早期に受診の觀念と衞生上豫防注射の效果あることは知悉したるもの多き傾向あるは公衆衞生上喜ふべき現象たるを認むるものなり。

流行性感冒狀況の一

所轄別	內地人 發生	內地人 死亡	內地人 全治	本島人 發生	本島人 死亡	本島人 全治
阿緱街	七七三人	一五人	七五一人	一、〇五三人	九六人	九五七
廳直轄	四八	一	四七	九四五	一三三	八一二
各支廳	一八七	二	一八五	七、五八九	一、一八九	六、四〇〇
計	一、〇〇八	一八	九九〇	九、五八七	一、四一八	八、一六九

同 上轉歸の成績

所轄別	內地人 患者百に付死亡	內地人 患者百に付全治	本島人 患者百に付死亡	本島人 患者百に付全治	人口百に付發生 內地人	人口百に付發生 本島人
阿緱街	二人	九八人	九・二人	九〇人	五人	六人
廳直轄	二	九九	一四	八六	六	一三
其他支廳	一	九九	一五・六	八四・四	四	三・〇六

以上は大正七、八、九年に亙りし流行性感冒の概要なりとす、大正八九年に亙りし後のものが比較的に死亡率の高かりしことは實に上述の如し左れと今後も又三度之れが暴威を振ふや否やは未知の問題なるも要は一般に衞生思想の涵養と向上發展とに努めて斯る害敵を驅逐するの策を平時に於て樹立するの急務たるを認めすんはあらず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺東廳

■學事打合會　（一）六月十三日成廣澳公學校に於て敎務打合會を開催し都蘭・都歷・蔴荖漏・沙汝灣・加走灣の各蕃人公學校長・敎諭・訓導心得及成廣澳小學校長等參集し、本廳よりは安倍視學列席せり。第一時川島敎諭の二、三、四學年國語複式實地授業、第二時林訓導心得の國語實地授業終つて之が批評及校務打合を爲し散會せり。

（二）六月二十一日馬蘭蕃人公學校に於て敎務打合會を開催し卑南・呂家・知本の各蕃人公學校長・敎諭及臺東小公學校長等參集し、本廳よりは市來廳長臨場、安倍視學列席せり。第一時ロベツラワイ訓導心得の第三學年國語實地授業、第二時岩崎敎諭の第四學年國語實地授業の後、之が批評及校務打合を爲し午後二時より押上臺東小學校長の內地敎育狀況視察談あり、頗る盛會なりき。

（三）六月二十八日里壠小學校に於て敎務打合會を開催し臺東・鹿野・里壠・新開園の小公學校職員參集し、本廳よりは安倍視學列席せり。第一時安田敎諭の算術複式實地授業終つて之が批評校務打合及押上臺東小學校長の內地敎育狀況視察談等を爲し散會せり。

■收容浮浪者の解除　岩灣浮浪者收容所に於ては六月十七日の始政紀念日に當り第二十三回浮浪者解除式を擧行せり。當日午前十時三十分市來廳長は警務課長以下を隨へて臨場し、解除者臺北廳周西胡外八名に對し解除命令書を交付し一場の訓示を與へ、次て解除者總代より答辭あり、同十一時三十分嚴肅に式を終れり。當日解除せられし浮浪者は臺北廳四名、阿緱廳二名、臺中廳一名、新竹廳一名、嘉義廳一名にして收容年限最長四年八月、最短二年六月なり。何れも喜色滿面に立出て、翌十八日の便船にて歸鄉の途に就けり。

■民事爭訟調停　本廳下に於ける民事爭訟調停事件は金錢に關するもの最多數を占め家屋土地之に次ぐ、而して其爭訟當事者は本島人多數にして次を內地人蕃人とす。本島人對內地人の爭訟は本島人より申請する者多く、蕃人對本島人に係るものは蕃人より申請するもの多し、

蕃人は民度極めて低級にして商取引等稀なれば紛爭を惹起すること少し。其蕃人相互間に係るものは悉く頭目之を處斷し未だ官憲の威力を籍るに至らず、本島人對蕃人事件は過去三箇年（大正五、六、七年）を通じ毎年僅に二件を超えざりしが昨八年には二十八件に激增し來れり。而して蕃人間に於ける事件は本制度創設（明治三十七年）以來大正七年まで絕無なりしが昨八年には二件の申請を出せり。

蕃人對本島人爭訟の眞相を討尋査察するに、蕃人の資產階級者に對し蕃語に通せる奸惡の本島人が口に高率の利息支拂を約して借入を爲したる儘之が辨濟を履行せざるに基因するもの多く、又蕃人間の爭訟は最初頭目の處斷若くは警察官吏の裁決を受けしも之に服從せず更に進んで民事爭訟調停に依り滿足なる解決を求めん爲め提出せしものにして、本島人蕃人等漸次官廳に信賴するの觀念增進し來れり。

遠隔地居住の蕃人は今尙は民事に關する紛爭を其所轄警察官吏に裁決を請ふもの多く、從來本廳に申請し來りたるものは一里內外の近距離居住者のみにして、本島人又如斯狀態に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

あるもの尠からず。左に大正五年以降大正八年まで四箇年間に於ける取扱事件を表示せば左の如し。

▲最近四箇年に於ける民事爭訟調停事件表

年次＼種別	人事	土地	家屋	金錢 貸金	金錢 賣掛金	金錢 苦力貸金	金錢 違約金	金錢 講金	金錢 計	物品	雜	計
大正五年	一	一	四	三一	六〇	二	—	二	九五	三	二九	一三三
同六年	一	三	六	一一	二五	三	—	二	四一	一	一二	六四
同七年	三	四	一〇	二〇	一五	六	—	—	四一	三	七	六八
同八年	—	四	一	三四	一三	五	七	一	六〇	一	六	七二

▲最近四箇年に於ける民事爭訟者種族別表

年次＼種族	內地人對內地人	內地人對本島人	本島人對本島人	本島人對蕃人	蕃人對蕃人	計
大正五年	四〇人	三五人	五六人	二人	—人	一三三人
同六年	一三	一四	三五	二	—	六四
同七年	一三	一七	三六	二	—	六八
同八年	一一	九	二二	二八	二	七二

▲民事爭訟調停事件　大正八年

種別	人事	土地	家屋	金錢 貸金	金錢 賣掛金	金錢 苦力貸金	金錢 違約金	金錢 講金	金錢 計	物品	雜	計
內地人對內地人	—	—	—	四	七	—	—	—	一一	—	—	一一
內地人對本島人	—	一	一	一	二	一	三	—	七	—	—	九
本島人對本島人	—	一	—	四	三	四	三	一	一五	一	五	二二
本島人對蕃人	—	一	—	二五	一	—	一	—	二七	—	—	二八
蕃人對蕃人	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二
計	—	四	一	三四	一三	五	七	一	六〇	一	六	七二

備考　內地人對蕃人事件なし

澎湖廳

■第二十五回始政記念日祝賀式　六月十七日午前八時廳會議室に於て第二十五回始政記念祝賀式を擧行す、當日村尾警務課長は判任官以上を代表して廳長に對し祝辭を述べ、引續き判任以上酒饌を拜戴し一同萬歲を三唱して退散したり。

同日午後一時より澎湖公園內に於て官民合同祝賀會を催す、會場の入口には大綠門を建て、之より餘興場に到るの間左右兩側に明治三十年以降大正九年四月まで氣象·敎化·農產·水產·工業·衞生に關する統計圖二十葉を揭げて本島進步發展の狀況を會衆に縱覽せしめ更に武德殿內に男子側、松島記念館內に婦人側の宴席を設け、又公園內小丘の北方平地に小綠門を造り、幔幕を以て區劃したる中に各種の模擬店及休憩所等を設け、其他相撲場演劇場湯呑所救護所等を設け餘興は午後一時より同四時二十分まで相撲、同六時より十二時まで演劇手踊等ありたり會衆千餘名非常の賑ひなりき。

■十五年勤續者表彰式擧行　六月十七日午前八時三十分廳公室に於て十五年勤續者に對する表彰式擧行せらる當日表彰せられたる者左の如し。

隘門公學校敎諭邱分透、警務課勤務巡查小野東助、安藤順太郎、大赤崁警察官吏派出所勤務巡查大深多喜太、媽宮區長役場書記林裕、嵵裡區長役場書記陳椄、隘門區長役場書記劉益。

■大島理學博士來澎　大島博士は六月二十六日午前十時嘉代丸にて來澎、七月七日當港發歸北せられたり、滯在中は日々

臺灣水産株式會社澎湖支店に於て各種魚類に關し種々の試驗等を行はれ、尙當地より基隆まで鮮魚輸送の方法に就ても試驗を爲せり、因に當地水産業者は同博士試驗の結果を一日も早く公表せられんことを熱望し居れり。

■谷野高等法院長來澎　谷野高等法院長は司法事務視察の爲中山書記を隨へ七月四日午後一時來澎せり、川中子廳長村尾警務課長、上瀧內地人協會長等船內に出迎を爲し、一般官民は第三棧橋に於て出迎を爲せり、同夜官民有志は松島記念館に於て歡迎の宴を催ふしたり、院長は同六日午後七時廳長の請を容れ武德殿に於て「司法權の地位及司法の實際」てふ題下に約二時間に亙り講演せらる、聽衆約百二十名、同七日午前十一時一般官民の見送の裡に乘船歸北の途に就かれたり。

■國勢調査に關する講習會　澎湖廳に於ては本月八、九兩日に亙り直轄外勤警部補三名巡査部長三名巡査十六名巡査補七名合計二十九名を召集し、廳會議室に於て講習を開始したるが、當日廳長より國勢調査は國政の基礎たるべきものにして最も重要なるものなり、之が完成は一に受持警察官の戶口副簿整理及追加記入の正確を期するに在る旨の訓示あり、續て警務課長より、調査方法及調査の際に於ける注意事項を詳細訓示あり、講師としては過般總督府に於て開催の各廳戶口主務打合會に出席したる水野警部補之に當れり、講習員は兩日共午前八時より午後四時まで熱心研究し尙ほ來る十五六の兩日間網垵支廳戶口主務及今回出席せざりし外勤警察官を召集し講習を爲し調査の完全を期せんとするの計畫なり。

■澎湖海運株式會社創立總會　豫て基隆近江時五郎氏媽宮上瀧宇太郎氏等の計畫に係る澎湖海運株式會社は六月十日松島記念館に於て創立總會を開き、同夜當地官民の重なる者を招待して披露の宴を催せり、同會社は、（一）魚類仲買及運送業（二）漁撈、（三）物品販賣業、（四）其の他之に附帶する事業を營むを以て目的とし、之が目的の遂行上、四十馬力及二十馬力石油發動機船二隻を購入して輸送及漁撈に從事せむとするものにして、澎湖島水産業の發展上竝交通不便なる本島と安平其他との連絡上多大の便益を來すべく一般に期待されつゝあり。

■虎列刺豫防注射　六月十二日午後一時より廳會議室に於て廳員及家族全部に對し虎列刺豫防注射を施行したり時節柄適當の措置なり。

■土地登記狀況　澎湖廳網垵支廳管內は土地臺帳登錄筆數一七、三〇八筆にして內既登記は僅に一、一三五筆に過ぎざるを以て直轄に引續き四月中旬より同管內に於ける土地相續未定其の他未登記に屬するもの、登記督勵を施行したるに其の成績左表の如く九割九分强に達せり。

相續		保存		典權		計	
件數	筆數	件數	筆數	件數	筆數	件數	筆數
三一七	二、七六〇	一、五九四	一〇、八八八	五一八	五一八	二、二二九	一四、一六六

媽祖の御人減し

◆この暑いのに迷信と信仰と何處が違ふのだ—など、メキになつた議論は止して貰ひましやう、それは内地人の大本教の向ふを張つた譯ではあるまいが最近臺南廳下大目降で演ぜられた喜劇—喜劇と云つて笑つちやあ濟まされぬ社會劇—。時は六月二十六日、刻は午前十時、大目降街土名王公廟一六四番地呉服商陳葛の雇人呂溝と云ふ突發的の精神病者が突如附近の媽祖廟を寢室と思ひ違へてそこに飛び込み堂々懸河の囈語を夢中で辯じ立てる處でこの喜劇の幕は切つて落される。

◆哀れむべき狂者よと取り靜めて看護すべき筈なのに、何處も同じお芽出度い愚民の盡きぬことゝて、それ神懸りだと騷ぎ立て神佛語の通事と稱する同街土名觀音廟二五番地劉溪水なる者を招し來つて神のお聲を聽かんとした。處がこの劉溪水なる者は中々奸智に長けた男でこれ迄斯る狂人の囈語を神の聲、佛の言と稱し已は夫れを通譯するとて口から出まかせの事を放言して愚民を迷はしてゐたのである、さあ今度その怪腕を有する彼れが口より漏る、神語や如何—?。

◆曰く呂溝の囈語は正しく媽祖の神勅なり。來る六月三十日にはお人ヘラシある可し。(こゝらあたり大本教のお立替を眞似た處など中々味をやつてゐる)そは媽祖神考へ玉ふことありて疫神を天降らせ大目降街民の信仰を訊問し、媽祖以外を信ずる者は神罰直に降る可し(とは隨分意地の惡い媽祖さんだ)。されば皆の衆は六月二十七、八、九の三日間は菜食して惡心を改め善行を修め媽宮廟前に盛饌を飾る可し。若し之れに從はざる者は三十日には生命覺束なかる可し夢々疑ふ勿れ……とつ

◆さあ恁うなれば愚民活殺の權は神語通事の掌中にある。全街俄に騷ぎ出し銅鑼の響は耳を聾せんばかりに亂打せられて警報を發した。されば支廳當局にあつては直に劉溪水を臺灣違警令第一條第十七項を適用して之れを處分し各人民には夫々嚴重に諭達して媽祖神出演の大喜劇も幕が降りた。

◆扨て本劇の花形呂溝に就いて其の系統を調べて見ると、何が扨て親類緣者に精神病者が四五名もあるといふ始末—、かゝる狂者の囈語を神勅など、騷ぐとは其の愚や寧ろ哀れむべしであるが、さるにてもこの低級な人間を神の通事なりとて瞞著煽動する劉溪水こそ憎むべき限りである。今や本島地方制度の一大改新を見んとするの際私は各地方住民に之を機會に自ら其の蒙を啓いて奮然一番、理智に目醒めんことを特に要望して置く。(夢法師)

漫録

古代民族に見らるゝ靈長觀念の顯はれ（下）

蕉鹿夢

奇しき櫛

漢土の栗といふ字が、クリといふ名詞の表示であると同時に、オノノクといふ動詞の表示にも取らるゝので其オノノクといふ意味をクリの木に附會し、昔し周人が、其后土の社に、栗の木を植ゑて崇敬の對象とせし風あるに因み、孔門の賢哲宰我が、魯の哀公の問に答へて、夫れは民をして戰栗ならしむるの意を寓したものであると解明したといふ事が、論語に載せてある、日本にも、櫛（クシ）といふ有形名詞と、奇（クシ）といふ無形名詞と、偶然にも同音に發せらるゝので、奇（クシ）の義を櫛（クシ）に牽合し、櫛に對して靈長觀念の奇蹟を結びつけた、古代思想の痕迹がある。

古事記に、須佐之男命が出雲の肥河上にて、コシノヤマタノヲロチ（八岐大蛇）を平らげたまふ神異の段に先づ其犠牲と目指されし、國神の童女櫛名田比賣を、湯津爪櫛卽ち齒の細かき櫛の形に變化せしめ、之を己れの頭の角髪（ミヅラ）に刺しかざし、次に強き酒を釀して、飲み醉はしむるための計策を運らされたといふ事を書いており、又神代紀に、彦火出見命が御兄火闌降命と、海山の幸利を易へ試みんとしたまひて、兄の命の釣針を失ひ、嚴しき返還の督責に苦しめられて、行く〳〵海邊にさまよひたまへる時鹽土の老翁が深き同情を得、軈て老翁は其嚢の中の玄櫛を取り出だし、之を地上に投げたところ、忽ち蕃殖たる大竹林（五百箇竹林）に變化した、因りて其竹を取り、大目麁籠（竹筏の類か）を作り、命を其中に入れて、海上に放流し、海神の宮に到りて、其失へる釣針を搜索するやう、敎へ參らせたといふ神話を載せてある。

夫れから櫛は、變化の正體を顯はす靈威あるかに、想像されし面影も見ゆる、古事記に、伊邪那岐神が、其妻神にます伊邪那美神の神去りませしを慕ひたまひて黄泉國に尋ね往かれし時、御ツムリの左方のミヅラに刺されし、湯津爪櫛の男柱、卽ち櫛の兩端に在る大きい齒一つを取り缺き、之に火を點じ、闇を照して殿内に入りて見られしに、コハ如何に、妻神の御身に、蛆蟲たかりころろけて、而かも八種の雷神が御頭御胸等の各所に生れて居たので、伊邪那岐神は見かしこみて逃げ返られたとあり、神代紀に、彦火火出見命が、海神の宮にて娶りたまひし、妃豐玉姫の御子を產まんため、海を渡りて此土に來られし折り、臨產の宿夜は、決して覘ひ看ましたまふなと乞はるゝをも聽かず、櫛に火をともして之を視たまひしに、豐玉姫は八尋の大鰐となりて腹這ひ廻って居られた、斯くて姫は之を恥ぢさせられ、直ちに故鄕なる海の國に歸り去られたのは、海陸の交通が永遠に隔絶したる緣であると傳へてゐる、

夫れから人皇の世となりて、日本武命の征夷に隨ひまし妃弟橘比賣命が、走水の海を渡ります時、海神の浪を起して祟りを爲せしかば、之を和らげんために、海中に身を投じたまひしに、七日の後、其御櫛海邊に寄り附いたので、之を以て靈代として御陵を作ったとある、萬葉集に、旅行後の禁忌を詠じて『くしもみじ。やぬちもはかじ。くさまくら。たびゆくきみを。いはふともひて』と見ゆるなども、ツマリは、つかふ櫛を見ずとの意で、根源は同一歸着の思想であるらしい、さて又北海道なる蝦夷に就きて、『土人の傳に、太古後方羊蹄の神、白老のカモイクシといふ所に來り、日暮れたる故、さし給ふ櫛をぬきて、それに火をともし、其明りにて濱邊に下り給へり、その櫛燃えて炭となり、今石に化したるが追々生長して山にありと云ふ』と、東蝦夷日記の中に載せてある、櫛を燃やす神異の、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

物語が、遠くアイヌにまで分布するのも、興味ある現象であればならぬ、

人と虱

櫛に就いて、出來得るだけ其原形に溯れば、野蠻人が五指の爪を用ひて、頭髮の虱を搔く動作より起つたのであらうと、或る民俗研究家は言つたが、日本の古語にて、櫛をツマクシと呼ぶなども、もと爪にて搔くより原形の出でたといふ證據に取らるゝやうである、前に記したる、伊邪那岐神が其妻神を尋ねて、黄泉國に往かれし際、髮にさゝせる、目の細かき櫛（即ちユツツマグシ）の兩端に在る、大きい齒を一つ取り缺き、之に火を點じて、殿内に入られたといふ神話に據りて考ふるに、太古の櫛の齒は、手の指のやうに長かつたことが推測される、又今より約二百年以前、郁永河が嘗て其著述の中に、臺灣土蕃の觀察を記し、「髮は亂蓬の如く、蟣蝨其上に繞走すと書いてあるのは、虱を搔くの旁證に於て、一語千金の趣がある、そして人と虱との密接は、啻に未開の蠻人のみならず、開化國民の間に在りても、矢張り同然であるかに思はれる、謝肇淛の五雜爼に「人善く虱を生ずる者あり、日に鮮衣名香すと雖も、終に絕へず、浴に傳ふ、久病の者、忽ちに虱なくなるとき、必ず死す、其氣冷ゆればなり」と言へるなどは、尤も味ひある言ひ方で、晉書の阮籍傳に「群虱褌中に處る、深縫に逃れ、敗絮に匿れ、自ら以て吉兆と爲す」といふ、奇拔の警句を物してあるのも、畢竟兩者の因縁深きを道破したので、一誦して轉たムズカユキ心地がする、

我が神代に、出雲の大穴牟遲の神が、其兄弟の神々に困められて、一生を九死に得、根の國に遁れたまひ、祖神の元に避難せられし時、八田間の大室に呼び入れられて、其頭の虱を取らしめられた、然るに其虱は、蜈蚣の形をして居たので、妻神須勢理姫の謀らひにより、ムクといふ或る木の實と、赤土とを口に嚙み合せて、唾を地に吐き出し、ちやうど虱を咋ひ破つたやうに粧うたのを見て、祖神はいたく愛憐の心を起されたとやら傳へらるるが、齊東野語に、「野老、虱を嚙むとある風情を回顧せらるゝやうである、昔、支那で、楊州の蘇隱といふ人が、或る夜、豆の大さ程の虱の群が阿房宮の賦を誦するを聞いたとかいふ異聞を傳ふるなどに合せ考ふれば、虱と蜈蚣との聯想も、強ち無理な想像でもあらぬであらう、大隅古風土記の逸文に、同國に、夏より秋にかけて、虱の子が多くなり、之に食ひ殺さるゝ者があるに至つたので、之をキサノカミとして、神に祭つたとの事見ゆる、キサはキササの略にて、虱の古語だといふことである、そして斯種の傳奇的なる考へは、奈良朝このかた、鎌倉時代の頃までも繼續したるものゝ如く、次のやうな物語は、古今著聞集に載せてある、

或る田舍人が、京師に上りてありける者、其宿にて、徒然の餘り、日ナタボッコをして居たが、頸のあたりに、かゆさを感じたので、手にて探つて見たところ、大きい虱が著いて居た、夫れを捕へて、何といふこともなしに、吾が腰刀を拔いて、宿の柱を少し削りかけ、其中に虱をへしこめ、身動きのならぬ樣に夾んで置いた、さて事濟みて、田舍へ歸り、翌年又京師に上り、同じく此宿に泊り、フト去年のことを思ひ出だし、件の柱の削り目を見しに、前に此中にへし入れし虱は、いたく痩せがれたるまゝ、其處に夾まれて在つた、死んだのかと能く見れば、倚ほも蠢きつゝあるので、不思議に思ひ、靜て取り出して、己れの肱に置いて見た、其時、虱は活氣づき、肱に咋ひついたので、事の樣子をためさんとて、咋ふがまゝに任かせしに、次第に嚙み入りて、膚に赤味を帶びたので、急に之を拂ひ去つた、然るに其痕が、非常にかゆく、切りに之を搔いた爲め、忽ち腫れあがりて、瘡となり、兎角治療すれども叶はず、終に其煩ひに因りて、命を失つた、時の人々、是れは去年より柱の中にへし込められて過したる虱の思ひ通りて、かやうにあつたのであらう、かりそめにも詮なき事をば爲すまじきものぞと、言ひ傳へたりといふ、

さて舊約書の出埃及記には、イスラエル人が、埃及の羈累を脫して、故土に樂園を求めんため、其信神の冥護に頼りて、示威の運動を試みし中、杖を取り、手を伸べて、地の塵を撃ちけるに、蚤となりて、人と畜とに著いたといふ一節が見ゆる、されば蚤も亦人との因緣甚だ古るくあるやうである、さるにても、虱を捫りて當世の務めを斷じ、旁若無人なり底の、晉の王猛一流の快男子、今の世界して有りや無しや、

瑯嶠（四）

仙俗居士

△恒春

小笠原松を並木させる、一條の繩手道、漢族男女の打連れて、幾組もの牛車を曳行くは、軋る聲にも、平和の氣象を帶びて、蕃制區域の旅行に比し、僅に別乾坤の心地がする、去るにても、雨らしき雨なきこと、已に一百幾十日、昨秋の枝豆は、尺に滿たずして、立ち枯れの儘なり、今春の苗代は、季節の來ぬれども、手を著けんに術なし、農家に向て同情を、寄せつゝあるの折しも、忽ち點々、數滴の額を掠むるあり、天の涙か我が雨か、仰げば虎頭山の一角より、起り初めたる虹の懸橋、恍惚として其の麗はしさを、看もて行くの處、ゆくりなくも凹凸の、横に續く雄堞の姿の見ゆ、是ぞ我が目的の恒春城、其門を潜り入りて、先づ目を悦ばすは、奇巖怪石の一丘陵、上には閣あり亭あり、綠樹青苦も之に副ふ、下には小流を挾みて、平面なる兩大空地の、何事をか待受け顏なる、蓋し已に當世を加味しての、一頁公園と化成されてある、之に似寄れる我が記臆の丘陵は、蘇州城内の滄浪亭、滿洲海城の文昌閣であるが、清代恒春の築城も、是あるが爲に、此に選定せられしと推想せらる、丘陵の名は猴洞と曰ひ龍鑾（シユリンダン）をはじめ瑯嶠十八番社の爲には、相當に古き歷史を有する場所らしい、明治七年の役に、最初の本營地として、日章旗を翻したのは、此の丘陵である、二十八年の役に、乃木師團の石原（盧）大隊が、同じく日章旗を翻したのも、亦た此の丘陵である、

猴洞公園の側に於て、街路は二筋に岐る、右すれば商店通り、左すれば官衙通り、中程にて兩路相通して工の字形を成す、其横線の突當りに、恒春支廳がある、今でこそ阿緱廳の、支廳であるが、其前には獨立の一廳、其前には臺南縣の辨務署、其前には鳳山縣の同じく辨務署、其前には總督府直轄の民政支部、其前は卽ち清國の恒春縣、名こそ變れども、實には變りなく、現在の支廳に至りても、由來恒春縣衙の建物を、其儘に襲用して居る、守備隊や測候所は、此の隣近に位置されてある、

むかし辨務署にてありし時、長なる官人の、幾たびか駕を、旗亭に枉げられて、さゝ傾むる一美姫に、いとも眼尻を下げ給ひける、想ひきや美姫は、何時までも、かうべを竪に振らずありしにぞ、官人念へらく、草木も靡く我が威風、姬は何とて靡かざる、借ては彌增す惱みの餘り、二の司召して、仔細やあらんと問はせ給ふ、二の司かしこみて、渠にて候よ、渠は豫てより、一の司との情意投合にて候よと答へ奉る、官人聽て不興に入らせられ、直さま臺南縣に手續して、非職の辭令を、一の司に役げ付け給ひぬ、一の司は吏務に長けたることゝ、署中その右に出づるものなく、三の司をも兼ねたる、利け者にてありし程なれば、御奉公の上には、何一つの手落なしと思へども、上司の命とありては詮方も無し、何處に落著かむ定めもなく、第二の故鄕と期したる此地をば、すご〳〵と引揚げ行きぬるぞ憐れなり、さる程に長なる官人、改めて駕を、件の旗亭に枉げられぬるに、酒術むる美姫は在れども、意中の美姫ならず、渠は如何にせしやと、問はせ給ふに、さればにて候、過ぎつる日の夕しほ時に、一の司殿に召具され、鹿島立たして候へば、今頃は安平沖に手を把り、舷頭の月をや、詠めつらんことにて候と、他の美姫の答へ侍りけるにぞ、官人赫と怒らせられ、復たもや何事をか、臺南縣に具申あり、此度は一の司なる人を、懲戒免官に處し給ひてき、去れど其後、幾許も無く、長なる官人も、亦た此事に坐して、其の榮職を離れ給ひぬ、

商店通りの一筋は、屋舖櫛比、百貨倶全、さすがは恒春である、黑柿と胡蝶蘭は、採取禁止の爲に、今は此地の特產が無く成つたわけ、蕃產とても、僅に月桃の卷烟草入あるを見たばかり、しかし魚菜市場を覗き、郊外で想像したよりも、物資豐富であつたには、聊か喜ばしくあつた、彼の辨務署時代の、其れかあらぬか、謂ゆる旗亭もある、尙ほ漢人式の、飲食店に至ては、他の營業の割合よりも、數の多きが目に著く。

支那の官衙は、南面するを法則とする、舊恒春縣の建物の位置より推斷するに、此二筋の大通りは、東西に亙れるもの、隨て猴洞は西門、大板埒へば南門と知らる、其の裏町を一瞥して、二箇の感想が浮んだ、卽ち下水流域の自然縮小である、此の乾燥季を利用し、一擧して蚊族の、剿滅を圖りたい、次は建築餘地の、特に北門方面に於て、廣大なのである、が不思議は無い、全城の戶數はまだ、三百を出ること少許なんだ、如し內地ならば、市制を布くに足るの、人口を有する村落が、幾つもある、其眼からして、三百餘戶の恒春城を見ば、是でも南半島第一の都會かと、冷笑せざるを得まい、けれども恒春城は、まだ弱年である、加ふるに清の時代も、我が領有の後も遺憾ながら、營養不良である、其の發達の捗々しからぬに、是れ亦た不思議は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無い、

城は光緒元年の起工で、翌年の竣成である、建築材料の一切、即ち木材、瓦、煉化を始じめ、大工、左官、石屋までも、すべて福建から、之を運んだのである、其の費用は拾餘萬兩、一寸聞けば、僅少のやうであるが、米價の指數に照し、我國今日の換算額として は、先づ三百萬圓に近いだらうと考へらる、清の政府も、彼許までは大奮發であるが、駐在官吏は、知縣に、親勇一旗を附せし許り、甚だお手輕である、苟且にも縣城とあらば、典史、主簿、其他の官衙官吏を置き、文、武、城隍、天后の四廟を、揃へなければ成らぬ筈である、が是等は、後日の發展に期することゝし、至て小規模の儘に、其後も格段の大變化なく、以て割讓の際に及んだのである、割讓は光緒二十一年であるから、即ち此の二十一が、營養不良ながらも、淸朝の治下に發育した、恒春の年齡である、割讓後は、我が明治より大正に亙り、今や第二十五回始政紀念日に近づきつゝある、顧へば淸の時代よりも、却て長き歲月を經て居る、然るに輓近の營養は、稍々不良に傾き、管内に存在せる種畜場や、林業分場には、奏任技師を置かれあるに拘らず、人類を支配する官衙は、一支廳と成下り、判任格を以て、其の長に充てられて居る、其他推して知るべきである、

謂ゆる瑯嶠とは、恒春の舊名、明治七年役の劍擊に因て、城は甫めて築かる、二十八年役に、枋寮より落延ひたる敗兵を合して約二百、其の三四十が、一寸抵抗を試みたのであるが、城は直ちに、我軍に乘取らる、近き大正三年に、生蕃の來襲あり、我は此城を利用して、防禦の功を奏しそして擊退に及んだのである、城は日本の手に渡て、始て役に立つたと言はなければ成らぬ、顧ふに全島の城郭は、今日の戰術眼より看て、城たるの價値なしと言ふことで、随て殆ど皆な破壞されつゝある、然れども支那式の城は、兵城よりも寧ろ市城、人民を擁護するが目的である、恒春城は、今尙ほ其の價値を發揮しつゝある、且つ完全に殘存されてある、他年不必要と認むる、時機の到來するとも、責ては紀念の爲に、之を永く保存し置たく思ふ。

上海旅館公司の大計畫

上海旅館公司は已に故盛宣懷氏家屬より上海客利飯店の現在敷地並に房屋及び該飯店中の裝置と該產業租借の契約とを總計銀五十二萬五千兩にて購入し租借期滿つるの時に到れば公司自營の旅館と爲す筈なり。按ずるに客利飯店は一九〇三年に開業し前述の產業を租借し年々其租金を納れ一九二三年に至りて滿期となすの契約なり。該飯店の地所は上海の中央に當りて九江路との角地に位し高さ六階に及び房數百五十間あり。地坪約四畝半（我が二十七畝步八七八四〇）尤も旅館に適せり。又北京の六國飯店も公司の購入する所と爲りたれば行く行くは公司支飯の一とならんか蓋し上海旅飯公司は遠東各處の旅飯を買收し旅客に便利にして且系統あるの大組織を完成せんと欲するがためならん。（終）

（申報五月十三日）

●臺總の俗謠

兒玉總督時代の太平を謳歌したといふ臺灣の俗謠中に次のやうなのがある

內山土匪眞酷橫
總督來後就太平
大家安穩兇驚賊
誰人不感這恩情

（意譯）山に籠れる無道の土匪も。總督來りて平けられぬ。賊の恐れも要らない安堵。誰が這の恩感ぜずや。

近來看見百項新
機器好用果是眞
大家衣食有所靠
都由總督費心神

（意譯）見れば近頃百事が新た。機械用ゐて眞から巧み。お互衣食に事かゝず。之も總督さんの御心配。

（臺灣の歌謠と名著物語）

統計

金融及貿易統計

（財務局調査）

臺北手形交換所手形交換月表　大正九年五月三十一日

銀行名稱	枚數	借方金額	差引殘額	差引殘額	枚數	貸方金額
臺灣銀行	五、七八四	五、一三八、五三六・七一	五四一、三六九・二四	二、四六四、八五三・七〇	七、四七九	七、〇六二、〇一八・一七
三十四銀行臺北支店	九、二二八	四、〇〇〇、二九八・二五	一、〇六八、六〇四・九九	一、〇六四、〇二〇・七〇	七、〇九五	三、九九五、六七三・九六
臺灣商工銀行	八、一六七	二、一二〇、四二六・八二	五六六、〇四三・六〇	三六四、三四八・八四	六、二二一	一、九一八、七三二・〇六
彰化銀行臺北支店	三、七九〇	一、七〇二、三八二・九二	八〇九、七二八・三一	一七〇、四六九・一四	一、九〇七	一、〇六七、一二六・七五
新高銀行	五、七五二	三、六〇一、七一七・八三	一、三三九、九五八・三三	一一〇、九八七・七三	七、〇一五	二、三七三、一六九・四二
華南銀行	二、二一〇	一、六二〇、七九三・九三	三一八、七〇九・八八	四八二、二三二・六三	二、九九九	一、七八四、三一六・六八
臺北郵便局	二、三三三	六七、八二七・一六	三九、七四三・八〇	二三八、二三二・九一	四四八	九〇、九〇六・二七
合計	三三、一六四	一八、二五一、九四〇・三一	四、六七九、七三五・六五	四、六七九、七三五・六五	三三、一六四	一八、二五一、九四〇・三一
前月合計	三二、八八一	二三、六七九、三二四・二七	六、一九〇、二一八・二三	六、一九〇、二一八・二三	三二、八八一	二三、六七九、三二四・二七
前年同月合計	三七、六八五	二一、九三〇、七九五・六六	五、〇三六、九一三・四五	五、〇三六、九一三・四五	三七、六八五	二一、九三〇、七九五・六六

臺南手形交換所手形交換月表　大正九年五月三十一日

銀行名稱	枚數	借方金額	差引殘額	差引殘額	枚數	貸方金額
臺灣銀行	一、三四三	一、三九九、四三五・〇八	一〇〇、二〇六・九四	一、一七一、九九三・七四	二、七四七	二、四七一、二一〇・二八
三十四銀行	二、三九一	一、八五四、三六〇・九〇	三〇三、三九二・六二	三六四、八九九・五四	四、三七二	一、九一五、七六七・八二
臺灣商工銀行臺南支店	四、一八一	一、四一一、一八六・九四	四三四、七九七・四三	一九、八五五・四〇	三、三九六	九九六、二四四・九二
嘉義銀行臺南支店	四、九二六	二、二二九、八三六・二六	九一九、七一九・三六	一八、六一六・三九	四、七〇六	一、三二八、七五三・二九
臺南郵便局	一、九八七	一三三、二八九・三九	八二、一三三・五五	二八八、三〇三・一一	二七二	三一九、四五八・九五
新高銀行臺南支店	二、一六七	六二八、二三八・二〇	一二八、一〇二・八九	一〇四、六八四・二一	一、五〇二	六〇四、八一九・五三
合計	一六、九九五	七、六三六、二三四・七七	一、九六八、三五一・三九	一、九六八、三五一・三九	一六、九九五	七、六三六、二三四・七七
前月合計	一七、七四九	九、六七一、八九五・三七	二、二九二、八七九・〇五	二、二九二、八七九・〇五	一七、七四九	九、六七一、八九五・三七
前年同月合計	一六、四八四	六、〇一五、九八八・二六	一、五八九、六六六・九〇	一、五八九、六六六・九〇	一六、四八四	六、〇一五、九八八・二六

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各銀行放資額（大正九年四月中 重要物産ニ對スル）

銀行名	區分	米	砂糖	茶	樟腦	金塊	酒精	石炭	計
臺灣銀行	放資額	円 一三、二九一、九八四	円 二九、三八九、三六六	円 三九三、六九〇	円 六一〇、五五五	円 一九一、七九九	円 三六六、八六九	円 四、二七七、八〇二	円 四七、四二三、〇六五
	月末殘高	一六、四三三、八二二	四一、五〇九、三二八	七三六、五五二	二、一三三、九七五	一八九、五一五	五〇二、五七三	六、二四一、六八二	六七、七三六、三四六
三十四銀行支店	放資額	四二二、五八九	三四四、一六一	三、四五〇	—	—	—	—	七六九、二〇〇
	月末殘高	一、二九〇、一二七	一、一七七、七六五	一九、二〇七	—	—	—	—	二、四八七、〇九九
臺灣商工銀行	放資額	三九八、四一五	三二九、一五九	—	—	—	—	一七六、三五〇	九〇五、九二〇
	月末殘高	八四九、九〇六	七一五、七四二	三三、〇〇〇	—	—	—	四三八、二一〇	二、〇三六、八五八
嘉義銀行	放資額	六二、六八一	三六八、九三五	—	—	—	—	—	四三一、六一六
	月末殘高	一〇七、八〇五	三三七、四四四	—	—	—	—	—	四四五、二四九
彰化銀行	放資額	九四七、七八八	三〇三、一一八	—	—	—	—	—	一、二五〇、九〇六
	月末殘高	一、五〇〇、三一〇	五七一、六五一	—	—	—	—	—	二、〇七一、九六一
新高銀行	放資額	一、二〇一、三七六	九七二、四三〇	六四七、五〇五	—	一二、八六一	—	一四〇、七〇九	二、九七四、五八一
	月末殘高	一、五〇七、三五三	一、二一〇、六七六	八〇〇、一七九	—	二、九八九	—	一六〇、五四二	三、五八一、七三九
華南銀行	放資額	四、三五七、九三六	九五六、九七二	七〇九、一七〇	—	—	—	二六九、八九四	六、二九三、九七二
	月末殘高	四、三〇六、三一六	一、六四六、九一七	一、二九七、四一八	—	—	—	一七五、〇三一	七、三八五、六八二
合計	放資額	一九、六八一、七六九	三二、五三四、一三七	一、七五三、八一五	六一〇、五五五	二〇四、六六〇	三六六、八六九	四、八六四、七五五	六〇、〇一六、二六〇
	月末殘高	二五、九八〇、六三八	四七、〇六九、四二三	二、八四六、三五六	二、一三三、九七五	一九二、五〇四	五〇二、五七三	七、〇一五、四六五	八五、七四〇、九三四
前年四月	放資額	八、七九一、九〇四	一七、四六九、八八八	三六六、〇九一	一、七三八、七二〇	三二、五四六	五五、七六二	二、四八八、四八七	三〇、九四三、三九八
	月末殘高	一三、二四七、二四三	三〇、三四八、七三三	七〇九、五一一	一、三九六、五九一	一八、三八〇	二九七、六八二	二、八〇六、八八九	四七、八二五、〇一九
累計	本年放資額	八六、四〇四、八六八	一三三、三九八、三六三	五、二〇三、九五四	一、七七五、九〇九	四〇三、五八四	一、二七九、五九〇	一六、四三三、八八〇	二四四、七八九、〇四七
累計	前年放資額	四七、二七五、〇〇一	七三、三六五、七一八	一、四二〇、七一六	五、六〇七、九四九	一六七、三六六	六〇〇、九九一	六、九四八、六六二	一三四、三八六、三七三

預金貸出金殘高及金銀在高表（大正九年四月末）

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
臺灣銀行	円 四五、七五一、一二四	円 一五二、二九九、六六五	円 三、七九五、九一八
三十四銀行支店	六、九六三、八七八	八、七四六、七五四	二七八、八五四
臺灣商工銀行	一一、七〇六、七五〇	一五、九八〇、五九七	二三九、一九四
嘉義銀行	五、五九二、八五六	七、一七六、九六五	六五、九〇七
彰化銀行	七、〇三二、四〇三	一三、八二五、九五五	二九六、一〇〇
新高銀行	円 八、七二八、九二六	円 一三、五七四、一一六	円 一〇〇、七八五
華南銀行	六、八一九、九四四	八、八一五、二三五	二〇、三五三
合計	九二、五九五、八八一	二二九、四一九、三八七	四、六八七、一一一
前年四月	六四、八六八、二〇三	一〇八、二〇四、六六〇	四、五四〇、二三一

臺北物價指數別表　大正九年五月末

內地人側

品名	本月	前月	前年同月
白米	三六三·〇六	三七八·九八	三〇五·七二
清酒	四〇〇·〇〇	四四四·一三	二八八·二四
麥酒	二三一·八二	二三一·八二	一五九·〇九
澤庵漬	二八二·六一	二八二·六一	二二六·〇九
小麥粉	二六六·六七	二五六·四二	二三〇·七七
鰹節	三三一·四三	三四五·二四	二三八·一〇
醬油	二六五·〇〇	二六五·〇〇	一四七·五〇
白木綿	五三九·三三	五八四·二七	四一〇·二一
石炭	二八五·七一	二八五·七一	二五〇·〇〇
煉瓦	五四二·八六	五四二·八六	二五七·一四
日本形瓦	四三一·八二	四三一·八二	二九五·四五
平均	三五七·三〇	三六八·〇八	二五五·二九

本島人側

品名	本月	前月	前年同月
玄米	三二一·七三	三三七·一七	三二三·一四
紅酒	二七二·〇〇	二七二·〇〇	二〇八·〇〇
砂糖	六三一·五八	六三一·五八	二九八·二五
鴨卵	三三三·三三	三一八·九二	二六二·九六
綿布	三七〇·三七	四〇七·四一	三四二·九九
木炭	二六六·六七	二六六·六七	一八〇·〇〇
薪	二三八·八一	二三八·八一	一八六·五七
石油	三四五·五五	三四三·五五	三六四·五三
火油	二九二·八六	三〇三·五七	二一四·二九
平均	三四一·二二	三四五·四八	二六三·二六
總平均	三五〇·〇六	三五七·九一	二五八·八八
本月を一〇〇としての比較	一〇〇·〇〇	一〇二·二四	七三·九五

備考　本表は明治三十五年一月の物價を一〇〇として計算したるものなり

臺北物價平均指數五箇年對照表

月次	大正九年	同八年	同七年	同六年	同五年
一月	三六五·八五	二六〇·〇二	二〇八·二四	一五八·五九	一三八·九三
二月	三七二·七八	二五九·八一	二一五·三六	一五八·二六	一四〇·九七
三月	三六四·五二	二五一·八〇	二二二·八二	一五九·六一	一四二·〇七
四月	三五七·九一	二五六·七九	二二五·六二	一六〇·四二	一四四·二六
五月	三五〇·〇六	二五八·八八	二二二·八八	一六八·七三	一四二·七〇
六月	—	二六八·六四	二三一·六二	一七五·一六	一四〇·四二
七月	—	二九〇·六三	二三七·九〇	一八六·〇六	一四一·六一
八月	—	三〇〇·一五	二三七·〇七	一八八·五二	一四三·〇九
九月	—	三〇〇·六一	二四二·四七	一八九·六七	一四二·六八
十月	—	三二一·五九	二五一·六〇	一九一·八五	一四七·二八
十一月	—	三三一·七五	二五七·二一	一九七·一三	一五五·五九
十二月	—	三五五·三五	二六三·六三	二〇一·二一	一五七·一七

各年月を一〇〇とせる本月平均指數

基礎年月	本月平均
大正九年四月	九七·八一
同八年五月	一三五·二二
同七年五月	一五七·〇八
同六年五月	二〇七·四八
同五年五月	二四五·三一

各銀行內外爲替取組高表　大正九年三月中

銀行別	收入 內地 口數	收入 內地 金額（円）	收入 外國 口數	收入 外國 金額（円）	收入 島內 口數	收入 島內 金額（円）	支出 內地 口數	支出 內地 金額	支出 外國 口數	支出 外國 金額（円）	支出 島內 口	支出 島內 金額（円）
送金爲替手形 臺灣銀行	二、六七一	二〇、八〇七、一〇一	一八三	五〇三、四九一	六、四〇一	二五、一六四、五八一	一、〇〇〇	五、九九四、二一五	二六〇	一、〇六三、六三六	六、八〇八	二五、三八二、九四七
送金爲替手形 三十四銀行	八三八	一、九三九、三六七	—	—	五四五	一、一七五、六三三	一四三	一六二、一三六	—	—	一五一	八九、六七九
送金爲替手形 臺灣商工銀行	七一八	一、〇八五、四二二	—	—	四、二二八	三、二三四、五一一	四九	七六、六一九	—	—	三、九七八	二、七九七、二二九
送金爲替手形 嘉義銀行	一七三	一七七、〇七三	—	—	三、六一一	二、二四一、〇三五	三	七、一一〇	—	—	三、一六四	二、〇〇四、八〇七
送金爲替手形 彰化銀行	一三九	一五一、四二二	—	—	三、八五八	四、一四一、七六二	八三	一三六、八七五	—	—	三、八六二	二、二五六、一七〇
送金爲替手形 新高銀行	一八四	四七六、四〇八	—	—	二、五五五	二、〇四八、六九三	三	一一、六〇〇	—	—	二、一五七	一、九四八、〇二七
送金爲替手形 華南銀行	八九	五三八、五四四	一〇	一七九、八四三	一四〇	一、七六二、二二二	二	四七、〇〇〇	—	—	三三	一三、〇〇〇
送金爲替手形 計	四、八二一	二五、一七五、一二五	一九三	六八三、三三四	二一、三三八	三九、七六八、四二七	一、二八三	六、四三五、五五五	二九〇	一、〇六三、六三六	二〇、一五三	三四、四七一、四五九
（臺灣銀行）	六九四	一、二一〇、六六一	—	—	一、五六一	四、二六二、一八〇	六一	三、七〇三、九八八	—	—	一、六二六	四、四一六、九八二

三月中收支超過

銀行別	收支（〇印支出）超過 內地 金額	外國 金額	島內 金額
臺灣銀行	八、二七九、八七六	一、五九八、三八九	三九〇、一八二
三十四銀行	四、九六四、六七一	—	〇二四一、二三九
臺灣商工銀行	一、二二七、三六四	—	二〇五、七〇六
嘉義銀行	一三九、九〇二	—	三一〇、四三九
彰化銀行	五九、九六三	—	三、一六七、八七〇
新高銀行	三七六、五九三	—	一〇九、二三一
華南銀行	六四二、九〇六	一、四〇一、三八二	一、二〇九、〇八五
計	一五、六九一、〇七四	二、九九九、七七一	五、〇五一、二七四
（臺灣銀行）	一六、三三七、九二二	四、二九二、七〇五	〇二、〇五七、二八一

種別	銀行												
引手形	三十四銀行	五六三	五六三、九五九	—	—	九	七、四一二三	四	二〇三、五〇〇	—	—	二一九	三〇六、五〇七
	臺灣商工銀行	三三	三六、九一二	—	—	三七七	六六五、七八六	一〇	一三〇、九二七	—	—	三三四	七三〇、九三〇
	嘉義銀行	五	四、四四九	—	—	五三七	五四〇、四六三	三	二六、〇四二	—	—	四八九	六一四、一五七
	彰化銀行	三	六三九	—	—	六七一	一、二五〇、六二二	二	八、七九九	—	—	二六二	四八〇、四六三
	新高銀行	—	—	—	—	二二	一七一、九五六	二	四、〇〇〇	—	—	一四五	一九六、五二七
	華南銀行	五	三六、六九〇	—	—	—	—	九	一六、八五一	—	—	二三四	四一六、三六三
	計	一、三〇三	一、八五三、三一〇	—	—	三、二六六	六、七九八、四一八	九一	四、〇八四、一〇七	—	—	三、三〇九	七、一六一、八二八
荷爲替手形	臺灣銀行	九六四	三、八七九、七一四	—	—	三八五	二、八七二、〇八九	四〇九	一〇、三九〇、一七六	—	—	二九六	二、二九九、八四八
	三十四銀行	三四九	二、〇〇四、一二六	—	—	五	七、八二九	三	三六四、九〇四	—	—	六三	五二八、二七六
	臺灣商工銀行	八〇	二〇九、二八八	—	—	一四〇	六七三、二〇〇	一九	五八、二〇七	—	—	一二六	六〇六、四〇一
	嘉義銀行	七	一〇、〇九九	—	—	二八	一五五、〇六二	七	三一、二八〇	—	—	一六	四三、四二九
	彰化銀行	一	九八〇	—	—	八五	二六八、九〇〇	—	—	—	—	—	—
	新高銀行	—	—	—	—	一九	七三、三三四	九	七五、二八五	—	—	一一	五〇、六七七
	華南銀行	一	一三、三八六	—	—	—	—	一三	六四、一六四	—	—	六一	二〇三、二七九
	計	一、四〇二	六、一一七、五九三	—	—	六六二	四、〇五〇、四一四	四七九	一〇、九八二、〇一六	—	—	五七三	三、七三一、九一〇
代金取立手形	臺灣銀行	四、〇〇六	二、六三九、三一六	一〇七	二、七四三、三八五	一、五六五	一、六七二、〇二一	五九	一六八、五三七	一一五	五八四、八五一	一、三二七	一、四八一、三一三
	三十四銀行	一、二七四	一、二三三、二〇二	—	—	四七	五五、四七四	二七	四九、四四三	—	—	七九九	五六三、一二五
	臺灣商工銀行	四〇六	三二一、六七二	—	—	一、二二八	六三五、九七三	五四	六八、一七六	—	—	一、三九四	八六九、二〇四
	嘉義銀行	八八	二〇、三六三	—	—	八一〇	六三三、三八四	二	七、六五〇	—	—	五九二	五八七、一二二
	彰化銀行	一三五	六二、六〇七	—	—	一、〇五七	七七六、二一八	四	二〇、〇〇〇	—	—	七五七	四五二、八九九
	新高銀行	一	二五三	—	—	三七六	一七二、五六三	一六	九、三八四	—	—	四一一	一六二、〇八四
	華南銀行	三六	一八三、六五二	七	一、三一九、〇〇五	—	—	一	一五一	一四	九七、四六六	六三	二〇、五八五
	計	五、九四六	四、三六一、〇六五	一一四	四、〇六二、三九〇	五、〇八三	三、九四五、六三三	一五九	三一九、三四一	一二九	六八二、三一七	五、三〇三	四、一三六、三三二
合計	臺灣銀行	八、三三五	二八、五三六、七九二	二九〇	三、二四六、八七六	九、九一二	三三、九七〇、八七一	一、五二五	二〇、二五六、九一六	四〇五	一、六四八、四八七	一〇、〇五七	三三、五八〇、六八九
	三十四銀行	三、〇二四	五、七四〇、六五四	—	—	六〇六	一、二四六、三四八	一九六	七七五、九八三	—	—	一、一九二	一、四八七、五八七
	臺灣商工銀行	一、三三七	一、五四九、三九三	—	—	五、九七三	五、二〇九、四七〇	一三二	三二一、九二九	—	—	五、八三二	五、〇〇三、七六四
	嘉義銀行	二七二	二一一、九八四	—	—	四、九八六	三、五五九、九四四	一五	七二、〇八二	—	—	四、二六一	三、二四九、五〇五
	彰化銀行	二七八	二一五、六三七	—	—	五、六七一	六、三三七、四〇一	八九	一五五、六七四	—	—	四、八八一	三、一六九、五三一
	新高銀行	一八五	四七六、六六一	—	—	三、〇六一	二、四六六、五四六	三〇	一〇〇、二六九	—	—	二、七二四	二、三五七、三一五

一月以降收支超過

銀行			
三十四銀行	一〇、七七四、七三六	—	二九一、九五八
臺灣商工銀行	一、八一四、六七七	—	七五三、七九五
嘉義銀行	二九六、五五〇	—	一、五三八、七五四
彰化銀行	二九、三七一	—	四、九一五、九八四
新高銀行	二、〇一八、七二九〇	三、八一六	一、五三四、四四四
華南銀行	一、〇一六、八五七	二一一三三、三二一	三、三三七、八一四
計	三二、二七八、八四一	六、四〇三、一〇八	七、七九四、四六八

備考　收支超過欄銀行別は收入欄銀行別による臺灣銀行代金取立手形外國欄には

収入の部{買入爲替 九三口 / 利付爲替 二〇口}
支出の部{買入爲替 三三口 / 利付爲替 五三口}

{二、四一八、二四三円 / 二四八、二三三 / 一六九、七三二 / 三八六、四三六} を併算せり

華南銀行代金取立手形外國欄には

收入の部{買入爲替 七口}
支出の部{買入爲替 一四口}

{一、三一九、〇〇五円 / 九七、四六六} を併算せり

華南銀行	一三二	七一、〇七二	一七一	一、四九八、八四八	一四〇	一、七六二、二二三	二五	一二八、一六六	一四	九七、四六六	三六一	六五三、一二七
計	一三、四六二	三七、五〇二、〇九三	三〇七	四、七四五、二七四	三〇、三四九	五四、五五二、七九二	二、〇二二	二、八一一、〇一九	四一九	一、七四五、九五三	二九、三〇八	四九、五〇一、五一八
一月以降累計												
臺灣銀行	二〇、九七八	七〇、九四二、〇一九	八七三	九、一三五、九七三	二六、六六八	九〇、五五六、六七六	四、三七七	五四、六一四、〇九八	一、一三九	四、八四三、二七〇	二六、八七八	九二、五九三、九五七
三十四銀行	七、四三六	一二、八二三、一八九	—	—	一、九二七	三、四九一、四一七	五三四	二、〇四八、四五三	—	—	三、三二一	三、一九九、四五九
臺灣商工銀行	三、三四三	三、七〇八、七五八	—	—	一六、五六五	一三、八二〇、一一四	四三五	一、八九四、〇八一	—	—	一六、六一〇	一三、〇七七、三一九
嘉義銀行	七二	五四二、六七〇	—	—	一四、一六一	九、七六八、一四四	七三	二四六、一二〇	—	—	一一、五四〇	八、二三九、三九〇
彰化銀行	六五一	六六六、一五二	—	—	一五、六九五	一七、二二七、六七〇	二八一	六三六、七八一	—	—	一五、二〇〇	一三、三一一、六八六
新高銀行	四一九	二、四五四、五六九	三七	六四、〇九四	九、一三九	七、四三六、六五九	一二四	四三五、八四〇	六九	六七、九一〇	八、六〇〇	七、三〇二、二一五
華南銀行	二三四	一、三九四、五三〇	六七	二、七七三、四九三	三四七	三、六一三、八一二	一〇八	三七七、六七三	一〇二	六六〇、二七二	七四九	一、三八九、九九八
計	三三、七七三	九二、五三一、八八七	九七七	一一、九七三、五六〇	八四、五〇二	一四五、九〇四、四九二	五、九三二	六〇、二五三、〇四六	一、三一〇	五、五七一、四五二	八二、八九八	一三八、一一〇、〇二四

●信用並信用兼營組合事業一覽表（大正九年四月末日現在）

郡名＼種別	組合數	組合員數	出資口數	資産：未拂込出資金	貸付金	土地建物什器	有價證券	預ヶ金	假拂金	手形割引	其他	現金	計
				円	円	円							
臺北	二六	一〇、〇七〇	六六、〇四九	五七四、五七五・六〇〇	二、五四〇、六四二・〇六〇	三〇、七五〇・四一〇	—	六五、三三六・九二〇	四、四一九・〇二〇	—	一一、三七四・二九〇	二五、一八六・九四〇	三、二五二、一八五・二四〇
宜蘭	八	二、四七四	一五、二七五	二三五、〇二三・二八〇	四七六、六〇七・〇〇〇	五、一三八・二五〇	—	七、一二一・九九〇	—	—	一、〇一九・二四〇	四、六六七・九九三	七二九、八七七・七五三
桃園	二五	一三、〇三八	四八、〇二三	二一、六五一・〇〇〇	二、〇八九、四七九・〇〇〇	四、七〇八・一四〇	—	四、三五三・〇八〇	—	—	—	二九、七五五・九八五	二、二四九、九二六・二〇五
新竹	二〇	七、一〇一	三七、九四七	三五七、〇三〇・〇八〇	一、三九八、二二五・〇〇〇	九、六五〇・一六〇	五三五・〇〇〇	一一、一六一・七三〇	九四六・六〇〇	二七一、〇九一・〇〇〇	五七一・二五〇	二六、七三〇・八九六	二、〇七五、八九一・七一三
臺中	二九	二三、四〇九	六〇、八六四	六九六、九七九・四〇〇	四、六六〇、二九六・八六〇	二五、〇九〇・七五五	一四、八五六・三三〇	二三七、七七七・一八〇	一、八二五・二五〇	—	二・〇六〇	七四、六三四・二三五	五、七二一、四六三・〇六〇
南投	一四	一三、一四四	二八、三三六	一七八、五一六・四八〇	一、〇八八、四九二・八五〇	八、一三八・四四〇	—	一〇、九七五・三七〇	—	—	六、四二三・四七〇	二七、一五六・三四〇	一、三一九、七〇一・九五〇
嘉義	三一	一三、五三七	四四、〇五二	三二七、三〇五・四八〇	二、四六六、四四九・九五〇	一〇、四六六・三〇七	一六二・五〇〇	五〇、三四五・六二〇	—	—	五三三・七四〇	七五、六九八・八九二	二、九三〇、九六三・四八九
臺南	二四	一一、一五七	五三、一七〇	四二八、八三四・九四六	二、〇五二、八七四・〇四六	五二、五八三・二八三	六、九九五・三一〇	四五、〇七二・六八〇	二三、〇五三・四六二	—	七九六・四五〇	三五、六七五・九四一	二、六四二、八八六・一一八
阿緱	一四	六、三九六	二四、二八〇	一三三、二九一・八五〇	一、一一八、三八二・四八〇	二、五六一・二三四	—	三七、六七六・〇八〇	八二〇・七一〇	—	—	二六、四四八・〇六一	一、二九八、一八〇・四一五
臺東	一	一一六	三六六	一、七八〇・〇〇〇	三五、三九五・〇〇〇	一九三・八八〇	—	一、二三八・四九〇	—	—	—	二・七一〇	三八、六〇〇・〇八〇
花蓮港	三	三七六	六、二七一	三三、四二一・〇〇〇	一七二、二八六・三〇〇	五三四・三一〇	—	一四、五六四・一五〇	一、五〇一・〇〇〇	—	六八・一三〇	一、〇八二・七五〇	二二三、四五七・六四〇

組合名＼種別	出資金	貯金	準備金	各種積立金	未拂配當金	借入金	假受入金	其他	剩餘金	計
	負							債		
臺北	円 一、七〇三、六八九・〇〇〇	円 六六二、四三三・八八〇	円 一五六、八一八・四四〇	円 二六、〇七六・四一〇	円 八、八九三・七〇〇	円 六〇六、三〇〇・四二〇	円 —	円 一八三・九五〇	円 一〇五、七九〇・四四〇	三、三五二、一八五・二四〇
宜蘭	四九五、一八〇・〇〇〇	九九、七四四・九四〇	一五、三二七・六二八	五、九七九・一三三	一〇八・四〇〇	一〇二、八〇〇・〇〇〇	—	—	一〇、八五〇・八七三	七二九、八七七・七五三
桃園	八一四、九〇〇・〇〇〇	二六五、二六八・二五五	一六九、四四四・一四七	八一、二四五・九二〇	—	七五六、九〇〇・〇〇〇	—	—	六二、一六八・二八三	二、一四九、九二六・二〇五
新竹	一、〇四八、四九〇・〇〇〇	四〇四、二六九・九一六	一二三、一一四・九一四	四六、五二一・六一七	二七一・八七〇	三九一、六六二・四〇〇	六、六七〇・七五〇	三七、七五二・一一〇	六二、一三九・一二六	二、〇七五、八九一・七一三
臺中	二、四一〇、八〇五・〇〇〇	一、九一二、九六二・六八〇	三九〇、五七四・八九〇	一三九、七〇三・八四〇	五、八四八・九一〇	七〇八、一九九・八八〇	七〇・六八〇	—	一四三、三〇一・一八〇	五、七一一、四六二・〇六〇
南投	五五三、〇七〇・〇〇〇	三六七、一八五・二三〇	一〇〇、〇四九・四九〇	三三、三八五・一〇〇	—	二五九、〇〇〇・〇〇〇	—	五、一一七・二七〇	二、八九四・八六〇	一、三一九、七〇一・九五〇
嘉義	一、五六四、七四〇・〇〇〇	六九七、七六五・四八〇	一九二、一六五・五三一	八二、六七五・八三四	五、九六四・六三四	五五九、二一四・三〇〇	—	一七・六七〇	九二、四一九・〇四〇	二、九五〇、九六二・四八九
臺南	一、三七六、五〇五・〇〇〇	三二〇、三九一・九六八	一九四、八一二・五五六	六三、二七五・四二一	八、六四六・八六四	六一〇、七一四・五四〇	八三四・八五〇	—	六七、七〇四・九一九	二、六四二、八八六・一一八
阿緱	四七四、七八〇・〇〇〇	四三一、六二七・四七〇	八三、二五二・四三八	三三、八八〇・一八七	一、二八〇・三五〇	二四一、二七八・二一〇	二五〇・一一〇	—	三二、八五八・六五〇	一、二九八、一八〇・四一五
臺東	一八、三〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	六、七二六・〇二〇	二、三八九・五〇〇	—	一〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—	六八四・五六〇	三八、六〇〇・〇八〇
花蓮港	一二五、四二〇・〇〇〇	二二、九七〇・三七〇	八、九一五・〇二〇	二、七八八・〇二〇	一七一・二八〇	五八、五〇〇・〇〇〇	—	—	四、六九二・九五〇	二二三、四五七・六四〇
澎湖	一〇三、七五〇・〇〇〇	一七、九五五・二八〇	一〇、二一五・三六四	一、八九六・一一四	一、四九四・〇〇〇	二四、〇〇〇・〇〇〇	六、七〇〇・〇〇〇	三八〇・九八〇	二、四九四・二九〇	一六八、八八五・九九八
合計	一〇、三八九、六二九・〇〇〇	五、一六三、〇七四・四三九	一、四二〇、二七七・四三八	五一九、八一三・四七六	三二、六八二・〇〇八	四、三〇四、五六五・七五〇	一四、五二六・三九〇	九、四九一・九九〇	五八七、九九九・一七〇	二二、五四二、〇一七・六六一
前月合計	一〇、一二四、四一二・〇二〇	五、七九五、一五八・三二九	一、五八三、四三六・八七二	五一七、九七六・二三八	五三、五三四・〇六五	四一六、六四二・三六〇	一七、八一二・〇七〇	六、七一九・九〇〇	四四六、二〇一・七九〇	二二、四九六、四八六・六四四

澎湖	七 三二	五、〇一〇	四〇、〇八〇・〇〇〇	一一〇、二七七・〇〇〇	四九九・七六〇	四七二・九〇〇	九、五七一・九八〇	七、七三〇・〇〇〇	—	—	二六四・七五八	一六八、八八五・九九八
合計	一九五 九九、一四〇	三八九、七四二	五、〇〇七、四八九・二一六	一八、二〇九、三九七・五四六	一五〇、三一四・九二八	二五、〇二一・六三〇	四九五、〇六四・二七〇	三九、二八六・〇四二	二七一、〇五一・〇〇〇	二〇、七八七・六三〇	三二五、六〇五・四九八	二二、五四二、〇一七・六六一
前月合計	一八六 九四、六二一	三五一、四四五	二、八四四、一六四・七二六	一八、〇七一、一六八・〇七六	一四六、五七五・三八四	二〇、〇七五・一三〇	六五八、八三一・九一〇	二九、〇九一・七五八	二八五、二四一・〇〇〇	二六、一五七・一三〇	四一五、一八一・五三〇	二二、四九六、四八六・六四四

備考　組合數欄ニ於ケル以外單ニ許可ヲ與ヘタルノミニシテ事業ヲ開始セザル組合ハ新竹三、臺中一、嘉義二、ナリ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米穀及臺灣帽子統計

（殖產局調査）

●米穀檢査成績（大正九年六月分）

地方	檢査所	北部米 一等	北部米 二等	北部米 三等	北部米 不合格	北部米 計	北部米 累計	中部米 一等	中部米 二等	中部米 三等	中部米 不合格	中部米 計	中部米 累計	南部米 一等	南部米 二等	南部米 三等	南部米 不合格	南部米 計	南部米 累計	合計	總計
北部	臺北	—	三二〇	八八九	—	一、二〇九	四九、一七四	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇	—	一〇〇	一〇〇	一、三〇九	四九、二七四
北部	基隆	—	—	三七三	—	三七三	四、一五三	—	—	二、三八五	四七四	二、八五九	五、九二五	—	—	五四	五一	一〇五	一、一三〇	三、三三七	一一、二〇八
北部	蘇澳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北部	宜蘭	—	—	三八三	四四九	八三二	三、四三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八三二	三、四三五
北部	羅東	—	—	四一五	六一四	一、〇二九	八、八一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二九	八、八一三
北部	淸水	—	—	三〇	—	三〇	一、三八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇	一、三八五
北部	頭圍	—	—	—	一九八	一九八	一、五七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九八	一、五七七
北部	桃園	—	—	一、六九〇	—	一、六九〇	四九、八四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六九〇	四九、八四三
北部	楊梅壢	—	—	一〇	—	一〇	一三、六四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	一三、六四九
北部	新竹	—	—	一、〇〇五	一九四	一、一九九	一一、〇一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一九九	一一、〇一四
北部	苗栗	—	—	—	—	—	一、八二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八二一
北部	苑裡	—	—	一六三	三二	一九五	三一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九五	三一二
中部	葫蘆墩	—	—	—	—	—	—	—	三、七二四	二、六五六	八二	六、四六二	三三、二一六	—	—	—	—	—	—	六、四六二	三三、二一六
中部	臺中	—	—	—	—	—	—	—	一、五二二	二、八六二	二六六	四、六四九	三一、六六四	—	—	—	—	—	—	四、六四九	三一、六六四
中部	草鞋墩	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八五一	一一〇	一、九六一	六、三三五	—	—	—	—	—	—	一、九六一	六、三三五
中部	大肚	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二一四	—	一、二一四	八、七五五	—	—	—	—	—	—	一、二一四	八、七五五
中部	大甲	—	—	—	—	—	—	—	—	一、七一〇	一五	一、七二五	九、五一八	—	—	—	—	—	—	一、七二五	九、五一八
中部	沙轆	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一二三	八〇	二、二〇三	一〇、一八〇	—	—	—	—	—	—	二、二〇三	一〇、一八〇
中部	鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	五七二	—	五七二	九、一三七	—	—	—	—	—	—	五七二	九、一三七
中部	彰化	—	—	—	—	—	—	—	—	四、七七九	二五九	五、〇三八	四〇、一四〇	—	—	—	—	—	—	五、〇三八	四〇、一四〇
中部	員林	—	—	—	—	—	—	—	—	一、七七四	八五	一、八五九	三八、八四一	—	—	—	—	—	—	一、八五九	三八、八四一
南部	斗六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五二八	二三六	七六四	二九、四五五	七六四	二九、四五五
南部	嘉義	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三三三	四九〇	一、八二三	二四、九六四	一、八二三	二四、九六四
南部	臺南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五六二	六三四	一、一九六	一三、五一九	一、一九六	一三、五一九

部

安平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
打狗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八二六	一三七	一、九六三	九、七三二	一、九六三	九、七三二
鳳山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、八〇八	五	二、八一三	一一、三三三	二、八一三	一一、三三三
阿緱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二七	二、五三二	六八	二、六二七	四二、二三二	二、六二七	四二、二三二
蕃薯寮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一、七一九	—	一一、七一九
潮洲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、三六一	八	三、三六九	二八、二八八	三、三六九	二八、二八八
東港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、二六六	三一三	九、五七九	五八、七九三	九、五七九	五八、七九三
計	—	二三〇	四、九五八	一、四八七	六、六六五	一四五、一六六	—	五、二四五	二一、九二五	一、五七一	二八、五四一	一九三、七一一	—	二七	二二、三七〇	一、九四二	二四、三三九	二三一、二五二	五九、五四五	五七〇、一二九
累計	—	三九〇	一三五、一三七	九、六三九	一四五、一六六	一四五、一六六	三八二	三一、四三二	一五六、八〇九	五、〇八八	一九三、七一一	一九三、七一一	—	九五七	二一九、一三三	一一、一六二	二三一、二五二	二三一、二五二	五七〇、一二九	五七〇、一二九

●檢査米産地及仕向地表（大正九年六月分）

（單位袋）

仕向地＼産地廳別	臺北	宜蘭	桃園	新竹	臺中	南投	嘉義	臺南	阿緱	計	累計
基隆	六六	五	四五	二〇七	四、六〇四	—	一一〇	一〇〇	—	六、一四五	一六三、四九九
臺北	四三	—	六八五	二九六	一〇、三二七	—	五四九	—	—	一一、九六九	一二八、一〇四
彰化	—	—	—	—	五八	—	—	—	—	五八	九五五
花蓮港	三〇	一〇〇	一五五	—	七四四	—	六五	一〇	—	一、〇四四	二、九五六
七堵	—	—	—	—	一五	—	—	—	—	一五	五八
八堵	—	—	—	—	五〇	—	—	—	—	五〇	五四四
二結	—	三二	—	—	—	—	—	—	—	三二	一〇八
羅東	—	六六	—	—	—	—	—	—	—	六六	三〇八
蘇澳	—	九五	—	—	—	—	—	—	—	九五	三六、九五五
叭哩沙	—	六一四	—	—	—	—	—	—	—	六一四	一四、〇三七
南澳	—	一七	—	—	—	—	—	—	—	一七	一五六
冬瓜山	—	二四	—	—	—	—	—	—	—	二四	一六八
利澤簡	—	五〇	—	—	—	—	—	—	—	五〇	七七八
宜蘭	—	三二四	—	—	—	—	—	—	—	三二四	一、一三一
天送埤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四八
桃園	—	—	—	—	七〇	—	—	—	—	七〇	一、三八八
中壢	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	一〇	二、九二三
大湖口	—	—	—	七一	—	—	—	—	—	七一	九〇四
林圯埔	—	—	—	—	四五	—	八四	—	—	一二九	二、九〇四
新竹	—	—	—	—	九五	—	二、一八〇	一一〇	—	二、三八五	一九、五一九
嘉義	—	—	—	—	二、二五二	—	二〇四	一一〇	—	二、五六六	一三、三三〇
打狗	—	—	—	—	四三三	—	—	四、八八五	一五、一〇七	二〇、四二五	一六六、七九八
南投	—	—	—	—	三七七	七七六	—	—	—	一、一五三	三〇、八九六
苗栗	—	—	—	七六	一、一七六	—	—	—	—	一、二五二	二一、〇二五
後里庄	—	—	—	—	二一	—	—	—	—	二一	一〇三
葫蘆墩	—	—	—	—	二一六	—	一〇四	—	—	三二〇	一、一〇五
潭仔墘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九
阿罩霧	—	—	—	—	一三一	—	—	—	—	一三一	二二四
林內	—	—	—	—	一三三	—	—	—	—	一三三	四四五
二八水	—	—	—	—	二四	—	—	—	—	二四	一九四
員林	—	—	—	—	五	—	—	—	—	五	四四七
斗六	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	一〇	九二一
他里霧	—	—	—	—	六五	—	—	—	—	六五	八三一
新營庄	—	—	—	—	一一六	—	一〇三	—	—	二一九	九八六

番仔田	—	—	—	—	二	—	—	—	—	二	一六
臺南	—	—	—	—	一六	—	一四〇	—	—	一五六	一、二四三
鳳山	—	—	—	—	四〇	—	—	—	二五	六五	四一七
田中央	—	—	—	—	一四	—	—	—	—	一四	一〇八
澎湖	—	—	—	—	四二	—	—	一六〇	六六	二六八	一、三一〇
和美線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇
大嵙崁	—	—	八三	—	—	—	—	—	—	八三	一、〇七六
安平鎮	—	—	一〇	—	—	—	—	—	—	一〇	一八五
臺中	—	—	—	—	二九	一、六六五	一二	—	—	一、七〇六	六、七七一
湳仔	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—	一〇	一五〇
北港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三五
鹽水港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五〇
店仔口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四
橋仔頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八
噍吧哖	—	—	—	—	—	—	—	一五	—	一五	九一
蕃薯寮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四
阿緱	—	—	—	—	—	—	—	二六	—	二六	一、二一二
北門嶼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇
臺東	—	—	—	—	—	—	—	六	一五	二一	八〇
恒春	—	—	—	—	—	—	—	二五	—	二五	四三
九曲堂	—	—	—	—	—	—	—	—	二一	二一	二七
甲仙埔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六
阿里港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四
東港	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	八
大溪	—	八	—	—	—	—	—	—	—	八	一八
樹杞林	—	—	—	二三	—	—	—	—	—	二三	三九
中港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二
鶯歌石	—	—	—	—	—	—	—	三〇	—	三〇	四〇
楊梅壢	—	—	—	—	五三	—	—	—	—	五三	一、〇四〇
集々	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二一三
大莆林	—	—	—	—	四一	—	—	—	—	四一	二六八
水堀頭	—	—	—	—	—	—	—	二五	—	二五	二六九
湾裡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
蕭壠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三六
紛鳥林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇
退速	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇
環芳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
東勢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇
廣興	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八
大福	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇
大肚	—	—	—	—	二、二〇二	—	—	—	—	二、二〇二	五、三二八
埔里社	—	—	—	—	九六二	—	—	七八	—	一、〇四〇	一、六六一
新市街	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三
紅毛田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇
大里簡	—	一六	—	—	—	—	—	—	—	一六	二六
後壠	—	—	—	一八	—	—	—	—	—	一八	四八
車路墘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇
宜蘭東港	—	二	—	—	—	—	—	—	—	二	二一
潮州	—	—	—	—	—	—	—	—	二三	二三	四三
水返脚	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	一〇
崁苙	—	—	—	—	—	—	—	一〇	—	一〇	一〇
安平	—	—	—	—	—	—	—	一八	—	一八	一八
蟯仔寮	—	—	—	—	一六	—	—	一〇	—	二六	二六
計	一、二〇五	二、一〇四	一、七五五	一、六四一	二六、五八〇	一、九六一	二、六五三	六、一一三	三五、五七五	三九、五四五	五〇、一二九
累計	四九、九七四	一八、六〇六	二四、五〇三	四〇、〇八四	一六七、三七六	六〇、五五五	三五、四九三	三四、七二八	四〇、二三三	三二〇、一二九	三三〇、一二九

●檢査米種別及期別表（六月分）

種別＼等級別	第一期 一等	第一期 二等	第一期 三等	第一期 不合格	第一期 計	第一期 累計	第二期 一等	第二期 二等	第二期 三等	第二期 不合格	第二期 計	第二期 累計	一二期 合計	一二期 累計
粳玄米 本年產	—	—	一五,三二九	一五	一五,三四四	一五,四八五	—	—	—	—	—	—	一五,三四四	一五,四八五
粳玄米 前年產	—	—	九九九	四三	一,〇四二	一五,六〇一	—	一〇〇	二三,九一五	一,一三五	二五,一五〇	三〇三,五〇〇	二六,一九二	三一八,一〇一
粳白米 本年產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粳白米 前年產	—	—	—	—	—	一,〇一八	—	五,三九二	六,六七四	二,九八四	一五,〇五〇	九一,五五八	一五,〇五〇	九二,五七六
糯玄米 本年產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
糯玄米 前年產	—	—	六	三三	三九	一三四	—	—	一,八五六	三九七	二,二五三	一三九,四一〇	二,二九二	一三九,五四四
糯白米 本年產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
糯白米 前年產	—	—	二	六	八	二四二	—	—	五五二	一〇七	六五九	四,一八一	六六七	四,四二三
本年產月計	—	—	一五,三二九	一五	一五,三四四	一五,四八五	—	—	—	—	—	—	一五,三四四	一五,四八五
前年產月計	—	—	一,〇〇七	八二	一,〇八九	一六,九九五	—	五,四九二	三二,九九七	四,一一九	四三,一一二	五三七,六四九	四四,二〇一	五五四,六四四
合計	—	—	一六,三三六	九七	一六,四三三	三二,四八〇	—	五,四九二	三二,九九七	四,一一九	四三,一一二	五三七,六四九	五九,五四五	五七〇,一二九
本年產累計	—	—	一五,三六〇	一二五	一五,四八五	一五,四八五	—	—	—	—	—	—	一五,四八五	一五,四八五
前年產累計	—	四三	一五,六〇二	一,三五〇	一六,九九五	一六,九九五	三八二	三二,三三六	四八〇,四六二	二三,九六五	五三七,六四九	五三七,六四九	五五四,六四四	五五四,六四四
總計	—	四三	三〇,九六二	一,四七五	三二,四八〇	三二,四八〇	三八二	三二,三三六	四八〇,四六二	二三,九六五	五三七,六四九	五三七,六四九	五七〇,一二九	五七〇,一二九

●米價（大正九年六月分）

日	臺北市場 北部米 一等	臺北市場 北部米 二等	臺北市場 北部米 三等	臺北市場 中部米 一等	臺北市場 中部米 二等	臺北市場 中部米 三等	基隆市場 北部米 一等	基隆市場 北部米 二等	基隆市場 北部米 三等	基隆市場 中部米 一等	基隆市場 中部米 二等	基隆市場 中部米 三等	臺中市場 中部米 一等	臺中市場 中部米 二等	臺中市場 中部米 三等	打狗市場 中部米 一等	打狗市場 中部米 二等	打狗市場 中部米 三等	打狗市場 南部米 一等	打狗市場 南部米 二等	打狗市場 南部米 三等
一日	二八,九六〇	二八,七四〇	二八,五〇〇	二九,一八〇	二八,九六〇	二八,七四〇	二八,五二〇	二八,二九〇	二八,〇六〇	二八,九八〇	二八,七五〇	二八,五二〇	二八,九八〇	二八,七八〇	二八,五八〇	—	—	—	二八,二四〇	二八,一四〇	二八,〇四〇
二日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二八,〇一〇	二七,九一〇	二七,八一〇
三日	二八,七四〇	二八,五〇〇	二八,二七〇	二八,九六〇	二八,七四〇	二八,五〇〇	二八,〇六〇	二七,八四〇	二七,六〇〇	二八,五二〇	二八,二九〇	二八,〇六〇	—	—	—	—	—	—	二七,五六〇	二七,四六〇	二七,三六〇
四日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二八,八二〇	二八,六二〇	二八,四二〇	—	—	—	—	—	—
五日	—	—	—	—	—	—	二七,八四〇	二七,六〇〇	二七,三七〇	二八,〇六〇	二七,八四〇	二七,六〇〇	二八,六七〇	二八,四七〇	二八,二七〇	—	—	—	—	—	—
六日	二七,八一六	二七,五八八	二七,三六〇	二八,〇四四	二七,八一六	二七,五八八	二六,六八〇	二六,四五〇	二六,二二〇	二六,九一〇	二六,六八〇	二六,四五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七日	—	—	—	—	—	—	二五,九九〇	二五,七六〇	二五,五三〇	二六,二二〇	二五,九九〇	二五,七六〇	二八,二二〇	二八,〇二〇	二七,八二〇	—	—	—	—	—	—
八日	—	—	—	—	—	—	二五,三〇〇	二五,〇七〇	二四,八四〇	二五,五三〇	二五,三〇〇	二五,〇七〇	二七,六一〇	二七,四一〇	二七,二一〇	—	—	—	—	—	—

九日	—	—	—	—	—	—	二四、六一〇	二四、三八〇	二四、一五〇	二四、八四〇	二四、六一〇	二四、三八〇	二七、三〇〇	二七、一〇〇	二六、九〇〇	—	—	—	二六、九九〇	二六、八九〇	二六、七九〇
十日	二六、六七六	二六、四四八	二六、二二〇	二六、九〇四	二六、六七六	二六、四四八	二四、一五〇	二三、九二〇	二三、六九〇	二四、三八〇	二四、一五〇	二三、九二〇	二六、五四〇	二六、三四〇	二六、一四〇	—	—	—	二五、二八〇	二五、一八〇	二五、〇八〇
十一日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四、四八〇	二四、三八〇	二四、二八〇
十二日	二六、四四八	二六、二二〇	二五、九九二	二六、六七六	二六、四四八	二六、二二〇	—	—	—	—	—	—	二四、七二〇	二四、五二〇	二四、三二〇	—	—	—	二三、〇〇〇	二二、九〇〇	二二、八〇〇
十三日	二四、九七〇	二四、七四〇	二四、五一〇	二五、一九〇	二四、九七〇	二四、七四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二二、六五〇	二二、五五〇	二二、四五〇
十四日	—	—	—	—	—	—	二四、〇三五	二三、八〇五	二三、五七五	二四、二六五	二四、〇三五	二三、八〇五	—	—	—	—	—	—	二一、八六〇	二一、七六〇	二一、六六〇
十五日	二四、六三〇	二四、四〇〇	二四、一七〇	二四、八五〇	二四、六三〇	二四、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十六日	二三、九四〇	二三、七一〇	二三、四八〇	二四、一七〇	二三、九四〇	二三、七一〇	二二、〇八〇	二一、八五〇	二一、六二〇	二二、三一〇	二二、〇八〇	二一、八五〇	—	—	—	—	—	—	二一、二九〇	二一、一九〇	二一、〇九〇
十七日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十八日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三、六六〇	二三、四六〇	二三、二六〇	—	—	—	一九、五八〇	一九、四八〇	一九、三八〇
十九日	—	—	—	—	—	—	二二、五四〇	二二、三一〇	二二、〇八〇	二二、七七〇	二二、五四〇	二二、三一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二十日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三、九六〇	二三、七六〇	二三、五六〇	—	—	—	—	—	—
廿一日	—	—	—	—	—	—	二三、〇〇〇	二二、七七〇	二二、五四〇	二三、四六〇	二三、二三〇	二三、〇〇〇	二四、一一〇	二三、九一〇	二三、七一〇	—	—	—	一九、九二〇	一九、八二〇	一九、七二〇
廿二日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿三日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三、六六〇	二三、四六〇	二三、二六〇	—	—	—	一九、〇五〇	一八、九五〇	一八、八五〇
廿四日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿五日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三、五〇〇	二三、三〇〇	二三、一〇〇	—	—	—	一九、二三〇	一九、一三〇	一九、〇三〇
廿六日	二三、七一〇	二三、四八〇	二三、二六〇	二三、九四〇	二三、七一〇	二三、四八〇	二三、四六〇	二三、二三〇	二三、〇〇〇	二三、九二〇	二三、六九〇	二三、四六〇	—	—	—	—	—	—	二三、〇〇〇	二二、九〇〇	二二、八〇〇
廿七日	—	—	—	—	—	—	二三、九二〇	二三、六九〇	二三、四六〇	二四、三八〇	二四、一五〇	二三、九二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿八日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四、一一〇	二三、九一〇	二三、七一〇	—	—	—	—	—	—
廿九日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三、九六〇	二三、七六〇	二三、五六〇	—	—	—	二二、五四〇	二二、四四〇	二二、三四〇
三十日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三、六六〇	二三、四六〇	二三、二六〇	—	—	—	—	—	—
卅一日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	二五、五九〇	二五、三六〇	二五、一三二	二五、八一八	二五、五九〇	二五、三六〇	二四、四五七	二四、二二七	二四、〇二七	二四、七九四	二四、五六四	二四、三三四	二五、五五六	二五、三五六	二五、一五六	—	—	—	二三、三四三	二三、二四三	二三、一四三

●移出米再檢查旬報表（大正九年六月分）

旬別／所別	基隆米穀檢查所	安平米穀檢查所	打狗米穀檢查所	東港米穀檢查所	臺北米穀檢查所	蘇澳米穀檢查所	一
上旬	二三、三八一	—	二三、九九四	—	—	—	二七、五七四

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中旬	一、三六三	—	一〇、一二五	—	—	—	一一、四八八
下旬	二、二五一	—	一二、六五一	—	—	—	一四、八〇二
計	八、八九五	—	四六、七六九	—	—	—	五五、六六四
累計	二〇五、二〇二	—	一七〇、二八九	—	—	—	三七五、四九一

●移出米仕向地別表（大正九年六月分）

旬別／所別	東京	横濱	名古屋	大阪	神戸	宇品	下ノ關	門司	長崎	三池	鹿兒島	沖縄	小樽	函館	計
上旬	一九、五〇五	四八	—	—	三、九八八	—	一、四七五	—	—	—	—	二、三五八	—	—	二七、三七四
中旬	八、四二五	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇六三	—	—	一一、四八八
下旬	五、二二〇	二、〇〇〇	—	—	二、八八一	—	四一	二、五五〇	—	—	—	二、一一〇	—	—	一四、八〇二
計	三三、一五〇	四、〇四八	—	—	六、八六九	—	一、五一六	二、五五〇	—	—	—	七、五三一	—	—	五五、六六四
累計	一二六、七五五	一六、七四二	三三、八〇八	二、五〇〇	一四六、九六三	—	五、九〇八	二、六五〇	—	—	—	四一、一六五	—	—	三七五、四九一

外ニ碎米累計一二、五二七俵アリ

●再検査米種別及期別表（六月分）

種別／等級別	第一期 一等	第一期 二等	第一期 三等	第一期 不合格	第一期 計	第一期 累計	第二期 一等	第二期 二等	第二期 三等	第二期 不合格	第二期 計	第二期 累計	合計 一二期計	合計 一二期累計
粳玄米 本年產	—	—	五、四四九	—	五、四四九	五、四四九	—	—	—	—	—	—	五、四四九	五、四四九
粳玄米 前年產	—	—	—	—	—	—	—	—	三九、二三六	二、一〇〇	四一、三三六	一八六、九八二	四一、三三六	一八六、九八二
粳白米 本年產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粳白米 前年產	—	—	—	—	—	三、四九七	—	三一五	七、〇三六	一二	七、三六三	三三、四八一	七、三六三	三六、九七八
糯玄米 本年產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
糯玄米 前年產	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一〇〇	二〇〇	一、三〇〇	一四四、〇八六	一、三〇〇	一四四、〇八六
糯白米 本年產	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
糯白米 前年產	—	—	—	—	—	四四七	—	—	二一六	—	二一六	一、五四九	二一六	一、九九六
本年產月計	—	—	五、四四九	—	五、四四九	五、四四九	—	—	—	—	—	—	五、四四九	五、四四九
前年產月計	—	—	—	—	—	三、九四四	—	三一五	四七、五八八	二、三一二	五〇、二一五	三六六、〇九八	五〇、二一五	三七〇、〇四二
合計	—	—	五、四四九	—	五、四四九	九、三九三	—	三一五	四七、五八八	二、三一二	五〇、二一五	三六六、〇九八	五五、六六四	三七五、四九一
本年產累計	—	—	五、四四九	—	五、四四九	五、四四九	—	—	—	—	—	—	五、四四九	五、四四九
前年產累計	—	四七五	三、四四三	二六	三、九四四	三、九四四	—	一、〇三〇	三五六、三一八	八、七五〇	三六六、〇九八	三六六、〇九八	三七〇、〇四二	三七〇、〇四二
總計	—	四七五	八、八九二	二六	九、三九三	九、三九三	—	一、〇三〇	三五六、三一八	八、七五〇	三六六、〇九八	三六六、〇九八	三七五、四九一	三七五、四九一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●臺灣帽子檢査成績表（大正九年六月分）

檢査所	林投帽 合格	林投帽 不合格	林投帽 計	林投帽 累計	大甲帽 合格	大甲帽 不合格	大甲帽 計	大甲帽 累計	紙帽 合格	紙帽 不合格	紙帽 計	紙帽 累計
臺北	—	—	—	—	五三八	二五七	七九五	一、八三五	四七一	八一	五五二	五五二
新竹	—	—	—	—	—	—	—	—	八、七五五	一、一二五	九、八八〇	四四、九二〇
中港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二〇〇
後壠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九、一五七
通霄	—	—	—	—	—	—	—	一、七五〇	—	—	—	九、五三七
苑裡	—	—	—	三、〇三七	一二、六五三	二九九	一二、九五二	三一、五〇一	八、八六四	八九	八、九五三	八九、五三五
大甲	—	—	—	—	—	—	—	九一七	三一、七九五	四八〇	三二、二七五	三三一、七〇五
臺中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛罵頭	—	—	—	一、三二四	—	—	—	—	七五、五八一	一、九一二	七七、四九三	九二〇、九九六
彰化	—	—	—	七〇〇	—	—	—	—	一七、三二〇	五六	一七、三七六	二〇四、二四一
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一七九
臺南	—	—	—	—	二六	—	二六	一、二八六	—	—	—	八、四五九
媽宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三三九
合計	—	—	—	五、〇六一	一三、二一七	五五六	一三、七七三	三七、一八九	一四二、七八六	三、七四三	一四六、五二九	一、六五三、五九九
累計	四、五二九	五三二	五、〇六一	—	三五、六四五	一、五四四	三七、一八九	—	一、六二八、一四八	二五、四五一	一、六五三、五九九	—
前年累計	一、六二六	一、二三三	二、八五九	—	四七、一七四	二、〇七六	四九、二五〇	—	一、〇八八、三四一	一〇、七八七	一、〇九九、一二八	—

●臺灣帽子檢査（林投帽）産地別表（大正九年六月分）

産地＼檢査所	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
苑裡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、〇三七
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、〇三七
牛罵頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三二四
和美線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三七五
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三二五

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

產地	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇三五
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九〇六一

●臺灣帽子檢查（大甲帽）產地別表（大正九年六月分）

產地＼檢查所	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
苑裡	七九五	—	—	—	—	一三,九五二	—	—	—	—	—	一二六	—	一四,八七三	三六,二七二
計	七九五	—	—	—	—	一三,九五二	—	—	—	—	—	一二六	—	一四,八七三	三六,二七二
五里牌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九一七
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九一七
總計	七九五	—	—	—	—	一三,九五二	—	—	—	—	—	一二六	—	一四,八七三	三七,一八九

●臺灣帽子檢查（紙帽）產地別表（大正九年六月分）

產地＼檢查所	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
新竹	五五二	八〇	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇	—	—	—	一,三三二	四一,九五八
中港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三,九〇〇
後壠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九,一五三
通霄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五,三〇九
苑裡	—	—	—	—	—	八,九五三	—	—	—	—	—	—	—	八,九五三	八六,五〇六
白沙墩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一,三七一
計	五五二	八〇	—	—	—	八,九五三	—	—	—	七〇〇	—	—	—	一〇,二八五	一七八,一九七
大甲	—	—	—	—	—	—	二六,〇〇四	—	—	—	—	—	—	二六,〇〇四	三一七,六四六
十八庄	—	—	—	—	—	—	四,二七一	—	—	—	—	—	—	四,二七一	三三,三〇七
彰化	—	—	—	—	—	—	—	—	二,七四〇	四,〇五六	—	—	—	六,七九六	七二,〇六九
和美線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七,一五〇	—	—	—	七,一五〇	九八,九七一
牛罵頭	—	九,八〇〇	—	—	—	—	—	—	七三,五三三	一,一九〇	—	—	—	八四,五二三	八四七,九一二
沙轆	—	—	—	—	—	—	—	—	一,四四一	—	—	—	—	一,四四一	六三,四〇〇
新港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇,九一〇
統計															

鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、二八〇	—	—	—	四、二八〇	一八、五九九
大肚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、七九〇
計	—	九、八〇〇	—	—	—	—	三二、二七五	—	七七、四九三	一六、六七六	—	—	—	一三六、二四四	一、四六五、六〇四
臺南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、四三三
安平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇
北門	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、八七五
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇〇八
東港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四五一
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四五一
赤崁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五三
媽宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八九五
湖西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九一
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三三九
總計	五三二	九、八〇〇	—	—	—	八、九五三	三二、二七五	—	七七、四九三	一七、三三六	—	—	—	一四六、五二九	一、六五三、五九九

●臺灣帽子檢查(林投帽)仕向地別表　(大正九年六月分)

仕向地＼產地＼檢查所	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、三六一
神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇六一
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇六一

●臺灣帽子檢查(大甲帽)仕向地別表　(大正九年六月分)

仕向地＼檢查所	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、九六〇
東京	—	—	—	—	—	一〇一	—	—	—	—	—	—	—	一〇一	六〇九
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]
福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六三
[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二七
計	—	—	—	—	—	二〇一	—	—	—	—	—	—	—	二〇一	二、七〇九
上海	—	—	—	—	—	二、八二六	—	—	—	—	—	—	—	二、八二六	二七、九〇八
厦門	七九五	—	—	—	—	九二三	—	—	—	—	—	—	—	一、七一八	五、三七五
汕頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五
泉州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二六	—	一二六	一、一二四
青島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五八
計	七九五	—	—	—	—	一二、七五一	—	—	—	—	—	一二六	—	一三、六七二	三四、四八〇
總計	七九五	—	—	—	—	一二、九五二	—	—	—	—	—	一二六	—	一三、六七三	三七、一八九

●臺灣帽子檢査（紙帽）仕向地別表（大正九年六月分）

仕向地＼檢査所	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
兵庫	五五二	九、八八〇	—	—	—	八、九四六	三二、二七九	—	七七、四九三	一七、三三六	—	—	—	一四六、五二三	一、六四五、八八八
東京	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	一	二、六一二
愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六九六
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、四七七
福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九四六
佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九四五
計	五五二	九、八八〇	—	—	—	八、九四七	三二、二七五	—	七七、四九三	一七、三三六	—	—	—	一四六、五二三	一、六五三、五八八
厦門	—	—	—	—	—	六	—	—	—	—	—	—	—	六	一三
計	—	—	—	—	—	六	—	—	—	—	—	—	—	六	一三
總計	五五二	九、八八〇	—	—	—	八、九五三	三二、二七五	—	七七、四九三	一七、三三六	—	—	—	一四六、五二九	一、六五三、六〇一

雜錄

臺灣總督府追加豫算の大要

臺灣總督府事務官　菊池武芳

大正九年度臺灣總督府特別會計の追加豫算は已に臨時議會を通過し八月二日を以て公布せられたるが今其の內容に就て大要を述ぶれば左の如し。

今回の追加豫算は第一回及第二回を合算して

歳入	一七、一八四、六〇〇圓
歳出	二七、九四五、七〇四圓

となり、歳入の不足千七十六萬千百四圓は本年度實行豫算に於ける歳入超過額を以て之に充つる計畫なり。

先づ歳入に就て述ぶれば、經常部七百八萬千二百九十五圓、臨時部千十萬三千三百五圓、計千七百十八萬四千六百圓にして更に之を細說すれば、

租稅　に於て酒稅百三十萬三千二百十六圓、所得稅四萬二千七百九十二圓、計百三十四萬六千八圓を增加し、

官業及官有財產收入　に於て食鹽收入三十五萬三千七百六拾五圓、樟腦收入三百四十一萬三百八十五圓、鐵道收入百二十七萬千百三十七圓、森林作業收入(營林局)二十八萬圓、計五百三十一萬五千二百八十七圓を增加し、

印紙收入　に於て四十二萬圓を增加し、(以上經常部)

官有物拂下代　に於て三十萬六千二十二圓を增加し、

事業公債金特別會計受入　に於て公債募集金受入二百四十萬圓を增加し、

前年度繰入金　に於て七百三十九萬七千二百八十三圓を增加せり。(以上臨時部)

次に歳出に就て之を述ぶれば其の增加總額二千七百九十四萬五千七百四圓中、經常部は二千百三十四萬四千五百二十三圓を增し、臨時部は六百六十萬千百八十一圓を增加せり。

今之を事項別に依り區分すれば、

教育　に關する經費の增加は三十四萬四千六百六十九圓にして、此の增加は高等商業學校醫學專門學校其の他總督府直轄學校に於ける學級增加及前年度教育令施行に伴ひ設置せられたる諸學校に於ける學級增加等の爲なり、而して右增加額は教育費の款に十八萬三千七百十四圓、地方費補足の款に十萬

千五百五十二圓を計上せられ教科書費其他の爲總督府の款に五萬九千四百三圓を計上せられたり。

衞生に關する經費　の增加は四萬五千三百八十七圓にして、此の增加は各醫院に於ける醫局分科增設患者增加設備改善等の爲に要する經費にして之を醫院の款に計上せられたり。

林野に關する經費　の增加は七十萬四千七百七十圓にして樟樹造林面積增加の爲專賣局の款に十二萬七百三十五圓、木材事業の進展及各種造林面積增加の爲營林局の款に五十二萬四千百六十二圓、官有林野特別處分費の款に五萬九千八百八十圓を計上せられたり。

保護獎勵に關する經費　の增加は三十三萬九千四百四十三圓にして、煙草栽培獎勵費增加の爲專賣局の款に十六萬五千四百三十七圓　蔗苗養成及檢查費茶業獎勵費等增加の爲勸業費の款に十四萬九千六圓、勸業補助增加の爲補助費の款に二萬五千圓を計上せられたり。

食糧增殖に關する經費　の增加は百五十五萬千二百四圓にして食鹽の生產を增加する爲之が經費を專賣局の款に二十七萬七千七十三圓、灌漑水路を充實せしめ農作物の增加を計る爲嘉義臺南兩廳下の經營に係る官佃溪埤圳工事に對し總額千二百萬圓を補助することゝし本年度に要する經費を補助費の款に百二十萬圓、農耕地の改良を計る爲事業費の款に三萬六千十四圓、農業倉庫の設置を獎勵し之に補助金を交付する爲補助費の款に二萬七千四百二十四圓、食糧增殖事務の爲總督府の款に三萬六百九十三圓を計上せられたり。

調查研究及試驗に關する經費　の增加は三十九萬三千二十四圓にして各種水產試驗費增加等の爲勸業費の款に三萬九千百五十圓を計上せられたる外總督府、研究所、農事試驗費、事業費等の各款に增加計上せられたるものあり。

鐵道及通信に關する經費　の增加は四百十八萬三千二百七十八圓にして郵便電信電話等の事業增進の爲通信費の款に三十三萬千百十三圓、鐵道運輸事業の增進殊に運轉哩の增加車輛の充實運轉系統の變更を要する等の爲鐵道作業費の款に三百五十五萬二千百六十五圓、道路橋架設の爲特別事業費の款に三十萬圓を計上せられたり。

專賣事業に關する經費　の增加は七百萬五千七十二圓にして煙草事業の增進及物價勞銀等騰貴に因る補償及購買費等の增加する爲專賣局の款に增加せられたり。

土木營繕に關する經費　の增加は四百十一萬二千二百七十一圓にして公立各學校々舍其他增築新營及蕃地道路の延長に伴ふ維持費の增加する爲地方費補足の節に二十二萬三千二百三十九圓、基隆築港計畫の擴張住宅不足の爲官舍新營の增加、道路橋梁工事費の增加及水道工事費の增加等の爲事業費の款に三百八十八萬九千三十二圓を計上せられたり。

地方制度改正に關する經費　の增加は八十五萬六千二百九十四圓にして從來の地方制度を改め文化の進步著しき地域に新に州を置き州の下に更に市郡を設けて地方制度を刷新せらるゝ爲地方廳の款に之が經費を計上せられたり。

俸給々料增率に關する經費　の增加は六百二十六萬千百二十九圓にして官吏及雇傭人に對し從來支給し來れる臨時手當を本俸本給に引直す爲此の經費を各款に計上せられたり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

旅費增率に關する經費の增加は八十六萬七千五百十五圓にして官吏以下旅費增率の爲之が經費を各款に計上せられたり。其他警察及司法に關する經費及各款に雜件增として計上せられたるもの合計百二十八萬千六百四十一圓あり。

要之に大藏省に於て査定せられたる大正九年度實行豫算の歲出豫算總額は六千六百四十二萬二千六百五圓なるを以て今回の追加豫算を合する時は九千四百三十六萬八千三百九圓となり之を前年度の七千三十萬五千四百五十二圓に比較する時は二千四百六十萬二千八百五十七圓の增加を示せり。

臺灣に於ける不良少年と精神病者

（内務局調）

本島文敎の盛なる小公學校の設置今漸く充實されたるも一面に社會的惡感化の少年に及ぼす影響尠からざるは洵に憂ふべきことにして最近内務局調査に據るに左表の如く滿八歲以上十八歲未滿にして禁錮以上の刑に該るべき行爲を爲したるもの竝に遊蕩乞丐、惡交其他不良行爲あるもの全島に於て内地人十五人、本島人五百四十二人、其の內成德學院に入院を要するもの卽ち改化遷善の見込あるもの三十八人、又た精神病者數は全島に於て内地人二十八人、本島人千四百四人、蕃人三人なりといふ是等は皆な社會的に匡正救治を要するものにして其筋に於ても早晩具體的施設を爲すべき準備あるものと思はる。（編者）

●不良少年調

（滿八歲以上十八歲未滿にして禁錮以上の刑に該るべき行爲を爲したる者竝遊蕩、乞丐、惡交、其他不良行爲あるもの）△内地人

廳名	内地人			本島人			合計			同上中成德學院入院を要するもの		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
臺北	七	一	八	一三九	一	一四〇	一四六	二	一四八	△一 一四	—	△一 一四
宜蘭	—	—	—	四五	一	四六	四五	一	四六	—	—	—
桃園	—	—	—	九	一	一〇	九	一	一〇	三	—	三
新竹	—	—	—	?	?	五二	?	?	五二	二	—	二
臺中	二	—	二	四九	三	四八	四七	三	五〇	三	—	三
南投	—	—	—	一八	六	二四	一八	六	二四	五	—	五
嘉義	—	—	—	?	?	三九	?	?	三九	七	—	七
臺南	三	—	三	一三九	二	一四〇	一三二	二	一四三	三	—	三
阿緱	—	—	—	二九	二	二七	二五	二	二七	—	—	—
臺東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港	二	—	二	三	二	九	九	二	七	—	—	—
澎湖	—	—	—	一九	—	一九	一五	—	一九	—	—	—
計	一四	一	一五	四二八	二七	五四二	四四二	二八	五五七	△一 三七	—	△一 三七

（備考）本島人男女計及合計男女計內容と符合せざるは新竹、嘉義、兩廳の分男女別不明に付計にのみ加算計上せるに依る。

●精神病者調

大正九年二月調

廳名	内地人			本島人			蕃人			合計		總計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
臺北	六	九	一五	九三	九一	一八四	—	—	—	九九	一〇〇	一九九

宜蘭	—	—	—	四〇	二六	六五	—	—	—	四〇	二九	六九
桃園	—	—	—	六八	三三	六〇	—	—	—	六八	三三	六〇
新竹	二	二	四	一一	三四	一四五	—	—	—	一二四	三六	一四九
臺中	一	—	一	二六二	一四三	四〇五	—	—	—	二六三	一四四	四〇六
南投	一	—	一	一六	一一	二七	—	—	—	一七	一一	二八
嘉義	—	一	一	一〇〇	五六	一五六	—	—	—	一〇〇	五七	一五七
臺南	—	二	二	一五六	九五	二四九	—	—	—	一五六	九五	二五二
阿緱	—	一	一	五八	二九	八七	—	—	—	五八	三〇	八八
臺東	一	一	二	二	二	四	一	二	三	四	五	九
花蓮港	一	—	一	一	—	一	—	—	—	二	—	三
澎湖	—	—	—	一四	七	二	—	—	—	一四	七	二一
計	三	一六	二六	八九一	五二三	一、四〇四	一	二	三	九〇四	五三一	一、四三五

（附記）行旅病人として救護中の者臺中廳下女一人あり（內地人）慈惠院救養中の者臺中廳下女一人（本島人）臺中廳下男四人女[illegible]人（本島人）澎湖廳下男一人（本島人）あり臺中の分は院內他は院外救養に屬す

臺灣地方官々制の改正

附、州、市、街庄制の公布

臺灣地方官々制は本誌編輯締切後七月二十七日勅令を以て公布せられ同二十八日電報に依り府報に掲載せられたるが右は臺灣を臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の五州及臺東、花蓮港の二廳に分ち各州に知事（勅任）廳に廳長（奏任）を置き以下全島を通じて事務官十人、理事官二十九人、警視二十一人、技師十六人（以上奏任）及視學、屬、警部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事（以上判任）等を置きて州廳の行政事務を管理及執行せしむ又た州に全島を通じて四十七郡、三市を置き郡は郡守、市は市尹をして法令を執行し行政事務を管理せしむ而して本令は九月一日より施行すること、定めらる次で臺灣の自治制たる州制、市制、街庄制竝に廳地方費制は同月三十日府令を以て公布せられたり詳細は本誌次號に於て報道する所あるべし。

右官制改正に關する勅令の正文は次の如し

勅令第二百十八號

臺灣總督府地方官官制

第一條 臺灣ニ左ノ州及廳ヲ置ク

臺北州
新竹州
臺中州
臺南州
高雄州
臺東廳
花蓮港廳

州及廳ノ位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二條 州及廳ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

知事	五人	勅任
廳長	二人	奏任
事務官	十人	奏任
理事官	專任二十九人	奏任
警視	專任二十一人	奏任
技師	專任十九人	奏任
視學	專任十二人	判任
屬	專任四百六十二人	判任

警部	專任二百六十六人	判任
技手	專任百八十六人	判任
通譯	專任二十八人	判任
警部補	專任二百九十八人	判任
稅務吏	專任百六十二人	判任
森林主事	專任百四十二人	判任

前項職員ノ中知事、事務官及技師ハ州ニ廳長ハ廳ニ之ヲ置ク

第三條　理事官ハ臺北州及臺南州ニ在リテハ各專任六人、其ノ他ノ州ニ在リテハ各專任五人、廳ニ在リテハ各專任一人ヲ以テ定員トス

警視ニシテ各州又ハ各廳ニ在勤スル者ハ專任一人、支廳長ニ充ツル者ハ三人、警務課長ニ充ツル者ハ四人、郡ニ配置スル者ハ七人ヲ以テ定員トス

技師ハ臺北州ニ在リテハ專任五人、臺中州及臺南州ニ在リテハ各專任四人其ノ他ノ州ニ在リテハ各專任三人ヲ以テ定員トス

前條ニ揭クル判任官ノ各州及各廳ニ於ケル定員ハ臺灣總督之ヲ定ム

第四條　高等官官等俸給令第二十三條第三項ノ規定ニ依リ俸給最低額以下ヲ受クル技師及判任官俸給令第六條ノ規定ニ依リ俸給最低額以下ヲ受クル技手ハ前二條ノ定員ノ外トス

第六條　知事又ハ廳長ハ部內ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管內一般又ハ其ノ一部ニ州令又ハ廳令ヲ發スルコトヲ得

知事ハ其ノ發スル命令ニ二月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、七十圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

廳長ハ其ノ發スル命令ニ拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第七條　知事又ハ廳長ハ管內ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ臺灣總督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第八條　知事又ハ廳長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ功過ヲ臺灣總督ニ具狀ス

判任官ノ進退ハ知事ハ自ラ之ヲ行ヒ廳長ハ臺灣總督ニ之ヲ具狀ス

第九條　知事ハ郡守、市尹又ハ警察署長ノ爲ス處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

廳長ハ街庄長ノ爲ス處分ニ付テハ前項ノ例ニ依リ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十條　知事事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ事務官其ノ職務ヲ代理ス

廳長事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ理事官又ハ廳在勤ノ警視其ノ職務ヲ代理ス

前項ノ規定ニ依リ職務ヲ代理スル者ナキ場合ニ於テハ臺灣總督ハ當該ノ州又ハ廳ノ高等官ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム

知事又ハ廳長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ部下ノ官吏ヲシテ臨時代理セシムルコトヲ得

第十一條　知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ郡守、市尹又ハ警察署長ニ委任スルコトヲ得

第十二條　州ニ知事官房、內務部及警務部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム

廳ニ於ケル事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十三條　事務官ハ內務部又ハ警務部ノ部長ト爲ル知事ノ命ヲ受ケ部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條　警務部長ハ警察及衛生ノ事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ郡守、警視、警部、警部補及巡査ヲ指揮監督ス

第十五條　理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十六條　警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡査ヲ指揮監督ス

第十七條　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十八條　視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ關スル事務ニ從事ス

第十九條　屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十條　警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡査ヲ指揮監督ス

第二十一條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十二條　通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

第二十三條　警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ巡査ヲ指揮監督ス

第二十四條　稅務吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ徵稅ニ關スル事務ニ從事ス

第二十五條　森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ林野ノ取締及保護ニ從事ス

第二十六條　州及廳ニ警察醫ヲ置ク奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

警察醫ノ定員ハ州及廳ヲ通シテ奏任官待遇者ニ在リテハ六人以內、判任官待遇者ニ在リテハ八人以內トシ其ノ各州及各廳ニ於ケル定員ハ臺灣總督之ヲ定ム

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

警察官ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衞生ニ關スル警務ニ從事ス
第二十七條　州及廳ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス
巡査ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム
第二十八條　廳長ハ廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲臺灣總督ノ認可ヲ受ケ支廳ヲ置ク
コトヲ得
支廳長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ
支廳長事故アルトキハ上席官吏其ノ職務ヲ代理ス
第二十九條　市ニ警察署ヲ置ク
知事ハ必要アリト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得
警察署ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
警察分署ノ名稱、位置及管轄區域ハ知事之ヲ定ム
第三十條　警察署長ハ警視、警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ
警察署長又ハ警察分署長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ警察及衞生ノ事務ヲ掌
理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
第三十一條　知事ハ徵稅ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲臺灣總督ノ認可ヲ受ケ稅
務出張所ヲ置クコトヲ得
稅務出張所長ハ理事官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ
第三十二條　州ニ郡及市ヲ置ク
郡ノ數ハ四十七、市ノ數ハ三トス
郡及市ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
第三十三條　郡及市ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

郡守	四十七人	奏任
市尹	三人	奏任
理事官	專任三人	奏任
視學	專任五十人	判任
屬	專任四百人	判任
技手	專任五十人	判任

前項職員ノ中郡守ハ郡ニ、市尹及理事官ハ市ニ之ヲ置ク
第一項職員ノ外臺北市ニ技師專任一人ヲ置ク奏任トス
臺灣總督ハ州ノ警視、警部、警部補又ハ巡査ヲ郡ニ配置スルコトヲ得
第三十四條　各市ニ於ケル理事官ノ定員ハ專任一人トス
各郡及各市ニ於ケル視學、屬及技手ノ定員ハ臺灣總督之ヲ定ム
第三十五條　第四條ノ規定ハ郡及市ノ技師及技手ノ定員ニ付之ヲ準用ス
第三十六條　郡守又ハ市尹ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部內ノ行政事務
ヲ掌理シ所部ノ官吏ヲ指揮監督ス
郡守ハ警察及衞生ノ事務ニ關シ郡ニ配置セラレタル警視、警部、警部補及巡査
ヲ指揮監督ス
第三十七條　郡守又ハ市尹ハ其ノ指揮監督スル判任官ノ進退ヲ知事ニ具狀ス
第三十八條　郡守ハ街庄長ノ爲ス處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯
スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
第三十九條　郡守又ハ市尹事故アルトキ其ノ職務ヲ代理スル官吏ハ知事之ヲ指定
ス
郡守又ハ市尹ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ部下ノ官吏ヲシテ臨時代理セシ
ムルコトヲ得
第四十條　郡又ハ市ニ於ケル事務ノ分掌ハ知事之ヲ定ム
第四十一條　市ノ理事官ハ市尹ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
第四十二條　市ノ技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
第四十三條　郡又ハ市ノ視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ關スル
事務ニ從事ス
第四十四條　郡又ハ市ノ屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第四十五條　郡又ハ市ノ技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
第四十六條　郡ニ街又ハ庄ヲ置ク但シ臺灣總督ノ指定スル蕃地ニハ之ヲ置カサル
コトヲ得
臺灣總督ハ地方ノ狀況ニ依リ廳ニ街又ハ庄ヲ置クコトヲ得
街庄ノ名稱及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
街ニ街長、庄ニ庄長ヲ置ク判任官ノ待遇トス但シ街長ハ十人ヲ限リ之ヲ奏任官
ノ待遇ト爲スコトヲ得
街庄長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ街庄內ノ行政事務ヲ補助執行ス
街庄長ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ街庄ニ關スル規定ハ同年十月一日ヨ
リ之ヲ施行ス
明治四十二年勅令第二百十七號ハ大正九年九月三十日限リ之ヲ廢止ス
別ニ定ムルモノヲ除クノ外他ノ勅令中臺灣總督府ノ廳ニ關スル規定ハ州又ハ廳ニ
關スル規定トシ廳長ニ關スル規定ハ知事又ハ廳長ニ關スル規定トス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

自六月二十一日
至七月二十日

●六　月

▲二十一日(月)

□臺灣俱樂部晩餐會　臺灣俱樂部にては六月十九日午後六時より東京築地精養軒に於て晩餐會を催し今回同俱樂部員にして勅選又は當選せる貴衆兩院議員を招待したり出席者は正賓として小山勅選、清水、鈴木、阪本、古賀の四代議士並に後藤會長、安樂副會長、大倉男を初め會員約四十名及臺灣總督府より川崎局長、同部課長列席し後藤會長の挨拶、小山氏の答辭其他代議諸士の卓上話あり盛會裡に散會したる旨二十日東京電

▲二十四日(木)

□臺灣を虎列剌流行地　福岡縣港務部にては南臺灣比律賓諸島を虎列剌流行地として又香港をペスト流行地と指定したり二十三日東京電

▲二十七日(日)

□福州大洪水　二十日以來降雨歇まず數十年來の大洪水となり各商店工場とも悉く休業し各戶炊爨出來ず水上の生活頗る悲慘を極むと二十六日福州發

□臺灣自治制閣議に上る　臺灣自治制及之に關する法令は二十六日の閣議を通過せる旨二十六日東電

□全島競技大會　二葉會主催の本島第一回競技大會は二十七日午前七時、下村長官の臨場と共に全島斫界健兒百數十名の入場式ありて勇壯なるオリムピツク的ゲームは盛んに行はれ南國競技界に空前の記錄を作れり

●七　月

▲八　日(木)

□兇蕃の隘勇線襲擊　臺中廳下なる南勢蕃社の白狗、稍來の兩監督所其他の駐在所、見張所に對し六日午後三時半多數蕃人の來襲あり巡査隘勇數名の死傷を出し慘害を極めたり蕃人は北勢蕃及南勢蕃の一部なるべく、急報に接して東勢角及臺中より直ちに應援隊を急派せり。

▲十　日(土)

□廣東記者團の視察　廣東新聞記者團一行は本島視察の爲め九日著臺し同日午後六時長官官邸に於て高田長官代理一行を招待して晩餐會を催したるを初め各所に於て歡迎を受けたるが同團は豫定の視察を遂げたる上十八日開城丸にて歸國の途に就きたり

▲十六日(金)

□全島米價　總督府調査七月五日現在、全島平均相場は玄米卸賣一石二十三圓五十錢一厘、白米小賣三十錢七厘なりと報ぜらる。

□日英同盟繼續　日英政府は國際聯盟に對し七月四日後滿一年同盟を延長し其後滿期一年每に隨意繼續し得る事に協定成れる旨通告せりと十六日倫敦電

人事消息

自六月二十一日
至七月二十日

▲松岡富雄氏(本誌評議員)二十一日上京

▲勝本正晃氏(東京帝大講師)二十三日來臺

▲川崎卓治氏(臺灣銀行理事)同上

▲石橋茂氏　同上

▲右田厦門醫院長　同上

▲竹内廣東醫院長　同上

▲井街顯氏(比律賓ダブオ、太田興業會社重役)　同上

▲長谷川直吉氏(組合敎會牧師)、臺北敎會に合聞あり し同氏は今回朝鮮轉任二十五日出發赴任

▲新元鐵道部長、二十五日上京、

▲後藤男危篤　二十六日朝突如發熱病症頗る險惡危篤の入電あり、上下愕然たりしに引續き同家より、輕微なる膽石症にて日增快方の旨電報ありたり。

▲下村長官上京　始政紀念祭參列の爲め公務激甚を極いて一時歸臺したりし長官には、石井祕書官を隨へ、二十八日再び上京の途に就く。高田、服部、富島、楠の四勅、梅谷、御厨、市木、荒卷の四課長、鐵田、水科、本間の各課長、大越電力等の諸氏基隆迄見送らる。

▲植村正久氏(東京牧師)、二十八日歸京、

▲櫻井臺銀頭取　七月二日上京、

▲磯村李太郎氏(元臺銀銀務課長)二日内地歸還

▲相川茂鄉氏(嘉義廳長、本誌評議員)二日上京

▲木村泰治氏(臺灣土地建物株式會社長)同上

▲赤石定藏氏(臺灣日々新聞社長)同上

▲深作東京帝大助教授　七月五日來臺

▲木山事務官　歐米留學を終へ、五月末倫敦出發、本月七日神戸著熱田丸にて歸朝せる同氏は、微恙の爲め同地にて入院加療の由。

▲清水孫乘氏（華南銀行廣東支店長）　來臺中の所十二日內地へ。

▲林熊光氏　十二日內地へ、

▲角電力副社長　逐鹿場裡の人として、郷里和歌山縣下へ歸省奔走中なりし同氏は、其後東京を經十三日歸臺

▲鈴木眞吉氏（總督府農事試驗場長、農學博士）十三日歸臺

▲星一氏（星製藥社長）十三日來臺

▲內丸帝大教授　同上

▲小西恭介氏（土木局事務官、本誌評議員）急性腸加答兒に罹り容體頗る不良と傳へらる。

▲北村吉之助氏（三四銀行支店長、本誌評議員）十九日內地へ

▲長藤吉氏（學習院教授）、十九日來臺

▲辜顯榮氏（本誌評議員）十九日歸臺

任命

▲大正九年六月二日

臺灣總督府醫院醫長　小倉　金作

東京府下及愛知縣下へ出張ヲ命ス

▲六月三日

臺灣總督府判官　望月　恒造

補臺北地方法院長

同　金子保次郎

補臺南地方法院長

同　大里武八郎

補臺北地方法院部長

同　宮澤　察

補臺北地方法院判官

臺灣總督府法院判官　春田美輝男

補臺北地方法院宜蘭支部判官

同　金子榮次郎

補臺南地方法院嘉義支部判官

同　上田　眞藏

補臺南地方法院判官

同　大竹　勇

補臺中地方法院判官

姉齒　松平

補高等法院覆審部判官

▲六月七日

臺灣總督府參事官　楠　正秋

總督官房秘書課長喜多孝治不在中代理ヲ命ス

臺灣總督府事務官　堀內　廣助

東京、大阪及神戸へ出張ヲ命ス

臺灣總督府專賣局技師　牛澤　清助

東京、大阪、京都及兵庫ノ三府一縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督秘書官　喜多　孝治

田總督上京ニ付隨行ヲ命ス

臺北廳事務官　西岡　建之

上京ノ序ヲ以テ大阪、福岡、長崎、熊本ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

▲六月八日

吉成　鐵雄

任臺灣總督府高等商業學校教授

臺灣總督府師範學校助教授　加藤　因

任臺灣總督府農林專門學校教授

臺灣總督府技手　稻垣　顯

任臺灣總督府技師

殖產局農務課勤務ヲ命ス

臺灣總督府警察官及司獄官練習所教官　岡野才太郎

東京、京都、大阪、千葉、栃木、群馬、長野、富山、石川、福井、神奈川、靜岡、愛知、岐阜、兵庫、岡山、廣島、山口、大分、福岡、佐賀、熊本、鹿兒島及宮崎ノ三府二十一縣下へ出張ヲ命ス

▲六月十日

電氣試驗所技師兼遞信技師從五位勳四等　橫山英太郎

兼任臺灣總督府技師

遞信局工務課勤務ヲ命ス

臺灣總督府醫學專門學校助教授臺灣總督府醫學專門學校生徒監臺灣總督府研究所技手勳八等　春原三壽吉

任臺灣總督府醫學專門學校助教授

林　茂生

任臺灣總督府商業專門學校教授

電氣試驗所技師兼臺灣總督府技師工學博士　鳥潟　右一

免臺灣總督府技師

判事陸軍三等主計正六位勳六等　後藤和佐二

任臺灣總督府法院判官

補高等法院上告部判官

判事從七位　常見　秀夫

（各通）

檢事從七位　熊澤外茂吉

任臺灣總督府判官

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

補臺中地方法院判官
臺灣總督府法院判官 伴野喜四郎

高等法院覆審部長事務取扱ヲ命ス
臺灣總督府法院判官 寺井 [illegible]

補高等法院覆審部判官
臺灣總督府法院判官 高田 富藏

解兼高等法院覆審部々長

▲六月十二日
臺灣總督府醫學專門學校生徒監從七位勳八等 龍野 [illegible]平

兼任臺灣總督府醫學專門學校助教授

▲六月十四日
清水彦太郎

任臺灣總督府醫學專門學校教授兼臺灣研究所技師
臺灣總督府營林局技手 三宅 可

任臺灣總督府營林局技師
臺灣總督府農林專門學校教授 加藤 因

農林學校生徒監ヲ命ス

▲六月十五日
正七位 大岩 榮吉

任臺灣總督府師範學校教授
臺南師範學校勤務ヲ命ス

▲六月十八日
臺灣總督府中學校教授 濱武 元次

東京、京都、福岡及長崎二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月十九日
臺灣總督府鐵道部技師 新元鹿之助

東京、仙臺、名古屋及門司ノ各鐵道局管內ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府技師 稲垣 [illegible]

殖產局附屬糖業試驗場兼殖產局農務課勤務ヲ命ス

▲六月二十一日
臺灣總督府法院書記
兼臺灣總督府屬 小林 里平

兼任臺灣總督府翻譯官
總督府官房外事課勤務ヲ命ス

▲六月二十二日
嘉義廳長 相川 茂郷

東京、京都、大阪、三重、愛知、靜岡及神奈川ノ三府四縣下ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府事務官 本山 文平

歸朝ノ途次東京及岐阜縣下ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府稅關事務官 長野 龜男

東京、大阪、神戶、橫濱及門司ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府技師 有田 吉人

一時歸府ヲ命ス

▲六月二十三日
臺灣總督府醫學專門學校教授 大森 城彦

京都ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府營林局技師 藤島嘉久男

東京、青森、秋田及愛知ノ一府三縣下ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府醫學專門學校教授 川口 武男

上京ヲ命ス
臺灣總督府法院書記兼臺灣總督府屬臺灣總督府翻譯官 小林 里平

依願免兼臺灣總督府翻譯官

▲六月二十五日
臺灣總督府鐵道部技師 渡部英太郎

臺灣總督府鐵道部長新元鹿之助不在中代理ヲ命ス

▲六月二十六日
臺灣總督府總務長官 下村 宏
臺灣總督府秘書官 石井光次郎
（各通）

上京ヲ命ス

▲六月二十八日
臺灣總督府殖產局長 高田元治郎

總務長官下村宏不在中代理ヲ命ス
臺灣總督府參事官 鎌田 正威

總督官房文書課長石井光次郎不在中代理ヲ命ス
臺灣總督府技師 山村 悅造

東京府下ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府營林局技師 金平 亮三

東京、千葉、長野、富山ノ一府三縣下及北海道ヘ出張ヲ命ス

▲六月二十九日
臺灣總督府師範學校教授 木村 三郎

金澤市ヨリ東京及京都ノ二府下ヘ出張ヲ命ス
臺灣總督府財務局事務官兼臺灣總督府事務官從七位 前田 稔靖

兼任臺灣總督府高等商業學校教授
公立中學校教授從七位 青戶 研吉

任臺灣總督府高等商業學校教授
臺灣公立女子高等普通學校教諭正七位勳七等 大橋捨三郎

任臺灣公立女子高等普通學校教諭
臺北女子高等普通學校勤務ヲ命ス
臺灣總督府法院判官 杉本 榮夫

依願免本官

▲六月三十日
臺灣總督府醫院醫長兼臺灣總督府醫學專門學校教授醫學博士 [illegible] [illegible]

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

就臺灣監獄制度而言

法務部長　長尾景德

我臺灣改隷以還。二十五年于玆矣。文物制度、尤見進步、較諸往時、實有隔世之感也、本島已隷日本帝國、各種施設須倣本國、應順時勢、而圖進展、然則監獄制度、豈可附諸等閑哉今試就現在制度而略言概要、臺灣之監獄、歸于臺灣總督管理典獄受總督之命令而督理獄務、其制度分爲行刑、教務、作業醫務、庶務、會計、用度、並領置等、行刑部專掌監獄之紀律並囚徒之戒護拘禁款待事務、教務部、辦理囚徒之教誨教育並出獄後之保護事務。作業部經辦各種作業並賞金事務、醫務部專辦監獄衛生並醫治罪囚疾病、其餘諸部各就所定事務辦理焉、

臺灣北部設有臺北監獄、中部有臺中監獄、南部有臺南監獄、東部有宜蘭支監此外設置新竹與嘉義兩處出張所。全臺監獄職員現在之數、典獄計有三人、典獄補二人、看守長三十一人、通譯二人、監獄醫十人、教誨師八人、教師一人、看守部長八十二人、看守四百三十六人、女監取締十八人、囑託九人、雇員二十八人、授業師十二人、押丁十七人、傭員四人也、次就司法關係而言、臺灣總督府法務部、則爲監獄監督機關也、法院檢察局則爲執行機關也、顧我臺灣監獄制度與內地監獄制度、內容同一、然我臺灣之民情與文化、比之內地、大相徑庭、故臺灣有特別之律例、如臺灣監獄令施行規則、臺灣假出獄取締細則、阿片囚獄舍留置執行令、體刑犯囚款待規則等是也、又次就款待罪囚之方法而言、款待之目的、應以刑法之目的爲其目的、刑法之目的、非唯懲治而已、實俾罪囚有恥且格以爲目的、所謂刑期無刑者是也、然則款待犯囚。亦以此爲目的。而其方法。特用個別的處遇焉、所言個別的處遇者。對于同一囚徒、其款待各殊之謂也、如英國之個別處遇法、當入獄之初一定期間、繫于獨房、精察該囚之行狀。確見洗心革面顯著者、特爲賞表、許以與外界交通、次則允准特別出獄、該罪囚之階級、分爲三級、一爲星級、二爲中間級、三爲累犯級、每級更分爲五等、依採點法而漸次得以累進、而享特典、進至上級。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

則可得出獄也。今我監獄之處遇法、亦倣英國之制度而決定者、而我制度 則分爲六級、以確有改過遷善之狀者爲甲級、未盡知其能改過與否者、竝略有改過之狀者爲乙級、細察該犯之性格犯狀、竝前科等而目爲不能改過。且行狀不良者及陽奉陰違者爲丙級。受刑者之生活程度、極爲低下、素慣于惡衣粗食重工、故雖被繫于獄舍、毫不覺苦痛者爲丁級。體質不良者或爲慢性病者而難堪作業、不得加刑者爲戊級、未滿十八歲之少年受二箇月以上之懲役者爲巳級、以上六級之中、屬在戊巳二級者得受特別處遇、丁級以上之罪囚、各照階級而其作業、紀律、衣服、寢具、食料、批信、書冊、監房、工場、自有差別、加刑程度、亦有輕重、但常爲注意、細察罪囚受刑感應之如何而俾進上級也、要之內地人與本島人、毫無區別、一樣欵待、所異者衣服耳、自入監後、對于大悔前非、改過遷善者、處遇極寬未能改過、性質不良者、處遇極猛、次就入監人員而言、犯罪傾向、逐年增多、本島人=較諸內地人更加、今將九年四月末日在監人數、試舉于下、刑事被告人男三八一、女一四、受刑者男二、八三七。女八三、留置者男二三、女三、携帶兒男三、計三、三四四人、該受刑者之中、無期懲役囚、內地人一、本島人五一六人、有期懲役四十年以上者內地人一四、本島人一一〇、一年以上十年未滿者內地人二三一、本島人一三四二、支那人四四、未滿一年者、內地人五一、本島人五五六、支那人二六、計共內地人二九六人、本島人二、〇一七人、支那人七一人也、

笞刑四、本島人與支那人之犯罪、應處三箇月以下懲役者、照其罪狀、或科以罰金、或處以笞刑、笞之執行、一日一次以二十五板以下爲限、不得過一百板、又以年齡滿十六歲以上竝六十歲以下之男子爲限、在監獄內、執行笞刑者一日平均十五人但笞刑制度之廢存、或曰宜廢、或曰可存、議論紛紛、意見各殊、余未敢斷言、須爲考察時勢與民度、而後可決。顧笞刑一事、刑罰之中、尤見有效之感應性、固不俟言者、匪徒囚、臺灣自古爲土匪之巢窟、當清朝時代、匪賊蜂起、各處殆無寧日。故稱臺灣爲南荒化外之土、迨明治二十八年、爲我帝國奄有以來我督府雖傾注全力、圖滅匪徒、至今未能奏功。彼土匪者、結黨成群、出沒各地、奪財掠物、妨碍治安、因此特頒臺灣匪徒刑罰令、嚴飭查拿、處以極刑、但彼矇昧者、尙不知時勢、爲兇徒敎唆、敢逞兇惡、是以該匪徒刑罰令、至今未易廢止也、然現際入監之匪囚、悉悔前非、能守獄律、本年四月末日、現在之數、計有八百四十八人內有女二名云。

阿片令犯囚、阿片煙吸食許可者、大正七年末、本島人與支那人計共五萬八千七百十五人而吸食者逐年退減、我政府特取阿片漸禁主義、而頒發臺灣阿片令、犯之者、處之徵役、五年以下或科罰金五千元以內、大正七年中。犯令受罰者厥數五百九、十二人、本年四月末日入監現在人數四十八名。戀者匪少。故在獄內。款待彼等。須要十分注意、

作業者維何、曰刑法第十二條云懲役囚須拘置于監獄內。使服定役云云、所謂定役者作工作業也、故在監獄、對于囚徒一面課以作業而苦之、一面授之工藝以備出獄後謀生之計、是以作業愈爲盛旺而成績倍形良好、今就臺灣監獄作業收入與經費支出而比較、則大正七年支出監獄費、總額六十七萬四千八百三十五元、此內在監人費額計有二十九萬九千六百六十元、每一人

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一日平均支出額二十三錢、作業收入總額二十一萬四千五百七十二元、服役者每一人一日平均收入額二十五錢也、

監獄衛生狀態如何、曰、對于囚人、一面俾感刑罰之苦痛、一面務期心身之保全。故衛生一事、特爲注意、受刑者之中、或曰監獄內設備給與、尤爲優良吾等監獄生活、較諸社會生活、反覺快樂云、食糧則臺灣下等米七合、參以蕃薯簽三十兩、混合煮之、準作一升量米、一人一日食量、以三合九勺乃至八合七勺爲度、各照作工之種類而定等級、一人之量平均六合也、配菜則一人一日三錢以內、自作之菜、參以魚肉若干一人一日食糧費、平均計爲十一錢乃至十六錢、食料如此則犯人入獄後能無衰弱乎、內地人男則入監時體量十三貫三十四兩者出監時減至十二貫九十一兩、女則入監時十一貫十五兩者出監時增至十一貫六十兩、本島人、男則入監時十二貫九十五兩者出時十二貫六十四兩、女則初有十一貫四十七兩者後減至十一貫六十六兩、支那人男入監時十三貫二十三兩者出時減至十二貫七十六兩、女則十貫二十五兩者增至十一貫、由是觀之、支那人婦女、出監時比之入監時、反增體量、七十五兩。次則內地人婦女增量、男子則不問內臺支各減多少、就中支那人減量尤多、然而本島人中多有阿片吸食者並慢性痼疾者、故其死亡率、比之內地人　稍多、其他獄內衛生狀態、極爲良好、

教誨教育、尤爲重要、均以改過遷善爲宗旨、教誨分爲個人教誨集合教誨、並特別教誨、或每日行之、或一星期一次行之、或應時行之、教誨師則本願寺僧侶、專當其任、說破宗教、諄々教諭、本島人與內地人、其信仰習慣人情、自有爭差、故當事者、更加一層、努力于玆矣、

款待幼年囚者、刑政上極爲重要問題、在外則須要管束不良少年。在獄內則應爲處遇幼年囚、兩者施設得宜、秉法不謬則得以防遏青年之犯罪而刑事政策上得收良效也、我臺灣則唯在臺北監獄內、特別設備、以收容全臺之幼年囚、戒之教之、引導善誘。剩下總數八十五人也

凡欲達刑罰之目的、不可不保護出獄之人、獄內犯囚、懲膺之、教誨之、出獄之人、保護之、引導之、以圖防遏再犯、而期無刑、在臺灣保護免囚事業、以明治三十八年於臺南監獄保護出獄之人、開端于此、及其組織之成、稱爲累功舍迨四十年設一新舍于臺北、尋而再生舍亦起于臺中、監獄職員、以公務之餘經營事業、降至大正四年九月改爲財團法人臺灣三成協會、而擴充業務、該會自明治四十一年以來、受國庫之補助、每年三千元、此外多得有志者之捐款　今已得相當基礎矣、此後務期得世人之同情而極力保護刑餘之人、是所厚望、如該會大正八年末財產總額六萬九百餘元、保護費一千四百十八元、辨費三千五百四十九元、計共四千九百六十七元、是年中收容總數六十六人、保護解除者五十三名、自開設以來至前年度通計收容人員一千三百六十七名以外。暫時收容保護者尙有八百三名、而該事業益得見順調發達焉

以上所縷述者臺灣監獄現在之制度與狀況也、夫監獄者改造人性之處也、故該職員應以社會教育者自任、認眞從事、以身殉之、有此覺悟、始無忝厥職焉

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

論臺灣信用組合效力

臺灣總督府事務官　前田稔靖

一

從來世人所議論講究之經濟問題者。乃屬圖富獲利之道而畢竟爲資本家、保護事業、俾爲富上加富而已、經濟本義、豈如是哉。顧有國民則能存國家、有國家而後國民得以生活、故國家之施設與國民之生活倘有背離、則國家難得存立、然而國民之多數、多屬無產者、經濟問題亦不可以資本主義經濟而議論。宜將民衆經濟、以經國濟民、是尤適于現代之時勢、然世人或曰、能得今日之文化者、乃係資本主義之功績也、資本主義經濟、豈可廢止哉、余曰爲是言者、唯知有富利而不知仁義、其議論偏于物質的未足共言國家之存立、與民衆之幸福者、夫無產者即多數國民之盡力于國家、與資本家即少數國民之努力于事業、其功其績、孰大孰小、不待言而可知耳、此等議論、不特爲經濟問題而言、亦可移諸政治上之問題、講究爲要、蓋國家以國民爲本、國民富則國家得期發展、所云國民者即多數國民之謂也、多數國民之金融機關、謂之下級金融機關、整理下級金融機關者、尤爲當務之急、下級金融機關之中、彼當鋪姑勿論矣、今所欲論者信用組合也、將現在各處信用組合、更加整備、俾爲擴充以此爲庶民銀行、而圖組織的秩序的發達之途、則得安全之機關而庶民較爲利便也、玆將信用組合機能之一斑、介紹諸君並就本島信用組合之施設、約略言之、

信用組合者、即爲產業組合之一部分也、對于組合員、放借產業之資金、且辦理存款銀務、即俾中產階級以下之農工商業者編成經濟的團體、互相提携、協力一致、得信用以流通資本而圖生產上之利便、以對抗大資本之壓迫、且將自己之地位、愈爲改善、是即信用組合之宗旨也、考其原因、始於十九世紀德國首倡　漸傳諸國、在我日本、以明治三十九年　纔得頒發組合令、顧往時遵照二宮尊德翁之遺法而設立報德社、該社設立之宗旨、即在以德報德、內容性質、與今日之信用組合無異在臺灣信用組合以大正二年頒發律令而確實施行、然在未頒律令以前、與此類似之商工業組合、各處有之、該組合員依月賦方法、每月出資、以備組合員之流通。實爲有力之下級金融機關也、迨至該律令頒發、此等機關、均照法律　改正組織、而受法律之保護、乃以大正二年六月在嘉義廳管內、設立有限責任店仔口信用組合、爲嚆矢、爾來逐年增設、至是年末　現在之數十八、大正三年末之數四十五、大正四年末有六十六、五年末八十四、六年末一百二十六、七年末一百七十三處、現在之數、兼營他業計達二百零四之多、現象漸次增多、而其基礎尤見鞏固者

二

本島內信用組合、分爲二種、即爲專辦銀業、與兼營他業、但

彙者極少、均以有限責任組織、一市一區 必有一所、存立期間、概以二十箇年爲限、但無限與二十箇年未滿者總數之中、僅占二成、出資之額、一股十元者、三十三、二十元者八十六三十元者三十一、五十元者三十九、不在此內者尙有若干。組合員每一人認一股爲度、然一人得認三十股以內、倘欲認三十股以上卽要請臺灣總督允淮乃可。該信用組合之資本、卽除組合員出資金外、將組合員之存款與自銀行借款爲其資本、而流通于組合員、組合員出資之總數已達、一千零二十九萬元、在我臺灣金融機關、資本金一千萬元以上者、只有臺灣銀行與華南銀行耳、足見臺灣信用組合、資力餘裕、而能匹敵大資本且將經濟上弱者之地位、俾爲向上改善也、該組合之存款亦逐漸增加、本年四月末。現在之數、已逾五百十七萬元、次自各處銀行借入之總額、四月末已達四百十四萬元、組合者實爲銀行之好顧客也、顧自銀行借入款項、本固爲放借之補充而該借入款項之多少、尤關係于組合之信用而且影響于組合之基礎者實匪淺鮮、故該款項、應照資金與公積金而定其最高額、登諸章程、以遵照辦、倘欲改定、須經臺灣總督允淮、足見用意周到、辦法穩當、借入款之利息、一百元一日二錢四厘乃至三錢五厘、就中三錢內外者居多。然現際以金融逼迫之故、銀行不肯放款、故組合雖有告乏、無由借入、不無遺憾。在本年度、各處信用組合、按算借入金額計七百六十八萬七千元、而現已借入者僅有四百十二萬元耳、故此外倘得借入三百五十萬元以上則得以收良效也、該組合以本年四月末日運轉資金總額一千九百六十萬餘元、以此充爲組合員之產業資本金、而流通于雜穀雜貨米茶菓實之商業資金者居多。此外或充爲開墾肥料耕作之農業資金、或放于工業漁業以及還債資金、此放款總額一千八百萬元而借出于商業者六分農業者三分其他一分、一口金額、五百元以上未滿一千元者最多而未滿五百元與一千元以上者極少零星借出之多數者、卽信用組合之特色也、試將客年與本年四月末日現在借出金額對照表 臚列于左

△信用組合借出金額

	大正九年四月	大正八年四月	差引增減
臺北	二,四五七,八三三円	一,六二二,六二六円	八三五,二〇七円
宜蘭	四七六,六〇七	二五〇,三三一	二二六,二七六
桃園	二,〇八九,四七九	一,四四九,九七五	六三九,五〇四
新竹	一,三九八,二一五	九九三,九二七	四〇四,二八八
臺中	四,六六〇,三九六	三,〇三二,〇五二	一,六二八,三四四
南投	一,〇八三,七六〇	八〇六,二一四	二七七,五四六
嘉義	二,四六六,四四九	一,五〇〇,四六一	九六五,九八八
臺南	一,九八九,三七一	一,三二七,四一九	六六一,九五二
阿緱	一,一一八,三八二	六三二,九九六	四八五,三八六
臺東	三四,二八〇	二一,七二五	一二,五五五
花蓮港	一五五,〇四三	一〇五,五一四	四九,五二九
澎湖	二〇,二七七	六三,八一五	△四三,五三八
計共	一七,九四九,九九二	一一,八〇七,〇五五	六,一四二,九三七

信用組合卽以組合員零星出資與向銀行借款並組合員存款爲資金、而流通于組合員者如前所述、乃借出款項利息卽爲組合之實益金、而將利益金配當于各組合員、組合員已得股息外尙得以流通資金或隨時存款、俾與勤勉之心、而將自己生活、漸次改善、至于晏如焉

三

我本島信用組合、以短期間、遍及全臺、得以發達者、固因適于時勢、且其經營方法、較爲適切、竝督府之指導、尤見得宜之故也、組合進展、一至于此、下級金融機關之意義與使命、愈爲擴充 在今日卽認爲社會政策的不可缺之設備也、卽將藏于民家之零星錢得以收集于組合、而更流通于商工、充爲產業資金、不寧唯是、該組合稗益于比隣者亦匪淺鮮、比隣乃得以互相團結、振作相依相扶之精神、而涵養共存共濟之良風也如彼最爲發達之組合、屢開懇親會、聯絡氣脈維持風紀焉、該組合之經營、比之普通銀行、特爲發達者、有三、曰該存款與放借、雖以零星項亦無妨、其一也、普通銀行專爲富豪或商家之機關、故與中流以下無產家、似無關係。其故莫不因于經費巨款。若信用組合則不然、經營極爲簡易而經費得以節約、故專爲組合員圖其利便、卽其二也、雖曰普通銀行固重個人的信用然信用組合、嚴守秘密、尤重個人的信用者卽其三也、以上三者實爲信用組合之特色也、

世人或難之曰、信用組合之辦法、善則善矣。然其生理。過于營利、且存款與放借、均爲限定、故未能十分活動、此二者組合之缺陷也、余曰、所難過于營利者、程度問題也、特將信用組合、何不可爲營利的經營也、又所難以限定爲不可者、一知半解之言也、倘照法律、則得以寄錢于組合者僅以組合員與組合員同寓之人竝公共團體暨不以營利爲目的之法人與團體等爲限、得以自組合告借者又僅以組合員爲限、唯在市街之組合不在此限、以特別辦法而辦理手形割引與組合員以外人之預金

信用組合、活動區域、雖曰狹隘、然此乃組合之特色而組合之使命亦在于此矣。倘將活動範圍、俾爲擴大則不異貯蓄銀行或普通銀行、而恐有攪亂組合之制度、且對于組合員以外人倘許爲無確實之放借、則不無阻碍于組合之信用與基礎。有此弊害、故排斥前說而提倡現狀維持說也、顧現際之辦法亦須改良、一曰須圖組合員 更爲多數、二曰須選辦事員之人格與手腕、三曰須期養組合員協力一致之情神、其故何哉曰、欲將組合之規模 更爲擴充、俾民衆均得福利 則不可不爲之圖組合員之多數、組合之隆替 一繫于辦事員之人格與手腕、故其選任、尤要注意。欲遂共存共濟之目的、卽組合員不可不務協力一致如上三者卽爲組合成立之鼎足 此內倘有缺一 卽難望發展、組合諸君、倘其勉旃

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法令

府令

●郵便振替貯金規則中改正

大正九年六月八日
府令第三十五號

明治四十三年三月府令第十八號郵便振替貯金規則中左ノ通改正ス

第三十六條、第四十九條及第五十條中「三十錢」ヲ「四十錢」ニ改ム

第六十一條中「四十錢」ヲ「六十錢」ニ改ム

附　則

本令ハ大正九年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

●對獨平和條約ニ基ク損害申告ノ件

大正九年六月十二日
府令第三十六號

同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第八編(賠償)第一款第一附屬書第一號、第二號、第三號、第八號、第九號又ハ第十號ニ該當スル損害ヲ受ケタル帝國臣民(帝國法人ヲ含ム)ハ大正九年五月外務省令第三號ニ依リ其ノ損害ヲ外務大臣ニ申告スヘシ

前項ノ申告書ハ大正九年七月十日迄ニ所轄廳ヲ經テ臺灣總督府ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●公設質舗業務規則

大正九年六月十二日
府令第三十七號

公設質舗業務規則左ノ通相定ム

公設質舗業務規則

第一條　大正八年勅令第四百八十五號ニ依リ地方廳ニ於テ質舗ヲ設ケルトキハ其ノ名稱、位置及業務ノ開始ヲ告示スヘシ質舗ヲ廢止シタルトキ亦之ニ準ス

第二條　質舗ノ業務ハ質物ノ受入、保管、返還、流質物ノ處分及之ニ關スル現金ノ出納ヲ爲スモノトス

第三條　質舗ニ左ノ職員ヲ置ク

主事　一人
主事補　若干

主事ハ廳長ノ指揮監督ヲ承ケ質舗ニ關スル事務ヲ掌理シ特別ノ規定アルモノノ外廳長ニ代リ其ノ業務ヲ執行ス

主事補ハ上司ノ指揮監督ヲ承ケ質舗ニ關スル事務ニ從事ス

第四條　廳長ハ必要ト認ムルトキハ主事及主事補ニ對シ身元保證金ノ納付ヲ命スルコトヲ得

第五條　主事質物一件ニ付三百圓以上ノ貸出ヲ爲サムトスルトキハ廳長ノ指揮ヲ受クヘシ

第六條　主事及主事補ハ質入又ハ流質物ノ買受ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　主事及主事補ハ質物又ハ現金ノ亡失、毀損ニ付臺灣地方稅會計規則會計吏ニ關スル規定ヲ準用ス

第八條　質舗ノ營業時間及休業日左ノ如シ但シ廳長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

營業時間　午前八時ヨリ午後十時迄
休業日　祭日、祝日、臺灣神社例祭日始政紀念日及一月一日ヨリ三日迄

第九條　質舗ノ貸出金額ハ一件ニ付五十錢以上トス

第十條　主事ハ現金ノ交付ト同時ニ質札ヲ質置主ニ交付ス

第十一條　質置主質札ヲ亡失、毀損シタルトキハ借受金額、質物ノ名稱、數量、質入年月日ヲ記載シタル書面ニ保證人一人以上連署シテ質札ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ質舗前ニ揭示ス

前項ノ揭示ヲ爲シタル日ヨリ一週間ヲ經過シタルトキハ質札ノ再交付ヲ爲シ前ニ交附シタル質札ハ之ヲ無效トス

第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ハ質物ト爲スコトヲ得ス

一　無記名債券以外ノ有價證券
二　動物、植物
三　腐敗シ易キ物品
四　不潔ナル物品
五　自ラ燃燒シ易キ物品又ハ導火性ノ物品
六　他ノ保管物ニ害ヲ及ホシ易キ物品
七　容易ニ價格ヲ見積リ難キ物品
八　前各號ノ外主事ニ於テ不適當ト認ムル物品

第十三條　貸出金ノ利率ハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ廳長之ヲ定ム

廳長ニ於テ貸出金カ災害ニ因リタル用途ニ使用セラルルモノト認ムルトキハ特ニ無利息ト爲スコトヲ得

第十四條　利息ハ月ヲ以テ計算シ期間ノ計算ハ民法ノ定ムル所ニ依ル但シ一箇月未滿ノ端數及質入當日ニ受戻シタル場合ハ之ヲ一箇月トス

第十五條　質物カ法令ニ基キ差押又ハ押收セラレ引渡ヲ爲スコト能ハサルトキハ受戻請求ノ日ヨリ第三十四條第四號ノ通知ヲ爲シタル日迄ノ利息ヲ計算セス

第十六條　流質期限ハ六箇月トシ期間ノ計算ハ民法ノ定ムル所ニ依ル但シ第二十條ノ規定ニ依リ利息ノ一部ヲ辨濟シタルトキハ仕拂ヒタル利息ニ該當スル期間ノ最終ノ日ヨリ起算ス

第十七條　左記各項ノ一ニ該當スル日數ハ前條ノ規定ニ依ル流質期間ニ算入セス

一　第十五條ノ受戻請求ノ日ヨリ第三十四條第四號ノ通知ヲ爲シタル期間
二　亡失シタル質物カ發見セラレ質舗ノ占有ニ歸シタルトキ質置主ニ對シ第二十二條ノ規定ニ依ル損害ヲ辨償セサリシ場合ニ於テハ受戻請求ノ日ヨリ第三十四條第三號ノ通知ヲ爲シタル日迄

第十八條　廳長ハ質物受入後相當ノ注意ヲ爲スモ左記各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ第十六條ノ規定ニ依ル流質期間ヲ短縮スルコトヲ得

一　著シキ減價ヲ生スルノ虞アルトキ
二　地ノ物件ニ害ヲ及ホス虞アルトキ

第十九條　質物ノ受戻ヲ爲サムトスル者ハ質札ヲ提出シ借受金及其ノ利息ヲ仕拂ヒ質物ノ返還ヲ受クヘシ

第二十條　質置主ハ流質期限内ニ借受金ノ分割辨濟又ハ利息ノ全部若ハ一部ヲ辨濟スルコトヲ得

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

前項ノ規定ニ依リ分割辨濟ヲ爲ストキハ借受金全額ニ對スル當月迄ノ利息ヲ仕拂フヘシ

第二十一條　前條ノ規定ニ依リ辨濟ヲ爲シタルトキハ質入、質受ノ取扱ヲ爲スモノトス

第二十二條　廳長ハ不可抗力ニ因リタル場合ノ外質物ノ亡失、毀損ニ對シ其ノ損害ヲ辨償ス

辨償金額ハ廳長ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條　前條ノ辨償金ハ現ニ質札ヲ所持スル者ニ之ヲ仕拂フ

辨償金ノ仕拂期間ハ仕拂ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ一年トス

第二十四條　流質物ノ賣拂ニ關シテハ臺灣地方稅會計規則第三十一條ノ例ニ依ル但シ時宜ニ依リ廳長ハ陳列賣又ハ糶賣ヲ爲スコトアルヘシ

第二十五條　流質物ノ賣却著手以前ニ於テ質札ヲ提示シ其ノ物品ノ拂下ヲ受ケムトスル者アリタルトキハ廳長ハ其ノ貸出金額及之ヲ賣却スル當月迄ノ利息ヲ計算シテ特ニ之ヲ拂下クルコトヲ得

第二十六條　質舖ニ要スル資金ハ特別ノ整理ヲ爲スモノトス

資金ノ運用ニ關スル規程ハ本令ニ定ムルモノノ外別ニ之ヲ定ム

第二十七條　質物及現金ハ現ニ其ノ出納ヲ爲シタル日ヲ以テ區分シ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ一年度トス

第二十八條　資金ハ必要ニ依リ地方稅金ヲ運用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ運用スヘキ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十九條　資金ヨリ生スル利息其ノ他ノ收入ハ地方稅ノ收入トシ一切ノ缺損ハ地方稅之ヲ補塡ス

前項ノ收入金及缺損金ハ毎年度ノ決算ニ依リ差引之ヲ整理ス

第三十條　質札、帳簿及計算書ノ樣式ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條　質物及帳簿ハ祕密ノ取扱トス

第三十二條　廳長ハ年度經過後二箇月內ニ質舖資金決定計算書ヲ調製シ之ヲ臺灣總督ニ提出スヘシ

第三十三條　本令ノ規定ニ依リ計算上一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一錢トシ其ノ全額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス

第三十四條　主事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ質置主ニ通知ス

一　質物ノ亡失、毀損ニ對シ其ノ辨償金額ヲ決定シタルトキ

二　流質期限ヲ短縮シタルトキ

三　損害ノ辨償ヲ爲ササル亡失物カ發見セラレ質舖ノ占有ニ歸シタルトキ

四　法令ニ基キ差押又ハ押收セラレタル質物ノ還付ヲ受ケタルトキ

第三十五條　質舖所在地ニ於ケル質屋營業者ニシテ質舖開始ノ日ヨリ廳長ノ指定スル期間內ニ質置主ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ占有ニ係ル質物ハ適當ト認ムルモノニ限リ質舖ニ於テ之ヲ引受ルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ貸出金ハ質屋營業者ニ質札ハ質置主ニ交付ス

第三十六條　質舖所在地ニ於ケル質屋營業者ニシテ質舖開始ノ日ヨリ廳長ノ指定スル期間內ニ其ノ廢業ヲ屆出テタルトキハ之ニ對シ廳長ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ與フルコトアルヘシ

第三十七條　前二條ノ規定ニ依ル質舖所在地ノ區域及期間ハ廳長之ヲ告示ス

第三十八條　明治三十六年十二月府令第八十號質屋營業取締ニ關スル律令施行細明ハ質舖ニ之ヲ適用セス

第三十九條　本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ廳長之ヲ定ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●熱帶醫學專攻科及研究科規則中改正

府令第三十八號　大正九年六月二十四日

大正八年四月府令第五十八號熱帶醫學專攻科及研究科規則中左ノ通改正ス

第七條ノ二　熱帶醫學專攻科ヲ卒業シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ熱帶醫學士ト稱スルコトヲ得

一　醫師法第一條ノ資格ヲ有スル者

二　臺灣總督府醫學專門學校本科ヲ卒業シ臺灣醫學得業士ト稱スルコトヲ得ル者

三　大正八年四月府令第五十七號臺灣總督府醫學專門學校規則附則第二項後段ノ規定ニ依リ臺灣醫學得業士ト稱スルコトヲ得ル者

第七條ノ三　前條ノ規定ハ熱帶醫學專攻科ノ前學期若ハ後學期ノ一ヲ履修シタル者ニハ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓　令

●廳國勢調査委員部規程

訓令第八十五號　大正九年六月六日

廳國勢調査委員部規程左ノ通相定ム

廳國勢調査委員部規程

第一條　廳長ハ廳內ニ其ノ廳國勢調査委員部ヲ設ケ管內ニ於ケル國勢調査事務ヲ處理セシムヘシ

第二條　廳長ハ國勢調査委員部ニ左ノ職員ヲ置キ廳又ハ所屬職員中ヨリ之ヲ命スヘシ

理　事

主査委員

書　記

第三條　理事ハ委員長ヲ補佐シ部務ヲ掌理ス

主査委員ハ委員長及理事ノ命ヲ承ケ部務ヲ分掌ス

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ニ從事ス

第四條　主査委員及書記ハ監督委員又ハ調査委員ヲ兼ヌルコトヲ得

第五條　廳長ハ理事、主査委員又ハ書記ヲ命免シタルトキハ其ノ都度之ヲ臺灣總督ニ報告スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣官立學校歲入取扱規程中改正

訓令第八十六號　大正九年六月九日

大正八年四月訓令第四十八號臺灣官立學校歲入取扱規程中左ノ通改正ス

第十條　削除

別記第四號書式ヲ削ル

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●公設質舖業務規則施行細則

大正九年六月十二日
訓令第八十七號

公設質舖業務規則施行細則左ノ通相定ム

公設質舖業務規則施行細則

第一條　質舖ノ業務ニ關シテハ特ニ定ムルモノノ外本令ニ依リ取扱フヘシ

第二條　質舖ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

一　質舖ノ名稱、位置
二　貸出資金總額
三　質舖ノ用ニ供スヘキ建物ノ構造、坪數
四　質舖ヲ設クヘキ所在地ニ於ケル質屋營業者ノ營業運轉資本、一年ノ貸出總額、利息ノ最高最低ヲ營業者毎ニ區分シタル調書
五　前各號ノ外必要ト認ムル事項

質舖ヲ廢止セムトスルトキハ事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

第三條　質舖ノ業務ヲ開始シタルトキハ臺灣總督ニ報告スヘシ

第四條　營業時間又ハ休業日ノ變更ハ之ヲ告示スヘシ

第五條　主事若ハ主事補ヲ命免シ又ハ身元保證金ヲ納付セシメタルトキハ明治三十六年二月訓令第十五號臺灣總督府所屬出納官吏命免並身元保證金ニ關スル取扱規程第二條及第四條ノ規定ニ準シ臺灣總督ニ報告スヘシ

第六條　質舖ハ業務上貸掛、借掛ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　貸出金額算定ノ標準ヲ定メタルトキハ臺灣總督ニ報告スヘシ

第八條　質物ノ受入ヲ爲サムトスルトキハ別記第一號樣式ノ評價調書ヲ調製スヘシ但シ公設質舖業務規則第二十一條ノ場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第九條　多數ノ物品ヲ一括シテ質入スル者アルトキハ別記第二號樣式ノ質物內譯書ヲ交付シ其ノ品目、數量ヲ記載シタル上之ヲ質物ニ添附セシムルヲ要ス

但シ添附シタル質物內譯書ニ評價額ヲ記入シ前條ノ評價調書ヲ省略スルコトヲ得

第十條　貸出金額ノ算定ハ第八條ノ評價調書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第十一條　貸出ヲ爲サムトスルトキハ質物一件毎ニ別記第三號樣式ノ質札ヲ調製スヘシ但シ無能力者ノ持參セル質物ニ對シテハ貸出ヲ爲スコトヲ得ス

質札ノ記號及番號ハ廳長之ヲ定ムヘシ

第十二條　質物ニハ其ノ質札ノ記號及番號ヲ記シタル附札ヲ纏結スヘシ

第十三條　質札ノ再交付ヲ爲ストキハ「年月日再交付」ノ印ヲ押捺スヘシ

第十四條　質物ハ堅牢ナル倉庫又ハ金庫ニ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ格納スヘシ

第十五條　倉庫及金庫ハ常ニ鎖鑰ヲ施シ倉庫ニハ封印ヲ爲スヘシ

前項ノ封印ヲ解キタルトキハ其ノ異狀ナキヤヲ調査シ當分之ヲ保管スヘシ

第一項ノ封印ハ月日其ノ他必要ナル事項ヲ記入シ關係者之ニ捺印シタルモノヲ用ウヘシ

第十六條　質物若ハ現金亡失ノ事實ヲ認メタルトキハ明治三十九年二月訓令第三十一號亡失官金整理手續ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ蟲害、濕氣其ノ他ノ爲質物ニ損害ヲ生シ其ノ見積價格三百圓以上ナルトキ亦同シ

第十七條　質受セムトスル者アルトキハ質札ヲ調査シ辨濟金額ヲ領收シテ質物ノ引渡ヲ爲スヘシ

質物ノ引渡ヲ爲シタルトキハ直ニ利息、質受年月日其ノ他必要ナル事項ヲ質札ニ記入スヘシ

第十八條　質物ノ損害ニ對シ辨濟ヲ要スルモノアルトキハ調書ヲ調製スヘシ

第十九條　流質物ハ調書ヲ調製シ他ノ質物ト區分整理スヘシ

第二十條　流質物ニハ流質物臺帳ノ流質番號ヲ記載シタル附札ヲ纏結スヘシ

第二十一條　質物カ法令ニ基キ公賣若ハ沒收セラレ又ハ質屋取締法第十六條ノ規定ニ依リ徵收セラレ又ハ亡失シタルトキハ直ニ調書ヲ調製スヘシ

前項ノ質物ハ調書調製ノ日ヲ以テ質物臺帳ヨリ削除シ流質物ニ準シ取扱ヲ爲スヘシ

第一項ノ徵收セラレタル質物カ還付セラレ又ハ亡失ニ因リ辨償シタル質物カ發見セラレ質舖ノ占有ニ歸シタルトキハ流質物ニ準シ賣却スヘシ

第二十二條　流質物ヲ賣却セムトスルトキハ拂下代金ヲ領收シテ現品ノ引渡ヲ爲スヘシ

第二十三條　流質物ヲ賣却シタルトキハ適宜ノ入金票ヲ設ケ其ノ都度之ニ記入スヘシ

第二十四條　質舖ノ資金ハ他ノ費用ニ流用スルコトヲ得ス

第二十五條　質舖ノ資金ハ毎日ノ所要額ノ外確實ナル銀行ニ預金スヘシ

第二十六條　質舖ニハ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

現金出納簿　別記第四號樣式
資本金臺帳　別記第五號樣式
質物臺帳　別記第六號樣式
流質物臺帳　別記第七號樣式
辨償金仕拂整理簿　別記第八號樣式
缺損補塡金整理簿　別記第九號樣式
通知簿　別記第十號樣式

第二十七條　主事ハ毎月一回別記第十一號樣式ノ質物出納計算報告書ヲ調製シ證明書類ヲ添ヘ所屬廳長ヲ經由シ翌月十日迄ニ臺灣總督ニ提出スヘシ

第二十八條　公設質舖業務規則第三十二條ノ質舖資金決定計算書ハ別記第十二號樣式ニ依ルヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別記省略）

●大正九年度特別會計歲入歲出科目設置

大正九年六月十三日
訓令第八十八號

（本文略ス）

●大正九年度臺灣地方稅收入支出科目設置

大正九年六月十三日
訓令第八十九號

（本文略ス）

●監獄授業手及押丁設置規程中改正

大正九年六月十三日
訓令第九十號

明治三十九年二月訓令第三十八號監獄授業手及押丁設置規程中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

授業手ハ雇員、押丁ハ傭員トス

附　則

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●廳屬、警部、警部補、視學、技手、通譯及稅務吏定員中改正

大正九年六月十五日
訓令第九十一號

大正八年九月訓令第百七十七號廳屬、警部、警部補、視學、技手、通譯及稅務吏定員中左ノ通改正ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

	警部 警部補	通譯
宜蘭廳	四〇	一
桃園廳	五〇	二
新竹廳	六五	二
臺中廳	六一	二
南投廳	四九	一
嘉義廳	七一	三
阿緱廳	六五	二
臺東廳	三五	—
花蓮港廳	四六	一

●地方學事講習規程中改正

大正九年六月二十二日
訓令第九十二號

明治三十八年七月訓令第百六十一號地方學事講習規程中左ノ通改正ス

第二條第一項中「講習員ハ」ノ下ニ「公學校內地人教諭ノ免許狀ヲ有スル公學校教諭、」ヲ加ヘ、「雇本島人教員」ヲ「訓導心得」ニ改ム

第三條中「國語學校師範部乙科」ヲ「師範學校本科」ニ改メ但書ヲ削ル

別記樣式中「何公學校訓導又ハ雇(書房教師)」ヲ「職名又ハ本居地廳名」ニ、「本廳ニ於テ」ヲ「本廳」ニ、「開設シタル」ヲ「開設ノ」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●專賣局出張所設置

大正九年六月二十五日
訓令第九十三號

大正九年六月一日ヨリ臺灣總督府專賣局臺中出張所ヲ臺中廳臺中街ニ、嘉義出張所ヲ嘉義廳嘉義街ニ、南投出張所ヲ南投廳南投街ニ、宜蘭出張所ヲ宜蘭廳宜蘭街ニ設置シ左記事項ヲ取扱ハシム

一　煙草耕作ノ取締ニ關スル事項
二　煙草耕作者ノ指導ニ關スル事項
三　指導員、教導員及指導夫ノ指導監督ニ關スル事項
四　煙草種子ノ配付、植付、收穫其ノ他煙草耕作ニ關スル各般ノ事項
五　煙草耕作申請書ノ審査ニ關スル事項
六　煙草耕作獎勵ニ關スル事項
七　製造煙草販賣ニ關スル取締事項
八　賣捌人、小賣人ノ指導監督ニ關スル事項

●煙草耕作指導所設置

大正九年六月二十五日
訓令第九十四號

大正九年六月一日ヨリ臺灣總督府專賣局蕭壠煙草指導所ヲ臺中廳下南坑庄ニ、阿緱煙草指導所ヲ阿緱廳長興庄ニ、豐田村煙草指導所ヲ花蓮港廳豐田村ニ設置シ左記事項ヲ取扱ハシム

一　煙草栽培試驗ニ關スル事項
二　肥料試驗ニ關スル事項
三　病蟲害驅除豫防試驗ニ關スル事項
四　育種試驗ニ關スル事項
五　煙草耕作技術員ノ養成ニ關スル事項
六　煙草耕作ニ關スル經濟試驗及調査ニ關スル事項
七　煙草耕作ニ對スル對抗作物ノ調査及試驗ニ關スル事項

●郵便爲替貯金及各種現金受拂時間延伸

大正九年六月二十五日
訓令第九十五號

郵便爲替貯金及其ノ他各種現金受拂等臨時多數ノ爲大正九年五月告示第七十八號ノ取扱時間ヲ延伸シ又ハ祭日、祝日其ノ他ノ休暇日ニ於テ取扱ヲ爲スノ必要アリト認ムル郵便局所ニ於テハ左ノ範圍內ニ於テ之カ取扱ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ事由及取扱時間ヲ臺灣總督ニ報告スヘシ

取扱時間延伸ノ場合

一　六月一日ヨリ九月三十日迄午前七時ヨリ午後四時迄
二　十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄午前八時ヨリ午後七時迄
　但シ一、二等局及其ノ市內ノ郵便局所ニ在リテハ十二月三十一日ニ限リ午後十時迄
三　局待拂ハ十二月三十一日ニ限リ午後四時迄

祭日、祝日其ノ他ノ休暇日ニ於テ取扱フ場合

一　五月一日ヨリ九月三十日迄午前八時ヨリ正午十二時迄
二　十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄午前九時ヨリ正午十二時迄

前項ノ取扱時間ハ之ヲ局所前ニ掲示スヘシ

大正元年十二月訓令第九十六號ハ之ヲ廢止ス

●大正九年度特別會計歲入歲出科目削除

大正九年六月二十六日
訓令第九十六號

(本文略ス)

●遞信局郵便局所現金出納計算規程中改正

大正九年六月二十六日
訓令第九十七號

(本文略ス)

●臺灣國勢調査世帶調査書及要計表檢査手續制定

大正九年六月二十九日
訓令第九十八號

臺灣國勢調査世帶調査書及要計表檢査手續別冊ノ通相定ム但シ別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ

●郵便物區分規程中改正

大正九年六月三十日
訓令第九十九號

(本文略ス)

勅令

●內國旅費規則中改正

大正九年五月二十八日
勅令第百七十六號

朕內國旅費規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

內國旅費規則中左ノ通改正ス

第二條　旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、

日當、宿泊料、食卓料、赴任手當、移轉料及家族移轉料ノ九種トス

鐵道賃及船賃ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ實際ノ料金ニ依リ、車馬賃日當宿泊料食卓料及移轉料ハ別表ニ揭クル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第六條　赴任ノ場合ニ於テハ別ニ日當五日分宿泊料五夜分ニ相當スル赴任手當移轉料及家族移轉料ヲ支給ス

家族移轉料ハ家族一人每ニ舊任地又ハ本人ノ居住地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃船賃車馬賃日當宿泊料食卓料ノ全額及赴任手當ノ三分ノ二ニ該當スル金額トス但シ十二歲未滿ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス

家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前項ノ規定ニ依ル給額ノ半額トス

赴任者赴任後一年內ニ其ノ家族故ナクシテ新任地ニ移轉セサルトキハ家族移轉料ヲ支給セス

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ必要ナル費用ヲ支給スルコトヲ得

第九條ノ二　前條第二項ノ規定ハ在勤廳所在地外ノ市區町村內ヲ旅行シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十條ノ二　前條第一項ノ規定ハ舊任地又ハ本人ノ居住地以外ヨリ新任地ニ移轉スル家族ニ付支給スル家族移轉料ニ之ヲ準用ス

第十二條中「鐵道賃、船賃又ハ」ヲ削ル

第十三條中「鐵道賃、船賃又ハ車馬賃ハ各」ヲ「車馬賃ハ」ニ改メ「一哩、一海里又ハ」ヲ削ル

第二十條及第二十一條中「又ハ樺太」ヲ「、樺太又ハ千島國」ニ改ム

第二十二條中「樺太ニ赴任スル者、」ノ下ニ「千島國幌莚島以北ニ赴任者ハ出張スル者、」ヲ加フ

別表ヲ左ノ如ク改ム

（別表）

旅費額

官階 ＼ 區分		車馬賃一里ニ付	日當一日ニ付	宿泊料一夜ニ付	食卓料一夜ニ付	移轉料
親任官		一圓五十錢	十二圓	十八圓	四圓	三百圓以內
勅任官		一圓二十錢	八圓	十二圓	三圓五十錢	二百二十圓以內
奏任官	五等以上	九十錢	六圓	八圓	二圓五十錢	百五十圓以內
奏任官	六等以下	九十錢	五圓	七圓	二圓五十錢	百五十圓以內
判任官	五級俸以上	七十五錢	三圓	五圓五十錢	二圓	百圓以內
判任官	六級俸以下	七十五錢	二圓五十錢	四圓五十錢	二圓	百圓以內

附　則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年勅令第二百八十五號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前轉任ヲ命セラレ又ハ新ニ任用セラレ若ハ新ニ任用スル爲召喚セラレタル者本令施行後著任シタルトキハ本令ニ依リ赴任手當及移轉料ヲ支給ス

前項ニ規定スル者ノ家族本令施行後新任地ニ到著シタルトキハ本令ニ依リ家族移轉料ヲ支給ス

●行政官達五等以上出京ノトキ屆出ノ件等廢止

大正九年六月十八日
勅令第百八十四號

朕明治二年四月二十八日行政官達五等官以上出京ノトキ屆出ノ件等廢止ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

勅令第百八十四號

左ノ布告又ハ達ハ之ヲ廢止ス

明治二年四月二十八日行政官達五等官以上出京ノ時屆出ノ件
明治三年正月十二日布告塗笠挑燈之御規則ノ件
明治三年四月五日辨官達諸官員提燈印ノ件
明治三年八月十七日布告御近火ノ節勅任官ハ參朝奏任官以下ハ官省ヘ參集ノ件
明治三年八月二十九日布告諸官員出張歸京後休暇ヲ賜ハルノ件
明治三年十月十四日布告府縣廳門支廳ニ御紋ノ幕挑燈ヲ用フルノ件
明治三年十二月二十二日布告在官者等署名ノ件
明治三年十二月二十三日布告在官者等署名略式ノ件
明治三年七月布告諸官省伺書ニ控添附並往復ノ書面銘書帳添附ノ件
明治四年六月二十日布告諸寺院下馬下乘札禁止ノ件
明治四年十月十二日布告公用文書ニ苗字實名ノミヲ用フルノ件
明治五年第六十八號布告
明治五年第九十八號布告
明治五年第百三十三號布告
明治五年第百七十五號布告
明治六年第一號布告
明治六年第二十六號布告
明治六年第二百二十號布告
明治六年第四百一號達
明治八年第二十一號達
明治八年第五十八號達
明治八年第九十三號達
明治九年第五十七號布告
明治十一年第二號布告

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

閣　令　（臺灣施行）

●軍需工業動員法第十六條ニ依ル職務執行ノ證票ニ關スル件改正

大正九年六月十一日
閣令第三號

大正七年閣令第五號軍需工業動員法第十

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六條ノ規定ニ依ル職務執行ノ證票ニ關スル件中左ノ通改正ス

別記様式中「軍需局印」ヲ「國勢院印」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ニ交付シタル證票ハ仍其ノ效力ヲ有ス

省令（臺灣施行）

●內國旅費規則ニ依リ鐵道賃、船賃制定

大正九年五月三十一日
大藏省令第十六號

內國旅費規則第二條ニ依リ鐵道賃、船賃左ノ通相定メ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條　鐵道賃ハ左ノ區別ニ從ヒ旅客運賃（通行税ヲ含ム）及急行料金ニ依リ之ヲ計算ス

一、高等官ニ在リテハ一等ノ運賃但シ一等車ノ連結ナキ線路ニ依ル旅行ニ在リテハ二等ノ運賃

二、判任官ニ在リテハ二等ノ運賃但シ特別ノ必要ニ依リ一等車ニ乘車シタル場合ニ於テハ一等ノ運賃

三、運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ高等官判任官共上級ノ運賃、其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃

四、五十哩以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金但シ急行料金ヲ徵セサル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

五、百哩以上特別急行列車ニ乘車シタル場合ニ於テハ特別急行料金

六、特別ノ必要ニ依リ普通急行列車又ハ特別急行列車ニ乘車シタル場合ニ於テハ前二號ノ規定ニ拘ラス其ノ乘車ニ要スル急行料金

第二條　船賃ハ旅客運賃（通行税及艀船賃ヲ含ム）及急行料金ニ依リ鐵道賃ノ例ニ準シ之ヲ計算ス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN